平成29年度　産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歴史・文化に係る商標の保護に関する調査研究報告書

平成30年2月

株式会社サンビジネス

要約

背景

我が国の商標法上、文化財等の名称や外観等を文字、図形、又は立体的形状等により表した標章についての保護に関する明確な規定はなく、また、審査基準等にも定めがない。

目的

海外における文化財等を表す商標の保護制度や基準・運用を調査し、我が国の事例と比較分析することで、我が国における歴史・文化に係る商標の保護に関する課題の整理及び保護の在り方について検討を行うための基礎資料を作成する。

（１）公開情報調査

文化財等を有し、かつ知的財産法の整備された 21 の国・地域について、各国の制度、審査基準、審査便覧又は審査例に係る拒絶理由や審判例等の運用、裁判例等の調査をした。

（２）海外質問票調査

（１）の調査対象国のうち、我が国の法制度上の整理に資する事例が確認できた、15 の国・地域の法律事務所等に対し質問票を送付し、制度や審査例等についてより詳細な情報を得た。

（３）専門家ヒアリング調査

（１）、（２）の結果を踏まえ、学識経験者及び弁理士に対してヒアリング調査を実施し、歴史・文化に係る商標の保護の在り方の整理及び分析等に対する専門的な視点からの助言を得た。

（４）総合分析

- 各国では、商標法上の規定を有する場合や、商標法上の規定がない場合でもガイドラインや運用で対応した事例がある。
- 我が国の商標制度での運用を考えると、商標法 3 条 1 項 3 号、商標法 4 条 1 項 7 号などの規定の適用が可能である。
- 今後、商標審査便覧等により、歴史・文化に係る商標の保護と標章の利用を希望する者のニーズとの調和の取れた運用の整備がなされることが望まれる。

はじめに

現在、歴史的・文化的・伝統的価値を有する文化的所産（以下、「文化財等」という。）の名称や外観等を文字、図形又は立体的形状等により表した標章については、商標法上、保護に関する明確な規定はなく、また、審査基準等にも定めがない状態である。

このような標章について商標登録がなされることで、文化財等の名称等に関し、特定人が独占的排他的権利を取得することが懸念されており、実務家や有識者からその取扱いについて検討が必要であるとの声が上がっている。そして、国内外の文化・芸術等の交流が活発な現在においては、海外の文化財等を素材とする標章についても同様に取扱うことが求められている。

本調査研究では、海外における文化財等を表す商標の保護制度や基準・運用を調査し、我が国の事例と比較分析を行った。これにより、我が国における歴史・文化に係る商標の保護に関する課題の整理及び保護の在り方について検討を行うための基礎資料として、報告書を取りまとめた。

最後に、本報告書をまとめるにあたり、海外質問票調査にご協力いただいた海外現地法律事務所の方々、国内ヒアリング調査にご協力いただいた皆様に、厚く御礼申し上げる。

平成 30 年 2 月

株式会社サンビジネス

目　次

要約
はじめに

【本編】

Ⅰ．　調査研究概要 1

１．　本調査研究の背景・目的 1
２．　本調査研究の実施内容 1
（１）　公開情報調査 2
（２）　海外質問票調査 2
（３）　国内ヒアリング調査 3
３．　本調査の結果概要 3

II．　総論 6

１．　国・地域別の制度及び審査傾向 6
（１）　米国 6
（２）　欧州 8
（３）　イギリス 9
（４）　ドイツ 10
（５）　フランス 11
（６）　スイス 12
（７）　ベネルクス 14
（８）　イタリア 15
（９）　スペイン 16
（１０）ノルウェー 17
（１１）中国 18
（１２）韓国 19
（１３）台湾 22
（１４）シンガポール 25
（１５）オーストラリア 25
（１６）ニュージーランド 27
（１７）インド 27
（１８）ロシア 29
（１９）メキシコ 31

（２０）ブラジル 32
（２１）アンデス共同体 33
２．　各国制度比較表 34
III．　拒絶事例 37
１．　調査方法 37
（１）　公開情報調査 37
（２）　海外質問票調査 37
２．　調査結果 38
（１）　米国 39
（２）　欧州 40
（３）　イギリス 42
（４）　ドイツ 43
（５）　スイス 43
（６）　ベネルクス 44
（７）　スペイン 45
（８）　ノルウェー 46
（９）　中国 47
（１０）韓国 50
（１１）台湾 54
（１２）インド 60
（１３）ロシア 61
（１４）アンデス共同体 65
IV．　登録事例 66
１．　調査方法 66
（１）　公開情報調査 66
（２）　海外質問票調査 67
２．　調査結果 67
（１）　米国 69
（２）　欧州 71
（３）　イギリス 73
（４）　ドイツ 74
（５）　フランス 75
（６）　スイス 78

（７） ベネルクス 79
（８） イタリア 81
（９） スペイン 83
（１０） ノルウェー 84
（１１） 中国 85
（１２） 韓国 87
（１３） 台湾 95
（１４） シンガポール 96
（１５） オーストラリア 96
（１６） ニュージーランド 97
（１７） インド 98
（１８） ロシア 99
（１９） メキシコ 100
（２０） ブラジル 100
（２１） アンデス共同体 101

Ｖ． 文化財等のカテゴリごとのまとめ 103

１． 絵画、彫刻 104
２． 陶磁器、織物 112
３． 筆跡、署名 112
４． 紋章、記章、旗章 113
５． 演劇等の演目・題目、民族舞踊、バレエ 113
６． 楽曲 114
７． 小説、詩 115
８． 経典、碑文 117
９． 文化的行事 117
１０． 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 118
１１． 歴史上の人物 128
１２． その他 131

VI ． モデル事例に関する登録可能性の調査 135

１． 調査方法 135
２． 調査結果 136

VII ． 本調査に関連する国際的な動向 147

１． IGC（遺伝資源等政府間委員会）関連の情報 147

VIII．　ヒアリング調査 154
１．　調査方法 154
２．　調査結果 154
（１）　海外での状況について 154
（２）　審査運用（適用条文）について 155
（３）　審査便覧による整理について 158
IX．　総合分析 160

【資料編】

資料Ⅰ　海外質問票
資料Ⅱ　海外質問票調査 各国・地域回答

Ⅰ．調査研究概要

１．本調査研究の背景・目的

建造物、絵画、彫刻、工芸品、伝統的音楽などの中には、古くから受け継がれている貴重な財産として、歴史的・文化的・伝統的価値を有し、豊かな文化の象徴となっているものも多数存在する。また、それらの歴史的・文化的・伝統的価値を有する文化的所産（以下、「文化財等」という。）は、国家において重要な資産、資源であるばかりでなく、各地域にとっても、一つの地域資源、観光資源となり得るものであり、その名称等を利用した地域興し等も盛んに行われている実態がある。しかしながら、文化財等の名称や外観等を文字、図形又は立体的形状等により表した標章については、商標法上、保護に関する明確な規定はなく、また、審査基準等にも定められていない。

そのような中、家紋、浮世絵やクラシック音楽等が商標として出願されている状況も見受けられ、文化財等の名称、外観や楽曲等に関して、商標として特定人に独占排他的な権利が発生する場合があることが懸念されている。また、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の商標審査基準ワーキンググループにおいても、歴史的・文化的・伝統的価値のある標章についての取扱いは、今後の検討課題として報告されている。そして、国内外の文化・芸術等の相互交流が進む中では、海外の文化財等に関しても同様に取り扱う必要があり、海外における文化財等を表す商標の保護に関する制度について調査を行う必要がある。

そこで、本調査研究では、これまでの我が国における歴史・文化に係る商標の事例を調査、分析するとともに、海外における文化財等を表す商標の保護制度や基準・運用を調査し、これらの比較分析を行う。また、学識経験者等に対する国内ヒアリングを行い、我が国における歴史・文化に係る商標の保護に関する課題の整理及び保護の在り方について検討を行うための基礎資料を作成することを目的とする。

２．本調査研究の実施内容

本調査研究では、公開情報調査（21 の国・地域が対象）、海外質問票調査（15 の国・地域が対象）、国内ヒアリング調査を行った。

（１） 公開情報調査

歴史的・文化的・伝統的価値を有する商標に関する各国の制度、審査基準、審査便覧又は審査例に係る拒絶理由や審判例等の運用、裁判例等を調査し、整理・類型化して比較分析を行った。調査対象国・地域は、米国、欧州、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、ベネルクス、イタリア、スペイン、ノルウェー、中国、韓国、台湾、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、インド、ロシア、メキシコ、ブラジル、アンデス共同体の 21 の国・地域とした。

（２） 海外質問票調査

前記（１）の 21 の調査対象国・地域のうち、我が国の法制度上の整理に資する事例が確認できた米国、欧州、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、ベネルクス、スペイン、中国、韓国、台湾、オーストラリア、インド、ロシア、アンデス共同体の 15 の国・地域について、商標制度に詳しい法律事務所等に対し質問票を送り、海外における文化財等に係る商標の保護についての事例収集と法制度上の整理を行った。

協力事務所名	対象国・地域
Womble Bond Dickinson	米国
Knijff Trademark Attorneys	欧州、ベネルクス
Marks & Clerk LLP	イギリス
TBK	ドイツ
Inlex IP Expertise	フランス
Novagraaf Switzerland	スイス
Isern Patentes Y Marcas	スペイン
中国国際貿易促進委員会特許商標事務所	中国
金・張法律事務所	韓国
台湾国際専利法律事務所	台湾
Griffith Hack	オーストラリア
Lakshmikumaran & Sridharan	インド
GORODISSKY & PARTNERS	ロシア
OMC ABOGADOS & CONSULTORES	アンデス共同体

（３）　国内ヒアリング調査

歴史・文化に係る商標の保護の在り方の整理及び分析等に対する専門的な視点からの助言を得るため、前記（１）、（２）の調査結果を踏まえて、商標制度の他、著作権や不正競争防止法に精通した学識経験者及び弁理士に対しヒアリング調査を行った。

３．本調査の結果概要

本調査結果の概要を示す概括表を掲載する。なお、本表は、公開情報調査の結果及び海外質問票調査の調査対象とした 15 の国・地域の法律事務所からの回答に基づき作成をしたものであり、各国における公式な見解ではない点に留意が必要である。

＜調査結果に関する概括表＞

地域	規定について特筆すべき点	運用の傾向
米国	死去した合衆国の大統領の氏名・肖像についての規定あり（商標法2条(c)） 民族についての記載あり（商標審査便覧）	先住民のシンボルに関する商標審査便覧があり保護をする姿勢がみられる反面、国内外の文化財等に関しては規制が緩やかだが、第三者による有名な絵画が関係者との関係を示唆するとして拒絶された例はある
欧州	—	一般的な商標の登録基準で拒絶事由がなければ基本的に登録。文化財等に係る標章は識別力と「容認された道徳または公共政策に反する」かどうかで判断する
イギリス	—	文化財等に係る標章の拒絶例はほとんどなく緩やかな傾向だが、宗教に関しては公序良俗に反するという拒絶例がある 現地代理人は職権による拒絶ではなく、異議を受けて判断されるべきものとの見解を示した
ドイツ	—	文化財等に係る標章であっても、識別力があれば登録される傾向があるが、宗教に関するものは公序良俗に反するとして拒絶された例がある。識別力に関する判断は欧州よりやや厳しい
フランス	—	文化財等に係る標章であっても、識別力があれば登録される傾向 文化財等に係る標章で報告された拒絶例はなかった
スイス	—	文化財等に係る標章であっても、識別力があれば登録される傾向だが、宗教に関する標章が道徳に反するとして拒絶された例がある
ベネルクス	—	文化財等に係る標章であっても、識別力があれば登録される傾向だが、識別力の判断は欧州よりやや厳しい 知的産財庁が職権による絶対的拒絶理由の判断をする以前に出願された文化財等に係る標章の登録例もある
スペイン	出願人以外の者を特定する固有の名称又は肖像についての規定あり（商標法9条1項(a)）	文化財等に係る標章に係る登録がなされているが、現地代理人から報告を受けたものについては関係者による出願であった
中国	民族や宗教についての記載あり（商標審査及び審理基準）	緩やかな傾向だが、民族的あるいは政治的な文化財等に係る標章が社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすものとして拒絶された例がある
韓国	民族や宗教についての規定あり（商標法34条1項2号） 識別力がない標章の例として、書籍複写、東洋画、建物写真や、顕著な地理的名称の事例として南大門、仏国寺、景福宮などの記載あり(商標審査基準)	一般の商標と同様の判断 宗教に関する標章で、関係者であっても宗教的自由を制限するおそれがあるとして拒絶された例がある
台湾	民族や宗教についての記載あり（商標識別性審査基準）	文化財等に係る標章は識別力がないとされ、先住民族に係る標章は「原住民を保護する条例」により公序良俗に反するとして拒絶された例がある。著名なものでも関係者による出願は登録されている傾向がある
豪州	—	緩やかな傾向で、文化財等に係る標章であっても、識別力があれば登録される傾向がある
インド	国民の階級や民族についての規定あり（商標法9条2項(b)）	緩やかな傾向だが、宗教に関しては識別力がなく、宗教書は商標として使用できないとした拒絶例がある
ロシア	連邦民法上に文化遺産や自然遺産に関する規定あり（連邦民法第4法典第1483条4項）	文化財等に係る標章は直接的な規定、「公益並びに人間性及び道徳の原則に反する」が適応されて拒絶される
アンデス	アンデス共同体決議の文化財に係る商標に関する規定として、先住民の文化などの標識を保護する規定あり（アンデス共同体決議第486号第136条(g)）	現地代理人は、文化財等は基本的に保護されるとの考えだが、報告された拒絶例は先住民の文化に係る標章以外みられない。

地域	特徴的な拒絶例	特徴的な登録例
米国	アイゼンハワー元大統領の肖像画および名前で構成される標章、ムンクの絵画「叫び」（図形）	デトロイト市のモニュメント「The Spirit of Detroit」（図形）、マサチューセッツ州の初代知事John Hancockの署名、自由の女神（図形）、アブラハム・リンカーンの名前が第三者によって登録
欧州	小説のキャラクター「ピーターパン」はピーナツバターや香水では識別力が認められ、書籍や映画に対しては認められない。「ビン・ラーディン」（文字）はテロに対する支援を暗示するとして拒絶	レンブラントの絵画「夜警」（図形）、「ノートルダム」（文字）、「レオナルド・ダ・ヴィンチ」（文字）、「ピカソ」（文字）が第三者によって登録
イギリス	イエス(キリスト)を表す「JESUS」（文字）	小説やミュージカルの題名「オペラ座の怪人」（文字）、「ROYAL SHAKESPEARE COMPANY（ロイヤル・シェイクスピア・カンパニー）」（文字）が関係者によって登録
ドイツ	「レオナルド・ダ・ヴィンチ」（文字）、一部の商品に対するマレーネ・ディートリッヒの肖像写真、救世主を表す「メシア」は公衆の感情を害するとして拒絶	「モナ・リザ」（文字）、ドイツのバイエルン州にある城「ノイシュバンシュタイン」（文字）、バレエ音楽「白鳥の湖」（文字）
フランス	特になし	レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」（文字と図形）、ダヴィッドの絵画「サン・ベルナール峠を越えるナポレオン・ボナパルト」（文字と図形）、小説の題目「風と共に去りぬ」（文字）、楽曲名「エリーゼのために」（文字）
スイス	聖母マリアを表す「Madonna」（文字）	作曲家「フレデリック・ショパン」（文字）、ベートーベン唯一のオペラの題目「フィデリオ」（文字）が第三者によって登録。関係者によるオランダのフラワーパーク「キューケンホフ」（文字）の出願は審査で拒絶されたが、上訴され識別力を認められ登録となった
ベネルクス	レンブラントの絵画「夜警」（図形）、「アンネの日記」（文字）	フェルメールの絵画「牛乳を注ぐ女」（図形）、オランダの海軍提督ミヒール・デ・ロイテルの署名、バレエの作品名「ジゼル」（文字）、アインシュタインの顔（図形）と名前（文字）が第三者によって登録
スペイン	キューバ革命の指導者「チェ・ゲバラ」の顔のロゴ	ガウディが設計したバルセロナにある建築物「カサ・ミラ」の写真、ピカソの署名、「リナレス宮殿」（画像と文字）が関係者によって登録
中国	中国の無形遺産である「哈尼古歌」（図形と文字）、世界遺産・故宮の正門であった「天安門」（文字）	レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」（図形）や文字（英語・中国語）、「ロミオとジュリエット」（英語・中国語）、ダンス音楽の題目「くるみ割り人形」（中国語）、中国の有名な古曲の題目である「高山流水」（文字）が第三者によって登録
韓国	布団等を指定した韓国の旧貨幣の図柄が識別力の欠如により、レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」（図形）やピカソの署名が公序良俗に反するとして、書籍出版を指定した「ヘミングウェイ」（文字）が出所の混同を理由に拒絶	キャンバスなどを指定して「モナ・リザ」の絵をパロディ化したものに文字部分「世界堂」を結合したもの、韓国の代表的民俗遊戯の名称「カンガンスルレ」、韓国の代表的民謡「アリラン」、朝鮮時代の古典小説「春香伝」、ハングルの創製を行った朝鮮王朝の「世宗大王（セジョン）」の名前が第三者によって登録
台湾	紙、美術用品を指定したレオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」（図形）と文字（英語、中国語）、チョコレート等を指定した国宝である「翠玉白菜」（立体）、タイヤル族の伝統服装・面部のトーテムとタイヤル語の「Gaga」（文字）で構成された標章	レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」をイメージした図形や文字（英語・中国語）、「頤和園」（文字）、中国の文学者、陶淵明（とう えんめい）の名前が第三者によって、「故宮」（文字）が博物院によって登録
豪州	オーストラリアの先住民である「Aboriginals」（文字）と亀（図形）で構成される標章	オーストラリアの第二の国歌といわれる「ワルチング・マチルダ」（文字）、小説の題目「ベニスの商人」（文字）、「マウント・エベレスト」（文字）、救世主を表す「メサイヤ」（文字）が第三者によって登録
インド	ヒンズー教の経典「ラーマーヤナ」という文字を含む図形標章は一人に神聖な宗教本の名前を独占させることは適当ではないとして拒絶	インドの遺産にもなっている「タージ・パレス・ホテル」の外観の写真
ロシア	レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」（図形）と「MONNALISA」（文字）の結合標章、カトリックの祝日「Epiphany（公現祭）」と同じ意味を表す「聖なる三人の王」（文字）	モンゴル帝国の皇帝「オゴデイ・カアン」のイメージと名前（英語）、フランスの宮殿「ベルサイユ」（ロシア語）、バレエ音楽の題目「白鳥の湖」（ロシア語）と図形の結合標章、ロシアの民族「バシキール」（ロシア語）が第三者によって登録
アンデス	コロンビアの先住民に関係する「ジャガーマン」に類似する図柄は、アンデス共同体決議に反するとして拒絶	ミロのヴィーナス（図形）と「VENUS」（文字）、ペルー海軍の提督を務めた「ミゲル・グラウ」（文字）が第三者によって登録

II．総論

１．国・地域別の制度及び審査傾向

調査対象国・地域における、歴史・文化に係る商標の保護に関連する制度について、以下に掲載をする。また、海外質問票調査の調査対象である 15 の国・地域（米国、欧州、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、ベネルクス、スペイン、中国、韓国、台湾、オーストラリア、インド、ロシア、アンデス共同体）においては、審査の傾向についても掲載する。各国・地域における拒絶事例の詳細については「Ⅲ．拒絶事例　２．調査結果」（38 頁以降）を、登録事例の詳細について「Ⅳ．登録事例　２．調査結果」（67 頁以降）を、参照のこと。

なお、掲載した各規定の翻訳は、特許庁 WEB サイトの「外国産業財産権制度情報[1]」に掲載のあるものは、当該翻訳を利用した。

なお、審査の傾向については、公開情報調査の結果及び海外質問票調査の対象となった各地域の法律事務所からの回答に基づく判断であり、各国における公式な見解ではない点に留意が必要である。

（１）　米国

（ｉ）　制度概要・審査傾向

米国では、商標法上に歴史・文化に係る商標の保護に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法第 2 条柱書）、「不道徳的，欺瞞的若しくは中傷的な事項」（商標法第 2 条(a)）、「団体，信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑し，若しくはそれらとの関係を偽って示唆し，又はそれらを侮辱し若しくはそれらの評判を落とす虞のある事項」（商標法第 2 条(a)）、「生存中の特定の個人を示す名称，肖像又は署名又は死去した合衆国の大統領の氏名，署名又は肖像に関するもの」（商標法第 2 条(c)）などがある。

エドヴァルド・ムンクの絵画「叫び」は、絵画そのものの標章が第三者により出願されたが、作者又は管理団体との関係を誤って示唆するとして商標登録を拒絶された。同じ商標はノルウェーを基礎として、欧州にも出願され、欧州では登録になっている。また、アイゼンハワー元米国大統領の肖像画及び名前で構成される標章は、死去した合衆国の大統領の氏名、肖像に関する規定に基づき拒絶さ

[1] https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

れた。一方、雑貨を指定商品とするデトロイト市のシンボル「The Spirit of Detroit」のイメージや、金融サービスを指定役務とするマサチューセッツ州で初代知事となったジョン・ハンコックの署名などは登録されている。なお、商標審査便覧には先住民のシンボルに関する記載があり、保護をする姿勢がみられる反面、国内外の歴史・文化に係る商標に関しては規制が緩やかなように思われる。米国の図形コード表には自由の女神（07.09.08）やエッフェル塔（07.09.07）が項目として掲載されている。

（ⅱ）制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 2 条(15 U.S.C.§1052：商標は主登録簿に登録することができる；同時登録出願人の商品を他人の商品から識別することを可能にする商標は,その性質を理由として，主登録簿に登録することを拒絶されることはない。ただし，その商標が次に該当するときはこの限りでない。 (a) 次のものから成り又はそれらを含むこと。不道徳的，欺瞞的若しくは中傷的な事項；又はある者(生存しているか死亡しているかを問わない)，団体，信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑し，若しくはそれらとの関係を偽って示唆し，又はそれらを侮辱し若しくはそれらの評判を落とす虞のある事項（略） (c) 生存中の特定の個人を示す名称，肖像又は署名から成り，又はそれらを含み（ただし，当該生存者からの書面による承諾を得ている場合を除く），又は死去した合衆国の大統領の氏名，署名又は肖像であって，その未亡人が生存している期間におけるものであること（ただし，未亡人の書面による承認を得ている場合を除く） (e) 次の標章から成ること。(1)出願人の商品に付して又は関連して使用される場合に，それらの商品を単に記述するか又は欺瞞的に記述するもの；(2)出願人の商品に付して又は関連して使用される場合に,主として地理的にこれらの商品を記述するもの。ただし，原産地表示として本巻第 1054 条に基づいて登録することができるものを除く；(3)出願人の商品に付して又は関連して使用される場合に，主として地理的にこれらの商品を欺瞞的に記述するもの；(略） (f) (a)，(b)，(c)，(d)，(e)(3)及び(e)(5)において明示して除外されている場合を除き，本条の如何なる規定も，出願人が使用する標章であって，取引におい

て,出願人の商品を識別することができるようになっているものの登録を妨げない。(略)

（２）　欧州

（ｉ）　制度概要・審査傾向

欧州では、商標法上に歴史・文化に係る商標の保護に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「識別力の欠如」(欧州連合共同体商標に関する理事会規則第７条１項(b)(c))、「容認された道徳又は公共政策に反する商標」(欧州連合共同体商標に関する理事会規則第７条１項(f))、「商品・役務の性質，品質又は原産地について欺瞞するような性質の商標」(欧州連合共同体商標に関する理事会規則第７条１項(g)) などがある。

歴史・文化に係る商標に関する判断は、緩やかな傾向があり、一般的な商標の登録基準で拒絶事由がなければ基本的に登録となる。そのため、ベネルクスで拒絶になったレンブラントの絵画「夜警」(指定商品：ストロンチウム）や米国と日本で拒絶になったエドヴァルド・ムンクの絵画「叫び」(指定商品：食品）について、同一標章であるものの、登録が認められている。また、「レオナルド・ダ・ヴィンチ」(文字）はドイツで識別力がないとして拒絶になったが、欧州では靴やバックを指定商品として登録されている。

その一方で、イギリスの作家ジェームス・マシュー・バリーの戯曲や小説のキャラクター「Peter Pan」が指定商品書籍及び映画の上映部分につき拒絶され、トルコの初代大統領の名前「ATATURK」が容認された道徳又は公共政策に反するとして拒絶されている。

（ⅱ）　制度概要

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第７条
(1) 次のものは，登録することができない。
（略）
(b) 識別性を欠く商標

(c) 商品の種類，品質，数量，用途，価格，原産地，生産時期，サービスの提供時期,又は商品又はサービスのその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識又は表示のみからなる商標
（略）
(f) 公共政策又は一般に是認された道徳規範に反する商標
(g) 公衆を，たとえば，商品若しくはサービスの性質，品質又は原産地について欺瞞するような性質の商標

（３） イギリス

（ｉ） 制度概要・審査傾向

イギリスでは、商標法上に歴史・文化に係る商標の保護に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法第 3 条第 1 項(b)(c)）、「容認された道徳又は公共政策に反する商標」(商標法第 3 条第 3 項(a))、「商品・役務の内容，品質又は原産地について欺瞞するような内容の商標」（商標法第 3 条第 3 項(b)）などがある。

歴史・文化に係る商標に関する拒絶例は少ないが、文字商標「JESUS」がイギリスで登録することにより、宗教的感情を害する可能性が高いと考えられたとして、商標法第 3 条第 3 項（a）により拒絶された事例があった。登録例の文字商標「ROYAL SHAKESPEARE COMPANY（ロイヤル・シェイクスピア・カンパニー)」は関係者による出願であった。また、海外商標データベースには、食品と飲食物の提供などを指定商品・役務とする第三者の出願と思われるエドゥアール・マネの絵画そのものの商標や、衣料品を指定商品とするロンドンの「タワーブリッジ」の写真を含む商標の登録例があった。

（ⅱ）制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 3 条
(1) 次のものは登録されない。
（略）

(b) 識別性を欠いている商標
(c) 商品若しくはサービスの種類，品質，数量，用途，価格，原産地，生産時期若しくは提供時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を表すために取引上役立つことができる標識又は表示のみからなる商標
（略）
(3) 商標は，次の場合は登録されない。
(a) 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する場合，又は
(b) 公衆を（たとえば，商品又はサービスの内容，品質又は原産地について）欺瞞するような内容である場合
(4) 商標は,その使用が連合王国において制定法若しくは法規則により又は共同体法の規定により禁止されている場合は，その禁止の範囲において，登録されない。

（４）　ドイツ

（ｉ）　制度概要・審査傾向

ドイツでは、商標法上に歴史・文化に係る商標の保護に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法第 8 条第 2 項第 1 号と第 2 号)、「商品・役務の種類，品質又は原産地について，公衆を欺くような商標」（商標法第 8 条第 2 項第 4 号)、「公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する商標」（商標法第 8 条第 2 項第 5 号）などがある。

歴史・文化に係る商標であっても、識別力があれば登録される傾向があり、衣料品を指定商品とする「モナ・リザ」（文字）や金融・情報・農業サービスを指定役務とするドイツの有名な城「ノイシュヴァンシュタイン」(文字)、化粧品や鞄を指定商品とするバレエ音楽「白鳥の湖」（文字）などの登録例がみられる。一方、「レオナルド・ダ・ヴィンチ」の名前は公共の文化遺産の一部であり識別力がないとして、また救世主を意味する「メシア（Messias)」（文字）は、宗教に関するものであり、商標登録により多くの公衆の感情を害するとして、いずれも商標法第 8 条第 2 項第 5 号に反するとして拒絶された。他方、「レオナルド・ダ・ヴィンチ」は欧州で、「Messias」と同じ意味の「THE MESSIAH」はオーストラリアでそれぞれ商標登録されており、ドイツの判断基準はこれらの国より厳しいものといえる。

（ⅱ）制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 8 条 （略） (2) 次の商標は登録されないものとする。 1. 商品又はサービスについての識別性を有していない商標 2. 商品若しくはサービスの種類，品質，数量，用途，価格，原産地，生産若しくは提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある記号又は表示のみをもって構成された商標 （略） 4. 特に，商品若しくはサービスの種類，品質又は原産地について，公衆を欺くようなものである商標 5. 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する商標 （略） 9. 公益に関するその他の規定によりその使用を禁止し得ることが明白である商標

（５）　フランス

（ⅰ）　制度概要・審査傾向

フランスでは、商標法上に歴史・文化に係る商標の保護に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「識別力の欠如」（知的財産法第 L711 条 2（b））、「公序良俗に反する標識，又は法律によって使用を禁じられている標識」（知的財産法第 L711 条 3（b））、「商品・役務の特に内容，品質又は出所に関し，公衆に誤認を生じさせる虞がある標識」（知的財産法第 L711 条 3（c））などがある。

歴史・文化に係る標識であっても、識別力があれば登録される傾向があり、食品を指定商品とする「モナ・リザ」（文字）やワインを指定商品とするフランス皇帝ナポレオン・ボナパルトを描いた絵画を含む標識、小麦粉を指定商品とする凱旋門のイメージを含む標識、貴金属を指定商品とするバレエ音楽「白鳥の湖」（文字）、食品を指定商品とする小説の題目「風と共に去りぬ」（文字）などが第三者によって商標登録されている事例がみられる。フランス国歌（ラ・マルセイ

エーズ）や国家の標語などの国家的・国際的価値と矛盾する標識や侮辱的な標識は拒絶されるとされているが、調査対象事務所の報告には歴史・文化に係る標識に関する拒絶例はない。

（ⅱ）制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 L711 条 2 標章となり得る標識の識別性は,指定商品又はサービスとの関連において評価されるものとする。 次のものは，識別性を有していないものとする。 （略） (b) 標識又は名称であって，製品又はサービスの特徴，特に種類，品質，数量，用途，価格，出所，商品の製造又はサービスの提供の時期等を指定する機能を有するもの （略） (c)にいう場合を除き，使用によって識別性が取得されることがある。 第 L711 条 3 次のものは，標章又は標章の要素とは認められない。 （略） (b) 公序良俗に反する標識，又は法律によって使用を禁じられている標識 (c) 商品又はサービスの特に内容，品質又は出所に関し，公衆に誤認を生じさせる虞がある標識

（６）　スイス

（ｉ）　制度概要・審査傾向

スイスでは、商標法上に歴史・文化に係る商標の保護に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「誤認を生じる標章」（商標法第 2 条(b)）、「公の秩序，道徳又は法律に反する標章」（商標法第 2 条(c)）、「人を欺く異なった原産地の商標若しくはサービスに関する名称，住所又は商標の使用」（商標法第 47 条第

3項（ｃ））などがある。

歴史・文化に係る標章であっても、識別力があれば登録される傾向があり、ベートーベン唯一のオペラの題目「フェデリオ」（文字）を含む標章やグリム童話の題目でディズニー映画のキャラクターでもある「ラプンツェル」（文字）やポーランドの作曲家「フレデリック・ショパン」（文字）の標章が第三者によって商標登録されている事例がみられる。一方、「Madonna（マドンナ）」（文字）は、キリスト教徒の宗教的感情を害するおそれがあり、標章の使用は道徳に反するとして商標法第2条（ｄ）に該当するとされ拒絶された。

（ⅱ）　制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第2条 適用除外の絶対的理由
商標の保護は，次のものには及ばない。
（略）
(c) 誤認を生じる標章
(d) 公の秩序，道徳又は法律に反する標章

第47条 原産地表示の原則
（略）
(2) 関連の取引界において商標又はサービスの特定の出所についての言及として認識されていない地理上の名称及び標章は，(1)でいう原産地表示とはみなさない。
(3) 次の使用は禁止しなければならない。
(a) 原産地表示の不正確な使用
(b) 不正確な原産地表示と混同することがある名称の使用
(c) 人を欺く異なった原産地の商標若しくはサービスに関する名称,住所又は商標の使用

（７）　ベネルクス

（ｉ）　制度概要・審査傾向

ベネルクス知的財産条約では、歴史・文化に係る商標の保護に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「識別力の欠如」(知的財産条約第 3 章第 2.11 条 1 項(b)(c))、「容認された道徳又は公共政策に反する標識」（知的財産条約第 3 章第 2.11 条 1 項(e))、「商品・役務の性質，品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞のある標識」（知的財産条約第 1 章第 2.4 条 1 項(b)）などがある。

審査における歴史・文化に係る商標に関する判断は、欧州よりやや厳しく、欧州で登録されたストロンチウムを指定商品とするレンブラントの絵画「夜警」はベネルクスでは識別力がないとして拒絶されている。同様に、本の題号「HET DAGBOEK VAN ANNE FRANK」（アンネの日記）が、商品・サービスを説明するものであるとして識別力の観点から拒絶され、控訴裁判所もその判断を支持している。

登録例では、園芸や輸出入サービス等を指定役務とするバレエ作品の題目「ジゼル」(文字) や、広告等を指定役務とするベートーベンの「エリーゼのために」の最初の 9 音で構成される音商標、ケータリングサービスを指定役務とする物理学者アルベルト･アインシュタインの肖像画のイラストと文字を含む商標が登録されている。また、ベネルクスでは職権による絶対的拒絶理由の審査が行われていなかった 1996 年以前に、オランダの画家ヨハネス・フェルメールの絵画「牛乳を注ぐ女」が登録された例がある。

（ⅱ）　制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 1 章　第 2.4 条 商標に関する権利は，次のものによっては取得されない。 （略） (b) 商標の登録であって，その商標が，例えば，商品又はサービスの性質，品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞のあるもの （略）

第 3 章　第 2.11 条
(1) 庁が次の判断をしたときは，庁はその商標の登録を拒絶する。
(b) 商標が識別性を欠いている。
(c) 商標が，標章又は表示であって，製品又はサービスに関する種類，品質，数量，用途，価格，原産地又は製造若しくは提供の時期又はそれに関する他の特徴を表示するために業として使用できるもののみによって構成されている。
（略）
(e) 商標が使用されているかどうかにかかわらず、ベネルクスのいずれかの国の容認された道徳又は公共政策に反している場合、又はパリ条約第 6 条が規定する拒絶又は無効とする条件に当てはまる場合は、商標の登録を拒絶する。

（８）　イタリア

イタリアでは、商標法上に歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 18 条
次に掲げるものは，商標の登録適格を有さない。
(a) 法令，公の秩序又は容認された道徳原理に反する標識
(b) 商品若しくはサービスの一般名称又は記述的表示のみからなる標識,たとえば，商品若しくはサービスの種類，品質，数量，用途，価格，原産地，商品の生産時期,サービスの提供時期又はその他の特徴を示すために取引上使用することがある標識
（略）
(e) 特に，商品若しくはサービスの原産地，性質又は品質について公衆を欺く虞のある標識

第 19 条
第 18 条(b)の規定を逸脱するものとして,登録出願の日前に使用されたために識別性を得ている標識は，商標の登録の対象とすることができる。

（９）　スペイン

（ｉ）　制度概要・審査傾向

スペインでは、商標法上に歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法５条１項(b)(c)）、「公序良俗に反する標識」（商標法５条１項(f)）、「商品・役務の内容，品質又は原産地について公衆を誤認させる可能性がある標識」（商標法５条１項(g)）、「出願人以外の者を特定する固有の名称又は肖像」（商標法９条１項(a)）、などがある。

調査対象事務所の報告や海外商標データでは、スペインの建築家アントニ・ガウディの設計した建造物「カサ・ミラ」やスペインの歴史的建造物の「リナレス宮殿」は関係者によって商標登録されている。その他の登録例には、広告サービスなどを指定役務とするロンドンの「Big Ben」のイメージと文字や、飲食物の提供を指定役務とするローマの「コロッセオ」の写真を含む商標、アルコール飲料を指定商品とする「モナ・リザ」（文字）がある。なお、報告された拒絶例には、キューバのゲリラ指導者「チェ・ゲバラ」の肖像イラストがあった。

（ⅱ）　制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第５条 (1) 次の標識は，商標として登録することができない。 （略） (b) 本質的に識別性を欠くもの (c) 商品又はサービスについて，その種類，品質，数量，目的，価格，原産地，商品の製造又はサービスの提供期間又はその他の特徴を示すために取引上使用される可能性がある標識若しくは表示のみからなるもの （略） (f) 本法又は公序良俗に反するもの (g) 例えば商品又はサービスの内容,品質又は原産地について公衆を誤認させる可能性があるもの （略）

(2) 登録を求める商品又はサービスに関して商標が使用された結果として,当該商標が識別性を得た場合は,(1)(b),(c)及び(d)の規定は適用しないものとする。
(3) (1)(b), (c)及び(d)にいう各種の標識からなる組合せは, 第 4 条(1)により要求された識別性を有することを条件として, 商標として登録することができる。

第 9 条
(1) 正当な許諾がなければ, 次のものは商標として登録することができない。
(a) 商標の出願人以外の者を特定する固有の名称又は肖像
(b) 公衆から見ると, 出願人以外の者を特定する名, 姓, 筆名又はその他の標識
（略）
(2) 登録出願人を特定する名, 姓, 筆名又はその他の標識は, この部に含まれた登録禁止事由の何れかに抵触した場合は, 商標として登録することができない。

（１０） ノルウェー

ノルウェーでは、商標法上に歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 14 条
登録されるべき商標は, 第 2 条に従い保護することができ, かつ, 図示的に表示することができる標識で構成される。それは, 関連する商品又はサービスに係る標識として識別性を有さなければならない。
商標は,専ら又は重要でない変更若しくは追加により次に該当する標識又は表示から成る場合は, 登録することができない。
a) 商品若しくはサービスの種類, 品質, 数量, 意図された用途, 価額若しくは地理的原産地,商品の生産時期若しくはサービスの提供時期又は商品若しくはサービスに係るその他の特徴を示すもの（後略）

第 15 条
商標は, 次の何れかに該当するときは登録することができない。
a) 商標が法律若しくは公の秩序に反するとき, 又は反則を犯す虞があるとき
b) 商標が例えば商品又はサービスの性質, 品質又は原産地に関して誤認を生じさせる虞があるとき

（１１） 中国

（ｉ） 制度概要・審査傾向

中国では、商標法上に歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「識別力の欠如」(商標法第 11 条)、「社会主義道徳風習を害し，又はその他の有害な影響を及ぼす標識」(商標法第 10 条第 1 項第 8 号)、「商標がそれを使用する商品の地理的表示を含むが,その商品が表示された地域の原産ではなく，公衆に誤認させる標識」(商標法第 16 条) などがあり、『商標審査及び審理基準 (2016.12 版)』(商標法第 10 条第 1 項第 8 号の規定について) には「宗教、歴史など公衆人物の姓名と同一又は類似する文字が含まれて文化、宗教、民族などの社会公共利益と公共秩序にマイナス的な影響をもたらす標識」などがある。

歴史・文化に係る標識に関する判断は、緩やかな傾向があり、レオナルド・ダ・ヴィンチの「モナ・リザ」の絵画そのものや「モナ・リザ」を表す文字（英語・中国語)、小説の題目「ロミオとジュリエット」(英語・中国語)」、バレエ音楽「くるみ割り人形」(中国語) など第三者による出願でも登録されている例が多くみられるが、ユネスコ世界遺産である「頤和園」(図形と文字) や万里の長城の一部である「八達嶺長城」(文字) などは関係者によって登録されている。一方、拒絶された標識には、ユネスコ世界遺産である故宮（紫禁城）の正門で政治的な意味合いもある「天安門」(文字) や哈尼族の伝統民間文学芸術の通称である「哈尼古歌」(図形と文字) がある。これらの標識は社会公衆の利益にマイナスの影響をもたらすとして商標法第 10 条第 1 項第 8 号で拒絶されたものである。また、騎楼という古い街を意味する「海口騎楼老街」も、海口市の無形遺産として、公共資源に属し、ある個人又は機構が商標登録で独占すべきものではないとして、商標法第 10 条第 1 項第 8 号で拒絶されている。海外の歴史・文化に係る標識では拒絶例がみられなかった。

（ⅱ）制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 10 条 次に掲げる標識を商標として使用してはならない。 （略）

(8) 社会主義道徳風習を害し，又はその他の有害な影響を及ぼすもの
県又はそれ以上のクラスの行政区画の地名及び一般に知られた外国地名は,商標とすることができない。ただし，その地名が別の意味を有する場合，又は団体標章,証明標章の一部とする場合はこの限りでない。地名を商標として既に登録された商標は引き続き有効である

第 11 条 次に掲げる標識を商標として登録してはならない。
（略）
(3) 顕著な特徴に欠けるもの
前段落に掲げる標識は,使用により顕著な特徴を取得し,容易に識別可能となった場合は，商標として登録することができる。

第 16 条
商標がそれを使用する商品の地理的表示を含むが,その商品が表示された地域の原産ではなく，公衆に誤認させるときは，登録を拒絶し，かつ，その使用を禁止する。ただし，既に善意によって登録した商標は引き続き有効である。
前段落に述べた地理的表示とは，当該商品の原産地，その特有の品質，名声又は主に同地域の自然的若しくは文化的要因によって決定されるその他の特徴を表わす標識をいう。

また、『商標審査及び審理基準（2016.12 版)』には、第 10 条第 1 項第 8 号の規定について、以下のとおり示されている。

（十）商標に政治、宗教、歴史など公衆人物の姓名と同一または類似する文字が含まれてわが国の政治、経済、文化、宗教、民族などの社会公共利益と公共秩序にマイナス的な影響をもたらす場合、商標として使用してはいけない。

（１２） 韓国

（ｉ） 制度概要・審査傾向

韓国では、商標法上に歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法第 33 条第 1 項第 3 号)、「国家・人種・民族・公共団体・宗教又は著名な故人との関係を虚偽に表示するかこれらを誹謗又は侮辱するかこれらに対して評判を悪くするおそれがある商標」（商標法

第 34 条第 1 項第 2 号)、「需要者に与える意味と内容等が一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に合わないなど、公共の秩序を害するおそれがある商標」（商標法第 34 条第 1 項第 4 号)、「商品の品質を誤認させ、又は需要者を欺瞞するおそれがある商標」（商標法第 34 条第 1 項第 12 号）などがあり、審査基準には「人・動植物・自然物または文化財を写真・印刷または複写する等の形態で構成された標章」（商標審査基準第 33 条第 1 項第 7 号）などが挙げられている。

文化遺産に関して特別な判断はしておらず一般の商標と同様の基準で判断をしているものとみられる。識別力がないとした拒絶例では、ふとん等を指定商品とする朝鮮時代の貨幣である常平通宝の図柄の商標があり、公共の秩序を害するとした拒絶例では、ピカソの署名やレオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」（図形と文字）があり、宗教的自由を制限するおそれがあることから特定人に独占させるに適当でないとした拒絶例では、仏教の宗派の名称である「曹渓宗」があり、需要者を欺瞞するおそれがあるとした拒絶例には、書籍出版業などを指定役務とした「ヘミングウェイ」や韓国の高麗時代に作られた青色の磁器の総称である「高麗青磁」を含む商標がある。一方、登録例には、雑貨を指定商品とする韓国の民俗遊戯「カンガンスルレ」（文字）や韓国の代表的民謡「アリラン」（文字)、酒類を指定商品とする新羅時代に建設された天文台「瞻星台」（イメージと文字）があるが、これらの商標は何れも第三者による出願である。

（ⅱ）制度詳細

商標法第 33 条に、歴史・文化に係る商標に適用可能な規定がある。

第 33 条(商標登録の要件) ①次の各号のいずれか一つに該当する商標を除いては、商標登録を受けることができる。 （略） 4.顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図のみからなる商標 （略） 7.第1号から第6号までに該当する商標以外に需要者が誰の業務に関連された商品を表示するのかを識別することができない商標

商標審査基準においては、第 33 条第 1 項第 4 号の規定について、以下のとおり示されている。

[商標審査基準 第 33 条第 1 項第 4 号]
歴史的文化財の場合には、その文化財が著名な結果その名称が単に文化財の呼称としてだけでなくその文化財が所在する地域を指す地理的な名称としても顕著になったのであれば本号に該当するものとみなす。ただし、このような程度に至ったとみがたい場合には、著名な文化財の名称であっても顕著な地理的名称とはみなさない。

また、第 33 条第 1 項第 7 号の規定について、以下のとおり示されている。

[商標審査基準 第 33 条第 1 項第 7 号]
人・動植物・自然物または文化財を写真・印刷または複写する等の形態で構成された標章はこれに該当するものとみなす。ただし、指定商品との関係を考慮して識別力が認められる場合には、この限りでない。

商標法第 34 条にも、歴史・文化に係る商標に適用可能な規定がある。

第 34 条（商標登録を受けることができない商標）
第 33 条にもかかわらず次の各号のいずれか一つに該当する商標に対しては、商標登録を受けることができない。
（略）
2. 国家・人種・民族・公共団体・宗教又は著名な故人との関係を虚偽に表示するかこれらを誹謗又は侮辱するかこれらに対して評判を悪くするおそれがある商標
4. 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味と内容等が一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に合わないなど、公共の秩序を害するおそれがある商標
（略）
12. 商品の品質を誤認させるか需要者を欺瞞するおそれがある商標
13. 国内又は外国の需要者らに特定人の商品を表示するものであると認識されている商標（地理的表示は除く）と同一・類似した商標として、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を負わそうとする等、不正な目的で使用する商標

商標審査基準においては、第 34 条第 1 項第 2 号の規定について、以下のとおり示されている。

[商標審査基準 第34条第1項第2号]
国・人種・民族・公共団体・宗教または著名な故人との関係を虚偽に表示し、またはこれらを誹謗もしくは侮辱し、またはこれらに対する評判を悪くするおそれがある商標

また、音商標に関して第34条第1項第12号又は第13号を適用し得る旨の基準が示されている。

[商標審査基準 音商標関連]
一般需要者に広く知られた音楽(歌)の一部を正当な権限がない者が音商標として出願し需要者を欺瞞するおそれがある場合には法第34条第1項第12号を適用し、不正の目的を有した出願と認められる場合には法第34条第1項第13号を適用する。

（１３） 台湾

（ｉ） 制度概要・審査傾向

台湾では、商標法上に歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には「識別力の欠如」(商標法第29条第1項)、「公序良俗を害する標識」(商標法第30条第1項第7号)、「公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれがある標識」(商標法第30条第1項第8号)、「著名な商標又は標章の識別性又は信用を損なうおそれがあるもの」(商標法第30条第1項第11号）などがあり、商標識別性審査基準では具体的に「著名な歴史上の人物、肖像と姓名、書籍、映画、ドラマ等作品の中でよく知られる人物の名称、宗教・神、用語とシンボル」が挙げられている。

歴史・文化に係る商標に関する判断は、登録事例と拒絶事例がともに多く存在し、著名なものは拒絶され、著名なものでも関係者による出願は登録されている傾向がみられる。

識別力がないとした拒絶例には、チョコレート等を指定商品とする国宝である「翠玉白菜」の立体商標や、紙、美術用品等を指定商品とするレオナルド・ダ・ヴィンチの「モナ・リザ」の絵画と文字（英語・中国語）の標識があり、公序良俗を害するとした拒絶例には、「原住民族基本法」などに反するとした先住民族に関係する標識(茶製品の小売卸売りを指定役務とするタイヤル族に関係の深い

単語「Gaga」）があり、著名な標章の識別性又は信用を損なうおそれがあるとした拒絶例には、アイス等を指定商品とする彰化県政府文化局に登録されている歴史的建造物「玉珍斎」（文字）や、靴、不動産の売買、博物館等を指定商品・役務とする国定古蹟である霧峰林家宅園の建築群「宮保第」（文字）、公衆にその商品・役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれがあるとした拒絶例には、建物・建造及・建造代行等を指定役務とする世界遺産「聖家堂（サグラダ・ファミリア）」（文字）や、スーパーマーケット等を指定役務とする台北市政府文化局登録の歴史的建造物「一号糧倉」（文字）などがある。これらは全て文化財等とは関係のない第三者によって出願されたものである。

一方、登録例には、イギリスの劇作家・詩人であるシェイクスピアの中国文字「莎士比亞」がある。また、ヒンドゥー教の神の一人であるシヴァ神の踊りを意味する「濕婆神之舞」が、取引上識別力があるとして登録されている。

国内外の歴史・文化に係る商標であっても識別力の条件を満たせば登録される傾向がある。

（ⅱ）制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 29 条 次に掲げる、識別性を具えていない情況のいずれかに該当する商標は、登録することができない。 1. 指定した商品又は役務の品質、用途、原料、産地又は関連する特性を描写する説明のみで構成されたもの （略） 3. その他、識別性を具えていない標識のみで構成されたもの 前項第 1 号又は第 3 号が規定する情況は、出願人が使用しており、しかも取引上すでに出願人の商品又は役務を識別する標識となっている場合に、これを適用しない。 商標図案に識別性を具えていない部分が含まれており、且つ、商標権の範囲に疑義が生じるおそれがある場合、出願人は該部分を専用としない旨を声明しなければならない。専用としない旨を声明していない場合は登録することができない。

第 30 条 次に掲げる各号のいずれかに該当する商標は、登録することができない。
（略）
3. 国父（孫文）又は国家元首の肖像又は氏名と同一のもの。
（略）
7. 公序良俗を害するもの。
8. 公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれがあるもの。
（略）
11. 他人の著名な商標又は標章と同一又は類似のもので、関連する公衆に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの、又は著名な商標又は標章の識別性又は信用を損なうおそれがあるもの。但し、該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願した場合は、この限りでない。
（略）
13.他人の肖像又は著名な氏名、芸名、ペンネーム、屋号があるもの。 但し、その同意を得て登録出願した場合は、その限りでない。

商標識別性審査基準（2012 年 7 月 1 日施行）には、第 30 条第 1 項第 7 号の規定について以下のとおり示されている。

- 著名な歴史上の人物の鮮明なイメージは常に社会に対する教化機能を備えており、商品又は役務にされる際、無礼又は侮辱的なマイナスイメージを連想させ、公共の秩序又は善良な風俗を害するものは登録を受けることはできない。
- 肖像と姓名は特定人の表示機能を有するものであるから、著名な歴史上の人物の肖像の審査については、著名な歴史上の人物名の審査原則を適用すべきである。
- 書籍、映画、ドラマ等作品の中でよく知られる人物の名称が、ポスター、写真、彫刻象、映画、ビデオ、光ディスク、書籍、番組、舞台演劇等に使用した場合、関係消費者はそれが商品又は役務内容の説明であると見なしやすいので、通常識別性を有しないものとする。
- 宗教・神、用語とシンボルは、通常神聖、厳粛の意味合いを持って使用されるものであり、商品又は役務に使用された場合、人に軽視させ又はマイナスなイメージを連想させ、公共の秩序又は善良な風俗を害するものは登録を受けることはできない。

（１４） シンガポール

シンガポールでは、歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 7 条 (1) 次のものは登録されない。 （略） (b) 識別性のある特徴を欠く商標 (c) 取引において種類，品質，数量，用途，価格，原産地，商品の製造若しくはサービスの供の時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を指定することができる標章又は表示で専ら構成される商標 （略） (2) 登録出願日前に，なされた使用の結果，識別性のある特徴を実際に取得した場合は，商標は(1)(b)，(c)又は(d)により登録を拒絶されることはない。 （略） (4) 商標が次の場合は，登録されない。 (a) 公序良俗又は道徳に反する場合，又は (b) 公衆を欺瞞するような性質のもの(例えば，商品若しくはサービスの性質，品質若しくは原産地に関して)

（１５） オーストラリア

（ｉ） 制度概要・審査傾向

オーストラリアでは、商標法上に歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定には、「識別力の欠如」（商標法第 41 条第 2 項,同条第 3 項(b)）、「中傷的事項を含んでいるか又はそれで構成されている商標」（商標法第 42 条第 1 項(a)）、「法律違反になる商標」（商標法第 42 条第 1 項(b)）、「商品・役務について使用することが欺瞞又は混同を生じる虞がある商標」（商標法第 43 条）などがある。

歴史・文化に係る商標であっても、識別力があれば登録される傾向があり、イギリスの画家ジョゼフ・リセットの版画や、ウィリアム・シェイクスピアの署名、小説の題目「ヴェニスの商人」（文字）、世界最高峰の山「MOUNT EVEREST（エベレスト)」（文字）などが第三者によって登録されている。また、救世主を意味す

る「THE MESSIAH（メサイア)」が登録されている。

登録を拒絶される商標として「中傷的であるとみなされる人物のイメージを含むもの」や「著作権に反するもの」があるが歴史・文化に係る商標に関する拒絶例は調査対象事務所より報告されていない。

※「Messias（メシア)」については、ドイツでは公衆の感情を害するとして商標登録を拒絶されている。

（ⅱ）制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 41 条
（略）
(2) 商標は，(3)又は(4)の何れかが商標に適用される場合にのみ，指定商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別することができないものとみなされる。
(3) 本項は，商標が次に該当する場合に適用される。
（略）
(b) 出願人が，当該出願の出願日前に，商標が指定商品又はサービスを出願人のものであると事実上識別する程度まで使用していなかった場合

第 42 条
商標登録出願が次に該当する場合は，その出願は拒絶しなければならない。
(a) その商標が中傷的事項を含んでいるか又はそれで構成されていること,又は
(b) その商標を使用したならば法律違反になること

第 43 条
商標又は商標に含まれている標識が有する暗示的意味のために,その商標を特定の商品又はサービスについて使用することが欺瞞又は混同を生じる虞がある場合は,当該の商品又はサービスについての商標登録出願は拒絶しなければならない。

（１６） ニュージーランド

商標法（2014 年 9 月 13 日版)、第 17 条に歴史・文化に係る商標の拒絶規定がある。

第 17 条 商標を登録しない絶対的理由：一般 （略） (c) その使用又は登録が，局長の見解においては，マオリを含む地域社会のかなりの部分を不快にする虞があるもの

ほかに歴史･文化に係る商標に関する適応可能な規定としては以下のものがある。

第 17 条 商標を登録しない絶対的理由：一般 (1) 局長は，次の事項の何れも商標又は商標の一部として登録してはならない。 (a) その使用が誤認若しくは混同を生じる虞があるもの，又は (b) その使用がニュージーランドの法律に違反するか,若しくはそれ以外の理由で裁判所において保護を受ける資格を有さないもの， 第 18 条 非識別的商標は登録することができない (1) 局長は，次のものを登録してはならない。 （略） (b) 識別性を有さない商標 (c) 商標であって，商品又はサービスの種類，品質，用途，価格，原産地，商品生産若しくはサービス提供の時期,又はその他の特徴を指定するために業として用いられる標識又は表示のみによって構成されているもの (2) 登録出願前に商標が,その使用又はその他の事情の何れかの結果として識別性を獲得している場合は，局長は，(1)(b)，(c)，又は(d)に基づいて商標の登録を拒絶してはならない。

（１７） インド

（ｉ） 制度概要・審査傾向

インドでは､商標法上に歴史･文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、

適応可能な規定には、「識別力の欠如」（商標法第 9 条第 1 項(a)(b)）、「公衆を誤認させるか又は混同を生じさせる内容の標章」（商標法第 9 条第 2 項(a)）、「インド国民の階級若しくは宗派の宗教的感情を害する虞がある標章」（商標法第 9 条第 2 項(b)）、「中傷的若しくは卑猥な事項からなり又はそれを含んでいる標章」（商標法第 9 条第 2 項(c)）などがある。

歴史・文化に係る標章の登録例には、ユネスコの文化遺産「タージ・マハル」のイメージや文字があるが、これらは第三者による出願である。また、インドの遺産「タージ・パレス・ホテル」の外観は関係者によって商標登録されている。

一方、ヒンドゥー教の聖典を意味する「ラーマーヤナ（Ramayan)」（文字）は識別力がなく、神聖な宗教書の名前を商品・役務に商標として登録することはできないと判じられた。

（ⅱ）制度詳細

歴史・文化に係る商標に関する直接的な規定はないが、適応可能な規定としては以下のものがある。

第 9 条
(1) 次の商標は，登録することができない。
(a) 識別性を欠く商標，すなわち，ある者の商品若しくはサービスを他人の商品若しくはサービスから識別できないもの
(b) 取引上，商品の種類，品質，数量，意図する目的，価格，原産地，当該商品生産の時期若しくはサービス提供の時期又は当該商品若しくはサービスの他の特性を指定するのに役立つ標章又は表示から専ら構成されている商標
（略）
ただし，商標は，登録出願日前に，それの使用の結果として識別性を獲得しているか又は周知商標であるときは，登録を拒絶されない。
(2) 標章は，次のときは，商標として登録されない。
(a) 公衆を誤認させるか又は混同を生じさせる内容のものであるとき
(b) インド国民の階級若しくは宗派の宗教的感情を害する虞がある事項からなり又はそれを含んでいるとき
(c) 中傷的若しくは卑猥な事項からなり又はそれを含んでいるとき
(d) その使用が 1950 年紋章及び名称(不正使用防止)法により禁止されているとき

第 11 条
（略）

(3) 商標は，次の法律により，インドにおけるその使用を防止すべきときは又はその範囲まで，登録されない。

（１８） ロシア

（ｉ） 制度概要・審査傾向

ロシアでは、商標法上の歴史・文化に係る商標に関する規定には、「ロシア連邦国民の文化遺産、世界の文化及び自然遺産で特に貴重な客体の公式名称や絵など」(連邦民法第 4 法典第 1483 条第 4 項)、「ロシア連邦において知られている文学、芸術の著作物」(連邦民法第 4 法典第 1483 条第 9 項第 1 号)、「名称，雅号若しくはその派生名称又はロシア連邦の有名な肖像の模写」(連邦民法第 4 法典第 1483 条第 9 項第 2 号) があり、その他の適応可能な規定には「識別力の欠如」(連邦民法第 4 法典第 1483 条第 1 項柱書)、「商品又はその製造者に関して虚偽であるか又は消費者に誤認を生じさせる虞があるもの」(連邦民法第 4 法典第 1483 条第 3 項第 1 号)、「公益並びに人間性及び道徳の原則に反するもの」(連邦民法第 4 法典第 1483 条第 3 項第 2 号) などがある。

連邦民法第 4 法典第 1483 条第 4 項で拒絶された歴史･文化に関する商標には、レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」と文字「MONNALISA」(連邦民法第 1483 条第 3 項第 2 号を重畳適用)、ロシアの文化遺産「アルカイム（ＡＰＫＡＩＭ)」(文字：連邦民法第 1483 条第 3 項を重畳適用) がある。宗教に関係する商標で拒絶されたものには、古代のキリスト教の祝日「Epiphany：エピファニー（公現祭)」があり、連邦民法第 4 法典第 1483 条第 3 項第 2 号が適用された。

一方、登録例には、スターリングラード攻防戦を記念して建てられた巨像「母なる祖国像」やフランスの宮殿「ベルサイユ(ＢＥＲＣＡЛЬ)」がある。

（ⅱ） 制度詳細

連邦民法第 4 法典（2014 年 3 月 12 日改正）第 1483 条に歴史・文化に係る商標の拒絶規定がある。

第 1483 条 商標の公式登録の拒絶理由
（略）
4. ロシア連邦国民の文化遺産又世界の文化及び自然遺産の特に貴重な客体の公

式名称又は絵並びにコレクション及び基金に所在する文化的価値の有る像と同一であるか又は混同を生じる程に類似する商標は，国家登録を受けられない。ただしこのことは，前記の客体の所有者でない者であって，所有者又は所有者により明示的に授権された者の同意を得てないものの名義で登録が求められている場合に限る。
（略）
9. 表示が次に掲げるものと同一である場合は，登録できない。
(1)権利所有者の同意がない，商標の国家登録出願(第 1492 条)の提出日にロシア連邦において知られている科学，文学又は芸術の著作物，かかる著作物からの文学上の人物又は引用，芸術の著作物又はその断片の標題／名称であって，各著作物に係る権利が，出願されている商標の優先日より先に生じたもの
(2)名称(第 19 条)，変名(第 1265 条第 1 段落及び第 1315 条第 1 段落第 3 副段落)若しくはその派生名称又はロシア連邦の有名な肖像の模写であって，出願の提出日において当該者又はその相続人の同意がないもの
(3)意匠，適合標章であってこれらに係る権利が登録商標の優先日前に生じたもの

ほかに歴史･文化に係る商標に関する適応可能な規定としては以下のものがある。

第 1483 条 商標の公式登録の拒絶理由
1. 識別性を有さないか又は次に掲げる要素のみから構成される標識は，商標としての国家登録を受けられない。
(1)ありふれており，特定の種類の商品を指示しない要素
（略）
(3)商品を特徴付ける要素であって，当該商品の種類，品質，数量，特性及び価額並びに当該商品の製造又は販売の時期，場所若しくは方法を含むもの
1.1 本条第 1 段落の規定は，次に掲げることに該当する表示には適用されない。
(1)その使用を通じて，識別性を有する特性を取得するに至ったこと
2. 本法第 1231.1 条に従って法的保護の対象とならないものに係る標識又はこれと混同を生じる程にこれに類似する標識は,商標としての国家登録を受けられない。
3. 次に掲げることに該当する要素を提示するか又は含む表示は，商標としての国家登録を受けられない。

(1)商品又はその製造者に関して虚偽であるか又は消費者に誤認を生じさせる虞があること
(2)公益並びに人間性及び道徳の原則に反すること

（１９） メキシコ

産業財産権法（2012 年 4 月 10 日施行）に歴史・文化に係る商標の拒絶規定がある。

第 90 条
次のものは商標として登録することができない。
（略）
(XIII) 知的若しくは芸術的作品の表題，出版物及び定期刊行物の表題，想像上若しくは象徴的キャラクター又は実在人肖像の名称,芸名及び演芸グループの名称で,対応する権利の所有者からそれらの登録についての明示の承認を得ていないもの

ほかに歴史･文化に係る商標に関する適応可能な規定としては以下のものがある。

第 90 条
次のものは商標として登録することができない。
（略）
(III) 公共財産である又は一般公衆の利用することができるものとなっている立体の形状,他との区別を容易とする独自性を欠く立体の形状及び商品の普通若しくは日常的な形状又は性質若しくは工業的機能によって定まる形状
(IV) 特質を全体として判断する時，商標保護を与えようとしている商品又はサービスを説明する全体のものと認められる立体の名称，図形若しくは形状。これらは，取引において，商品の種類，品質，数量，構成，用途，価格，原産地名称又は生産時期を特定する機能を果たす説明的若しくは指示的な用語を含む。
（略）
(X) 固有又は普通の地理学上の名称及び地図，さらには国を示す名詞又は形容詞で,商品又はサービスの出所を表示しそのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの

（略）
(XIV) 公衆を欺き又は誤認させる虞のある立体の名称，図形又は形状であって，保護しようとする商品若しくはサービスの性質,構成成分又は品質についての虚偽表示を構成すると理解されるもの

（２０）ブラジル

産業財産権法（2001 年 2 月 14 日法律第 10.196 号により改正）の第 124 条に歴史・文化に係る商標の拒絶規定がある。

第 124 条
次に掲げるものは，標章としての登録を受けることができない。
（略）
(XIII) 公の又は公に認められた運動，芸術，文化，社会，政治，経済又は技術に係る行事の名称，賞牌又は表象，及びその模造であって，誤認を生じさせる虞があるもの。ただし，その行事を推進する管轄の機関又は団体の許可を得ている場合を除く。
（略）
(XVII) 文学，芸術又は科学の著作物，並びにその題名であって，著作権によって保護されており，かつ，混同又は関連の虞があるもの。ただし，それに係わる著作者又は権利所有者の承諾を得ている場合を除く。

ほかに歴史･文化に係る商標に関する適応可能な規定としては以下のものがある。

第 124 条
次に掲げるものは，標章としての登録を受けることができない。
（略）
(III) 語句，形象又は図形その他の標識であって，道徳若しくは品位の基準に反するか，又は他人の名誉若しくは印象を害するか，又は良心，信条，信仰の自由若しくは尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なうもの
（略）
(V) 第三者に属する組織又は企業の名称に係わる特徴的又は識別的要素の複製又は模造であって,その識別的標識との誤認又は混同を生じさせる虞があるもの
(VI) 識別の対象とする製品又はサービスに関連する，一般的な，必然的な，共

通の，通常の，若しくは単に説明的性格の標識，又は製品若しくはサービスについて，その性質，原産国，重量，価格，品質及び製品の生産若しくはサービス提供の時期に係わる特徴を示すために通常使用される標識。ただし，十分に識別的形状を具えているものを除く。
（略）
(X) 標章の使用対象である製品又はサービスに関し，その原産地，出所，性質，品質又は用途について，虚偽の表示となる標識
（略）
(XVI) 著名な雅号又は愛称，個人又は団体の芸術上の名称。ただし，その所有者，相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く。

（２１） アンデス共同体

（ｉ） 制度概要・審査傾向

アンデス共同体では、歴史・文化に係る商標に関する規定には、「先住民のアフロアメリカ又は地域のコミュニティの名前やそれらの文化又は慣習の表現を構成する名前、単語、文字、書体、又は記号からなる標識」（アンデス共同体決議第 486 号第 136 条(g)）があり、その他の適応可能な規定には「識別力の欠如」（アンデス共同体決議第 486 号第 135 条(b),(e)）、「当該の商品・役務の出所、本質、製造方法、特徴、若しくは品質、又はそれらの目的の適合性について、業界又は公衆を欺くおそれのある標章」(アンデス共同体決議第 486 号第 135 条(i))、「法律、道徳、公序良俗の秩序、又は適切な慣例に反する標章」（アンデス共同体決議第 486 号第 135 条(p)）などがある。

歴史・文化に関する拒絶例はあまりないが、コロンビアの先住民文化に関係する「ジャガーマン」に類似する図柄を含む標章は、アンデス共同体決議第 486 号第 136 条(g)で拒絶されている。一方登録例としては、繊維類を指定商品とする「ミロのヴィーナス」のイメージと文字や、食品を指定商品とするペルーの伝統的な踊りであるトンデロ「Tondero」の文字と踊りのイメージの標章、衣料品を指定商品とするペルーのチチカカ湖に浮かぶタキーレ島「Takile」の文字（タキーレ島の織物はユネスコの無形文化遺産）などがある。先住民の文化などの標識はアンデス共同体決議第 486 号第 136 条(g)により保護され、出願は拒絶されるものの、その他の歴史・文化に係る標章は登録される傾向がみられる。ただし、調査対象事務所は、世界的に著名な歴史・文化に係る商標は拒絶される可能性が高いと考えている。

（ⅱ）制度詳細

アンデス共同体決議第 486 号（産業財産に関する一般規定：2000 年 9 月 14 日発効)第 136 条に、先住民の文化や慣習に係る商標の拒絶規定がある。

第 136 条　事業においてその使用が、特に下記に該当するような、第三者の権利を不当に害する標章は商標として登録できない。 （略） 4.(g) 先住民のアフロアメリカ又は地域のコミュニティの名前、或いは、商品、役務、又はその手続き上の形態を識別するために用いられる、若しくは、それらの文化又は慣習の表現を構成する名前、単語、文字、書体、又は記号からなる場合。ただし、出願がコミュニティ自体によって、又は明示の同意を得てなされた場合を除く。

ほかに歴史･文化に係る商標に関する適応可能な規定としては以下のものがある。

第 136 条 下記の標章は商標とはみなされない。 （略） (b) 識別性に欠ける標章 （略） (e) 商取引において、質、量、目的、価値、原産地、若しくは製造時期を記載する目的、又は、記号若しくは記述が用いられる商品又は役務に関して、商品又は役務を称える表現を含めて、他のデータ、特徴、又は情報を開示する目的を果たす、記号又は記述のみからなる標章 (i) 特に、当該の商品又は役務の出所、本質、製造方法、特徴、若しくは品質、又はそれらの目的の適合性について、業界又は公衆を欺くおそれのある標章 （略） (p) 法律、道徳、公序良俗の秩序、又は適切な慣例に反する標章

２．各国制度比較表

各国・地域の制度を一覧にした表は、以下のとおりである。

＜各国・地域 制度比較表＞

国・地域	商標法上の文化財等に係る商標に関する規定	適応可能な規定
米国	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」(商標法2条柱書)、「不道徳的，欺瞞的若しくは中傷的な標識」(商標法2条(a))、「団体，信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑し，若しくはそれらとの関係を偽って示唆し，又はそれらを侮辱し若しくはそれらの評判を落とす虞のある標識」(商標法2条(a))、「生存中の特定の個人を示す名称，肖像又は署名又は死去した合衆国の大統領の氏名，署名又は肖像に関するもの」(商標法2条(c))などがある。
欧州	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」(欧州連合共同体商標に関する理事会規則7条1項(b)(c))、「容認された道徳または公共政策に反する標識」(欧州連合共同体商標に関する理事会規則7条1項(f))、「商品・役務の性質，品質又は原産地について欺瞞するような性質の標識」(欧州連合共同体商標に関する理事会規則7条1項(g))などがある。
イギリス	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」(商標法3条1項(b)(c))、「容認された道徳または公共政策に反する標識」(商標法3条3項(a))、「商品・役務の内容，品質又は原産地について欺瞞するような内容の標識」(商標法3条3項(b))などがある。
ドイツ	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」(商標法8条2項1号2号)、「商品・役務の種類，品質又は原産地について，公衆を欺くような標識」(商標法8条2項4号)、「公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する商標」(商標法8条2項5号)などがある。
フランス	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」(知的財産法第L711条2(b))、「公序良俗に反する標識，又は法律によって使用を禁じられている標識」(知的財産法第L711条3(b))、「商品・役務の特に内容，品質又は出所に関し，公衆に誤認を生じさせる虞がある」(知的財産法第L711条3(c))などがある。
スイス	—	適応可能な規定には「誤認を生じる標識」(商標法2条(b))、「公の秩序，道徳又は法律に反する標識」(商標法2条(c))、「人を欺く異なった原産地の商標若しくはサービスに関する名称，住所又は商標の使用」(商標法47条3(c))などがある。
ベネルクス	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」(知的財産条約第2.11条1項(b)(c))、「容認された道徳または公共政策に反する標識」(知的財産条約第2.11条1項(e))、「商品・役務の性質，品質又は原産地 に関して公衆を誤認させる虞のある標識」(知的財産条約第2.4条1項(b))などがある。
イタリア	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」(商標法18条1項(b))、「法令，公の秩序又は容認された道徳原理に反する標識」(商標法18条1項(a))、「商品・役務の原産地，性質又は品質について公衆を欺く虞のある標識」(商標法18条1項(e))などがある。
スペイン	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」(商標法5条1項(b)(c))、「公序良俗に反する標識」(商標法5条1項(f))、「商品・役務の内容，品質又は原産地について公衆を誤認させる可能性がある標識」(商標法5条1項(g))、「出願人以外の者を特定する固有の名称又は肖像」(商標法9条1項(a))などがある。
ノルウェー	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」(商標法14条第2段落(a))、「商標が法律若しくは公の秩序に反するとき，又は反則を犯す虞がある標識」(商標法15条第1段落(a))、「商品・役務の性質，品質又は原産地に関して誤認を生じさせる虞がある標識」(商標法15条第1段落(b))などがある。
中国	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」(商標法11条)、「社会主義道徳風習を害し，又はその他の有害な影響を及ぼす標識」(商標法10条1項8号)、「商標がそれを使用する商品の地理的表示を含むが，その商品が表示された地域の原産ではなく，公衆に誤認させる標識」(商標法16条)などがあり、商標審査及び審理基準(商標法10条1項8号の規定について)には「宗教、歴史など公衆人物の姓名と同一または類似する文字が含まれて文化、宗教、民族などの社会公共利益と公共秩序にマイナス的な影響をもたらす標識」などがある。

国名	商標法上の文化財等に係る商標に関する規定	適応可能な規定
韓国	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法33条1項3号）、「国家・人種・民族・公共団体・宗教又は著名な故人との関係を虚偽に表示するかこれらを誹謗又は侮辱するかこれらに対して評判を悪くするおそれがある標識」（商標法34条1項2号）、「需要者に与える意味と内容等が一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に合わないなど、公共の秩序を害するおそれがある標識」（商標法34条1項4号）、「商品の品質を誤認させ、または需要者を欺瞞するおそれがある標識」（商標法34条1項12号）などがあり、商標審査基準には「人・動植物・自然物または文化財を写真・印刷または複写する等の形態で構成された標識」（商標審査基準第33条1項7号）などが挙げられている。
台湾	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法29条1項1号、3号）、「公序良俗を害する標識」（商標法30条1項7号）、「公衆にその商品又は役務の性質、品質又は産地を誤認、誤信させるおそれがある標識」（商標法30条1項8号）、「著名な商標又は標章の識別性又は信用を損なうおそれがあるもの」（商標法30条1項11号）などがあり、商標識別性審査基準では具体的に「著名な歴史上の人物、肖像と姓名、書籍、映画、ドラマ等作品の中でよく知られる人物の名称、宗教・神、用語とシンボル」が挙げられている。
シンガポール	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法7条1項(b)(c)）、「公序良俗又は道徳に反する標識」（商標法7条4項(a)）、「公衆を欺瞞するような性質の標識」（商標法7条4項(b)）などがある。
オーストラリア	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法41条2項,同条3項(b)）、「中傷的事項を含んでいるか又はそれで構成されている標識」（商標法42条1項(a)）、「法律違反になる標識」（商標法42条1項(b)）、「商品・役務について使用することが欺瞞又は混同を生じる虞がある標識」（商標法43条）などがある。
ニュージーランド	商標法上の文化財等に係る商標に関する規定には、「その使用又は登録が，局長の見解においては，マオリを含む地域社会のかなりの部分を不快にする虞がある標識」（商標法17条1項(c)）という先住民族に関するものがある。	適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法18条1項(b)(c)）、「その使用が誤認若しくは混同を生じる虞がある標識」（商標法17条1項(a)）、「その使用がニュージーランドの法律に違反するか，若しくはそれ以外の理由で裁判所において保護を受ける資格を有さない標識」（商標法17条1項(b)）などがある。
インド	—	適応可能な規定には「識別力の欠如」（商標法9条1項(a)(b)）、「公衆を誤認させるか又は混同を生じさせる内容の標識」（商標法9条2項(a)）、「インド国民の階級若しくは宗派の宗教的感情を害する虞がある標識」（商標法9条2項(b)）、「中傷的若しくは卑猥な事項からなり又はそれを含んでいる標識」（商標法9条2項(c)）などがある。
ロシア	連邦民法上の文化財等に係る商標に関する規定には、「ロシア連邦国民の文化遺産，世界の文化及び自然遺産で特に貴重な客体の公式名称や絵など」（連邦民法第4法典第1483条4項）、「科学，文学又は芸術の著作物等の標題／名称」(連邦民法第4法典第1483条9項1号）、「名称，雅号若しくはその派生名称又はロシア連邦の有名な肖像の模写」（連邦民法第4法典第1483条9項2号）がある。	適応可能な規定には「識別力の欠如」（連邦民法第4法典第1483条1項柱書）、「商品又はその製造者に関して虚偽であるか又は消費者に誤認を生じさせる虞がある標識」（連邦民法第4法典第1483条3項1号）、「公益並びに人間性及び道徳の原則に反する標識」（連邦民法第4法典第1483条3項2号）などがある。
メキシコ	産業財産権法上の文化財等に係る商標に関する規定には、「知的若しくは芸術的作品の表題，出版物及び定期刊行物の表題，想像上若しくは象徴的キャラクター又は実在人肖像の名称，芸名及び演芸グループの名称などで構成される標識」（産業財産権法90条(XIII)）がある。	適応可能な規定には「識別力の欠如」（産業財産権法90条(IV)）、「公衆を欺き又は誤認させる虞のある立体の名称，図形又は形状であって，保護しようとする商品・役務の性質，構成成分又は品質についての虚偽表示を構成すると理解される標識」（産業財産権法90条(XIV)）などがある。
ブラジル	産業財産権法上の文化財等に係る商標に関する規定には、「公の又は公に認められた運動，芸術，文化，社会，政治，経済又は技術に係る行事の名称，賞牌又は表象，及びその模造であって，誤認を生じさせる虞がある標識」（産業財産権法124条(XIII)）、「文学，芸術又は科学の著作物，並びにその題名であって，著作権によって保護されており，かつ，混同又は関連の虞がある標識」（産業財産権法124条(XVII)）などがある。	適応可能な規定には「識別力の欠如」（産業財産権法124条(VI)）、「道徳若しくは品位の基準に反するか，又は良心，信条，信仰の自由若しくは尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なう標識」（産業財産権法124条(III)）、「識別的標識との誤認又は混同を生じさせる虞がある」（産業財産権法124条(V)）、「商品・役務に関し，その原産地，出所，性質，品質又は用途について，虚偽の表示となる標識」（産業財産権法124条(X)）などがある。
アンデス共同体	アンデス共同体決議の文化財等に係る商標に関する規定には、「先住民のアフロアメリカ又は地域のコミュニティの名前やそれらの文化又は慣習の表現を構成する名前、単語、文字、書体、又は記号からなる標識」（アンデス共同体決議第486号第136条(g)）がある。	適応可能な規定には「識別力の欠如」（アンデス共同体決議第486号第135条(b),(e)）、「当該の商品・役務の出所、本質、製造方法、特徴、若しくは品質、又はそれらの目的の適合性について、業界又は公衆を欺くおそれのある標識」（アンデス共同体決議第486号第135条(i)）、「法律、道徳、公序良俗の秩序、又は適切な慣例に反する標識」（アンデス共同体決議第486号第135条(p)）などがある。

III．拒絶事例

１．調査方法

各国・地域における文化財等に関する商標の拒絶例について、以下の二つの方法で収集した。

（１）公開情報調査

（ｉ）調査対象

- WIPO Global Brand Database
- WIPO Madrid Monitor
- CVRIA 欧州判例データベース
- USPTO の TESS、TSDR
- その他、各国特許庁の商標データベース等のデータベース

（ⅱ）キーワード検索

各国・地域の判例を検索する際に、以下のキーワードを用いて検索した。

- cultural + heritage + trademark
- cultural + trademark
- indigenous + trademark
- folklore + trademark
- paining + trademark
- art + trademark
- music + trademark

（２）海外質問票調査

調査対象事務所から、文化財等の拒絶例について情報を収集した。

２．調査結果

調査により得られた拒絶事例について、各国・地域ごとに記載をする。なお、表の掲載内容は、以下のとおりである。

【表の掲載内容】

表の項目	内容
国・地域	事例の国・地域を記載
判断の観点	文化財等に関する観点を記載
査定／審決／判決	査定（審査）、審決（審判）、判決（裁判）の種別について記載
番号	「査定・審決・判決」の種別に対応する番号を記載
当事者	商標の出願人等の情報を記載 ※訴訟の場合「原告・被告」、審判の場合「請求人・被請求人」の情報を記載
商標	対象となる商標を記載 ※色彩を省略した場合がある
商標の内容	商標及び商標が関連する文化財等の内容について記載
文化財等のカテゴリ	商標に関連する文化財等のカテゴリを記載 ※「絵画」「彫刻」「陶磁器」「署名」「楽曲」「小説」「建造物」「史跡」「歴史上の人物」「その他」等のカテゴリに分けた
日付	出願日、査定日、判決日などの関連する日付を記載
指定商品・役務	指定商品・役務の区分及び内容を記載 ※指定商品・役務が多数ある場合、判断要旨と関連があるもののみを抽出した場合がある
関連条文	判断に関連する各国・地域の条文を記載
判断要旨	査定・審決・判決における、判断の要旨を記載 ※下線は、判断要旨が長い場合に、関連を示すために加えた

（１）　米国

国・地域	米国
判断の観点	出所の混同の防止の観点での拒絶
査定／審決／判決	USPTO 査定
番号	国際登録番号：79137561
当事者	出願人：Rosmersholm as（ノルウェー）
商標	
商標の内容	エドヴァルド・ムンクの絵画「叫び」
文化財等のカテゴリ	絵画
日付	国際登録日：2013 年 4 月 26 日
指定商品・役務	32 類（ビール，ミネラルウォーター，その他ノンアルコール飲料)、33 類（ビールを除くアルコール飲料）
関連条文	商標法第 2 条（a）
判断要旨	出願商標は、ノルウェーのムンク美術館が管理するノルウェーの画家「エドヴァルド・ムンク」との関係を誤って示唆するもので、出願人が指定する商品・役務とも関係を認められない。

（２）　欧州

国・地域	欧州
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	EUIPO 審判部審決
番号	出願番号： 4633434
当事者	出願人：Muhammed Gauher Yaqub and Muhammed Sujah Jioher Yaqub
商標	ATATURK
商標の内容	アタテュルク：トルコの初代大統領の名前
文化財等のカテゴリ	歴史上の人物
日付	出願日：2005 年 10 月 5 日
指定商品・役務	3 類、5 類、25 類、29 類、30 類、32 類
関連条文	理事会規則第 7 条第 1 項（f）
判断要旨	「アタテュルク」の名前はトルコの法律で保護されていることもあり、トルコ出身の平均的な欧州消費者に不快な影響を与えるとして、容認された道徳又は公共政策に反する

国・地域	欧州
判断の観点	識別力の観点からの拒絶
査定／審決／判決	EUIPO 審判部審決
番号	審判番号：R 678/2009-1
当事者	出願人：COMMUNE DE PARIS
商標	LES COULISSES DE LA TOUR EIFFEL
商標の内容	「エッフェル塔の舞台裏」の意味
文化財等のカテゴリ	建造物
日付	出願日：2007 年 3 月 20 日
指定商品・役務	39 類（旅行の企画，ガイド　等）、41 類（教育，娯楽　等）
関連条文	理事会規則第 7 条第 1 項
判断要旨	著名な建造物であるエッフェル塔との直接的関係を示唆するサービスに対して、標章には識別力がなく記述的である

国・地域	欧州
判断の観点	識別力の観点からの拒絶
査定／審決／判決	審査ガイドライン掲載事例
番号	出願番号：000003335
当事者	出願人：ConAgra Foods RDM, Inc.
商標	Peter Pan
商標の内容	イギリスの作家ジェームス・マシュー・バリーの戯曲や小説のキャラクター
文化財等のカテゴリ	小説（キャラクター）
日付	出願日：1996 年 4 月 1 日
指定商品・役務	3 類（香水）、16 類（書籍）、29 類（ピーナツバター）、41 類（映画の上映）
関連条文	理事会規則第 7 条第 1 項
判断要旨	当該標章は、「香水」や「ピーナツバター」については識別力があるが、「書籍」や「映画の上映」については識別力がないとされた事例として紹介されている。

（３）　イギリス

国・地域	イギリス
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	高等法院判決
番号	出願番号：689374（国際登録番号）
当事者	出願人：Jesus Jeans S.r.l.
商標	JESUS
商標の内容	イエス（キリスト）を指す
文化財等のカテゴリ	その他（宗教）
日付	判決日：2005 年 1 月 18 日
指定商品・役務	25 類（衣服，靴類，ヘッドギア）
関連条文	商標法（1994 年）第 3 条第 3 項(a)
判断要旨	イギリスで登録することにより、宗教的感情を害する可能性が高いと考えられたため

（４）　ドイツ

国・地域	ドイツ
判断の観点	公の秩序又は一般に容認された道徳原理の観点からの拒絶
査定／審決／判決	連邦特許裁判所判決
番号	非公開
当事者	非公開
商標	Messias
商標の内容	救世主（メシア）を指す
文化財等のカテゴリ	その他（宗教）
日付	判決：1993 年
指定商品・役務	25 類（衣服，靴類，ヘッドギア）
関連条文	商標法第 8 条第 2 項第 5 号
判断要旨	商標登録により多くの公衆の感情を害する

（５）　スイス

国・地域	スイス
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	裁判所判決
番号	出願番号：855013
当事者	出願人：Topaz Textilhandels GmbH
商標	
商標の内容	イタリアで、マドンナはイエスの母ナザレのマリアを指す
文化財等のカテゴリ	その他（宗教）
日付	出願日：2004 年 12 月 15 日
指定商品・役務	3 類、9 類、14 類、18 類、20 類-21 類、24 類-26 類、28 類
関連条文	商標法第 2 条（ｄ）
判断要旨	カトリック教会のキリスト教徒の宗教的感情を害するおそれがあり、当該商標の登録は道徳に反する

（6） ベネルクス

国・地域	ベネルクス
判断の観点	識別力の観点からの拒絶
査定／審決／判決	控訴裁判所判決
番号	出願番号：1320813
当事者	出願人：Chiever BV
商標	
商標の内容	レンブラントの絵画「夜警」
文化財等のカテゴリ	絵画
日付	出願日：2015 年 11 月 9 日
指定商品・役務	1 類（ストロンチウム）
関連条文	商標法第 2.11 条第 1 項
判断要旨	あまりにも複雑で商標として認識できず、また世界の文化遺産であるとして登録を拒絶

国・地域	ベネルクス
判断の観点	識別力の観点からの拒絶
査定／審決／判決	控訴裁判所判決
番号	出願番号：1229129
当事者	出願人：Anne Frank-Fonds
商標	HET DAGBOEK VAN ANNE FRANK
商標の内容	アンネ・フランク作の「アンネの日記」
文化財等のカテゴリ	小説
日付	出願日：2011 年 7 月 13 日
指定商品・役務	9 類（DVD　等）、16 類（印刷物　等）、39 類（旅行の手配等）、41 類（演劇の公演　等）
関連条文	商標法第 2.11 条第 1 項
判断要旨	出願標章は単に関係者の商品・サービスを説明するものと考えられる

（7） スペイン

国・地域	スペイン
判断の観点	出所混同防止の観点からの拒絶
査定／審決／判決	特許商標庁査定
番号	出願番号：2565893
当事者	出願人：MARIA DEL CARMEN RAMIREZ VILCHES
商標	LETIZIA
商標の内容	スペイン王妃の名前
文化財等のカテゴリ	歴史上の人物
日付	出願日：2003 年 7 月 11 日
指定商品・役務	12 類
関連条文	商標法第 9 条 1 項（b）
判断要旨	スペイン王妃の名前であり、出願人以外の者を特定する名、姓、筆名又はその他の標識に該当する

国・地域	スペイン
判断の観点	その他の観点からの拒絶
査定／審決／判決	特許商標庁審決
番号	出願番号：2596423
当事者	出願人：DISTRIFERIA, S.A.
商標	
商標の内容	チェ・ゲバラの肖像
文化財等のカテゴリ	歴史上の人物
日付	出願日：2004 年 4 月 30 日
指定商品・役務	16 類、18 類、20 類、21 類、25 類（雑貨）
関連条文	商標法（17/2001）第 9 条
判断要旨	この肖像画の人物が Ernesto Che GUevara（エルネスト・チェ・ゲバラ）と似ており、消費者は、チェ・ゲバラの肖像画と認識する

（8） ノルウェー

国・地域	ノルウェー
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	The Court 判決
番号	ケース番号：E-5/16
当事者	原告：Oslo City Council for Cultural Affairs 被告：ノルウェー知的財産局
商標	（立体）
商標の内容	Gustav Vigeland の彫刻「The Angry Boy」
文化財等のカテゴリ	彫刻
日付	判決日：2017 年 4 月 6 日
指定商品・役務	3 類、6 類、14 類、19 類、20 類、21 類、28 類、30 類、32 類、33 類、41 類、43 類
関連条文	EU 商標指令第 3 条（1）（f）
判断要旨	芸術作品が商標登録により、そのコミュニケーション・メッセージや作者が生み出す価値と矛盾する商品またはサービスに対して付与される場合、芸術作品が国家の文化遺産としての重要度や価値によっては、芸術作品の不正流用や冒涜と見なされることがありえる。 芸術作品からなる標識の商標登録が、「容認された道徳の原則」に基づいて拒絶されるかどうかは、関連する EEA 加盟国における芸術作品の価値または認知度に依存する。また、「公の秩序」に関して、標識がパブリックドメインに関する作品のみからなり、根本的な社会の利益に対して十分に深刻な脅威を与えるものであれば、その標識は商標登録を拒絶されるとし、芸術作品に対する排他的な権利を得ることはできない。

（9）　中国

国・地域	中国
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	北京高級裁判所判決
番号	出願番号：16616272
当事者	出願人：元阳县梯田人家文化传播发展有限公司
商標	
商標の内容	「哈尼古歌」は哈尼族の伝統音楽を指す
文化財等のカテゴリ	その他（民族伝承音楽の名称）
日付	出願日：2015 年 4 月 1 日
指定商品・役務	41 類
関連条文	商標法第 10 条第 1 項第 8 号
判断要旨	哈尼古歌は哈尼族の伝統民間文学芸術の通称であり、公共資源として、商標登録で誰かに単独に占有されるべきではない。この出願は社会公衆の利益にマイナスな影響をもたらしやすいため、商標法第 10 条第 1 項第 8 号に違反したとし、拒絶されるべきである。

国・地域	中国
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	商標局査定
番号	出願番号：16901014 など
当事者	出願人：北京紫禁城中医门诊部（16901014）
商標	
商標の内容	「天安門」は北京市にある城門で世界文化遺産
文化財等のカテゴリ	建造物
日付	出願日：2015 年 5 月 8 日
指定商品・役務	5 類 等
関連条文	商標法第 10 条第 1 項第 8 号
判断要旨	社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす標章

国・地域	中国
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	北京高級人民裁判所判決
番号	(2016)京行终 567 号
当事者	商標局：登録許可 海口市文物局：無効審判請求
商標	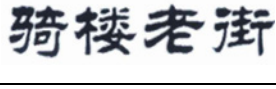
商標の内容	騎楼老街は「騎楼という古い街」を意味する
文化財等のカテゴリ	その他（古い街の名称）
日付	出願日：2009 年 12 月 04 日
指定商品・役務	29 類（卵、若菜　等）
関連条文	商標法第 10 条第 1 項第 8 号
判断要旨	「海口騎楼老街」は海口市の無形遺産として、公共資源に属し、ある個人又は機構が商標登録で独占すべきものではない。出願人は海口市にいるので「海口騎楼老街」を知っているはずである。この商標の登録は、歴史文化発展に消極的・マイナス的な影響をもたらしやすい。
国・地域	中国
判断の観点	識別力の観点からの拒絶

査定／審決／判決	中級人民裁判所判決
番号	(2012)一中知行初字第 2459 号
当事者	出願人：姚儒英
商標	
商標の内容	佛跳墙は、高級食材を用いた、福建料理の伝統的なスープ料理
文化財等のカテゴリ	その他（料理の名称）
日付	出願日：2002 年 06 月 10 日
指定商品・役務	43 類（レストラン等）
関連条文	商標法第 11 条第 1 項第 3 号
判断要旨	「佛跳墙」は福建省の伝統料理として、「レストラン」などの関連役務に使用すると、消費者にレストランの経営範囲、特色に対する記述だと勘違いさせやすいため、商標としてあるべき顕著性に欠ける。

（１０）韓国

国・地域	韓国
判断の観点	識別力の観点からの拒絶
査定／審決／判決	特許法院判決
番号	2005 ホ 1073（2005 허 1073）
当事者	出願人：大韓仏教曹渓宗維持財団（関係者）
商標	**曹渓宗**
商標の内容	仏教の宗派の名称である「曹渓宗」を業務標章として出願
文化財等のカテゴリ	その他（宗教）
日付	判決日：2005 年 7 月 7 日
指定商品・役務	曹渓宗の国内外の各種布教、教育、修行活動と関連仏教学術研究業務、曹渓宗に属する各種財産の管理　等
関連条文	旧商標法第 6 条第 1 項第 7 号
判断要旨	大韓仏教曹渓宗が曹渓宗の絶対的な主流宗団であっても、韓国に曹渓宗に従う種々の宗団が小規模ながら存在する以上は、全ての曹渓宗の宗団が使用する必要があるため、これを登録すると、宗教的自由を制限するおそれがあることから特定人に独占させるに適当でない

国・地域	韓国
判断の観点	識別力の観点からの拒絶
査定／審決／判決	特許庁査定
番号	出願番号：40-2004-43862
当事者	出願人：個人（第三者）
商標	
商標の内容	朝鮮時代の貨幣である常平通宝 （文化財を写真又は複写する形態で構成した商標）
文化財等のカテゴリ	その他（貨幣）
日付	出願日：2004 年 9 月 21 日
指定商品・役務	ふとん　等
関連条文	旧商標法第 6 条第 1 項第 7 号(現第 33 条第 1 項第 7 号)
判断要旨	需要者が何人かの業務と関連した商品を表示する商標であるか識別することができない

国・地域	韓国
判断の観点	公序良俗の観点での拒絶
査定／審決／判決	大法院判決
番号	97 フ 860,877,884（97 후 860,877,884）
当事者	出願人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
商標	
商標の内容	ピカソの署名
文化財等のカテゴリ	署名
日付	判決日：2000 年 4 月 21 日
指定商品・役務	便せん、ノート　等
関連条文	旧商標法第 7 条第 1 項第 4 号に該当
判断要旨	ピカソ本人や遺族の同意なしに登録を受けた事案において、当該商標(署名)は世界的に著名な画家がその美術著作物に主に使用してきた関係で広く知られた場合であれば、その署名と同一・類似の商標を無断で出願・登録して使用する行為は、著名な画家としての名声を貶め、その画家の著作物に関する評価はもちろんその画家の名誉を毀損するものとして、その遺族の故人に対する追慕敬愛の情を侵害する行為に該当し、社会一般の道徳観念である善良の風俗に反するだけでなく、このような商標は著名な故人の名声に便乗して需要者の購入を不公正に吸引しようとするものとして、公正かつ信用ある商品の流通秩序を侵害するおそれがある。

国・地域	韓国
判断の観点	品質誤認の観点からの拒絶
査定／審決／判決	特許庁査定
番号	出願番号：40-2015-82008
当事者	出願人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
商標	
商標の内容	韓国の高麗時代に作られた青色の磁器の総称である「高麗青磁」を含む商標
文化財等のカテゴリ	陶磁器
日付	出願日：2015 年 11 月 9 日
指定商品・役務	貴金属　等
関連条文	旧商標法第 7 条第 1 項第 11 号(現第 34 条第 1 項第 12 号)に該当
判断要旨	高麗青磁と関連のない商品に使用する場合、需要者をして商品の品質、提供内容等を高麗青磁と関連のあるものと誤認・混同させるおそれがある

国・地域	韓国
判断の観点	出所の混同の観点からの拒絶
査定／審決／判決	特許法院判決
番号	2007 ホ 579
当事者	出願人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
商標	
商標の内容	「ヘミングウェイ」のハングル文字商標
文化財等のカテゴリ	歴史上の人物
日付	判決日：2007 年 6 月 7 日
指定商品・役務	書籍出版業　等
関連条文	旧商標法第 7 条第 1 項第 11 号(現第 34 条第 1 項第 12 号に該当)
判断要旨	小説家ヘミングウェイと関連した文学作品を出版する書籍出版業などと誤認・混同を生じさせるおそれがある

国・地域	韓国
判断の観点	誹謗又は侮辱の観点での拒絶
査定／審決／判決	審査での拒絶事例
番号	出願番号：40-2014-56054
当事者	出願人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
商標	**鳴梁 李舜臣**
商標の内容	朝鮮時代に有名な戦闘があった地域名「鳴梁」とその戦闘で活躍した将軍「李舜臣」を結合した標章
文化財等のカテゴリ	その他（歴史上の人物名と古戦場名）
日付	出願日：2014 年 8 月 20 日
指定商品・役務	玩具　等
関連条文	旧商標法第 7 条第 1 項第 2 号(現第 34 条第 1 項第 2 号)
判断要旨	無断で出願し該当人物を侮辱し、又は評判を悪くするおそれがある

（１１） 台湾

国・地域	台湾
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	知的財産局査定
番号	出願番号：101037024
当事者	出願人：拓邦國際有限公司
商標	
商標の内容	文字「拓春園」、「Gaga」と「Tea of Taiwan」と肖像画等の図形との結合商標 「Gaga」はタイヤル族に関係深い単語
文化財等のカテゴリ	その他（原住民族伝統）
日付	出願日：2012 年 7 月 2 日
指定商品・役務	30 類
関連条文	商標法第 30 条 1 項 7 号、13 号
判断要旨	商標見本の肖像が付けている頭飾り及び顔の刺青の模様は、タイヤル族伝統の服飾及び顔の刺青の模様であり、「原住民族伝統知財創作保護条例」第 3 条でいう「知財創作」に属する。又、「Gaga」もタイヤル族の文明の核心となる高度で複雑、且つ重要な文化意義を持つ単語である。本件出願人が登録を受ければ、民俗の利益を損ない、公共の秩序又は善良な風俗を害するものに該当する。又、他人の肖像に該当する。

国・地域	台湾
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	知的財産局査定
番号	出願番号：101022447
商標	
商標の内容	文字「台灣大武山馬仕」、「Vavulengan Labak」と図形の結合商標 「台灣大武山馬仕」はパイワン族のトーテム
文化財等のカテゴリ	その他（原住民族伝統）
日付	出願日：2007 年 11 月 9 日
指定商品・役務	30 類、32 類、33 類、35 類
関連条文	商標法第 30 条 1 項 7 号、11 号
判断要旨	「台灣大武山馬仕 Vavulengan Labak」は台灣大武山パイワン（排湾）族馬仕部落にあり、商標見本上の百歩蛇（ヒャッポタ）図形はパイワン族の祖先を象徴するトーテムである。この部族が常用する装飾は、「原住民族伝統知財創作保護条例」第 3 条でいう「知財創作」に属する。パイワン族に関係のない出願人が登録を受ければ、民族を尊重せず、社会道徳観念や民族感情に背き、又は民族の利益を損ない、公共の秩序又は善良な風俗を害するものに該当する。又、他人の肖像に該当する。

国・地域	台湾
判断の観点	識別力の観点からの拒絶
査定／審決／判決	知的財産局査定
番号	出願番号：102035036（立体商標）
当事者	出願人：華膳空廚股份有限公司（第三者）
商標	
商標の内容	翠玉白菜の外観を表す立体商標
文化財等のカテゴリ	彫刻
日付	出願日：2013 年 06 月 28 日
指定商品・役務	チョコレート　等
関連条文	商標法 29 条 1 項 3 号
判断要旨	商品自体の装飾と看做し、先天的識別性を有しない

国・地域	台湾
判断の観点	出所混同防止の観点からの拒絶
査定／審決／判決	最高行政法院判決
番号	出願番号：089068087 95 年度判字第 1320 号
当事者	上告人（出願人）：林国隆、すなわち合興窯業工廠 被上告人：経済部知的財産局
商標	
商標の内容	文字「蛇窯」と図形の結合商標 「蛇窯」の一つである竹南蛇窯は有形文化遺産
文化財等のカテゴリ	建造物
日付	判決日：2006 年 8 月 17 日
指定商品・役務	42 類（レストラン，旅館の提供，各種セラミック，瓦製，木製，金属製，プラスチック製及びその他非金属製の彫刻像，飾り物又は容器の貸出）
関連条文	商標法第 77 条により第 37 条 10 項（現第 29 条第 1 項第 2 号、第 3 号）の規定準用
判断要旨	上告人が申請した、「蛇窯」役務標章は、その商標見本に蛇窯の文字があり、台湾初期に日用陶器を焼くのに使用された釜炉で、その形状は細長く、傾斜地に築かれその中間に仕切りがある長い釜である。「蛇窯」は最も早く福建において始まり、清代閩南移民が台湾に導入した後、陶芸を製造する地域ではほとんど蛇窯を有しており、被上告人は、上告人の「蛇窯」は役務標章見本の一部分であり、指定しようする「・・・各種セラミック、瓦製、木製、金属製、プラスチック製及びその他非金属製の彫刻像、飾り物又は容器の貸出」役務と直接関連があると消費者に連想させやすく、社会一般通念により、指定使用の役務の文字説明に該当しないといい難いので、拒絶査定時の商標法第 77 条により同法代 37 条第 10 号を準用し、登録できないと下した。斯様な拒絶判断は訴願においても維持され、不当なところはない。原判決も維持し、上告人の原審の訴えを棄却したことに、間違いはない。

国・地域	台湾
判断の観点	出所混同防止の観点からの拒絶
査定／審決／判決	訴願審議委員会（異議申立）
番号	出願番号：1452578
当事者	商標権者：台湾系個人 異議申立人:財団法人台中県阿罩霧文化基金会（管理団体）
商標	
商標の内容	「宮保第」は霧峰林家宅園の建築群の一つであり、1985 年に国定古蹟に指定されたもの
文化財等のカテゴリ	史跡
日付	出願日：2009 年 12 月 4 日
指定商品・役務	靴、不動産の売買、博物館　等
関連条文	旧商標法第 23 条 1 項 12 号（現商標法第 30 条 1 項 11 号）
判断要旨	系争商標の登録は、関連公衆に同一出所の混同誤認、又は異議申立人との間に提携関係又は使用許諾関係等を有すると誤認されるおそれがある

国・地域	台湾
判断の観点	品質・産地誤認の観点からの拒絶
査定／審決／判決	知的財産局査定
番号	出願番号：102035036（立体商標）
当事者	出願人：高第家居有限公司（第三者）
商標	聖家堂
商標の内容	スペインの建築家アントニオ・ガウディの未完作品「聖家堂(サグラダ・ファミリア)」
文化財等のカテゴリ	建造物
日付	出願日：2015 年 2 月 17 日
指定商品・役務	建物、建造及建造代行　等
関連条文	商標法 30 条 1 項 8 号
判断要旨	一般消費者に役務提供の主体又は役務の性質、品質を誤信、誤認させるおそれがある

国・地域	台湾
判断の観点	品質・産地誤認の観点からの拒絶
査定／審決／判決	知的財産局査定
番号	出願番号：095040386
当事者	出願人：百八龍國際企業有限公司
商標	
商標の内容	国定古跡に指定されている「赤崁楼」の文字と形状
文化財等のカテゴリ	史跡
日付	出願日：2007 年 11 月 9 日
指定商品・役務	43 類（レストラン）
根拠（条文）	旧商標法第 23 条 1 項 11 号（現商標法第 30 条 1 項 8 号）商品又は役務の性質、品質又は産地について公衆に誤認、誤信させるおそれがあるものは登録できない
判断要旨	「赤崁樓」は国家一級古跡で、「CHIHKAN TOWER」はその音訳である。「台南府城」は台南市を指すため、台南市赤崁樓又はそれに関連すると誤認、誤信させるおそれがあるものに該当する。

（１２）インド

国・地域	インド
判断の観点	宗教的な観点から拒絶
査定／審決／判決	最高裁判所判決
番号	2015（12）SCALE 76
当事者	出願人：個人
商標	RAMAYAN
商標の内容	ラーマーヤナは、インドの聖典を指す
文化財等のカテゴリ	その他（宗教）
日付	判決日：2015 年 10 月 27 日
指定商品・役務	3 類（線香、香水）
関連条文	商標法第 9 条第 1 項、第 2 項
判断要旨	「RAMAYAN」は、インドのヒンドゥー教の聖典の一つで神聖なものとされる。裁判所は、「RAMAYAN」は識別力がなく、商品やサービスに神聖な宗教書の名前を商標として登録することはできないと判じた。また、クルアーン（イスラム教の聖典）、聖書、グル・グラント・サーヒブ（シク教の聖典）、ラーマーヤナなどの宗教書（インド国内の異なる宗教の聖典）は、商標として使用することはできないとも判じた。

（１３）ロシア

国・地域	ロシア
判断の観点	文化財保護の規定による拒絶
査定／審決／判決	特許庁査定
番号	国際登録番号：799660
当事者	出願人：HISPALCO, S.A
商標	
商標の内容	レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」と 文字「MONNALISA」の結合商標
文化財等のカテゴリ	絵画
日付	国際登録日：2002 年 11 月 7 日
指定商品・役務	31 類
関連条文	第 1483 条 3 項 2 号、4 項（公序良俗と重畳適用）
判断要旨	公益並びに人間性及び道徳の原則に反し、ロシア連邦国民の文化遺産又世界の文化及び自然遺産の特に貴重な客体の公式名称又は絵並びにコレクション及び基金に所在する文化的価値の有る像と同一であるか又は混同を生じる程に類似する

国・地域	ロシア
判断の観点	文化財保護の規定による拒絶
査定／審決／判決	特許庁査定
番号	出願番号：2013729064
当事者	出願人：LLC “Consulting agency Business Expert”
商標	
商標の内容	「Kremlevsky ceremonial dancing party」を意味する文字商標
文化財等のカテゴリ	建造物
日付	査定日：2016 年 4 月 3 日
指定商品・役務	41 類
関連条文	連邦民法第 1483 条 4 項
判断要旨	ロシアの大統領府である「クレムリン」と類似する

国・地域	ロシア
判断の観点	文化財保護の規定による拒絶
査定／審決／判決	特許庁査定
番号	出願番号：2012726871
当事者	出願人：個人
商標	
商標の内容	「Managerial Shaolin」を意味する文字商標
文化財等のカテゴリ	その他（宗教）
日付	査定日：2015 年 6 月 2 日
指定商品・役務	35 類、41 類
関連条文	連邦民法第 1483 条 3 項、4 項（公序良俗と重畳適用）
判断要旨	名称が「Shaolin Temple（少林寺）」に類似する

国・地域	ロシア
判断の観点	人物名の保護の規定による拒絶
査定／審決／判決	知的財産裁判所判決
番号	ケース番号：N С01-892/2016
当事者	出願人：LLC Gagarinsky
商標	
商標の内容	世界初の宇宙飛行士「ガガーリン」を含む標章
文化財等のカテゴリ	歴史上の人物
日付	判決日：2016 年 10 月 31 日
指定商品・役務	35 類、36 類、39 類
関連条文	連邦民法第 1483 条 9 項
判断要旨	ガガーリンの親族による無効申立てに対して裁判所は当該商標が連邦民法第 1483 条 9 項に違反することを認めた

国・地域	ロシア
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	知的裁判所判決
番号	出願番号：2013713084 事件番号：N СИП-323/2016
当事者	出願人：ограниченной отв
商標	
商標の内容	史跡のある地名を意味する文字商標
文化財等のカテゴリ	史跡
日付	判決日：2016 年 10 月 4 日
指定商品・役務	32 類
関連条文	連邦民法第 1483 条 3 項
判断要旨	ロシア連邦の文化遺産の名称に類似する

国・地域	ロシア
判断の観点	公序良俗の観点からの拒絶
査定／審決／判決	特許庁査定
番号	出願番号：2012706584
当事者	出願人：LLC Alexandrovy Pogreba
商標	Heilige Drei Könige
商標の内容	「聖なる三人の王」を意味する文字商標
文化財等のカテゴリ	その他（宗教）
日付	査定日：2014 年 10 月 15 日
指定商品・役務	32 類、33 類
関連条文	連邦民法第 1483 条 3 項
判断要旨	出願商標は、「聖なる三人の王」という意味で、カトリックの祝日「Epiphany（公現祭）」、「Theophany（神現祭）」又は「Three Kings’ Day（東方三博士の礼拝）」と同一である

（１４）アンデス共同体

国・地域	アンデス共同体
判断の観点	文化財保護の直接の規定による拒絶
査定／審決／判決	特許庁査定
番号	出願番号：2012706584
当事者	出願人：AESCO EXPRES INTERNACIONAL SAS
商標	
商標の内容	先住民の伝統的シンボル「ジャガーマン」を表した図形と文字「AESCO」、「COLOMBIA」の結合商標
文化財等のカテゴリ	その他（先住民のシンボル）
日付	特許庁決定日：2017 年 1 月 20 日
指定商品・役務	45 類
関連条文	アンデス共同体決議第 486 号第 136 条 4 項（ｇ）
判断要旨	先住民のアフロアメリカ又は地域のコミュニティの名前、或いは、商品、役務、又はその手続上の形態を識別するために用いられる、若しくは、それらの文化又は慣習の表現を構成する名前、単語、文字、書体、又は記号からなる

IV．登録事例

１．調査方法

各国・地域における文化財等に関する商標の登録例について、以下の二つの方法で収集した。

（１）公開情報調査

（ｉ）調査対象

・WIPO Global Brand Database ・USPTO の TESS、TSDR

その他、各国・地域の特許庁の商標データベース等のデータベースを用いた。

（ⅱ）キーワード検索

世界的に有名な文化財等と考えられる、「自由の女神」「万里の長城」「モナ・リザ」「エッフェル塔」「タージ・マハル」等について、英語、フランス語、スペイン語、中国語（Simplified)、中国語（Complex)、韓国語の各表記で調査を行った。

（ⅲ）図形コード検索

下記の図形検索コードを用いて、検索を行った。米国は米国のコードで同様の検索を行った。

・22.05.03（有名な絵画）→　22.05.01（絵画） ・22.05.12（女性を表す彫刻)、22.05.13（男性を表す彫刻)、22.05.14（子供を表す彫刻)、→　22.05.10（人間を表す彫刻） ・22.05.25（その他の彫刻） ・07.05.02（記念建造物と認められる構築物） ・07.05.05（その他の古い記念建造物） ・07.05.25（その他の記念建造物）

（２）海外質問票調査

調査対象事務所から、文化財等のカテゴリごとに、登録例について情報を収集した。

２．調査結果

調査により得られた登録事例について、各国・地域ごとに記載をする。なお、表の掲載内容は、以下のとおりである。

【登録事例についての表の掲載内容】

表の項目	内容
カテゴリ	商標に関連する文化財等のカテゴリを記載
商標（登録事例）	対象となる商標を記載 「*」以下に、関連する文化財等、商標の内容を記載
国際分類	指定商品役務の国際分類 （海外質問票調査で得られた国際分類の情報が不明確な場合、指定商品・役務そのものを記載する場合がある）
登録番号、登録日	商標の登録番号及び登録日を記載 （不明な場合はいずれか一方の場合がある）
備考	・出願人と文化財等との関係（関係者の出願であることが判明したものについてはその旨を記載） ・他国での登録状況 ・上級審の判断の存在 等を記載

【審判・裁判における判断についての表の掲載内容】

表の項目	内容
国・地域	事例の国・地域を記載
査定／審決／判決	査定・審決・判決など、どの段階の判断であるかを記載
番号	「査定・審決・判決の種別」に対応する番号を記載
当事者	商標の出願人等の情報を記載 ※訴訟の場合「原告・被告」、審判の場合「請求人・被請求人」の情報を記載
商標	対象となる商標を記載
商標の内容	商標及び商標が関連する文化財等の内容について記載
文化財等のカテゴリ	商標に関連する文化財等のカテゴリを記載 ※「絵画」「彫刻」「陶磁器」「署名」「楽曲」「小説」「建造物」「史跡」「歴史上の人物」「その他」等のカテゴリに分けた
日付	出願日、審決日、判決日、登録日など関連する日付を記載
指定商品・役務	指定商品・役務の区分及び内容を記載 ※指定商品・役務が多数ある場合、判断要旨と関連があるもののみを抽出した場合がある
関連条文	判断に関連する各国・地域の条文を記載
判断要旨	査定・審決・判決における、判断の要旨を記載 ※下線は、判断要旨が長い場合に、関連を示すために加えた。

（１）米国

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
彫刻	 *デトロイト市のシンボル「The Spirit of Detroit」	16、21、25	4599946 2014/9/9	
絵画	 ＊「モナ・リザ」の絵と文字「COOL Mona」	45	4170240 2012/07/10	
絵画	 ＊「ファン・ゴッホ」の自画像と名前	30	4319499 2013/04/16	
彫刻	 ＊ギリシア彫刻「サモトラケのニケ」	14	4351013 2013/06/11	
署名	 ＊マサチューセッツ州の初代知事「ジョン・ハンコック」の署名	36	4403136 2013/9/17	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
建造物	 *パリの「エッフェル塔」のイメージと文字「GINGER DE PARIS」	41	3317468 2007/11/01	
建造物	 *パリの「エッフェル塔」の文字とイメージ	06	2108209 1997/10/28	出願人：La Tour Eiffel - Paris （関係者）
建造物	 *米国の「自由の女神像」	33	5104271 2016/12/20	
歴史上の人物	ABRAHAM LINCOLN ASSOCIATION *「アブラハム・リンカーン」を含む	35	2941166 2005/4/19	
歴史上の人物	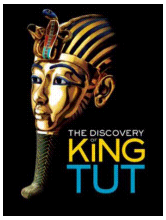 *「ツタンカーメン」の黄金のマスクと「ツタンカーメン王」を示す文字	09、21、23、26、36、38	4670081 2015/01/13	

（２）欧州

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	 *オランダの画家レンブラントの絵画「夜警」	01	016613903 2017/08/02	ベネルクスでは拒絶
絵画	 *ノルウェーの画家エドヴァルド・ムンクの絵画「叫び」	09、14、16、19、21、24、25、28、32、33、42	1187098 国際登録日： 2013/5/3	出願人：OSLO KOMMUNE MUNCHMUSEET（関係者）
絵画	 *「モナ・リザ」のパロディ	28、35、41、42	015050693 2016/06/21	
絵画	 *オランダの画家ヨハネス・フェルメールの絵画「真珠の耳飾りの少女」	31	011363645 2013/04/25	
絵画	MONA LISA *「モナ・リザ」	07、35、37	014559603	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
彫刻	 *フランスの彫刻家オーギュスト・ロダンの「考える人」のパロディを含む標章	35、38、41、42	011417342 2013/04/24	
署名	 *パリのエッフェル塔の設計者ギュスターヴ・エッフェルの署名	03、06、07、08、09、12、14、16、17、18、20、21、24、25、26、28、33、34、38、39、42、43	006625561 2013/01/29	出願人： Coupérie-Eiffel、Philippe （関係者）
楽曲	 *ベートーベンの「エリーゼのために」の最初の9音	35、41	003559614 1993/2/1	
小説	THE INVISIBLE MAN *イギリスの小説家HGウェルズの「透明人間」の題号	32、33、35	012611265 2014/06/27	
建造物	 *「タージ・マハル」のイメージと文字	29	011851251 2013/10/09	
建造物	 *自由の女神のイメージと「LIBERTY」の文字	09、16、41	000134809 1998/06/06	
建造物	 *パリの「凱旋門」を含む標章	30	009170119 2010/11/25	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
史跡	 *エジプト・ギザにあるピラミッド群を含む標章	24、25	013815634 2015/06/29	
歴史上の人物	 *オーストリアの作曲家「アマデウス・モーツァルト」の肖像画を含む標章	30、32、33	010862911 2012/09/20	
歴史上の人物	 *古代エジプトのツタン・カーメン王の黄金のマスクのイメージと君主を表す「ファラオ」の文字	03	006400089 2009/02/09	

（３）イギリス

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	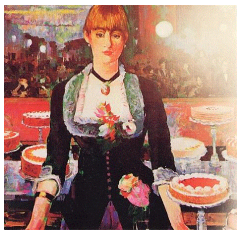 *エドゥアール・マネの絵画「フォリー・ベルジェールのバー」	30、43	2339941 2004/02/13	
建造物	 *ロンドンの「タワーブリッジ」	25	3042782 2014/06/06	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
建造物	TAJ MAHAL *「タージ・マハル」	32	2505900 2009/06/26	
歴史上の人物	ROYAL SHAKESPEARE COMPANY *イギリスの文豪「シェイクスピア」を含む文字	09、16、41、42、45	4476248 2013/2/13	出願人：The Royal Shakespere Company（関係者）

（４）ドイツ

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	MONA LISA *「モナ・リザ」	25	302010011322 2010/4/7	
演劇等	Schwanensee *バレエ音楽「白鳥の湖」	03、18、25	302012000431 2012/3/20	
建造物	Neuschwanstein *ドイツにある城「ノイシュヴァンシュタイン」	05、36、38、39、44	30544198 2005/10/4	出願人：Freistaat Bayern, vertreten durch die Bayer. Verwaltung der staatlichen Schlösser, Gärten und Seen, 80638 München, DE（関係者）

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
建造物	 *ドイツ・ベルリンのシンボルとされている「ブランデンブルク門」のイメージを含む標章	35、36、37、39	30527277 2010/04/16	

（５）フランス

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	 *「モナ・リザ」の絵画と文字	32	3981897 2013/02/11	
絵画	 RAPHAEL *ルネサンスの画家「ラファエロ・サンティ」の自画像と文字	35、43	4113908 2014/08/27	
絵画	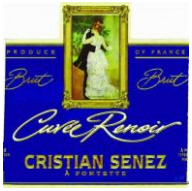 *フランスの画家オーギュスト・ルノアールの絵画「都会の踊り」	33	3265893 2003/12/24	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	MONA LISA *「モナ・リザ」	33	1254723 1983/12/20	
建造物	 *米国の「自由の女神像」のパロディと文字「FREEDOM FITNESS」	41	4155962 2015/02/11	
小説	AUTANT EN EMPORTE LE VENT *小説「風と共に去りぬ」の題目	29、30	3943193 2012/09/01	
演劇等	LE LAC DES CYGNES *バレエ音楽「白鳥の湖」	14	3929995 2012/06/26	
楽曲	Lettre à Elise *ベートーベンの楽曲「エリーゼのために」	41	4174615 2015/04/18	
建造物	 *パリの「エッフェル塔」のイメージと文字	03、04、05、08、10、11、13、14、15、16、18、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、37、38、39、40、41、42、43、44、45	94548883 1994/12/13	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
建造物	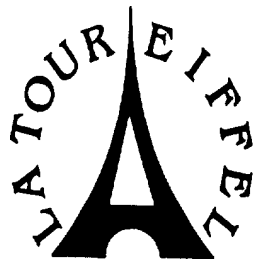 *パリの「エッフェル塔」のイメージと文字	18	95595561 1995/09/02	LA TOUR EIFFEL-PARIS （関係者）
建造物	 *「パリのノートルダム」の文字を含む	18、25、34	3879689 2011/12/07	
建造物	 *パリの「凱旋門」のイメージと文字を含む	30	94543262 1994/11/04	
建造物	TAJ MAHAL *「タージ・マハル」	33	3083340 2001/02/16	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	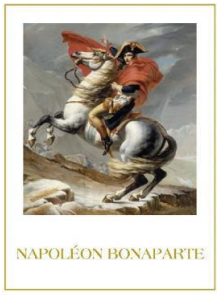 *フランスの画家ルイ・ダヴィッドの絵画「ベルナール峠からアルプスを越えるボナパルト」を含む	33	4324579 2016/12/22	

（６）スイス

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	 *「星の王子さま」を書いたアントワーヌ・ド・サン＝テグジュペリのイラスト	09、14、16、21、35、38、41	554362 国際登録日： 1990/6/15	SOCIETE POUR L'OEUVRE ET LA MEMOIRE D'ANTOINE DE SAINT EXUPERY - SUCCESSION DE SAINT EXUPERY - D'AGAY （関係者）
演劇等	 *ベートーベン唯一のオペラ「フィデリオ」	14	2P-337473 1985/03/22	
歴史上の人物	Frédéric Chopin *「フレデリック・ショパン」	03、14	P-529064 2004/12/23	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
小説	RAPUNZEL *「ラプンツェル」は、グリム童話に収録されている作品の題目であり、それを原作とするディズニー映画のキャラクター名でもある。	03、09、14、16、18、20、21、24、25、28、29、30、32、41	637280 2012/12/04	Disney Enterprises、Inc. （関係者）
文化的行事	 *「モントレー・ジャズ・フェスティバル」	03、05、14、16、18、24、25、35、41	2P-417353 1995/05/24	Fondation du Festival de Jazz de Montreux （関係者）
庭園	KEUKENHOF *オランダにある世界最大の花の公園「キューケンホフ」	31、35、39、41、44	1186518 国際登録日：2013/6/17	Stichting Graaf Carel van Lynden （関係者）
歴史上の人物	DALI *「ダリ」	18	1071526 国際登録日：2011/2/3	FUNDACIÓN GALA-SALVADOR DALÍ （関係者）

（７）ベネルクス

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	 *オランダの画家ヨハネス・フェルメールの絵画「牛乳を注ぐ女」	29	0523837 1992/11/27	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
彫刻	 *フランスの彫刻家オーギュスト・ロダンの「考える人」を含む標章	41	0867404 2009/09/10	
建造物	 *「自由の女神」と「LIBERTY」の文字	29、35、43	0904511 2011/10/10	
彫刻	 *ギリシア彫刻「サモトラケのニケ」を含む標章	06、19、20、21、42	0980952 2015/10/21	
署名	 *オランダの海軍提督「ミヒール・デ・ロイテル」の署名	25、29、41	805281 2006/10/5	
バレエ	GISELLE! *バレエ作品の題号	31、35、44	979667 2015/10/12	
楽曲	 *ベートーベンの「エリーゼのために」の最初の9音	35、41	517166 1993/2/1	
小説	DIK TROM *Johan Kieviet の冒険小説「DIK TROM」の題号	09、16、25、28、35、38、41	700932 2002/5/1	Uitgeverij Kluitman Alkmaar BV（関係者）

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
史跡	 *オランダの世界遺産「アムステルダムの防塞線」（文字）を含む標章	35、41	0879503 2010/7/12	Stichting Cultuurcompagnie Noord-Hollandd（関係者）
史跡	 *中国の世界遺産「万里の長城」のイメージを含む標章	34	0896141 2011/05/10	
歴史上の人物	 *著名な物理学者「アインシュタイン」のイメージと文字を含む標章	43	0571445 1996/3/1	

（８）イタリア

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	 *「モナ・リザ」のイメージと文字	19、20	0001414842 2011/02/04	
彫刻	 *ルネサンスの芸術家「ミケランジェロ」の文字と「ダビデ像」のイメージのパロディ	24、25	0001451390 2011/07/21	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
建造物	 *「タージ・マハル」のイメージと文字	30	0001608257 2014/09/30	
建造物	 *ヴェニスの有名な橋「リアルト橋」のイメージと文字と「ヴェニス」の文字	16、21、24、25、35	0001355943 2010/10/12	
建造物	 *イタリアの世界遺産「ピサの斜塔」のイメージと文字	25	0001238212 2010/01/12	
史跡	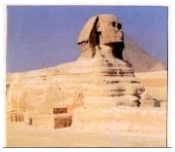 *エジプトの「スフィンクス」	09、11、35、45	0001382244 2010/12/02	
史跡	 *ローマの「コロッセオ」のイメージと文字を含む標章	03、09、14、16、18、25、35、37、4	0001473069 2011/12/15	

（９）スペイン

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	MONA LISA *「モナ・リザ」	33	M2686053 2006/11/15	
彫刻	 *ギリシア彫刻「サモトラケのニケ」を含む標章	20	M2527226 2004/01/27	
建造物	 *ロンドンのシンボル「ビッグベン」のイメージと文字	35	M3011462 2012/04/13	
史跡	 *ローマの「コロッセオ」のイメージを含む標章	43	M2915252 2010/06/08	
建造物	 *スペイン・バロセロナのシンボル「サグラダ・ファミリア」のイメージを含む標章	39	M2944497 2011/05/16	
建造物	 *スペインの建築家アントニ・ガウディ設計の「カサ・ミラ」	38	M2012914 1997/01/07	FUNDACIÓ CATALUNYA-LA PEDRERA 、FUNDACIÓ ESPECIAL（関係者）

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
建造物	 *スペインにある「リナレス宮殿」のイメージを含む標章	43	M2525582 2003/06/24	CONSORCIO CASA DE AMERICA（関係者）
建造物	 *「タージ・マハル」のイメージと文字	29	M3077420 2013/09/26	

（１０）ノルウェー

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
建造物	 *「自由の女神像」のイメージを含む標章	03、25、35、39	206761 2001/02/01	
建造物	 *インドの慰霊碑	30	233496 2006/06/22	

（１１）中国

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	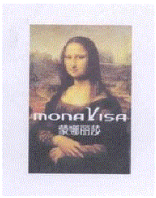 *「モナ・リザ」の絵画と英・中国文字	18	14227814 2016/08/14	
絵画	 *「モナ・リザ」	19	1476867 1999/07/12	2006 年中国馳名商標認定
筆跡	 *清の「乾隆帝」の印影	33	1615567 2000/05/17	
演劇等	胡桃夹子 バレエ音楽「くるみ割り人形」	42	14540832 2014/05/19	
詩	将进酒唐李白 *李白の詩「将進酒」	33	4355603 2004/11/10	
小説	源氏物语 *紫式部の物語の題号	35	19053971 2016/02/02	
小説	罗密欧与朱丽叶 *シェイクスピアの小説「ロミオとジュリエット」	16	18368884 2016/12/28	
楽曲	高山流水 *中国の有名な古曲の題目	34	7610135 2009/08/11	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
史跡	八达岭长城 *万里の長城の一部	39	4086435 2004/05/27	北京市延慶区八達嶺特区办事処（関係者）
史跡	地安门 *北京市内にあった旧跡	35、37	15082189 2017/11/07	裁判における判断を後述
庭園	 *北京有名の庭園	14	6799727 2010/06/23	北京市頤和園管理処（関係者）
歴史上の人物	 *中国の思想家「荘子」	30	7309826 2009/04/08	

（審判・裁判において判断がなされた事例）

国・地域	中国
査定／審決／判決	北京高級人民裁判所判決
番号	出願商標：15082189
当事者	出願人：北京天恒置業集団有限公司
商標	地安门
商標の内容	北京市内にあった有名な建造物
文化財等のカテゴリ	史跡
日付	出願日：2014 年 5 月 21 日
指定商品・役務	35 類：広告宣伝等、37 類：建築等
関連条文	商標法第 10 条第 1 項第 8 号
判断要旨	地安门は公共資源であるが、法律条文に公共資源が商標登録できるかどうかについて明確な規定がない。地安门の登録は社会公衆の利益にマイナスな影響をもたらさないはずである。かつ数人も地安门を商標として登録した。したがって、商標法第 10 条第 1 項第 8 号に違反しない。

（１２）韓国

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	 世界堂 ＊「モナ・リザ」の絵画のパロディと企業名	02、06、08、16	40-671524 2006/7/24	審決における判断を後述

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	 *クリムトの絵画と「UGBY」（文字）	21、24、25	40-865102 2011/05/17	審決における判断を後述
絵画	MONA LISA *「モナ・リザ」	03	40-954336 2013/02/20	審決における判断を後述
紋章、記章、旗章	 *役馬の支給を規定する牌「馬牌」	16	40-68173 1980/02/09	
楽曲	아 리 랑 *韓国の代表的民謡「アリラン」	22	40-188497 1990/02/08	
民族舞踊	강강술래 *民俗遊戯の名称「カンガンスルレ」	28	40-1137518 2015/10/21	
その他	훈민정음 *朝鮮時代に創製された漢文解説書の題号「訓民正音」	09	40-1065515 2014/10/21	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
その他	동의보감 *朝鮮時代の医書の題号「東医宝鑑」	29	40-461554 1999/12/2	
小説	춘향전 *韓国の代表的古典小説「春香伝」	43	41-323097 2015/05/29	
碑文	 *文化財である碑文の題目	21	40-541425 2003/2/14	判決における判断を後述
文化的行事	 *業務標章：代表的な伝統文化祝祭「春香祭」	【指定業務】 市政総合企画・調整業務、監査資料収集提出業務、行政区域調整業務、公報行政計画樹立推進業務	42-4589 2013/01/03	南原市（関係者）
文化的行事	Danoje 단오제 *郷土祭礼儀式「端午祭」	14、43	45-20826 2007/08/08	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
史跡	 첨성대 *新羅時代に建設された天文台「瞻星台」	33	40-734421 2008/1/16	判決における判断を後述
建造物	 *米国の「自由の女神像」イメージ	43	41-328263 2015/07/31	
史跡	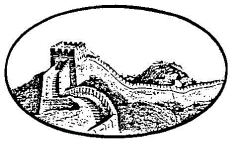 萬 里 長 城 *中国の世界遺産「万里の長城」	30	40-288976 2015/09/06	
歴史上の人物	세종대왕 *ハングルを創製した朝鮮時代の王「世宗大王」	29	40-466968 2000/03/21	
歴史上の人物	JAMES DEAN *米国の俳優	06、19、20、21、24	40-447621	判決における判断を後述

（審判・裁判において判断がなされた事例）

国・地域	韓国
査定／審決／判決	特許審判院審決
番号	登録番号：40-671524 2005 ウォン 6905 審決（2005 원 6905 심결）
当事者	出願人：株式会社世界堂
商標	
商標の内容	「モナ・リザ」の絵をパロディ化したものに文字部分「世界堂」を結合
文化財等のカテゴリ	絵画
日付	審決：2006 年 4 月 27 日
指定商品・役務	指定商品：第 2 類 絵の具、ラッカー等、第 6 類 金属箱など、第 8 類 彫刻刀、ガラス刀等、第 16 類 キャンバス、絵画用パレット、絵画、鉛筆等
関連条文	旧商標法第 7 条第 1 項第 4 号
判断要旨	審査段階では公序良俗に反する商標に該当するとみて拒絶理由が出されたが、特許審判院で単にある有名作品を戯画化又はパロディ化したという事実のみをもって淫乱又は猥褻的な内容を含むものと認識される素地はほとんどないので、拒絶決定は妥当でないとして登録された

国・地域	韓国
査定／審決／判決	特許審判院審決
番号	登録番号：40-865102
当事者	出願人：個人(第三者)
商標	
商標の内容	クリムトの絵に文字部分「UGBY」が結合された標章
文化財等のカテゴリ	絵画
日付	登録日：2011 年 5 月 17 日
指定商品・役務	指定商品：第 21 類 歯ブラシ、ヤカンなど、第 24 類 布巾、シャワーカーテン、織物製手拭いなど、第 25 類 浴用サンダル、スリッパ等
関連条文	商標法第 35 条
判断要旨	審査段階では文字部分「UGBY」が先行商標と抵触することを根拠に拒絶理由が出されたが、不服審判を通じて拒絶理由を克服し、絵の部分と関連しては特に拒絶理由は出されていない。

国・地域	韓国
査定／審決／判決	大法院判決
番号	2004 フ 1441 判決（2004 후 1441 판결）
当事者	上告人（出願人）：個人 被上告人：三陟市
商標	
商標の内容	「陟州東海碑」は碑文の題目
文化財等のカテゴリ	碑文
日付	判決日：2005 年 10 月 7 日
指定商品・役務	陶器 等
関連条文	旧商標法第 6 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号及び第 7 号 旧商標法第 7 条第 1 項第 4 号及び第 11 号
判断要旨	漢字五文字を古篆字体で表記した文字商標である登録商標は、その外観上特異な筆体で構成されており識別力のない標章と見られず、公益上特定人に独占させることが適当ではないとみなす事情も見出し難く韓国の商標法が文化財の名称でなった商標を商標の不登録事由として定めていない点などに照らして、上記の登録商標が文化財である碑文の題目を複写した商標であるという点だけでは識別力がないとは見ることはできない。 一方、「陟州東海碑」という文化財の名称を特定人が商標として登録することが公序良俗に反するとはいえず、その登録商標が需要者らに商品の品質を誤認させるおそれがあるともいえない。

国・地域	韓国
査定／審決／判決	大法院判決
番号	2003 フ 1260 判決（2003 후 1260 판결）
当事者	出願人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
商標	
商標の内容	新羅時代に建設された天文台「瞻星台」
文化財等のカテゴリ	史跡
日付	2003 年 8 月 25 日判決
指定商品・役務	第 43 類レストラン業、カフェ業 等
関連条文	商標法第 33 条第 1 項第 4 号
判断要旨	一般的に「瞻星台」といえば国宝に指定された慶州の「瞻星台」を意味する名称として広く知られているとしても、そのような事情だけでは「瞻星台」がさらにその文化財が所在する地域を指す地理的名称としてまで著名になったとは断定できないので、顕著な地理的名称のみからなる商標ではないとした

国・地域	韓国
査定／審決／判決	大法院判決
番号	96 フ 2173 判決（96 후 2173 판결）
当事者	出願人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
商標	JAMES DEAN
商標の内容	米国の俳優
文化財等のカテゴリ	歴史上の人物
日付	1997 年 7 月 11 日判決
指定商品・役務	指定商品：第 25 類衣類等
関連条文	旧商標法第 7 条第 1 項第 2 号(現第 34 条第 1 項第 2 号)
判断要旨	単に故人の氏名それ自体を商標として使用したものに過ぎないだけで、同人との関連性に関する何らの表示もないため、これを旧商標法第 7 条第 1 項第 2 号(現第 34 条第 1 項第 2 号)所定の故人との関係を虚偽に表示した商標に該当するとみることはできない

（１３）台湾

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	 *「モナ・リザ」のイメージと英・中国文字	43	00146216 2001/07/16	
絵画	蒙娜麗莎 Mona Lisa *「モナ・リザ」の英・中国文字	03	01260118 2007/05/01	
その他	濕婆神之舞 *シヴァ神の踊り	41	01845285 2017/06/01	取引上識別力があるとして登録
歴史上の人物	莎士比亞 *シェイクスピアの中国文字	30	01488734 2011/12/01	
建造物	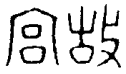 *中国の世界遺産「故宮」	21	00491927 1990/08/16	国立故宮博物院（関係者）
庭園	頤和園 *中国の有名な庭園	34	01795809 2016/10/01	
歴史上の人物	 *中国の文学者「陶淵明」	36	00147358 2001/09/16	

（１４）シンガポール

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
建造物	Taj Mahal *タージ・マハル	30	T0016489Z 2003/10/20	

（１５）オーストラリア

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	 *イギリスの画家ジョゼフ・リセットの版画	33	1163139 2007/2/26	
小説	THE MERCHANT OF VENICE *シェイクスピアの小説「ヴェニスの商人」	03、09、14、18、25	1163139 2010/11/30	
楽曲	WALTZING MATILDA *世界的に広く知られた歌「ウォルツィング・マチルダ」	09、41	768214 1998/7/23	
小説	THE SCARLET LETTER *米国の小説家ナサニエル・ホーソーンの小説「緋文字」	33	1344397 2010/2/9	
その他	THE MESSIAH *救世主を意味する「メサイア」	33	1521336 2012/10/22	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
署名	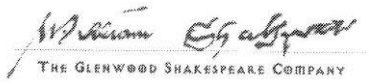 *ウィリアム・シェイクスピアの署名	41	860876 2000/12/16	
山岳	MOUNT EVEREST *世界最高峰の山「エベレスト」	32	1511826 2012/8/31	
その他	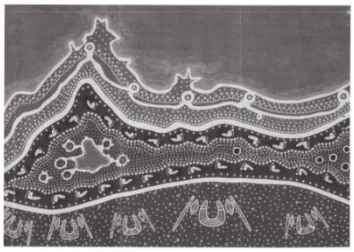 *オーストラリアの先住民アボリジニのアート	35、39、41	1445607 2011/8/26	Port Lincoln Aboriginal Community Council （文化財との関係は不明）

（１６）ニュージーランド

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	MONA LISA *「モナ・リザ」	30	972523 2013/08/09	
建造物	 *インドの慰霊碑	30	742760 2006/08/17	
建造物	 *パリの「エッフェル塔」の文字とイメージ	18	254280 1997/05/12	LA TOUR EIFFEL - PARIS （関係者）

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
史跡	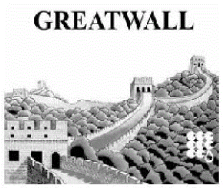 *中国の世界遺産「万里の長城」	33	771744 2008/1/10	

（１７）インド

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
建造物	 *インドの遺産にもなっている「タージ・パレス・ホテル」の外観	43	3386351 15/05/2017	THE INDIAN HOTELS COMPANY LIMITE(所有者)
建造物	TAJ MAHAL *「タージ・マハル」	35	1070750 2012/08/06	
建造物	 *「タージ・マハル」の文字とイメージ	30	730743 2008/7/14	

（１８）ロシア

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
建造物	 *スターリングラード攻防戦を記念して建てられた巨像「母なる祖国像」	09、35、36、39、40、41、42、43	411502 2010/6/21	管理団体による出願
演劇等	 *バレエ音楽「白鳥の湖」(文字)を含む標章	35、41、43	593978 2016/11/8	
建造物	ВЕРСАЛЬ *フランスの宮殿「ベルサイユ」	30	472998 2012/10/17	
建造物	TAJ MAHAL *「タージ・マハル」	30、42	149089 1996/12/30	
歴史上の人物	 *モンゴル帝国の皇帝「オゴデイ・カアン」の肖像画と文字を含む標章	30、32、43	379409 2009/5/19	

（１９）メキシコ

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	MONA LISA *「モナ・リザ」	30	1748014 2017/04/25	
建造物	TAJ MAHAL *「タージ・マハル」	42	1014662 2007/09/28	

（２０）ブラジル

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
絵画	 *ヨハネス・フェルメールの絵画「牛乳を注ぐ女」	30	904476154 2015/04/14	
絵画	MONALISA *「モナ・リザ」	06、07、08、11、16、20、21	821478990 1999/07/08	
史跡	 *ローマの「コロッセオ」のイメージを含む標章	39	824848179 2002/08/12	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
史跡	 *中国の世界遺産「万里の長城」のイメージを含む標章	38	901045314 2008/0714	
歴史上の人物	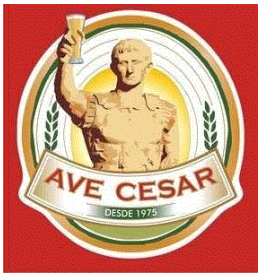 *古代ローマの将軍「カエサル」のイメージと文字	32	906074800 2013/04/04	

（２１）アンデス共同体

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
彫刻	 *ミロのヴィーナスのイメージと文字「VENUS」	23	198630(コロンビア)	
織物	 *ペルーのチチカカ湖に浮かぶタキーレ島「Takile」。タキーレ島の織物はユネスコの無形文化遺産	25	149091(ペルー)	

カテゴリ	商標（登録事例）	国際分類	登録番号 登録日	備考
民族舞踊	 *ペルーの伝統的な踊りであるトンデロ「Tondero」の文字と踊りのイメージ	30	180122(ペルー)	
楽曲	 *コロンビアの民族音楽バジェナート「Vallenato」	19	271955（コロンビア）	
歴史上の人物	MIGUEL GRAU *ペルーの提督で、アンガモスの海戦（1879年）の英雄	41	61654 (ペルー)	

Ⅴ．文化財等のカテゴリごとのまとめ

文化財等のカテゴリごとの、登録傾向・拒絶傾向について、国・地域別にまとめた表について掲載をする。

文化財等のカテゴリは、「絵画、彫刻」「陶磁器、織物」「筆跡、署名」「紋章、記章、旗章」「演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ」「楽曲」「小説、詩」「経典、碑文」「文化的行事」「建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳」「歴史上の人物」「その他」の 12 個とし、商標の構成・態様から便宜的に分類を行った。

また、表の掲載内容は、以下のとおりである。

【表の掲載内容】

表の項目	内容
国・地域	対象商標の出願された国・地域名を記載
商標	対象となる商標を記載 「*」以下に商標及び商標が関連する文化財等の内容について記載（出願人の意図とは異なる場合がある点に留意）
結論	対象商標に係る出願の最終的な結論を記載 （登録：○　拒絶：×）
国際分類	指定商品・役務の国際分類を記載 （拒絶理由と関連する指定商品・役務を記載）
理由（根拠）等	拒絶の理由、出願人と文化財等との関係（関係者）等の情報を記載

１．絵画、彫刻

国・地域	商標（絵画・彫刻）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
米国	 ＊「モナ・リザ」の絵と文字「COOL Mona」	○	45	
米国	 ＊ファン・ゴッホの自画像と文字	○	30	
米国	 *デトロイト市のシンボル「The Spirit of Detroit」	○	16、21、25	
米国	 ＊ギリシア彫刻「サモトラケのニケ」	○	14	
米国	 ＊エドヴァルド・ムンクの絵画「叫び」	×	32、33	「エドヴァルド・ムンク」との関係を誤って示唆する

国・地域	商標（絵画・彫刻）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
欧州	 *オランダの画家レンブラントの絵画「夜警」	○	01	
欧州	 *ノルウェーの画家エドヴァルド･ムンクの絵画「叫び」	○	09、14、16、19、21、24、25、28、32、33、42	
欧州	 *「モナ・リザ」のパロディ	○	28、35、41、42	
欧州	 *オランダの画家ヨハネス･フェルメールの絵画「真珠の耳飾りの少女」	○	31	
欧州	MONA LISA *「モナ・リザ」	○	07、35、37	
欧州	 *フランスの彫刻家オーギュスト・ロダンの「考える人」のパロディを含む標章	○	35、38、41、42	

国・地域	商標（絵画・彫刻）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
イギリス	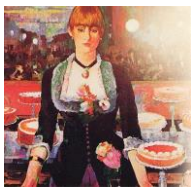 *エドゥアール・マネの絵画「フォリー・ベルジェールのバー」	○	30、43	
ドイツ	MONA LISA *「モナ・リザ」	○	25	
フランス	 *「モナ・リザ」の絵画と文字	○	32	
フランス	 RAPHAEL *ルネサンスの画家「ラファエロ・サンティ」の自画像と文字	○	35、43	
フランス	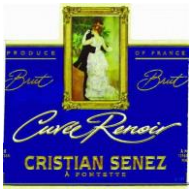 *フランスの画家オーギュスト・ルノアールの絵画「都会の踊り」	○	33	

国・地域	商標（絵画・彫刻）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
フランス	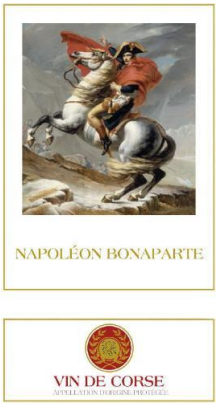 *フランスの画家ルイ・ダヴィッドの絵画「ベルナール峠からアルプスを越えるボナパルト」を含む標章	○	33	
フランス	MONA LISA *「モナ・リザ」	○	33	
スイス	 *「星の王子さま」を書いたアントワーヌ・ド・サン＝テグジュペリのイラスト	○	09、14、16、21、35、38、41	関係者による出願
ベネルクス	 *オランダの画家ヨハネス・フェルメールの絵画「牛乳を注ぐ女」	○	29	
ベネルクス	 *フランスの彫刻家オーギュスト・ロダンの「考える人」を含む標章	○	41	

国・地域	商標（絵画・彫刻）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
ベネルクス	 *ギリシア彫刻「サモトラケのニケ」を含む標章	○	06、19、20、21、42	
ベネルクス	 *レンブラントの絵画「夜警」	×	01	あまりにも複雑で商標として認識できない
イタリア	MONNALISA *「モナ・リザ」のイメージと文字を含む標章	○	19、20	
イタリア	 *ルネサンスの芸術家「ミケランジェロ」の文字と「ダビデ像」のイメージのパロディ	○	24、25	
スペイン	MONA LISA *「モナ・リザ」	○	33	
スペイン	 *ギリシア彫刻「サモトラケのニケ」を含む標章	○	20	

国・地域	商標（絵画・彫刻）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
ノルウェー	 ＊Gustav Vigeland の彫刻「The Angry Boy」	×	03、06、14、19、20、21、28、30、32、33、41、43	標識がパブリックドメインに関する作品のみからなり、社会の根本的な利益に対して十分に深刻な脅威なものであれば、商標登録を拒絶される
中国	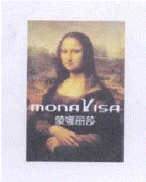 ＊「モナ・リザ」の絵画と英・中国文字	○	18	
中国	 ＊「モナ・リザ」	○	19	
韓国	 ＊「モナ・リザ」の絵画のパロディと企業名	○	02、06、08、16	審査段階では公序良俗に反する商標に該当するとみて拒絶理由が出されたが、特許審判院で逆転
韓国	 ＊クリムトの絵画と「UGBY」（文字）	○	21、24、25	審査段階では文字部分「UGBY」が先行商標と抵触することを根拠に拒絶理由が出されたが、不服審判を通じて拒絶理由を克服し、絵の部分と関連しては特に拒絶理由は出されていない

国・地域	商標（絵画・彫刻）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
韓国	MONA LISA *「モナ・リザ」	○	03	
台湾	 *「モナ・リザ」のイメージと英・中国文字	○	43	
台湾	蒙娜麗莎 Mona Lisa *「モナ・リザ」の英・中国文字	○	03	
台湾	 *台湾の国宝、「翠玉白菜」の立体商標	×	30	商品自体の装飾と看做し、先天的識別性を有しない
オーストラリア	 *イギリスの画家ジョゼフ・リセットの版画	○	33	
ニュージーランド	MONALISA *「モナ・リザ」	○	30	

国・地域	商標（絵画・彫刻）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
ロシア	 *「モナ･リザ」の絵画と文字「MONNALISA」	×	31	公益並びに人間性及び道徳の原則に反し、ロシアの文化遺産又世界の文化遺産に所在する文化的価値と同一であるか又は混同を生じる
メキシコ	MONA LISA *「モナ・リザ」	○	30	
ブラジル	 *ヨハネス・フェルメールの絵画「牛乳を注ぐ女」	○	30	
ブラジル	MONALISA *「モナ・リザ」	○	06、07、08、11、16、20、21	
アンデス共同体	 *ミロのヴィーナスのイメージと文字「VENUS」	○	23	

２．陶磁器、織物

国・地域	商標（陶磁器・織物）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
韓国	갤러리 고려청자 高麗青瓷 Gallery Korea Blue Porcelain *韓国の高麗時代に作られた青色の磁器の総称である「高麗青磁」が含まれた標章	×	14	商品の品質、提供内容等を高麗青磁と関連のあるものと誤認・混同させるおそれがある
アンデス共同体	Takile Fashion Trends *ペルーのチチカカ湖に浮かぶタキーレ島「Takile」。タキーレ島の織物はユネスコの無形文化遺産	○	25	

３．筆跡、署名

国・地域	商標（筆跡、署名）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
米国	John Hancock *マサチューセッツ州の初代知事「ジョン・ハンコック」の署名	○	36	
欧州	G. Eiffel *パリのエッフェル塔の設計者「ギュスターヴ・エッフェル」の署名	○	03、06、07、08、09、12、14、16、17、18、20、21、24、25、26、28、33、34、38、39、42、43	関係者による出願
ベネルクス	 *オランダの海軍提督「ミヒール・デ・ロイテル」の署名	○	25、29、41	

国・地域	商標（筆跡、署名）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
中国	 *清の「乾隆帝」の印影	○	33	
韓国	 *「ピカソ」の署名	×	16	公正かつ信用ある商品の流通秩序を侵害するおそれがある
オーストラリア	 *「ウィリアム・シェイクスピア」の署名	○	41	

４．紋章、記章、旗章

国・地域	商標（紋章、記章、旗章）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
韓国	 *役馬の支給を規定する牌「馬牌」	○	16	

５．演劇等の演目・題目、民族舞踊、バレエ

国・地域	商標（演劇等の演目等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
ドイツ	Schwanensee *バレエ音楽「白鳥の湖」	○	03、18、25	
フランス	LE LAC DES CYGNES *バレエ音楽「白鳥の湖」	○	14	
スイス	Fidélio collection *ベートーベン唯一のオペラ「フィデリオ」	○	14	

国・地域	商標（演劇等の演目等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
ベネルクス	GISELLE! *バレエ作品の題号	○	31、35、44	
中国	胡桃夹子 *バレエ音楽「くるみ割り人形」	○	42	
韓国	강강술래 *民俗遊戯の名称「カンガンスルレ」	○	28	
ロシア	 *バレエ音楽「白鳥の湖」(文字)を含む標章	○	35、41、43	
アンデス共同体	 *ペルーの伝統的な踊りであるトンデロ「Tondero」の文字と踊りのイメージ	○	30	

６．楽曲

国・地域	商標（楽曲）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
欧州	 *ベートーベンの 「エリーゼのために」の最初の９音	○	35、41	
フランス	Lettre à Elise *ベートーベンの楽曲「エリーゼのために」	○	41	

国・地域	商標（楽曲）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
ベネルクス	 *ベートーベンの 「エリーゼのために」の最初の 9 音	○	35、41	
中国	高山流水 *中国の有名な古曲の題目	○	34	
韓国	아 리 랑 *韓国の代表的民謡「アリラン」	○	22	
オーストラリア	WALTZING MATILDA *世界的に広く知られた歌「ウォルツィング・マチルダ」	○	09、41	
アンデス共同体	CEMENTO VALLENATO *コロンビアの民族音楽バジェナート「Vallenato」	○	19	

7．小説、詩

国・地域	商標（小説、詩）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
欧州	THE INVISIBLE MAN *イギリスの小説家 HG ウェルズの「透明人間」の題号	○	32、33、35	
フランス	AUTANT EN EMPORTE LE VENT *小説「風と共に去りぬ」の題目	○	29、30	
スイス	RAPUNZEL *グリム童話に収録されている作品の題目、ディズニー映画のキャラクター「ラプンツェル」	○	03、09、14、16、18、20、21、24、25、28、29、30、32、41	
ベネルクス	DIK TROM *Johan Kieviet の冒険小説「DIK TROM」の題号	○	09、16、25、28、35、38、41	

国・地域	商標（小説、詩）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
ベネルクス	HET DAGBOEK VAN ANNE FRANK *「アンネの日記」	×	09、16、39、41	出願標章は単に関係者の商品･サービスを説明するものと考えられる
中国	将进酒唐李白 *李白の詩「将進酒」	○	33	
中国	源氏物语 *紫式部の物語の題号	○	35	
中国	罗密欧与朱丽叶 *シェイクスピアの小説「ロミオとジュリエット」	○	16	
韓国	춘향전 *韓国の代表的古典小説「春香伝」	○	43	
オーストラリア	THE MERCHANT OF VENICE *シェイクスピアの小説「ヴェニスの商人」	○	03、09、14、18、25	
オーストラリア	THE SCARLET LETTER *米国の小説家ナサニエル・ホーソーンの小説「緋文字」	○	33	

８．経典、碑文

国・地域	商標（経典、碑文）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
韓国	 *碑文の題目「陟州東海碑」	○	21	「陟州東海碑」という文化財の名称を特定人が商標として登録することが公序良俗に反するとはいえず、その登録商標が需要者らに商品の品質を誤認させるおそれがあるともいえない

９．文化的行事

国・地域	商標（文化的行事）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
スイス	 *モントレー・ジャズ・フェスティバル	○	03、05、14、16、18、24、25、35、41	関係者による出願
韓国	 *業務標章：代表的な伝統文化祝祭「春香祭」	○	【指定業務】市政総合企画・調整業務、監査資料収集提出業務、行政区域調整業務、公報行政計画樹立推進業務	関係者による出願
韓国	 *郷土祭礼儀式「端午祭」	○		

１０．建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
米国	 *パリのエッフェル塔のイメージと文字「GINGER DE PARIS」	○	41	
米国	 *パリの「エッフェル塔」の文字とイメージ	○	06	関係者による出願
米国	 *米国の「自由の女神像」	○	33	
欧州	 *「タージ・マハル」のイメージと文字	○	29	
欧州	 *「自由の女神」のイメージと「LIBERTY」の文字	○	09、16、41	
欧州	 *パリの「凱旋門」を含む標章	○	30	

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
欧州	 *エジプト・ギザにあるピラミッド群を含む標章	○	24、25	
イギリス	 *ロンドンの「タワーブリッジ」	○	25	
イギリス	TAJ MAHAL *「タージ・マハル」	○	32	
ドイツ	Neuschwanstein *ドイツにある城「ノイシュヴァンシュタイン」	○	05、36、38、39、44	関係者による出願
ドイツ	 *ドイツ・ベルリンのシンボルとされている「ブランデンブルク門」のイメージを含む標章	○	35、36、37、39	
フランス	 *パリの「エッフェル塔」のイメージと文字	○	03、04、05、08、10、11、13、14、15、16、18、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、37、38、39、40、41、42、43、44、45	

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
フランス	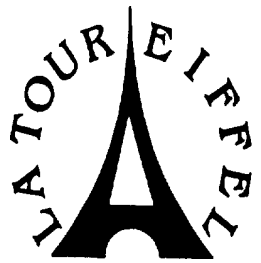 *パリの「エッフェル塔」のイメージと文字	○	18	関係者による出願
フランス	LES COULISSES DE LA TOUR EIFFEL *「エッフェル塔の内幕」の意味	×	39、41	著名な建造物であるエッフェル塔との直接的関係を示唆するサービスに対して、標章には識別力がなく記述的である
フランス	 *「パリのノートルダム」を含む標章	○	18、25、34	
フランス	 *パリの「凱旋門」のイメージと文字を含む標章	○	30	
フランス	TAJ MAHAL *タージ・マハル	○	33	
フランス	 *米国の「自由の女神像」のパロディと文字「FREEDOM FITNESS」	○	41	

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
スイス	KEUKENHOF *オランダにある世界最大の花の公園	○	31、35、39、41、44	関係者による出願 審査段階で拒絶
ベネルクス	Stelling van Amsterdam UNESCO WERELDERFGOED *オランダの世界遺産「アムステルダムの防塞線」（文字）を含む標章	○	35、41	関係者による出願
ベネルクス	長城雪茄 GREATWALL CIGAR *中国の世界遺産「万里の長城」のイメージを含む標章	○	34	
ベネルクス	LIBERTY *「自由の女神」と「LIBERTY」の文字	○	29、35、43	
イタリア	Taj Mahal *「タージ・マハル」のイメージと文字	○	30	
イタリア	MERCATO di RIALTO VENEZIA *ヴェニスの有名な橋「リアルト橋」のイメージと文字と「ヴェニス」の文字	○	16、21、24、25、35	
イタリア	PISA *イタリアの世界遺産「ピサの斜塔」のイメージと文字	○	25	

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
イタリア	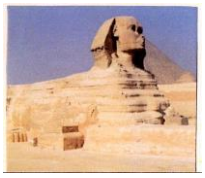 *エジプトの「スフィンクス」	○	09、11、35、45	
イタリア	 *ローマの「コロッセオ」のイメージと文字を含む標章	○	03、09、14、16、18、25、35、37、4	
スペイン	 *ロンドンのシンボル「ビッグベン」のイメージと文字	○	35	
スペイン	 *ローマの「コロッセオ」のイメージを含む標章	○	43	
スペイン	 *スペイン・バロセロナのシンボル「サグラダ・ファミリア」のイメージを含む標章	○	39	
スペイン	 *スペインの建築家アントニ・ガウディ設計の「カサ・ミラ」	○	38	関係者による出願

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
スペイン	 *スペインにある「リナレス宮殿」と名称	○	43	関係者による出願
スペイン	 *「タージ・マハル」のイメージと文字	○	29	
ノルウェー	 *「自由の女神像」のイメージを含む標章	○	03、25、35、39	
ノルウェー	 *インドの慰霊碑	○	30	
中国	地安门 *北京市内にあった旧跡	○	35、37	法律条文に公共資源が商標登録できるかどうかについて明確な規定がないが、地安門の登録は社会公衆の利益にマイナスな影響をもたらさない
中国	八达岭长城 *「万里の長城」の一部	○	39	関係者による出願

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
中国	頤和園 Summer Palace *北京有名の庭園	○	14	関係者による出願
中国	天安门 *北京にある城門、世界文化遺産の一部	×	05	社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす
中国	骑楼老街 *「骑楼老街」（骑楼という古い街）	×	29	「海口骑楼老街」は海口市の無形遺産として、公共資源に属するため独占すべきものではない。この商標の登録は、歴史文化発展にマイナスの影響をもたらす
韓国	첨성대 *新羅時代に建設された天文台「瞻星台」	○	33	慶州にある「瞻星台」は国宝に指定されており著名だが、「瞻星台」が、文化財が所在する地域を指す地理的名称としてまで著名になったとは断定できないので、顕著な地理的名称のみからなる商標とはいえない
韓国	BRICK OVEN NEW YORK PIZZERIA *米国の「自由の女神像」イメージ	○	43	

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
韓国	 萬 里 長 城 *中国の世界遺産「万里の長城」	○	30	
台湾	故宮 *中国の世界遺産「故宮」	○	21	関係者による出願
台湾	頤和園 *中国の有名な庭園	○	34	
台湾	霧峰林家宅園 *「霧峰林家宅園」の建築群の一つであり、1985年に国定古蹟に指定された。	×	25、36、41	系争商標の登録は、関連公衆に同一出所の混同誤認を生じるおそれがある
台湾	聖家堂 *スペインの建築家アントニオ・ガウディの未完作品「聖家堂(サグラダ・ファミリア)」	×	35、37	一般消費者に役務提供の主体又は役務の性質、品質を誤信、誤認させるおそれがある
台湾	 *国家一級古跡で、「CHIHKAN TOWER」はその音訳	×	43	台南市赤崁樓又はそれに関連すると誤認、誤信させるおそれがあるものに該当する

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
台湾	 *「蛇窯」の一つである竹南蛇窯は有形文化遺産	×	42	指定役務と直接関連があると消費者に連想させやすく、社会一般通念により、指定役務の文字説明に該当しないといい難い
シンガポール	 *「タージ・マハル」	○	30	
オーストラリア	MOUNT EVEREST *世界最高峰の山「エベレスト」	○	32	
ニュージーランド	 *インドの慰霊碑	○	30	
ニュージーランド	 *パリの「エッフェル塔」の文字とイメージ	○	18	関係者による出願
ニュージーランド	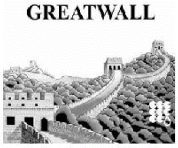 *中国の世界遺産「万里の長城」	○	33	
インド	 *インドの遺産にもなっている「タージ・パレス・ホテル」の外観	○	43	関係者による出願

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
インド	TAJ MAHAL *「タージ・マハル」	○	35	
インド	 *「タージ・マハル」の文字とイメージ	○	30	
ロシア	ВЕРСАЛЬ *フランスの宮殿「ベルサイユ」	○	30	
ロシア	TAJ MAHAL *「タージ・マハル」	○	30、42	
ロシア	АРКАИМ *ロシアの遺跡	×	32	ロシア連邦の文化遺産の名称に類似する
ロシア	Кремлёвский церемониальный бал *「Kremlevsky ceremonial dancing party」を意味する	×	41	ロシアの大統領府である「クレムリン」と類似する
ロシア	 *スターリングラード攻防戦を記念して建てられた巨像「母なる祖国像」	○	09、35、36、39、40、41、42、43	関係者による出願
メキシコ	TAJ MAHAL *「タージ・マハル」	○	42	

国・地域	商標（建造物等）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
ブラジル	COLISEUM MULTISERVICE *ローマの「コロッセオ」のイメージを含む標章	○	39	
ブラジル	长城平台 GRANDE MURALHA *中国の世界遺産「万里の長城」のイメージを含む標章	○	38	

１１．歴史上の人物

国・地域	商標（歴史上の人物）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
米国	ABRAHAM LINCOLN ASSOCIATION *「アブラハム・リンカーン」を含む	○	35	
米国	THE DISCOVERY KING TUT *「ツタンカーメン」の黄金のマスクと「ツタンカーメン王」を示す文字	○	09、21、23、26、36、38	
欧州	1756 *オーストリアの作曲家「アマデウス・モーツァルト」の肖像画を含む標章	○	30、32、33	

国・地域	商標（歴史上の人物）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
欧州	 *古代エジプトのツタン・カーメン王の黄金のマスクのイメージと君主を表す「ファラオ」の文字	○	03	
欧州	ATATURK *トルコの初代大統領の名前「アタテュルク」	×	3、5、25、29、30、32	「アタテュルク」の名前はトルコの法律で保護されていることもあり、トルコ出身の平均的な欧州消費者に不快な影響を与える
イギリス	ROYAL SHAKESPEARE COMPANY *イギリスの文豪「シェイクスピア」を含む文字	○	09、16、41、42、45	関係者による出願
スイス	DALI *「ダリ」	○	18	関係者による出願
スイス	Frédéric Chopin *「フレデリック・ショパン」	○	03、14	
ベネルクス	 *著名な物理学者「アインシュタイン」のイメージと文字を含む標章	○	43	
中国	 *中国の思想家「荘子」	○	30	
韓国	세종대왕 *ハングルを創製した朝鮮時代の王「世宗大王」	○	29	

国・地域	商標（歴史上の人物）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
韓国	JAMES DEAN *米国の俳優	○	06、19、20、21、24	故人との関係を虚偽に表示した商標に該当するとみることはできない
韓国	한국헤밍웨이 *米国の小説家「ヘミングウェイ」	×	16	小説家ヘミングウェイと関連した文学作品を出版する書籍出版業等と誤認･混同を生じさせるおそれがある
台湾	陶淵明 *中国の文学者「陶淵明」	○	36	
台湾	莎士比亞 *「シェイクスピア」の中国文字	○	30	
ロシア	 *モンゴル帝国の皇帝「オゴデイ・カアン」の肖像画と文字を含む標章	○	30、32、43	
ロシア	 *世界初の宇宙飛行士「ガガーリン」を含む標章	×	35、36、39	ガガーリンの親族による無効申立てを裁判所が認めた

国・地域	商標（歴史上の人物）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
ブラジル	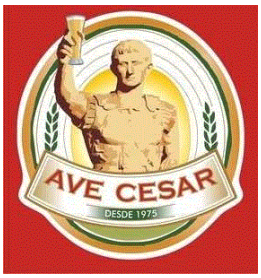 *古代ローマの将軍「カエサル」のイメージと文字	○	32	
アンデス共同体	MIGUEL GRAU *ペルーの提督で、アンガモスの海戦（1879年）の英雄	○	41	

１２．その他

国・地域	商標（その他）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
イギリス	JESUS *聖書の救世主	×	25	イギリスで深刻な問題を引き起こすおそれが高いと考えられたため
ドイツ	Messias *キリスト教で救世主を表す	×	25	商標登録により多くの公衆の感情を害する
スイス	 *イタリアで、「マドンナ」はイエスの母ナザレのマリアのことを指す	×	03、09、14、18、20、21、24、25、26、28	道徳に反する
スペイン	LETIZIA *スペイン王妃の名前	×	12	出願人以外の者を特定する名、姓、筆名又はその他の標識に該当する

国・地域	商標（その他）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
スペイン	 *キューバ革命の指導者「チェ・ゲバラ」の肖像ロゴ	×	16、18、20、21、25	消費者は、チェ・ゲバラの肖像画と認識する
中国	 *「哈尼古歌」は哈尼族の伝統音楽	×	41	社会公衆の利益にマイナスな影響をもたらしやすい
中国	 *中国の有名な料理	×	43	「佛跳墙」は福建省の伝統料理として、「レストラン」などの関連役務に使用すると、商標としてあるべき顕著性に欠ける
韓国	 *朝鮮時代の貨幣である「常平通宝」	×	20	需要者が何人かの業務と関連した商品を表示する商標であるか識別することができない
韓国	훈민정음 *朝鮮時代に創製された漢文解説書の題号「訓民正音」	○	09	
韓国	동의보감 *朝鮮時代の医書の題号「東医宝鑑」	○	29	
韓国	鳴梁 李舜臣 *朝鮮時代に有名な戦闘があった地域名「鳴梁」とその戦闘で活躍した将軍「李舜臣」を結合した標章	×	28	無断で出願し該当人物を侮辱し、又は評判を悪くするおそれがある

国・地域	商標（その他）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
台湾	 *タイヤル族伝統の服飾及び顔の刺青の模様であり、「Gaga」はタイヤル族と関係深い	×	30	本件出願人が登録を受ければ、民俗の利益を損ない、公共の秩序又は善良な風俗を害するものに該当する。又、他人の肖像に該当する
台湾	 *パイワン族のトーテム「台灣大武山馬仕」を含む	×	30、32、33、35	パイワン族に関係のない出願人が登録を受ければ、民俗を尊重せず、社会道徳観念や民族感情に背き、又は民族の利益を損ない、公共の秩序又は善良な風俗を害するものに該当する
台湾	**濕婆神之舞** *「シヴァ神の踊り」	○	41	取引上識別力があるとして登録
ロシア	Управленческий Шаолинь *「Managerial Shaolin」を意味する	×	35、41	標章が「Shaolin Temple（少林寺）」に類似する
ロシア	Heilige Drei Könige *「聖なる三人の王」を意味する	×	32、33	出願商標は、カトリックの祝日「Epiphany（公現祭）」、「Theophany（神現祭）」又は「Three Kings’ Day（東方三博士の礼拝）」と同一である
オーストラリア	THE MESSIAH *救世主を意味する「メサイア」	○	33	

国・地域	商標（その他）	結論	国際分類（区分）	理由（根拠）等
オーストラリア	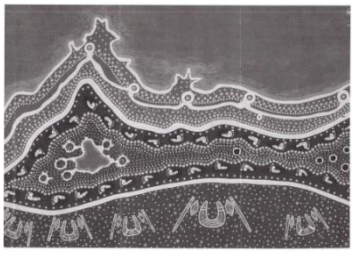 *オーストラリアの先住民アボリジニのアート	○	03、39、41	関係者かどうかは不明
インド	RAMAYAN *インドのヒンドゥー教の聖典の一つ「ラーマーヤナ」	×	03	識別力がなく、商品やサービスに神聖な宗教書の名前を商標として登録することはできない
アンデス共同体	 *先住民の伝統的シンボル「ジャガーマン」に類似する図形	×	45	先住民のアフロアメリカ又は地域のコミュニティの文化又は慣習の表現を構成する記号からなる

VI．モデル事例に関する登録可能性の調査

１．調査方法

同一の事案に対して、各国・地域でいかなる判断がなされるかについて把握するため、事務局で作成したモデル事例（架空事例）について、海外質問票調査により、登録可能性の有無について質問を行った。

以下の（１）～（３）のモデル事例についての登録可能性について質問を行った。

（１） 絵画に関するモデル事例

レオナルド・ダ・ヴィンチの『モナ・リザ』の絵画に関する①～③の商標を、指定商品「菓子」について出願した場合。

①絵画そのもの	②絵画に変更を加えてパロディとしたもの（ドーナツを食べている）	③絵画とXYZ Company(企業名)という文字からなる商標

（２） 音楽に関するモデル事例

①ベートーベンの著名な楽曲（例えば『エリーゼのために』）のメロディーの一部のみからなる音商標、又は、②上記メロディーの一部に企業名を歌詞として歌にした音商標を、それぞれ指定商品「飲料」について出願した場合。

（３）建造物に関するモデル事例

『エッフェル塔』の立体的形状を商標として、指定商品「香水」について出願した場合。

２．調査結果

（１）絵画に関するモデル事例についての回答

指定商品を「菓子」とする、『モナ・リザ』の絵画に関するモデルケースにおける調査対象事務所からの回答において、「絵画そのもの」「絵画のパロディ」「絵画＋企業名」のいずれも商標登録できないとの判断であったのは、台湾（識別力の欠如を理由とする判断）、ロシア（文化的な価値に基づく判断）、アンデス共同体（文化的な価値に基づく判断）のみであった。

「絵画＋企業名」は登録可能であるが、「絵画そのもの」「絵画のパロディ」は登録できないと回答されたのは、韓国（識別力の有無に基づく判断）であった。

また、「絵画のパロディ」「絵画＋企業名」は登録可能であるが、「絵画そのもの」は登録できないと回答されたのは、スペイン（絵画は公共のものだが、パロディで識別力を獲得すれば登録可能との判断）であった。「絵画そのもの」「絵画＋企業名」は登録可能だが、「絵画のパロディ」は登録できないと回答されたのは、中国（社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすとの判断）であった。

一方、米国、欧州、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、ベネルクス、中国、オーストラリア、インドの調査対象事務所は、いずれの形態の絵画であっても商標登録可能との回答であった。パロディ化されていない場合や企業名が付加されていない場合であっても、指定商品・役務（菓子）との関係で識別力が生じる点を重視したと考えられる。

国名	絵画そのもの	パロディ商標	絵画と企業名
米国	登録可能 - 絵画の商標出願は任意であるべきである。実際、パブリックドメインとなっている作品に類似する標章が登録されている。	登録可能 - 絵画の商標出願は任意であるべきである。ドーナツの追加は審査に与える影響は少なく、より識別力を増すことになる。	登録可能 – パブリックドメインとなっている作品としての絵画は、その著名性によって、標章上の企業名の使用が、レオナルド・ダ・ヴィンチ（又は一般的に絵画）と当該会社との間の「誤った関係」を示唆させるものにはならない。
欧州	文化的価値の高い標識が商標として登録可能であることは容認されないのではないかと思われるかもしれないが、標識が高い文化的価値を有している場合、絵の文化的価値によって標識を商標として独占を禁止するのに十分かどうかの境界を定めることは困難である。したがって、一般に、そのような文化的価値が必ずしも登録の障害となるとは限らないというのが我々の見解である。指定する商品/サービスに対して十分識別力があれば、一般的に、絵画そのものは適切かつ識別力のある商標とみなされるべきである。	商標として登録が可能な絵画は、パロディであっても同様に扱われると考えられる。	商標として登録が可能な絵画は、企業名を含む絵画であっても同様に扱われると考えられる。
イギリス	イギリス商標法には、有名な絵画の商標登録を防止するための特定の規定がないため、「判断しにくい領域」といえる。標識に有名な絵画が含まれていても、1994 年商標法第 3 条第 3 項の規定に違反するとは必ずしもいえない。むしろ、判断は著作権に基づいて行われ、通常は異議申立てにより判断を委ねられる[2]。「モナ・リザ」は、パブリックドメインであり、理論的に絵を商標登録できない理由はない。しかし、ドイツでは、「Mona Lisa」の商標登録が拒絶された[3]。この決定はイギリスにおいて拘束力はないが、出願商標に対して異議を申し立てた場合、説得力のある根拠となる可能性はある。	パロディ商標の登録に関する法律は成文化されていない。本件で、実演家（引用とパロディ）の権利を定める著作権が適用されることはまずない。例えば、1988 年著作権・意匠・特許法第 30 条 A には、「似顔絵、パロディ、モノマネ目的での著作物の公正な利用は著作権を侵害しない」と定めている。 同一又は類似する商品やサービスに同一又は類似する商標が登録されていなければ登録可能。1994 年商標法第 3 条第 1 項（b）に規定される識別力が欠いていると判断される可能性は低い。レオナルド・ダ・ヴィンチは生存していないので、商品の出所が混同されることはまずない。	左記と同じ規定が適用される。企業名に識別力があるかどうかについては、1994 年商標法の一般的登録規定が適用される。
ドイツ	絵画は、特別な形態の標章としては扱われることはない。商標登録により第三者の権利が侵害される場合は、商標登録はできない。	パロディは一般的に許容される。第三者の利益は慎重に配慮される。	「絵画そのもの」の回答を参照。

[2] 英国知的財産庁, 商標審査マニュアル

[3] Case 24 W (pat) 188/96、GRUR 1998

国名	絵画そのもの	パロディ商標	絵画と企業名
フランス	レオナルド・ダ・ヴィンチの「モナ・リザ」は、パブリックドメイン（知財法第2節第L123条の1で規定する著作者の死後70年を経過する著作物）となっていることを考慮すると、商標登録される可能性がある。一般的に絵画は、その絵画が商品・サービスと直接的な関連性がなく、十分に識別できるとすれば、商標登録できるものと考える。	取扱いは「絵画そのもの」と同じ。また、知的財産法（IPC:Intellectual Property Code)第L122の5条はパロディの例外について、いったん作品が公開されると著作者が禁止できない行為として第4項（もじり、模作及び風刺画。ただし、当該分野のきまりを考慮する）を規定している。これは、指定する商品やサービスに対して十分に識別力があれば、元の絵画のパロディ絵画が商標として登録できる可能性があることを意味している。著作物である作品に悪影響を及ぼさなければ、著作者の同意は必要ない。	取扱いは「絵画そのもの」と同じ。絵画の著作権保護期間が終了していれば、企業名を含む絵画が記述的である場合を除いて登録可能と考える。これは主に、絵画の出所について公衆が混同することを証明することが難しいためである。
スイス	商標登録可能と考えられる。	商標登録可能と考えられる。	企業名の付加は本質的登録可能性に影響を与えないため、商標登録可能と考えられる。
ベネルクス	文化的価値の高い標識が商標として登録可能であることは容認されないのではないかと思われるかもしれないが、標識が高い文化的価値を有している場合、絵の文化的価値によって標識を商標として独占を禁止するのに十分かどうかの境界を定めることは困難である。したがって、一般に、そのような文化的価値が必ずしも登録の障害となるとは限らないというのが我々の見解である。指定する商品/サービスに対して十分識別力があれば、一般的に、絵画そのものは適切かつ識別力のある商標とみなされるべきである。	商標として登録が可能な絵画は、パロディであっても同様に扱われると考えられる。	商標として登録が可能な絵画は、企業名を含む絵画であっても同様に扱われると考えられる。
スペイン	これらの三つの商標には、著作権保護の対象ではない芸術作品（作者の死後70年が経過している）が含まれている。 この条件は、出願人がこの絵を商標として使用することを可能にするが、絵画は公共のものであるため登録することはできない。	この公共の芸術作品と共に、市場で商品を販売するための新しい識別力のある要素を含めることで、商標を形成することができるが、他の企業も同じ絵画や他の修正を加えることで同じ分野において商品を販売することができることを認識しておく必要がある。なお、著作権法は公共の芸術作品をパロディにすることを可能にしている。	公共の芸術作品に企業名を含めることで、当該商標の登録は可能と思われる。
中国	登録可能性が高い。	パロディのため、審査官の個人差があるといっても、商標法第10条1項8号で拒絶される可能性が高い。	登録可能性が高い。

国名	絵画そのもの	パロディ商標	絵画と企業名
韓国	需要者が何人かの業務に関連する商品を表示するものであるかを識別することができない商標に該当するとして商標法第33条第1項第7号により拒絶されるものと判断される。	需要者が何人かの業務に関連する商品を表示するものであるかを識別することができない商標に該当するとして商標法第33条第1項第7号により拒絶されるものと判断される。 パロディの度合いと関係なく、絵のみを出願した場合であれば、その他識別力ない標章に該当する可能性がある。	現行法第34条第1項第4号では、「商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味及び内容等が一般人の通常の道徳観念である善良な風俗に反する等、公共の秩序を害するおそれがある商標は登録を受けることができない」と規定しその適用範囲が狭くなった点を考慮すると、現行法のもとでは登録が可能と判断される。[4]
台湾	「商標識別性とは、商品又は役務の関連消費者に、指示する商品又は役務の供給元を認識させ、他人の商品又は役務と区別できるものをいう」、又「その他の識別性を具えていない標識のみで構成されたものは登録を受けることができない」はそれぞれ商標法第18条第2項、商標法第29条第1項第3号に規定されているとおりである。絵画そのものからなる商標は消費者にしてそれが商品の装飾的な模様又は商品パッケージの背景又は装飾図案（《商標識別性に関する審査基準》4.4.1）と看做され、商品の出所を表彰する機能を具えず、他人の商品と区別ができないため、上記の不登録事由により拒絶される可能性が高い。	絵画に変更を加えてパロディとし又はデザインを施した商標は登録を取得する可能性が皆無であるといえないが（例えば登録第146216号商標-第43類『レストラン』)、ドーナツを食べている「モナ・リザ」を商標として『菓子』商品について出願した場合、指定商品の関連説明（《商標識別性に関する審査基準》4.4.4）又は商品包装の背景や装飾図案と看做され、出所を表示したり区別する機能を有さない為、商標法第29条第1項第1号又は第3号により拒絶される可能性がある。	《商標識別性に関する審査基準》4.9.1規定により、会社の名称は営業主体を代表するものであり、商標とは性質が異なるから商標としての権利を取得することができず、また「モナ・リザ」絵画は装飾図案で識別性を具えないため、商標法第29条第1項第3号により拒絶される可能性がある。
オーストラリア	登録可能：当該商標が、登録簿に類似又は欺瞞的に類似する商標が存在していないことを条件に登録される可能性が高いと考える。	登録可能：当該商標が、登録簿に類似又は欺瞞的に類似する商標が存在していないことを条件に登録される可能性が高いと考える。	登録可能：当該商標が、登録簿に類似又は欺瞞的に類似する商標が存在していないことを条件に登録される可能性が高いと考える。
インド	1999年商標法の下、商標登録は可能と考える。当該商標は商標法第9条、第11条には該当しない。	1999年商標法の下、商標登録は可能と考える。当該商標は商標法第9条、第11条には該当しない。	1999年商標法の下、商標登録は可能と考える。当該商標は商標法第9条、第11条には該当しない。

[4] 2007年改正商標法以前の旧商標法第7条第1項第4号では、「公共の秩序または善良な風俗を紊乱するおそれがある商標は登録を受けることができない」と規定し、同条項の適用範囲がやや包括的であるためこれに該当すると判断される可能性がある。

国名	絵画そのもの	パロディ商標	絵画と企業名
ロシア	レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」は世界文化遺産であり、連邦民法第1483条(商標の公式登録の拒絶理由）第4項（ロシア連邦国民の文化遺産又は世界の文化及び自然遺産の特に貴重な客体の公式名称又は絵並びにコレクション及び基金に所在する文化的価値の有る像と同一であるか又は混同を生じる程に類似する商標は、国家登録を受けられない。ただしこのことは、前記の客体の所有者でない者であって、所有者又は所有者により明示的に授権された者の同意を得てないものの名義で登録が求められている場合に限る）に基づき拒絶されると考える。権利者や権利を持つ団体から許可を受ければ商標として登録することができる。	レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」のパロディは、世界文化遺産に類似するものとして、連邦民法第1483条第4項に基づき拒絶されると考える。審判等でも認められる可能性は低く、権利者や権利を持つ団体から許可を受けられる可能性も低い。	企業名を付加しても、レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」は世界文化遺産であり、連邦民法第1483条第4項に基づき拒絶されると考える。審判等でも認められる可能性は低いと考えるが、権利者や権利を持つ団体から許可を受ければ商標として登録することができる。
アンデス共同体	「モナ・リザ」の絵は人類の芸術的遺産とみなされ、超国家的な法律によって保護されるため、商標登録はアンデス共同体のどの国でも拒絶されると思われる。	「絵画そのもの」の回答と同じ（拒絶)。	「絵画そのもの」の回答と同じ（拒絶)。

（２）音楽

指定商品を「飲料」とする、ベートーベンの著名な楽曲に関するモデルケースにおける調査対象事務所からの回答において、「メロディーの一部のみ」「メロディーの一部と歌詞」のいずれも商標登録できないとの判断であったのは、中国（顕著性の欠如を理由とする判断）、台湾（出所を示す機能を満たさないとの判断）、アンデス共同体（文化的な価値に基づく判断）のみであった。

音商標としての登録基準を満たしていれば、「メロディーの一部と歌詞」については、登録可能であるが、「メロディーの一部のみ」では商標登録できないとの回答があったのは、スペイン（メロディーだけを独占的に使用できないとの判断）、オーストラリア（メロディーだけでは出所表示機能を満たさないとの判断）、韓国（メロディーだけでは識別力がないとの判断）であった。

米国、欧州、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、ベネルクス、インド、ロシアの調査対象事務所は、「メロディーの一部のみ」でも商標登録可能な場合があるとの判断であった。ただし、音商標として出所表示機能を有すると判断されて実際に登録が認められるかは、個別の事例における判断になると考えられる。

国名	メロディーの一部のみ	メロディーの一部と歌詞
米国	出願人や飲料と歌との間で誤認混同を生じさせない限り、理論的には登録可能である。しかし、実際に登録するには二つの障害がある； (1) 消費者は、このような周知の歌を製品の出所表示として認識する可能性は低い（すなわち、識別力がない）。全ての登録は、特に主登録簿（principal register）に登録するためには、消費者との関係や識別性に関する証拠が必要になる可能性がある。 (2) 標章は、商品や包装に直接付して使用する必要がある。また、USPTOに使用サンプルを示す必要もある。広告で歌を使用するなどでは十分でない。	「メロディーの一部のみ」の回答と同じ。
欧州	文化的価値の高い標識が商標として登録可能であることは容認されないのではないかと思われるかもしれないが、標識が高い文化的価値を有している場合、楽曲の文化的価値によって、標識を商標として独占を禁止するのに十分かどうかの境界を定めることは困難である。したがって、一般に、そのような文化的価値が必ずしも登録の障害となるとは限らないという我々の見解である。指定する商品/サービスに対して十分識別力があれば、一般的に、著名な楽曲のメロディーの一部のみからなる音商標は適切かつ識別力のある商標とみなされるべきである。	商標として登録が可能な著名なメロディーの一部は、企業名を含むものであっても同様に扱われると考えられる。

国名	メロディーの一部のみ	メロディーの一部と歌詞
イギリス	「エリーゼのために」の一部を商標登録したとしても、誰もその楽曲を再生したり公開したりすることを妨げられることはないが、商標としてパブリックドメインの作品を使用することに実質的な異論はない。EU では、Shield Mark BV 対 Joost Kist（ケース C-283/01）で、オランダの会社が「エリーゼのために」の最初の数小節で構成される商標を登録できるかどうか、音商標の登録要件について裁判所で審理された。 2017 年 10 月 1 日から EU 商標には視覚的表現の要件がなくなったが、イギリスの商標出願要件にはまだ反映されていない。したがって、登録可能性は音商標の登録要件を克服できるかどうかによる。	「メロディーの一部のみ」の回答と同様に、パブリックドメインの作品を商標として使用することには実質的な異論はない。「エリーゼのために」の作曲家は 80 年以上前に死亡している。そのため、他の商標所有者が飲料に類似する商品/サービスで同一又は類似する商標の権利をすでに有していない限り、イギリスでは登録可能と考える。
ドイツ	著作権の切れた著名な楽曲は商標登録可能。	「メロディーの一部のみ」の回答を参照。
フランス	作品「Fur Elise（エリーゼのために)」は、フランスにおいて著作物として保護されておらず、この曲の一部が音商標として出願される可能性を考慮すれば、登録に肯定的と考える。実際、知財法第 L711 条 1 に規定されている音が音楽の一部で構成する音標識は、指定する商品やサービスに対して識別力を持てば商標登録されるべきであろう。したがって、フランスで出所表示として機能すれば、有名な歌も登録可能と考える。 しかし、実際の商標出願では音が出所表示として機能することを示すことが困難な場合もあるので、識別力の欠如を指摘される可能性はある。	取扱いは「メロディーの一部のみ」と同じ。出願されたメロディーの中に企業名が入ることで、出所表示が明らかになるという公衆の認識を高めやすくなる。また、楽曲が特に著名な場合は、企業名の有無にかかわらず、公衆はその実際の出所について混同を生じさせることはない。
スイス	音商標として登録可能と考える。	音商標として登録可能と考える。
ベネルクス	文化的価値の高い標識が商標として登録可能であることは容認されないのではないかと思われるかもしれないが、標識が高い文化的価値を有している場合、楽曲の文化的価値によって、標識を商標として独占を禁止するのに十分かどうかの境界を定めることは困難である。したがって、一般に、そのような文化的価値が必ずしも登録の障害となるとは限らないという我々の見解である。指定する商品/サービスに対して十分識別力があれば、一般的に、著名な楽曲のメロディーの一部のみからなる音商標は適切かつ識別力のある商標とみなされるべきである。	商標として登録が可能な著名なメロディーの一部は、企業名を含むものであっても同様に扱われると考えられる。

国名	メロディーの一部のみ	メロディーの一部と歌詞
スペイン	「For Elise（エリーゼのために）」は著作権保護の対象ではなく（作者死亡後70年が経過している）、市場で使用することができるが、一般の利益に反するため、独占的な使用はできない。 この曲を第三者が自社の製品を販売するために使用することができる。	出願人が歌詞を付けることで新しい曲として登録することができる。しかし、第三者がこの曲に対して別の歌詞を付けた場合、市場でメロディーが共存することになる。
中国	音商標は新しいタイプの商標として審査は通常の商標より厳しい。この場合は顕著性に欠けるものとし、登録可能性が低いと考える。	音商標は新しいタイプの商標として審査は通常の商標より厳しい。この場合は顕著性に欠けるものとし、登録可能性が低いと考える。
韓国	特定人に独占させることが妥当でないとして、需要者が何人かの業務に関連する商品を表示するものであるかを識別することができない商標に該当することを根拠に商標法第33条第1項第7号により拒絶されるものと判断する。	登録可能と判断する。
台湾	《非伝統的商標に関する審査基準》5.2.3によれば、音楽演奏役務について使用される有名なクラシック音楽の一節は説明的な音声で商標法第29条第1項第1号を適用する；台湾で「乙女の祈り」と「エリーゼのために」という曲はゴミ収集車が放送する清掃役務の通用的な音声で商標法第29条第1項第2号を適用する；また一般の歌又は長すぎる曲は、原則として商品役務の出所を示す機能を有さず、商標法第29条第1項第3号を適用することが規定されているので、著名な音楽の一部のみからなる音商標は『飲料』について出願した場合、商標法第29条第1項第1～3号のいずれかにより拒絶される可能性が高い。	原則として商標法第29条第1項第3号を適用することになり、後天的識別性の取得を証明しないと、登録することができない。
オーストラリア	拒絶の可能性あり：よく知られている音楽は識別力がないという理由で登録を拒絶される可能性が高い。つまり、商品の出所表示や商標として見なされる可能性は低い。（商標法第41条：出願人の商品又はサービスを識別しない商標）。識別力を示す証拠が必要。	登録可能：当該標章は登録可能と思われる。ただし、企業名が商品との関係で、単に商品を説明するものであったり、一般的な普通に用いられる言い回しや言葉でないことを条件とする。例えば、「PURE WATER LIMITED」という言葉を歌にした音商標の場合、出願商標が32類の水製品を指定する場合には識別力がないと考えられる可能性が高い。しかし、歌詞が「SUMMER BREEZE BEVERAGES LIMITED」であれば、音商標として登録可能と考える。
インド	文字や他のタイプの商標同様、音商標が登録されるかどうかは識別力があるかどうかによる。すなわち、平均的な消費者がその音を商品やサービスと結び付けて他の企業の商品やサービスと区別することができるかどうかである。この飲料メーカーの場合、ルードヴィッヒ・ヴァン・ベートーヴェンの有名な楽曲「エリーゼのために」（For Elise）の一部のみで構成される音商標としての識別性を証明できると考える。よって当該音商標は登録可能と考えられる。	「メロディーの一部のみ」の回答と同じ。

国名	メロディーの一部のみ	メロディーの一部と歌詞
ロシア	連邦民法第 1281 条（著作物に係る排他的権利の効力）第 1 項（著作物における排他的権利は、著作者の存命中に加え、著作者が死亡した年の翌年の 1 月 1 日から起算して 70 年間、存続するものとする）及び第 1316 条（実演家の死後における実演の創作者人格権、実演家の氏名表示権及び同一性保持権の保護）第 1 項（ 実演家の創作者人格権及び実演家の氏名表示権並びに同一性保持権は、無期限に保護されるものとする）により、ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェンの「エリーゼのために」の一部で構成する音商標が出願された場合、「エリーゼのために」が出願人自身によって演奏されたものであれば、飲料を指定した音商標として登録されるであろうと考える。	連邦民法第 1281 条及び第 1316 条により、ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェンの「エリーゼのために」の一部で構成する音商標が出願された場合、「エリーゼのために」が出願人自身によって演奏されたものであれば、飲料を指定した音商標として登録されるであろうと考える。
アンデス共同体	「エリーゼのために」はよく知られている楽曲であり、超国家的な法律で保護されるため、商標登録は拒絶されると思われる。	「メロディーの一部のみ」の回答と同じ（拒絶）。

（３）建造物

調査対象事務所からの回答において、指定商品を「香水」とする、『エッフェル塔』の立体的形状が商標登録できない可能性があるとの判断であったのは、中国（周知の形状のため顕著性に欠ける）と、台湾（包装容器の形状と判断され出所表示機能を有しない・出所の誤認を招く）のみであった。

米国、欧州、イギリス、ドイツ、フランス、スイス、ベネルクス、スペイン、韓国、オーストラリア、インド、ロシア、アンデス共同体の調査対象事務所は、いずれも商標登録可能との判断であった。ただし、米国は「識別性に関する証拠の提示をすること」、イギリスは「著作権で対抗されないこと」、スイスは「製品がフランス製であること」を条件として付け加えた。

なお、台湾についての回答では、本件の立体的形状が指定商品「香水」の容器の形状と判断されることに言及されており、韓国についての回答では、指定商品が「プラモデル」であった場合について言及されている。立体的形状と指定商品との関係についても、実際の審査においては、具体的に検討がなされるとも考えられる。

国名	建造物の立体的形状
米国	登録可能 -ただし出願人が、ボトルの形状の識別性及び消費者の認識に関する証拠を提出することを条件とする。(「(２) 音楽に関するモデル事例 メロディーの一部のみ」の回答参照)
欧州	著名な建造物の立体商標は商標として登録可能と思われる。
イギリス	立体的形状の商標登録の難しさを強調しているイギリスと EU の裁判例は数多くある。イギリスで建造物の形状を商標登録することは可能だが、形状の識別性を証明することは難しく、「エッフェル塔」の立体表現が商標として登録できない理由はないものの、出願人は著作権で対抗される可能性はある。エッフェル塔の照明は 1985 年に設置され、著作権で保護された芸術作品とみなされる。
ドイツ	建物の所有者又は著作権者が異議を唱えない限り、その標章は登録可能。
フランス	エッフェル塔については、政府あるいは国家的な象徴（パリ条約第 6 条で規定する商標として使用することを禁じている国家の象徴）とはみなされておらず、フランス最高裁判所は、記念碑、場所、有名人は商標として登録できると判じている （Com、1992 年 6 月 16 日、90-18329)。商標法の下では、建造物の平面表現及び立体表現の商標は登録されるべきであると考える。この判決は平面表現の商標についてだが、識別力があれば立体表現の商標にも合理的に適用できると考える。
スイス	香水がフランス製である限り、当該立体商標は登録可能と考える。
ベネルクス	著名な建造物の立体商標は商標として登録可能と思われる。
スペイン	1996 年スペイン著作権法第 35.2 条によれば、公園、通り、広場、又はその他の公共施設に永続的に置かれた作品は、絵や写真などで自由に複製、配布することができる。所有者が建物のイメージを商標登録していなければ、第三者は市場で使用することができる。
中国	立体商標登録の審査は通常の商標より厳しい。この場合は周知のものなので顕著性に欠けるものとし、登録可能性が低いと考える。
韓国	登録可能と判断する。 ただし、指定商品の形状を表す場合であれば記述的標章に該当して識別力がないという拒絶理由(商標法第 33 条第 1 項第 3 号)が出される可能性があるが、香水と関連してエッフェル塔の形はありふれた形状には該当せず識別力を有するという抗弁が可能と考え登録可能と判断した。文化財に資する建造物の立体的形状からなる商標で拒絶されたケースは把握されているものはない(出願された商標のうち文化財関連標章を検索する方法がないため、実際に拒絶された事例があるかの確認が難しい)。ただし、南大門の形のプラモデルを立体商標として指定商品プラモデルで出願するような場合は、指定商品の形状を表すもので識別力がないと判断され登録は難しいものと判断される。
台湾	《非伝統的商標に関する審査基準》3 によれば、建造物の立体的形状からなる商標は商品又は役務の出所を示し、他人の商品又は役務と区別させる識別性を具えるものであれば、登録を受ける可能性があるが（例えば、登録第 1256814、1409747、1403251 号商標)、エッフェル塔の立体的形状を『香水』商品について出願した場合、消費者にしてそれが商品の包装容器の形状で装飾性の設計と看做され、商品の出所を示す機能を具えないとして、商標法第 29 条第 1 項第 1～3 号により拒絶される可能性がある。 その他、フランス・パリの象徴的な名所である「エッフェル塔」を立体商標として『香水』商品について出願した場合、消費者にして商品出所や産地の誤認、誤信を引き起こす虞もあるので、商標法第 30 条第 1 項第 8 号により拒絶される可能性もある。
オーストラリア	登録可能：識別力の欠如や商品の地理的な出所に関する商標法第 41 条（出願人の商品又はサービスを識別しない商標）の該当の可能性は低いと考えられる。 （商標法第 41 条：出願人の商品又はサービスを識別しない商標）
インド	エッフェル塔のイメージはパブリックドメインとして保護されているが、夜間のエッフェル塔のイメージの使用は、SETE（エッフェル塔運営会社）による事前許可の対象であり、使用目的、使用量、メディアプランなどによって支払う金額も異なる。エッフェル塔の立体画像が、グラフィックスとして表現され、他社の香水と区別されるのであれば、香水を指定商品として商標登録できるものと考える。立体商標の識別力は文字商標や図形商標と同じように審査される。

国名	建造物の立体的形状
ロシア	エッフェル塔を表す立体商標は、商品の製造業者及び製造場所に関する誤認混同を避けるため、フランスの企業名義で商標として登録することができると考える。
アンデス共同体	十分な識別力があり商標登録可能。ただし形状についての独占権は与えられない。

VII．本調査に関連する国際的な動向

本調査に関連する国際的な動向として、WIPO の IGC(遺伝資源等政府間委員会)の取組がある。IGC（遺伝資源等政府間委員会）では、知的財産と GR（遺伝資源）・TK（伝統的知識）・TCEs（伝統的文化表現）の保護の関係について、議論が行われている。このうち、TCEs（伝統的文化表現）については、歴史・文化に係る商標との直接の関連はないものの、参考とし得る部分があるとも考えられる。そこで、TCEs（伝統的文化表現）を中心的議題とした、第 33 回 IGC 会合（2017 年 3 月）及び第 34 回同会合（2017 年 6 月）を中心に、情報の収集を行った。

なお、本調査のテーマと関連する部分に下線を付与している。

１．IGC（遺伝資源等政府間委員会）関連の情報

（i） WIPO WEB サイトにおける、TCEs（伝統的文化表現）の説明

WIPO WEB サイト[5]において、TCEs（伝統的文化表現）は以下のように説明されている。

> 伝統的文化表現（TCEs）は、「フォークロアの表現」とも呼ばれ、音楽、舞踊、芸術、デザイン、名前、記号と記号、公演、儀式、建築様式、手工芸品と物語、又は他の多くの芸術的又は文化的表現を含む。
>
> 「伝統的文化表現」（traditional cultural expressions）及び「フォークロアの表現」（expressions of folklore）という用語は互換的な同義語として用い、単に「TCEs/EoF」と称する場合もある。

伝統的文化表現（TCEs）の定義（要件）として、以下の三つが挙げられている。

- 伝統的な文化が表現される形態としてみなされるもの
- 伝統的又は先住民族のコミュニティの固有性や遺産の一部を形成するもの
- 世代から世代に伝承されているもの

また、伝統的文化表現と知的財産の関係についても、言及がある。

[5] http://www.wipo.int/tk/en/folklore/

多くのコミュニティにとって、TCEs 及び伝統的知識や関連する遺伝資源は、歴史的文化遺産の一部を形成する。しかし、TCEs は知的財産に関する法律問題や政策と関連があるため、多くの国の国内法や地域の知的財産法、WIPO の業務の中でも明らかな注目を浴びている。TCEs は、著作権、商標権、地理的表示、原産地名称など既存の法制度によって保護されることがある。たとえば、伝統的な民謡を現代的に編曲すれば著作物であり、伝統的な歌や音楽の演奏は、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約や視聴覚的実演に関する北京条約の対象となる可能性もある。

ニュージーランドのマオリ・アーツボードの Te Waka Toi が主導したように、先住民芸術を識別するために商標が利用できる。一部の国には、フォークロアの保護のための特別な法律もある。

WIPO IGC は、TCEs の国際的な保護に向けた作業を行っている。

（ii）WIPO IGC（Intergovernmental Committee）

2000 年の WIPO 一般総会において、「知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC)」が設置され、以後、本問題に係る検討を進めてきた。2001 年 5 月の第 1 回目セッションを皮切りに現在まで 34 回のセッションが開催された。

IGC は、伝統的知識（TK)、伝統的文化表現（TCEs)、遺伝資源（GR）の法的保護の国際的合意を目指して作業を行っている。

①第 10 回会合（2006/11/30 から開催）において、TCEs の課題として挙げられた項目は下記のとおりである。

1. 保護すべき伝統的文化表現及び民俗表現の定義
2. 誰が、そのような保護により利益を受けるべきか？誰が保護可能な TCE/EoF の権利を持つべきか？
3. 知的財産保護（経済的権利、道徳的権利）によって達成しようとする目的は何か？
4. 保護可能な TCE に関連して、どのような行為を違法又は容認できないと考えるべきか？
5. 保護可能な TCE に付随する権利に対して、例外又は制限を設けるべきか？
6. 保護期間はどのくらいにすべきか？

7. 既存の知的財産権でどの程度保護されているか？どのようなギャップを埋める必要があるか？
8. 違法又は容認できないとみなされる行為には、どのような制裁や罰則を適用すべきか？
9. 国際的また国内的に扱うべき問題は何か？国際的な規制と国内規制との間にどのような部門を設けるべきか？
10. 外国の権利保有者/受益者はどのように扱われるべきか？

②IGC 第 34 回セッション（2017 年 6 月 17 日から開催）においては、知的財産及び伝統的文化表現に関する国際法的文書のドラフトが作成された。セッションでは、議題 7 の「伝統的文化表現」に関する本会議と非公式協議、及び議題 8 の「総会に勧告をするプレゼンテーションと非公式協議」に関する作業が行われた。なお、知的財産と伝統文化の表現に関するセミナーが、IGC セッションの直前の 2017 年 6 月 8 日と 9 日に開催された。

議題

議題 7
「WIPO/GRTKF/IC/34/6 (The Protection of Traditional Cultural Expressions:Draft Articles：規則草案)」の第 2 版を総会に提出した。総会では、「WCEO/GRTKF/IC/34/8 (The Protection of Traditional Cultural Expressions:Draft Articles) を、議題 8 の下で検討することを決定した。米国は、議題 7 の下で、「WIPO/GRTKF/ IC/32/12 (Traditional Cultural Expressions: A Discussion Paper：保護すべき表現案)」を提出した。

議題 8
委員会は、遺伝資源、伝統的知識同様、伝統的文化表現に関する作業結果を WIPO 総会に提出した。

③第 34 回セッションにおける、規約草案第 2 版（WIPO/GRTKF/IC/34/8）の内容は以下のとおりである。

規約項目

第 1 条：目的
第 2 条：用語の定義

第３条：保護/保全/保護対象の適格性基準
第４条：受益者
第５条：保護/保全領域
第６条：権利/利益の管理
第７条：例外と制限
第８条：保護の期間
第９条：形式
第10条：制裁、救済及び権利/利益の行使
第11条：経過処置
第12条：国際条約との関係
第13条：国内の取扱い
第14条：国際協調
第15条：能力強化と意識向上

規約の目的

（案 1）
1.1 受益者に対する以下の手段の提供
（a）伝統的文化表現に対する不正使用、誤使用、侮辱的、軽蔑的な使用、権限のない使用を防止すること。
（b）必要に応じて、伝統的かつ慣習的な背景に基づくもの以外での使用のされ方を管理する。
（c）必要に応じて、自由な事前の告知や承認、関与/公正かつ衡平な補償に基づく使用により生じる衡平な補償/利益の共有を促進する。
（d）伝統に基づく創造と革新を奨励し、保護する。
オプション
（d）創造と革新を奨励し、保護する。
1.2 伝統的文化表現に対する知的財産権の誤った付与又は主張の防止を支援する。

（案 2）
（a）[保護されている伝統的化表現の誤使用/違法な占有を防止する]。
（b）創造と革新を奨励する。
（c）知的及び芸術的な自由、調査[並びに公平な慣習や文化的な交流]を奨励/促進する。

(d) 第三者がすでに取得した権利を認識/保証し、法的安定性と豊かでアクセス可能なパブリックドメインを確保/提供する。
(e)[伝統的文化表現に対する知的財産権の誤った付与[又は主張]の防止を支援する。]

(案 3)
この規約の目的は、国内法に従って、知的財産制度で([受益者の権利][先住民族と地域共同体の権利]である) 伝統的文化表現の適切な使用と保護を支援すること。

(案 4)
この規約の目的は、伝統的文化表現の不正行為、誤使用、侮辱的な使用を防止すると共に保護し、先住民族及び地域共同体の権利を認識することである。

伝統的な文化的表現の定義

(案 1)
伝統的文化表現とは、[芸術的及び文学的な]、[創造的及び精神的、創造的及び文学的又は芸術的な]の如何なる形式の表現であり、動作、造作物、音楽、音声、言語[及びその改作]のような有形、無形又はその組合せであり、それが、先住民族と地域共同体によって集団的な文脈で[創造、創作され]表現され、維持された[書面又は体系化して、又は口頭や他の形式で存続することができる]具象化され表現、表示されている形態には関わらない。
先住民族及び地域社会の文化的及び/又は社会的アイデンティティ及び文化遺産の固有の産物であり、かつ/又は、それらと直接関連したものであり、継続しているかどうかに関わらず、世代から世代へと伝えられている。伝統的文化表現はダイナミックで発展する可能性がある。

(案 2)
伝統的文化表現は、伝統的な文化の中で創造され、表現され、又は明示され、先住民の地域社会及び他の受益者の集団的な文化的及び社会的アイデンティティに不可欠となる様々な動的形態を含む。

④第 34 回セッションにおける、保護すべき表現案(米国案、WIPO/GRTKF/ IC/32/12)の内容は以下のとおりである。

この保護すべき表現案の目的は、TCE の取扱いに関する共通の理解に達する目的で確かな情報に基づく議論を促進することである。本提案例は、便宜上、規約草案の TCE として定義されているカテゴリ (1) 動作の TCE、(2) 造形物の TCE、(3) 音楽的及び音声表現の TCE、(4) 音声的又は言語的表現の TCE、を用いている。

II. TCE の例

A. 動作の TCE

ダンス、演劇、儀式、儀礼、スポーツ並びに伝統的ゲームなスポーツ、その他の演技などを包括する動作に関する TCE。ここでは、儀式、ダンス、スポーツについて例示する。

（例）

A-1. Rituals（儀式）: Bikram Yoga（ビクラムヨガ）

A-2. Dance（ダンス）: Jig（ジグ)、Tango（タンゴ)、Polka（ポルカ)、Waltz（ワルツ）,Hula（フラダンス）

A-3. Sports（スポーツ）: Baseball（野球)、Lacrosse（ラクロス）

B. 造形物の TCE

芸術、工芸品、儀式用のマスクやドレス、手作りカーペット、建築の表現など、造形物に関する TCE。ここでは、楽器、土地固有の建築物、芸術及び工芸品、食品について例示する。

（例）

B-1. Musical Instruments（楽器）: Violin/Fiddle（バイオリン/フィドル)、Bagpipes（バグパイプ)、Banjo（バンジョー）

B-2. Vernacular Architecture（土地固有の建築物）: Nomadic dwellings（遊牧型住居）, Permanent dwellings（恒久的な住居）

B-3. Art and Handicrafts（芸術及び工芸品）:Sandpainting（砂絵)、Turquoise Mosaics and Jewelry（ターコイズのモザイクとジュエリー)、Dreamcatcher（アメリカインディアンのオジブワ族に伝わる装飾品)、Tartan(タータン)、Panama hat（パナマ帽)、Cowboy boot（カーボーイブーツ)、Shaker furniture（シェーカー家具)、Jack-o-lanterns（ジャック・オー・ランタン）

B-4: Food（食品）:Crêpe（クレープ)、Pizza（ピザ)、Tamale（タマル)、Sushi（寿司）, Hamburger Sandwich（ハンバーガーサンド)、Popcorn（ポップコーン)、Barbecue（バーベキュー）

B-5: Hair Styles and Body Adornments（ヘアースタイル及びボディ装飾）:

Dreadlocks（ドレッドヘア)、Tattoos（タトゥー）

C. 音楽的及び音声表現の TCE

20 世紀以前は、音楽や歌の TCE として規約草案で認識するものを含むフォークソングやその他の分野の音楽は口頭で伝えられていたが、今日では録音でも具象化される。

（例)Scotch Ballads(スコットランドのバラード)、Yodeling(ヨーデル)、Azonto（アゾント)、Calypso（カリプソ)、Ska（スカ)、Hip Hop Music/Culture（ヒップポップ・ミュージック/カルチャー)、Zydeco（ザディコ）

D. 音声的及び言語的表現の TCE

記事の草案によると、音声的及び言語的な TCE には、叙事詩、伝説、詩、なぞなぞやその他物語の形を取るものが含まれる。ここでは、寓話、おとぎ話、伝説について例示する。

（例）

D-1. Fairy Tales and Fables（おとぎ話と寓話）：Grimm’s Fairy Tales（グリム童話)，Aesop’s Fables（イソップ物語)、One Thousand and One Nights (also known as the Arabian Nights、アラビアンナイトとしても知られる千夜一夜物語)

D-2. Legends（伝説、伝説的人物）：Santa Claus（サンタクロース)、Bigfoot/Sasquatch（ビックフット/サスカッチ)、American Legendary Figures(アメリカの伝説的人物：Daniel Boone(ダニエル・ブーン)、Johnny Appleseed（ジョニー・アップルシード)、Davy Crockett（デビー・クロケット））

結論：

この保護すべき表現案は、TCE とみなされる可能性のある、米国及び米国と異なる文化にみられる表現例を確認することによって IGC の作業を前に進めることを意図している。他のメンバー国がこの提案書に記載されている表現例にコメントし、あるいは検討のため、他の表現例を特定してほしい。

VIII．ヒアリング調査

１．調査方法

【ヒアリング対象者】

○有識者
・ 立命館大学法学部法学科教授　宮脇 正晴 氏
・ 学習院大学法学部法学科教授　小塚 荘一郎 氏
・ 北海道大学大学院法学研究科教授　田村 善之 氏

○実務家（弁理士）
・ 特許業務法人三枝国際特許事務所　岩井 智子 氏
・ ユアサハラ法律特許事務所　青木 博通 氏
・ 特許業務法人 RIN IP Partners　黒瀬 雅志 氏、新井 悟 氏、和田 阿佐子 氏

※それぞれ調査実施順

【主なヒアリング項目】

・ 各国における歴史・文化に係る商標の保護の状況について。
・ 我が国における、歴史・文化に係る商標についての審査運用（適用条文）について、どのような印象を持つか。
・ 歴史・文化に係る商標について、審査における取扱いを包括的に定める審査便覧を作成することについてどう考えるか。

２．調査結果

（１）海外での状況について

各国における歴史・文化に係る商標の保護の状況について、以下のような意見が聞かれた。

・ 「The Slants」（注：つり目（アジア人の蔑称））や「Redskins」（注：先住民の呼称（軽蔑的な印象を与えるといわれている））の判決からすると、言論の自由との調整がなされるアメリカの審査は比較的寛容になりつつあるよう

だ。（実務家）
・ ヨーロッパは、文化財等を表す標章について識別力を認めて、ほかに拒絶する条文がなければ登録する傾向にあると思う。（実務家）

また、実務上、アジア地域の出願の際には、出願国の歴史・文化を考慮するという意見が聞かれた。

・ 中国、韓国においての商標の採用については、当該国の歴史・文化を考慮するようにしている。商標の選択を誤った場合には、企業活動ができなくなるほどの反発を受けるリスクがあるからである。これは、商標出願したら拒絶になるということではなく、登録が認められたとしても、使用したら社会的問題を引き起こす可能性がある商標があるからである。（実務家）

（２）審査運用（適用条文）について

歴史・文化に係る商標の出願については、3 条 1 項 3 号の拒絶理由の適用が考えられる。これについては、当該条文の適用に違和感はないという意見が聞かれた。

・ 文化財等と関連する商品又は役務を指定して出願がされた場合には、商品の品質又は役務の質等を示す商標であるとして、3 条 1 項 3 号により拒絶をすることは、違和感はない。（有識者）

歴史・文化に係る商標を無関係の第三者が剽窃的に出願し、登録を受けることは、公正な競業秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものであるとして、4 条 1 項 7 号により拒絶をすることが考えられる。これについては、以下のような意見が聞かれた。

・ 剽窃的な出願については、悪意の出願自体を規制する仕組みがないので、4 条 1 項 7 号を使うのはやむをえないと思う。（有識者）
・ 地名や行事はコミュニティのものなので、たとえつながりのある人でも独占させるのはどうかと思う。そのため、地方公共団体が地域興しのために出願する場合を除いて、登録を拒絶するという形が良いのではないか。（有識者）

また、文化財等保護の観点から、当該条文を適用して、歴史・文化に係る標章の個人による独占を防ぐべきであるという意見も聞かれた。

- 日本の観光地などと強く結びついている文化財等については、「日本ブランド」の価値を維持拡大するためにも、できるだけ商標による個人の独占を防ぐ必要がある。また、商品流通の国際化の急速な拡大を考慮すれば、海外の文化財等に関しても、より広く審査の対象とするのが望ましいと考える。（実務家）

一方で、実務的な立場から4条1項7号による拒絶理由は、対処が難しいとの意見も聞かれた。

- 4条1項7号は限定的であるべきであり、3条1項3号が重畳適用されると、その標章に識別力があることを主張した上で、さらに公序良俗にも反しないことを主張しなくてはならなくなる。歴史や文化を考慮した4条1項7号の反論は特に難しいので、出願人の代理側からはかなり厳しくなることが予想される。（実務家）

なお、4条1項7号が後発的無効理由[6]であることから、適用に慎重な運用を求める意見も聞かれた。

- 4条1項7号が後発的無効理由であることを考慮すると、普通に商標登録がなされ、まともに商標を使っているだけであったものが、商標の対象が世界遺産登録などで「文化財等」になってしまうことで、無効にされてしまうとも考えられる。しかし、そうすると、その商標が使い放題になってしまい、形成された秩序が破壊されてしまう。そこまでしなくてはならないケースが、どれほどあるのかは疑問である。（有識者）
- 以前の、緩やかな基準で審査していた時代に権利を取得して商標を使っている場合もある。それが後発的に4条1項7号違反で無効ということになると、不利益を被る権利者が少なからずいるように思う。（実務家）

[6]商標法第46条第1項　商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。
（中略）
第5号　商標登録がされた後において、その商標権者が第七十七条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により商標権を享有することができない者になつたとき、又はその商標登録が条約に違反することとなつたとき。

また、4条1項7号に除斥期間[7]がないことから、権利が不安定になるという懸念も聞かれた。

- 4条1項7号については、除斥期間の適用がないので、権利がずっと不安定になる懸念がある。調査の段階では問題ないとクライアントに答えていたものが、「文化財等」に関する知識が不足していたせいで、後に無効になる可能性があるという点で不安がある。（実務家）

歴史・文化に係る標章と同一又は類似の商標を、出願人が商活動に使用した結果、それが出願人を示すものとして周知・著名になっている場合には、4条1項7号に該当しないものとして、取り扱うことが考えられる。これについては、以下のような意見が聞かれた。

- 出願人の周知・著名商標に係る商標登録出願が、文化財等を表す標章と同一又は類似の場合に、商標法4条1項7号の例外を認めることは、出所識別標識として信用が化体しているものに対し保護を与えるものであり、その意味では商標法の趣旨にもかなうものといえる。（有識者）
- 現在使用して周知・著名となっている商品役務と関連する範囲については、4条1項7号の例外的な取扱いをするという考え方がある。しかし、企業も使用している商品について、防衛的に権利を取得する必要に迫られている。そのような、事情を考慮してより広く例外を認めないと商活動に支障が出るのではないかと思う。（実務家）
- 出願人の商標が地名等である場合には、3条1項3号の問題にもなりうる。その場合、3条2項で登録になることも考えられるが、3条2項については使用している指定商品・役務と一致しない範囲で登録できるのかという論点がある。4条1項7号の例外で登録を認める指定商品・役務の範囲と、3条2項で登録を認める指定商品・役務の範囲との関係について、整理しておく必要がある。（有識者）

[7]商標法第47条第1項　商標登録が第三条、第四条第一項第八号若しくは第十一号から第十四号まで若しくは第八条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反してされたとき、商標登録が第四条第一項第十号若しくは第十七号の規定に違反してされたとき（不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除く。）、商標登録が同項第十五号の規定に違反してされたとき（不正の目的で商標登録を受けた場合を除く。）又は商標登録が第四十六条第一項第四号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

審査の運用上、3条1項3号と4条1項7号を重畳的に適用することについては、出願人側の立場から有益であるという意見が聞かれた。

- 例えば、世界遺産などを用いた商標で、3条1項3号の拒絶理由のみで拒絶された場合、出願人としては、使用によって識別力を獲得すれば登録できるかと思ってしまう。その商標を有名にしたところで、そもそも登録される見込みがないのであれば、3条1項3号と4条1項7号の両方の拒絶理由を示してもらった方が良いと思う。（有識者）
- 商標法3条で拒絶されると、3条2項の適用を狙う出願人もいる。その場合、出願人は大量の証拠を集め、たくさんの労力を使って3条拒絶を克服しようと試みる。どんなに証拠を出したところで、4条1項7号が克服できないのであれば、先に提示してもらった方が、諦めがつきやすいと思う。（実務家）

また、文化財等と関係のある地域住民など、情報提供を行う側の立場からも、このような運用は有益であるとの意見が聞かれた[8]。

- 無関係の第三者の出願について、3条1項3号だけでは、3条2項の適用が受けられるとも考えられるので、4条1項7号も拒絶理由となった方が望ましい。（実務家）

（3）審査便覧による整理について

「文化財等に関する商標」について、審査における取扱いを包括的に定める審査便覧を作成することについては、下記のように、理解を示す意見が出た。

- 歴史・文化に係る商標について、剽窃的な出願の対象にならないとは限らないので、登録を制約するという方向で取扱いを整理することは理解できる。（有識者）
- 歴史・文化に係る商標の取扱いについて、包括的な規定を設けた便覧が広く公開されると、出願する側も気を付けて証拠等を用意すると思う。それ自体は良いことだと思う。（有識者）
- 今までの運用を整理するということについては、取扱いが分かりやすくなるので賛成。審査便覧案に例示があれば、それを参考にして情報提供を行うこともできるので、そのような審査便覧の作成は有益だと思う。（実務家）

[8] 前述のとおり、代理人の立場からは、4条1項7号への反論が難しいという意見もあった。

一方、このような便覧を作成した場合に、審査官の審査負担が重くなりすぎるのではないかという懸念が聞かれた。

- 歴史・文化に係る商標については、文化についての知識や評価能力が必要になるので、完璧に審査しようとしたら、審査官にかかる負荷がかなりのものになると思う。(実務家)
- 日本ではあまり知られていない世界遺産や文化財もあると考えられる。審査の段階で全てを対応するのは不可能で、一定の線引きをした上で機械的に判断をして、あとは無効審判で処理するようにしないと、審査コストがかなりかかるように思う。(有識者)

また、必要以上の出願萎縮が起きるのではないかという懸念も聞かれた。

- 審査基準や審査便覧は法的拘束力のないものであるが（ソフトロー)、実務的な影響力が大きいため、審査便覧の書きぶりによっては、「文化財等」に関連する登録を得ることは困難なのではないかと考え、出願を諦めてしまう人が出る可能性がある。(実務家)

さらに、出願人サイドの負担が増加することについての懸念も聞かれた。

- 日本でまだあまり知られていない「文化財等」まで保護するということになると、知らないところで拒絶理由が存在して無効になりうると思う。外国の一地域のみだけで知られているような「文化財等」について 7 号を適用するのは行き過ぎではないかと思う。外国の「文化財等」まで保護するとなると実務的にもなかなか調査しきれない。(実務家)

IX．総合分析

各国・地域についての公開情報調査及び海外質問票調査の結果からは、文化財等の名称や外観等を文字、図形又は立体的形状等により表した標章については、商標法上の規定があり、また、商標法上の規定がない場合でもガイドラインや運用で対応をしていることが分かった。また、これらの出願が拒絶される場合には、識別力の有無に関する判断や、公序良俗に反するか否かの判断がなされることが分かった。我が国においては、4条1項7号に関する審決例等が散見されるが[9]、基本的には、登録の可否の判断にあたっては、識別力の有無又は公序良俗違反の有無に関する判断がなされるものであり、海外の調査結果と同様といえる。

また、専門家を交えたヒアリング調査では、我が国の商標制度での運用を考えると、商標法3条1項3号、商標法4条1項7号などの規定の適用が可能であるなど、審査での運用について意見が得られた。一方で、海外の文化財等も考慮した審査がなされることで、出願前の調査の範囲が際限なく広がることや運用次第では、文化財等に関連する標章の登録が困難であると考えて出願を諦める人が出てくる可能性があることなど、実務的観点での懸念も示された。

これらを踏まえて、今後、我が国でも、商標審査便覧等で、文化財等の名称や外観等を文字、図形又は立体的形状等により表した標章の保護の取扱いについて、文化財等の保護と標章の利用を希望する者のニーズとの調和の取れた適切な整備がなされることが望まれる。

[9] 我が国の審決例として、「不服2010－3810」（「吉田の火祭り」は、山梨県の無形民族文化財に指定されているものであるため、一個人が独占使用することは、公正な競合秩序を害するおそれがあり、社会公共の利益に反するものというべきであるとして、 商標「吉田の火祭り」を商標法第4条第1項第7号に該当すると判断した事件）、「不服2014-4360」（「よっちゃばれ踊り」を、一私人たる出願人が自己の商標として独占排他的に採択し使用することは、その地域周辺の競合業者による使用を不可能又は困難とするばかりでなく、「よっちゃばれ踊り」の名称を用いて地域の活性化や観光振興を図る公益的な施策の遂行を阻害するおそれがあり適当でないとして、商標「よっちゃばれ踊り」を商標法第4条第1項第7号に該当すると判断した事件）等がある。

資料編

以降に、資料Ⅰとして「海外質問票」を、資料Ⅱとして「海外質問票調査 各国・地域回答」を掲載する。

「海外質問票調査 各国・地域回答」は、調査対象事務所からの回答を元に意味を解釈し、必要な事項を補いながら記載したものである。なお、回答のなかった項目には、該当する欄にハイフン（―）を記載している。

海外質問票

【調査概要】

本調査は、文化財等を表す標章の保護制度や基準、運用についてお聞きするものです。

ここでの「文化財等」とは、歴史的・文化的・伝統的価値を有する文化的所産のことを言います。例えば、以下のもののうち、歴史的・文化的・伝統的価値を有するものを指します。また著作権の有無は問いません。

- 絵画、彫刻
- 陶磁器、織物
- 書跡、署名
- 紋章、記章、旗章
- 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ
- 楽曲
- 小説、詩
- 経典、碑文
- 文化的行事
- 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳

※回答結果を元に、詳細につきまして改めてご質問させていただくこともございます。

【設問】

Ｑ１．文化財等を表す標章に関する規定

商標法等商標関連法令・商標審査に関するガイドライン等において、文化財等を表す標章の保護を直接規定しているものについてお答えください。

例えば、以下の様な規定を指します。

「文化遺産及び自然遺産といった客体と同一又は極めて類似する商標は、登録を受けることができない」

「公の運動、芸術、文化、社会、政治、経済又は技術に係る行事の名称又は表像、及びその構造であって、誤認を生じさせる虞がある商標は登録を受けることができない」

「先住民の地域のコミュニティの名前、或いは、商品、役務、又はその手続き上の形態を識別するために用いられる、若しくは、それらの文化又は慣習の表現を構成する名前、単語、文字、書体、又は記号からなる商標は登録を受けることができない」

文化財等を表す標章の保護を直接規定した商標法等商標関連法令・商標審査に関するガイドライン等を 有しない 場合は、P4「Ｑ２.」へお進みください。

（１）規定の抜粋

対象となる規定を抜粋して、表にご記入ください。※回答欄が足りない場合には、欄を追加してください。

（部分的に該当する場合には、該当部分にアンダーラインを付してください。また、ガイドライン等でボリュームが多い場合は、ファイルをご送付いただくか URL をお知らせください）

（２）規定の趣旨について

当該規定の趣旨は何ですか（何を保護するものですか)。例を参考に、表にご記入ください。

回答例

・自他商品役務の識別力のない商標の登録防止
・社会公共の利益の保護、文化財等が築いた名声の保護
・国際信義の遵守
・民族的な文化の保護
・出所の混同の防止等

（3）規定の内容について

① 対象とする文化財等は何ですか。下記から選択して表にご記入ください。

a. 絵画、彫刻
b. 陶磁器、織物
c. 書跡、署名
d. 紋章、記章、旗章
e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ
f. 楽曲
g. 小説、詩
h. 経典、碑文
i. 文化的行事
j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳
k. 歴史上の人物名
l. その他（具体的にお答えください）

② 文化財等の何を対象としていますか。下記から選択して表にご記入ください。

a. 「名称」が対象
b. 「外観（形状・立体的形状）」が対象
c. 「内容（小説や詩等の場合）」が対象
d. 「歌詞（楽曲の場合）」が対象
e. 「メロディー（楽曲の場合）」が対象
f. その他（具体的にお答えください）

（4）規定の運用について

① 当該規定の運用で、当てはまると思われるものについて表に○をご記入ください。

(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない）
(B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある
(C) 文化財等の著名性により適用の有無が異なる場合がある
(D) 自国の文化財かどうかで判断が異なる場合がある
(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される
(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される
(G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある

② 当該規定の対象となるような文化財等について、実態としては登録されているものがある場合には、具体的事例をご記入ください。

Ｑ２．文化財等に関する拒絶事例

文化財等に関する具体的な拒絶事例についてお伺いします。①～⑤のそれぞれの拒絶の理由について、ガイドライン等の掲載事例(A)、審判決事例(B)、審査事例(C)をご記入ください。

(A)～(C)に該当するものがない場合、拒絶の可能性が高いと考えられる仮想事例を(D)にご記入ください。※回答欄が足りない場合には、欄を追加してください。

拒絶の理由（観点）

①文化財等を表す標章の保護の規定（Ｑ１.）による拒絶 ②識別力の観点での拒絶 ③公序良俗に反する観点での拒絶 ④出所の混同を防止する観点での拒絶 ⑤その他の観点での拒絶（具体的にお答えください）

事例

(A) ガイドライン等の掲載事例 (B) 判例・審決例（登録後に登録無効や登録取消となったもの、拒絶査定後に登録となったもの も含む） (C) 審査での拒絶事例 (D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・審査での拒絶事例がない場合）

記入内容

・事例の概要／ (D)の場合は仮想事例 （商標、指定商品・役務、出願人が分かるようにお願いします） ・事件番号 （判決等に関するファイルがあれば、ご送付ください。）

Ｑ３．文化財等に関する登録事例

以下の(A)～(L)の文化財等に関する商標の出願が、登録となった事例について、表にご記入ください。※回答欄が足りない場合には、欄を追加してください。

文化財の区分

(A) 絵画、彫刻 (B) 陶磁器、織物 (C) 書跡、署名 (D) 紋章、記章、旗章 (E) 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ (F) 楽曲 (G) 小説、詩 (H) 経典、碑文 (I) 文化的行事 (J) 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 (K) 歴史上の人物名 (L) その他（具体的にお答えください）

記入内容

・登録番号 ・商標（商標が図形商標の場合は、図形の画像を貼り付けてください） ・指定商品・指定役務 ・出願人（管理団体等か第三者かを明示）

また、上記の登録後に登録無効や登録取消がなされた事例があれば、当該事例及び無効・取消事由（第三者からの異議申立など）について、Ｑ２の回答欄に記載してください。

Ｑ４．モデル事例についての判断

以下の（１）～（３）の商標登録出願がなされた場合の登録の可否（審査）についてお答えください。拒絶となると考えられる場合は、根拠となる条文や判断の内容をお答えください。なお、出願人は文化財の作者の遺族や文化財の管理団体等とは無関係な第三者であり、他人の先願商標はないものとします。

（１）絵画

レオナルド・ダ・ヴィンチの『モナ・リザ』の絵画に関する①～③の商標に関し、指定商品「菓子」について出願した場合。

①絵画そのもの	②絵画に変更を加えてパロディとしたもの（ドーナツを食べている）	③絵画とXYZ Company（企業名）という文字からなる商標

（２）音楽

①ベートーベンの著名な楽曲（例えば『エリーゼのために』）のメロディーの一部のみからなる音商標、又は、②上記メロディーの一部に企業名を歌詞として歌にした音商標を、それぞれ指定商品「飲料」について出願した場合。

（３）建造物

『エッフェル塔』の立体的形状を、指定商品「香水」について出願した場合。

Ｑ５．その他

（１）文化財保護政策について

① 文化財等を包括的に保護する制度・法律はありますか。また、個別の文化財等について、（登録制度等により、）知的財産として保護する制度・法律はありますか。※回答欄が足りない場合には、欄を追加してください。

② 上記の制度・法律はどのような保護を目的としていますか。

③ 上記の制度・法律に、知的財産制度と関係する規定はありますか。

④ 上記の制度・法律に、文化財の商標的な使用について制限する規定はありますか。

（２）文化財等に関する法改正等について

①文化財等に関する商標についての法改正や基準・運用改訂の動きはありますか。※回答欄が足りない場合には、欄を追加してください。

②過去に文化財等に関する商標についての法改正や基準・運用の改訂があれば、その内容等を教えてください。※回答欄が足りない場合には、欄を追加してください。

対象国・地域：米国

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	商標法 第２条(15 U.S.C. § 1052) 商標は主登録簿に登録することができる；	次の場合を除きその性質を理由として主登録簿に登録することを拒絶されることはない： (a) 次のものから成り又はそれらを含むこと。不道徳的，欺瞞的若しくは中傷的な事項；又はある者(生存しているか死亡しているかを問わない)，団体，信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑し，若しくはそれらとの関係を偽って示唆し，又はそれらを侮辱し若しくはそれらの評判を落とす虞のある事項；	公共機関や国家の象徴の保護	d. 紋章、記章、旗章 i. 文化的行事 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 k. 歴史上の人物名 （可能性が高いが、ほかにもあるかもしれない）	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 （可能性が高い）	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない） (C) 文化財等の著名性により適用の有無が異なる場合がある *(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される *(G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	—
2	商標法 第２条(15 U.S.C. § 1052) 商標は主登録簿に登録することができる；	次の場合を除きその性質を理由として主登録簿に登録することを拒絶されることはない： (b) 合衆国，何れかの州若しくは地方公共団体，又は何れかの外国の旗章，紋章若しくはその他の記章又はそれらの擬態から成り，又はそれらを含むこと	旗や国家の記章の保護	d. 紋章、記章、旗章	b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 （可能性が高い）	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない） *(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される *(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される	旗を含んでいる多くの商標が登録されている。商標審査便覧（TMEP）に関連する例が掲載されている。旗が登録を拒絶されるかどうかは、旗がスタイライズされている程度に大きく依存する。 https://tmep.uspto.gov/RDMS/TMEP/current#/current/TMEP-1200d1e3998.html
3	商標法 第２条(15 U.S.C. § 1052) 商標は主登録簿に登録することができる；	次の場合を除きその性質を理由として主登録簿に登録することを拒絶されることはない： (c) 生存中の特定の個人を示す名称，肖像又は署名から成り，又はそれらを含み(ただし，当該生存者からの書面による承諾を得ている場合を除く)，又は死去した合衆国の大統領の氏名，署名又は肖像であって，その未亡人が生存している期間におけるものであること(ただし，未亡人の書面による承認を得ている場合を除く)	生存する、または死後の大統領の名前やイメージの保護（未亡人の生存中）	c. 書跡、署名 k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 （可能性が高い）	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない） *(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される	—
4	連邦法ほか他の規定	（商標審査便覧附則C：法律により保護される特定の名称、言葉、イニシャル、略語、標章）： https://tmep.uspto.gov/RDMS/TMEP/current#/current/TMEP-Cd1e1.html	法律や規則で認められた米国連邦の組織や文化的組織の特定の名称、記章の保護	i. 文化的行事 l. その他（組織の名称や標識）	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 （可能性が高い）	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない） *(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される *(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	審査便覧の付録Cで保護されているものが必ずしも「文化的性質」であるとは限らないが、一部はそうしたものとみなされる可能性がある。

対象国・地域：米国

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(a)	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(a)	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	*In re Shinnecock Smoke Shop,* 571 F. 3d 1171, 91 USPQ 2d 1218 (Fed. Cir. 2009)（部族に属する人によって出願されたタバコ製品を指定した「シネコック（SHINNECOCK）」標章は、部族の賛同を得られず拒絶された）. Application Nos. 78918061 and 78918500. Decision: http://caselaw.findlaw.com/us-federal-circuit/1378954.html *United States Postal Service v. Lost Key Rewards, Inc.*（102 USPQ2d 1595（TTAB 2010）[前例はない]（米国郵便公社）の青い郵便ポストを含む標章の登録を拒絶した）. Application No. 85135970. Decision: http://ttabvue.uspto.gov/ttabvue/ttabvue-85135970-EXA-23.pdf
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(a)	(C) 審査での拒絶事例	—
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(a)	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(b)	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
6	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(b)	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	*In re City of Houston,* 731 F.3d 1326, 108 USPQ2d 1226 (Fed. Cir. 2013)（ヒューストン市の紋章とコロンビア特別区の公章の登録を拒絶した。正式な組織による出願であったが、登録は拒絶されている）Application Nos. 77660948 and 77643857. Decision at https://www.leagle.com/decision/infco20131001148. *In re Shabby Chic Brands, LLC*, 122 USPQ2d 1139 (TTAB 2017) (affirming § 2(b): 出願商標が英国の記章、つまりプリンス・オブ・ウェールズの公式紋章と類似することが判明後、登録を拒絶した). Application No. 85135970 . Decision at http://ttabvue.uspto.gov/ttabvue/ttabvue-85135970-EXA-23.pdf
7	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(b)	(C) 審査での拒絶事例	地方自治体等の特定の紋章は登録されているが、州や地方の公益団体の紋章は通常禁止されていない。
8	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(b)	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(c)	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
10	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(c)	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	*In re Masucci*, 179 USPQ 829 (TTAB 1973) (affirming 2(c): ドワイト・D・アイゼンハワー大統領の肖像、「アイゼンハワー（EISENHOWER）」の名前、および文字「アイゼンハワー大統領　メダリオン会員No.13（PRESIDENT EISENHOWER REGISTERED PLATINUM MEDALLION#13）」で構成される商標は、生存している未亡人の書面による同意を得ることなく、死亡した米国大統領の名前、署名、肖像画が含まれていたことを理由に拒絶された）
11	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(c)	(C) 審査での拒絶事例	—
12	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶 Section 2(c)	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	②識別力の観点での拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
14	②識別力の観点での拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
15	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	—
16	②識別力の観点での拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
17	③公序良俗違反	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
18	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	上記2(a)の場合は、公共政策に反して適用されます。
19	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	—

no.	拒絶の観点	事例	内容
20	③公序良俗違反	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
21	④出所の混同の防止等	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
22	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
23	④出所の混同の防止等	(C) 審査での拒絶事例	—
24	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	文化遺産の所有者が問題の文化財を登録した場合、登録することを許可していた場合は、2(d)に基づく審査では、間違いなく出願が拒絶される。 商標審査便覧（TMEP）のセクション1205.01（法律または条約で保護されているものを根拠にした拒絶）を参照のこと USPTOが、連邦法や規則で使用を禁止している特定の文字、名前、標識、言葉、イニシャル、標章、徽章、紋章、記章、バッジ、飾り、メダル、キャラクターであることを認識した場合、それらはUSPTOの審査官用にUSPTOの調査データとして入力される。これらの指定には、「89」で始まるシリアル番号（「非登録」とも呼ばれる）が割り当てられる。法律上の制限に関する情報は、審査官の審査段階で発見されるべきであり、法律上の言語のコピーが検索記録に含まれる可能性がある…。商標法第 2 条(15 U.S.C. § 1052) に規定されている当事者が同一または類似の標章の登録を所有している場合は、同法に基づいて登録を拒絶することが適切な場合もある。
25	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	—
26	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
27	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
28	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	—
29	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：米国

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	4599946	 ＊デトロイト市のシンボル「The Spirit of Detroit」	カレンダー; マグカップ; 飲料用ガラス製品; ボトルオープナー	Detroit City Football Club, LLC（第三者）
2	（B）	陶磁器、織物	—	—	—	—
3	（C）	筆跡、署名	4403136	 ＊マサチューセッツ州の初代知事ジョン・ハンコックの署名	保険および金融サービスほか	John Hancock Life Insurance Company (U.S.A.)（第三者 ）
4	（D）	紋章、記章、旗章	—	—	—	—
5	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	—	—	—	—
6	（F）	楽曲	—	—	—	—
7	（G）	小説、詩	—	—	—	—
8	（H）	経典、碑文	—	—	—	—
9	（I）	文化的行事	—	—	—	—
10	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	5104271	 ＊自由の女神像	リキュール	Conklin Marketing & Sales Co.（第三者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
11	（K）	歴史上の人物名	2941166	ABRAHAM LINCOLN ASSOCIATION *アブラハム・リンカーン・アソシエーション	学術研究を促進し、アブラハム・リンカーンの生涯に関する信憑性のある情報の収集と提供を支援する団体のサービス	Abraham Lincoln Association（第三者）；他の多くの団体も登録している。）
12	（L）	その他 具体例（　　）	—	—	—	—

対象国・地域：米国

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標
登録可能 – 絵画の商標出願は任意であるべきである。実際、パブリックドメインとなっている作品に類似する標章が登録されている。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標
登録可能 – 絵画の商標出願は任意であるべきである。ドーナツの追加は審査に与える影響は少なく、より識別力を増すことになる。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company（企業名）という文字からなる商標
登録可能 – パブリックドメインとなっている作品としての絵画は、その著名性によって、標章上の企業名の使用が、レオナルド・ダ・ヴィンチ（または一般的に絵画）と当該会社との間の「誤った関係」を示唆させるものにはならない。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標
出願人や飲料と歌との間で誤認混同を生じさせない限り、理論的には登録可能である。しかし、実際に登録するには2つの障害がある； (1) 消費者は、このような周知の歌を製品の出所表示として認識する可能性は低い（すなわち、識別力がない）。すべての登録は、特に主登録簿（principal register）に登録するためには、消費者との関係や識別性に関する証拠が必要になる可能性がある。 (2) 標章は、商品や包装に直接付して使用する必要がある。また、USPTOに使用サンプルを示す必要もある。広告で歌を使用するなどでは十分でない。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標
「(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標」の回答と同じ。

(3)建造物-立体的形状からなる商標
登録可能 -ただし出願人が、ボトルの形状の識別性および消費者の認識に関する証拠を提出することを条件とする。(「(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標」の回答参照)

対象国・地域：米国

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	米国には包括的な法制度や法規定は存在しないが、長い期間で法律や規制によって保護されてきた財産やエンティティおよび関連する法令/規則には以下のものが参考になる。TMEP Appendix C（商標審査便覧附則C：法律により保護される特定の名称、言葉、イニシャル、略語、標章）：https://tmep.uspto.gov/RDMS/TMEP/current#/current/TMEP-Cd1e1.html	該当なし	該当なし	該当なし

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	包括的に取り組んでいるとは承知していない。時代で法令が導入されることがあるが、一般的に保護について取り上げられたことはない。	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	文化財に関して包括的に取り組んだことがあるとは承知していない。	—	—

対象国・地域：欧州

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	欧州連合共同体商標に関する理事会規則 第7条絶対的拒絶理由）1項（次のものは，登録することができない。） (h)	この規定は、パリ条約の同盟国の紋章、旗章その他の記章や同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章および政府間国際機関（IGO)の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称を保護する。	パリ条約第6条の目的は、同盟国の紋章、旗章その他の記章や同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章および政府間国際機関（IGO)の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称と同一または顕著に類似する商標の登録および使用を排除することにある。	d. 紋章、記章、旗章	b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	 EUTM 4624987: 色は認識可能だが、標識がフランス国旗の構成をしていない。
2	欧州連合共同体商標に関する理事会規則 第7条1項(i)	パリ条約第 6 条の 3 に規定するもの以外の記章，紋章又は紋章入りの盾を含む商標であって，特定の公共の利益のためのもの。	目的はパリ条約第6条と同様だが、この規定は州または市町村のようなパリ条約第6条の対象外の公共機関や行政機関の徽章、公的な標識などであって，特定の公共の利益のためのものに適用される。	d. 紋章、記章、旗章	b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	 EUTM 11076866: 欧州連合（EU）との関係は明確ではなく、スタイライズされた文字「E」と認識できる。

対象国・地域：欧州

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1. ）による拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	Genevian EUTM（出願番号：009273137）：標章中のスイス国旗を直ちに認識できる。保護対象のスイス国旗と同じ構成と色の標識であり、商標出願は拒絶された。
2	①文化財保護の直接の規定（Q1. ）による拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	 審判部（R1537 / 2017-2）は、標章には国旗が含まれているため、欧州連合共同体商標に関する理事会規則第7条1項（h：権限を有する当局によって許可されていない商標であって，工業所有権の保護に関するパリ条約第6条の3に従い拒絶されるべきもの）に該当するとして商標出願の拒絶査定を支持した。国家の徽章に対するパリ条約第6条(1)(a) の保護は非常に広く、商標中の一つの要素が徽章を表すだけでも欧州連合商標としての登録を拒絶するには十分である。
3	①文化財保護の直接の規定（Q1. ）による拒絶	(C) 審査での拒絶事例	SkiptonWall EUTM （出願番号：015404395）： 出願商標が英国旗の紋章らしきものを含んでいるため、欧州連合共同体商標に関する理事会規則第7条1項(h) に該当するとして拒絶された。
4	①文化財保護の直接の規定（Q1. ）による拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	②識別力の観点での拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	書籍のタイトル：商標が有名な物語や本のタイトルのみで構成される場合、商標は、主題としてその物語と関連する可能性のある商品およびサービスとの関係で、欧州連合共同体商標に関する理事会規則第7条1項(b)に基づき、識別力がない可能性がある。その理由は、特定の物語（またはタイトル）が長年にわたり確立されており、「語彙に加わる」程著名になることで、特定の物語以外の意味を持たなくなるからだからだ。 例えば、ピーターパン（EUTM 000003335）とシンデレラ（EUTM 005877171）は、ピーナッツバターと香水では完全に識別力がある商標といえるが、消費者は商品がピーターパンまたはシンデレラの物語を参照していると単純に考えるため、書籍や映画に関して識別力を発揮することができない。
6	②識別力の観点での拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	EUTM （出願番号：.005771043）「LES COULISSES DE LA TOUR EIFFEL」は39類と41類で識別力がないとして一部拒絶されたが、その決定は審判 (R 678/2009-1)でも支持された.
7	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	EUTM（出願番号： 010662245）「AND NOW MOZART」は、9類、16類、41類（CD、文化的活動）で一部拒絶されたが、その他の指定商品・サービスでは登録が認められた。
8	②識別力の観点での拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	③公序良俗違反	(A) ガイドライン等の掲載事例	 EUTM（出願番号：005585898）： 当該商標は、是認された道徳規範に反するとして拒絶された。全体主義の象徴（槌と鎌、赤い五芒星：ソ連国旗）から構成されていたため、具体的には、ハンガリーでは、全体主義体制の犠牲者の尊厳に対する冒涜や神聖なものに対する権利は禁止されている。 EUTM（出願番号： 4633434）「ATATURK（アタテュルク：トルコの初代大統領）」商標は登録され、取消部（cancellation division）も追認した。欧州連合知的財産庁の実務では、著名な政治家の名前からなる商標の使用は商品に関連して誰にも不快感を与えることのないことから登録可能であるとされている。 一方、EUTM「BIN LADEN（ビン・ラーディン）」は同様の理由で拒絶された。
10	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	審査官のソ連の国旗に関する上記の決定は、審判部によって支持され、司法裁判所もこれを支持した。 「ATATURK」に関する取消部の決定は、審判部によって却下された。「ATATURK」商標の使用により、トルコ出身の平均的な欧州消費者に不快な影響を与える十分な証拠があるため、「ATATURK」商標を無効にした。 審判部は、「BIN LADEN」商標の拒絶を支持した。 一方、EUTM「BIN LADEN（ビン・ラーディン）」は同様の理由で拒絶された。
11	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	ガイドラインと同じ
12	③公序良俗違反	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	④出所の混同の防止等	(A) ガイドライン等の掲載事例	混同のおそれは、EUにおける職権上の拒絶理由にはならない。

no.	拒絶の観点	事例	内容
14	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
15	④出所の混同の防止等	(C) 審査での拒絶事例	—
16	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	—
18	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
19	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
20	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	—
21	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：欧州

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	IR 1187098 (designating EU)	 *ノルウェーの画家エドヴァルド・ムンクの絵画「叫び」	9, 14, 16, 19, 21, 24, 25, 28, 32, 33, 42類	OSLO KOMMUNE MUNCHMUSEET （関係者）
2	（A）	絵画、彫刻、書跡	EUTM 016613903 (NB: refused in Benelux)	 *オランダの画家レンブラントの絵画「夜警」	1類: ストロンチウム	Chiever BV
3	（B）	陶磁器、織物	EUTM 000377580	 *バーバリーチェック	18, 24, 25類	Burberry Limited （関係者）
4	（C）	筆跡、署名	EUTM 005340997	 *オランダの画家レンブラントの自画像と署名	29類: ミルクと乳製品、チーズ	FrieslandCampina Nederland B.V

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
5	（C）	筆跡、署名	EUTM 006625561	 *パリのエッフェル塔の設計者ギュスターヴ・エッフェルの署名	3, 6, 7, 8, 9, 12, 14, 16, 17, 18, 20, 21, 24, 25, 26, 28, 33, 34, 38, 39, 42, 43類	Coupérie-Eiffel, Philippe
6	（D）	紋章、記章、旗章	EUTM: 15 008 253	 *ブルドッグを形どった英国の国旗	21, 25, 43類	Gordon Ramsay Holdings Limited
7	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	EUTM 011605359	SWAN LAKE RELOADED *バレエ音楽「白鳥の湖」	9類：すべてのタイプの記録データメディア。デジタル形式のオーディオ、ビデオ、テキスト、画像およびグラフィックスデータ。映画および写真装置および楽器; 音声又は画像の記録、伝送又は再生のための装置。 25類：衣料品、靴、ヘッドギア 41類：教育; トレーニングの提供; エンターテインメント スポーツと文化活動	Semmel Concerts Entertainment GmbH
8	（F）	楽曲	EUTM 1026524	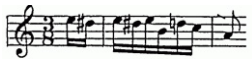 *ベートーベンの「エリーゼのために」の最初の9音	9, 35, 39, 42類	DACHSER SE
9	（G）	小説、詩	EUTM 012611265	THE INVISIBLE MAN *英国のHGウェルズの小説「透明人間」	32類：ビール; ミネラルウォーターおよび空気混入した水および他のノンアルコール飲料等 33類：アルコール飲料（ビールを除く） 35類：ワインやアルコール飲料の 店内および世界的なコンピュータネットワークによる小売りと卸売り	CASA ROJO ENOLOGÍA CREATIVA, S.L.
10	（H）	経典、碑文	No examples known	—	—	—
11	（I）	文化的行事	EUTM 003298627	 *中国人、ベトナム人の収穫祭	20類：枕、クッション、カーテンレール、フックとロッド 24類：羽毛布団、枕、クッション、羽毛布団のカバー、カーテン、トラベルカーテン 25類：衣類、履物、ヘッドギア	HIGH FASHION (UK) LIMITED

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
12	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	EUTM 009239534	NOTRE DAME *ノートルダム	4:類：照明のためのろうそくと芯、香り付きろうそく等	EDITIONS DE PARFUMS LIMITED
13	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	EUTM 012073458	EIFFEL *エッフェル塔	27類：壁紙 カーペット; マット; 床カバー; 滑り止めマット	ZHEJIANG DONGNAM WALLCOVERINGS CO., LTD.
14	（K）	歴史上の人物名	EUTM 011026077	BEETHOVEN *ベートーベン	14類：ホロロジー・クロノメーター	Frédérique Constant Holding SA
15	（K）	歴史上の人物名	EUTM 000644401	LADY DI *プリンセス・ダイアナのニックネーム	24類：その他の区分に含まれていない織物および繊維製品。ベッドカバーとテーブルカバー	LUCAS REAL ESTATE S.R.L.
16	（K）	歴史上の人物名	EUTM 000996199	LEONARDO DA VINCI *レオナルド・ダ・ヴィンチ	25類：ブーツ、靴、サンダル、スリッパ	Salamander GmbH
17	（K）	歴史上の人物名	EUTM 013250717	PICASSO *ピカソ	11類：電気コーヒーメーカー; 電気コーヒーマシン等	Remington Designs, LLC
18	（L）	その他 具体例（　　）	—	—	—	—

対象国・地域：欧州

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標
文化的価値の高い標識が商標として登録可能であることは容認されないのではないかと思われるかもしれないが、標識が高い文化的価値を有している場合、絵の文化的価値によって標識を商標として独占を禁止するのに十分かどうかの境界を定めることは困難である。したがって、一般に、そのような文化的価値が必ずしも登録の障害となるとは限らないというのが我々の見解である。指定する商品/サービスに対して十分識別力があれば、一般的に、絵画そのものは適切かつ識別力のある商標とみなされるべきである。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標
商標として登録が可能な絵画は、パロディであっても同様に扱われると考えられる。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company（企業名）という文字からなる商標
商標として登録が可能な絵画は、企業名を含む絵画であっても同様に扱われると考えられる。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標
文化的価値の高い標識が商標として登録可能であることは容認されないのではないかと思われるかもしれないが、標識が高い文化的価値を有している場合、楽曲の文化的価値によって、標識を商標として独占を禁止するのに十分かどうかの境界を定めることは困難である。したがって、一般に、そのような文化的価値が必ずしも登録の障害となるとは限らないという我々の見解である。指定する商品/サービスに対して十分識別力があれば、一般的に、著名な楽曲のメロディーの一部のみからなる音商標は適切かつ識別力のある商標とみなされるべきである。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標
商標として登録が可能な著名なメロディーの一部は、企業名を含むものであっても同様に扱われると考えられる。

(3)建造物-立体的形状からなる商標
著名な建造物の立体商標は商標として登録可能と思われる。

対象国・地域：欧州

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	EUでは、文化財保護のための特別な法律はない。有名なアーティストの名前や肖像、クラシック音楽一部であるメロディーなどの文化的価値を持つ標識は、多くの場合EUの商標として登録することができる。	—	—	—

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	EU商標指令第3条第2項(b)	EU商標指令は、「象徴的価値の高い標識」に対する拒絶または無効の選択肢を含んでおり、EU諸国の幾つかで施行されているが、欧州連合商標規則にはなく、具体的な提案もされていない。

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	—	—	—

対象国・地域：イギリス

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	英国商標法(1994年) 第4 条 （特別に保護される記章） 第1項	(1) 次のものからなるまたは次のものを含む標章 (a) 王室紋章，王室紋章の主要な紋地の何れか，又は王室紋章若しくは前記紋地と誤認する虞がある程にこれらに酷似する記章又は図案 (b) 王冠又は王室の旗章の何れかを表現したもの (c) 女王陛下若しくは王室の一員の何れかを表現したもの又はこれらのもっともらしい模倣，又は (d) 出願人が王室の後援又は許可を受けている又は最近受けたものと人々に信じさせる虞のある語，文字又は図案	公の秩序または文化財によって確立された容認された名声に反する商標は登録されてはならない。 商品やサービスの出所に関して混同を生じさせる虞のある商標は登録されてはならない。	d. 紋章、記章、旗章 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 l. その他（王室）	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	ロイヤルクラウンを侵害することなくビジネス目的で使用することができる王冠のイラスト。 商標審査マニュアルの203ページに例を記載 (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/587937/Manual-of-trade-marks-practice.pdf) 「ROYAL MAIL」（登録番号：UK00001250230）（Series of 2） 出願人：Royal Mail Group Limited
2	英国商標法(1994年) 第99 条 （王室の紋章等の無許可の使用）	(1) 何人も，女王陛下の許可を得ないで，その者が王室の紋章の使用につき適法に許可を受けていると信じさせるような方法で，王室の紋章(又は欺瞞する程にこれに類似する紋章)を何れの営業に関しても使用してはならない。 (2) 何人も，女王陛下若しくは王室の一員によって雇用されているか又は女王陛下若しくは王室の一員に商品若しくはサービスを提供していると信じさせるような方法で，図案，記章又は称号を何れの営業に関しても使用してはならない。	公の秩序または文化財によって確立された容認された名声に反する商標は登録されてはならない。 商品やサービスの出所に関して混同を生じさせる虞のある商標は登録されてはならない。	d. 紋章、記章、旗章 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 l. その他（王室）	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	—
3	英国商標法(1994年) 第4 条第2項	次のものの表現からなる又は当該表現を含む商標は，その使用が誤認を生じさせるか又は著しく侮辱的であると登録官が認める場合は，登録されない。 (a) 連合王国の国旗(一般にユニオン・ジャックとして知られている)，又は (b) イングランド，ウェールズ，スコットランド，北アイルランド又はマン島の旗章	公の秩序または文化財によって確立された容認された名声に反する商標は登録されてはならない。 商品やサービスの出所に関して混同を生じさせる虞のある商標は登録されてはならない。	d. 紋章、記章、旗章	b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される	国旗をスタイライズした表現は登録可能と考えられる。商標法（1994年）第3条第1項（b）の識別力がないという規定は明確には当てはまらない。 商標審査マニュアル129ページに例を記載 (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/587937/Manual-of-trade-marks-practice.pdf) T-215/06 American Clothing Associates v OHIM（メープルリーフの表現）[2008] ECR II-303 は、英国レベルに限らず欧州でも、国家の徽章と商標法に関する啓蒙的な事例である。
4	英国商標法(1994年) 第4 条第3項および第57条、第58条	1. 次のものからなるまたは次のものを含む標章については，登録されない、ただし権限を有る者から許可を得ている場合を除く。 (1) 旗 (2) 紋章 (3) 公的な標識 (4) 条約国の国旗 2. パリ条約又は WTO 協定に基づく保護を受けている徽章、名称または略称を含む標章、ただし権限を有る者から許可を得ている場合を除く。	公の秩序または文化財によって確立された容認された名声に反する商標は登録されてはならない。 商品やサービスの出所に関して混同を生じさせる虞のある商標は登録されてはならない。	d. 紋章、記章、旗章	b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	PS020000068（パリ条約第6条で保護されるブリュッセル首都圏地域の徽章）

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
5	英国商標法(1994年) 第4 条第4項および商標規則 (2008年)規則10	規則において，次のものからなる又は次のものを含む商標の登録を禁止する規定を定め ることができる。ただし，当該人により又は当該人の代理により同意が与えられているもの と登録官が認める場合は，この限りでない。 (a) 政府が付与した紋章について権限を有する者の紋章，又は (b) 当該紋章と誤認する虞がある程に当該紋章に酷似する記章 規則において，(b)が適用される旗章を特定する規定を定めることができる。	公の秩序または文化財によって確立された容認された名声に反する商標は登録されてはならない。 商品やサービスの出所に関して混同を生じさせる虞のある商標は登録されてはならない。	d. 紋章、記章、旗章	b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	—
6	英国商標法(1994年) 第4 条第5項	1995 年オリンピックシンボル等(保護)法にいう管理された表現からなる又はその表現を 含む商標は，登録されない。ただし，登録官が次の何れかにあたると認める場合は，この限 りでない。 (a) 出願が 1995 年オリンピックシンボル等(保護)法第 1 条(2)(オリンピックアソシエーション権の所有者としてある者を任命する国務大臣の権限)に基づいて現に任命されている者に よりなされていること，又は (b) (a)にいう者により又はその者の代理により同意が与えられていること	公の秩序または文化財によって確立された容認された名声に反する商標は登録されてはならない。 商品やサービスの出所に関して混同を生じさせる虞のある商標は登録されてはならない。	d. 紋章、記章、旗章 i. 文化的行事	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 f. その他（標語や類似表現）	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	UK00002573005 TEAM GB (ライオンの図形) 出願人：英国オリンピック委員会
7	英国商標法(1994年) 第3 条第1項(d)	次のものは登録されない。 (d) 取引上の通用語において若しくは公正なかつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみからなる商標ただし，商標がその登録出願の日前に使用された結果実質的に識別性を有している場合は，(b)，(c)又は(d)によって登録を拒絶されない。	識別力を欠いた商標は登録されてはならない。 公の秩序または文化財によって確立された容認された名声に反する商標は登録されてはならない。	l. その他(伝統的または慣習的な取引上の標識と実務)	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない） (B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある (C) 文化財等の著名性により適用の有無が異なる場合がある (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される	—
8	英国商標法(1994年) 第3 条第3項および第4項	商標は，次の場合は登録されない。(a) 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する場合，又は (b) 公衆を(たとえば，商品又はサービスの内容，品質又は原産地について)欺瞞するような 内容である場合	公に混乱を誘発したり、犯罪やその他の侮辱的な行為を高める可能性のある標識の保護を拒絶する。	a. 絵画、彫刻 b. 陶磁器、織物 c. 書跡、署名 d. 紋章、記章、旗章 e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 h. 経典、碑文 i. 文化的行事 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 k. 歴史上の人物名 l. その他	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 c.「内容（小説や詩等の場合）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない） (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される	登録された不快な商標の例 1. 文字「FUCK」 Woodman -v- French Connection Ltd ('FCUK') [2007] RPC 1 2.「OLD FART」

対象国・地域：イギリス

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（A）ガイドライン等の掲載事例	商標審査マニュアルには「Royal Crown（ロイヤルクラウン）」（p.203）を侵害することなしに商用目的で使用できる王冠とロイヤルクラウンによく似たイラストの表現例が掲載されている（p201-202）。
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	事実：複合軍隊連合（The Combined Armed Forces Federation）は、ユニオンジャックとその中央に王冠のある標章と「THE COMBINED ARMED FORCES FEDERATION EST 2004.（複合軍隊連合2004年設立）」という文字を商標出願した。英国軍隊連合は、1994年商標法第4条第1項(d)に該当するロイヤルクラウンが含まれているため、王室の支援を受けていることを示唆するものだと主張し、異議を申し立てた。出願人は、王冠の使用許可をチェンバレン卿に求めた。
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（C）審査での拒絶事例	チェンバレン卿は要求を拒否し、類似する虞が低い別の王冠の表現例を提供した。
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	②識別力の観点での拒絶	（A）ガイドライン等の掲載事例	有名な名前に関しては、平均的な消費者がその商品/サービスとその名前の人との関係を想起する商標であることがある（商標法マニュアルの124ページ）。: https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/587937/Manual-of-trade-marks-practice.pdf）
6	②識別力の観点での拒絶	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	Elvis Presley Enterprises Inc 対 Sid Shaw Elvisly Yours [1999] RPC 567 (CA) 事実: EPE 以下の商標を様々な消費財を指定して商標出願した。'ELVIS', 'ELVIS PRESLEY' and 'ELVIS A PRESLEY'
7	②識別力の観点での拒絶	（C）審査での拒絶事例	維持: 控訴裁判所は、洗面用品、香水、化粧品および石鹸に関して商標の登録を拒絶した。なぜなら、商標に本質的識別力がほとんどなかったからである。有名人のフルネームは、識別性を欠く可能性がある。
8	②識別力の観点での拒絶	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	③公序良俗違反	（A）ガイドライン等の掲載事例	「赤十字」、「ジュネーブ十字」、「赤新月社」および「赤いライオンと太陽」という文字とそれらと同様の称呼を生じるもの、または商標審査マニュアルの188ページに掲載されている徽章 (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/587937/Manual-of-trade-marks-practice.pdf). これらの徽章は1957年ジュネーブ条約でも保護対象になっている。 国際民間防衛標識(オレンジ地に青の正三角形の)（商標審査マニュアルのp.189）
10	③公序良俗違反	（B）判例・審決例 （登録後の無効も含む）	例 1: Sporting Kicks Ltd's application [2007] ETMR 10 出願人は、25類と26類で、図形商標「INTER CITY FIRM」を登録しようとした。商標審査官は商標法第3条第3項(a)「 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する」として登録を拒絶した。 例 2: Couture Tech Ltd –v– OHIM, Case T-232/10, 20 September 2011 出願人は、槌と鎌、赤い五芒星を含む商標をEUTMとして登録を求めたが、当該標識はソビエト連邦の紋章を表すとして登録を拒絶された。
11	③公序良俗違反	（C）審査での拒絶事例	例 1:「Inter City Firm」が犯罪行為を行うウェスト・ハム・サポーターのグループであったため、商標出願は拒絶された。 例 2: 審判部は、商標はソビエト連邦の象徴を表すもので、商標登録は公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反するとして拒絶されるべきという査定を支持した。
12	③公序良俗違反	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	④出所の混同の防止等	（A）ガイドライン等の掲載事例	国の象徴や標識と商標との機能の違い
14	④出所の混同の防止等	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	American Clothing Associates NV メープルリーフの図形と文字「RW」の結合商標を18類、25類、40類の商品を指定してCTMに出願した。
15	④出所の混同の防止等	（C）審査での拒絶事例	国家の象徴は国家を示し、主権と統一を表しているが、商標はその商標を付した製品の出所を他と混同することなく消費者に示すことである。（商標審査マニュアル p. 179） (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/587937/Manual-of-trade-marks-practice.pdf)
16	④出所の混同の防止等	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	商標法（1994年）第3条第3項（a）に公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反するものは商標として登録されないと規定されている。
18	⑤その他の観点	（A）ガイドライン等の掲載事例	この規定に反する標識とは、刑法的含意や宗教的含意、明示的/タブーな標識を含むものである。（商標審査マニュアル p.165）
19	⑤その他の観点	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	Basic Trademark SA's trade mark application [2005] RPC 25, [2006] ETMR 24 文字商標「JESUS」の出願
20	⑤その他の観点	（C）審査での拒絶事例	文字商標「JESUS」の出願は、英国の一部で深刻な問題を引き起こす可能性が高いと考えられたため、登録を拒絶された。（商標法（1994年）第3条第3項(a).）
21	⑤その他の観点	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	宗教的に重要な要素を含む標章は、宗教やその価値をパロディーとして使用された場合に、単に激怒をもたらす嫌悪感だけでなく、より大きな犯罪につながる可能性を持っている。

対象国・地域：イギリス

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	UK00000325592	*ベルリンのディスク型蓄音機を聴いている犬のニッパー（Nipper）を描いたフランシス・バロー（英国のアーティスト）の「His Master's Voice（主人の声）」	9類：トーキングマシン、トーニングマシンニードル、トーニングマシンレコードおよびフィッティングマシン用フィッティング。9類に含まれているものすべて。	HMV (Brands) Limited 7 River Court, Brighouse Business Village, Brighouse Road, Middlesbrough, TS2 1RT, United Kingdom （関係者）
2	（B）	陶磁器、織物	UK00002369738	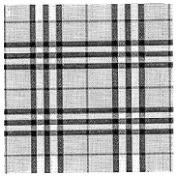 *バーバリー・パターン	Classes: 3, 18, 25	Burberry Limited, Horseferry House, Horseferry Road, London SW1P 2AW United Kingdom （関係者）
3	（C）	筆跡、署名	UK00002161371（登録されたが現在は失効 10/09/04-18/03/08）	*プリンセス・ダイアナの署名	Classes: 4, 12, 18, 20, 21, 24, 25, 26, 27, 28, 30, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45	The Hon. Mrs. Frances Shand Kydd, The Lady Sarah McCorquodale the Executrices of the Estate of Diana, Princess of Wales, deceased, Callinesth, Isle of Seil, Oban, Scotland, and, Grange Farm, Stoke Rochford, Grantham, Lincs, NG33 5BD, United Kingdom （関係者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
4	（D）	紋章、記章、旗章	UK00003053014	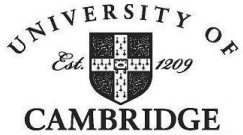 *ケンブリッジ大学の紋章	Classes: 6, 16, 18, 21 , 28	The Chancellor, Masters and Scholars of the Univerity of Cambridge The Old Schools, Cambridge, CB2 1TN, United Kingdom （関係者）
5	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	EU003210143	SPIRIT OF THE DANCE *ダンスの妖精	Classes: 9, 16, 25, 41	David King Ivy House 35 High Street Bushey WD23 1QA （関係者）
6	（F）	楽曲	EU001003813	PHANTOM OF THE OPERA *オペラ座の怪人	Classes: 9. 16, 25, 41	The Really Useful Group Limited 22 Tower Street London WC2H 9NS （関係者）
7	（G）	小説、詩	小説や詩のタイトルを商標とすることは可能。内容自体の保護は商標法の対象となる。書籍タイトルの例は次のとおり； EU000935593	HARRY POTTER *ハリー・ポッター	Classes: 9, 16, 20, 21, 25, 28	Warner Bros. Entertainment Inc. 4000 Warner Blvd., Burbank, 91522, United States of America （関係者）
8	（H）	経典、碑文	—	—	—	—
9	（I）	文化的行事	シャムロック商標を参照[1986] F.S.R. 271 原告はドイツで食品を指定して登録された三つ葉のクローバを所有している。 Trade mark No. 980458	 *聖パトリックの祝日は英国の重要な文化的行事で、アイルランドのシンボルであるシャムロック（三つ葉のクローバー）を身に着けることになっている。アイルランド共和国政府は、被告がシャムロックを商標として使用することを禁止するよう求めた。	29, 1, 3, 5, 30, 31, 32, 33	Meggle AG, 83512 Wasserburg, DE （第三者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
10	(J)	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	UK00002591407	 *Tower Properties (ルクセンブルク法における有限会社) は、「Gherkin(ガーキン:ロンドンの金融中心地にある超高層ビルの名称)」商標を所有している。	Classes: 16, 35, 36, 37, 38, 41, 42, 43, 45	TOWER PROPERTIES (LUXEMBOURG) S.A.R.L 35, boulevard Price Henri, Luxembourg, L-1724 (関係者)
11	(K)	歴史上の人物名	EU004476248	ROYAL SHAKESPEARE COMPANY *ロイヤル・シェークスピア・カンパニー	Classes: 9, 16, 41, 42, 45	The Royal Shakespere Company Waterside Stratford-Upon-Avon CV376BB United Kingdom (関係者)
12	(L)	その他 具体例(　　)	—	—	—	—

対象国・地域：イギリス

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標

英国商標法には、有名な絵画の商標登録を防止するための特定の規定がないため、「判断しにくい領域」といえる。標識に有名な絵画が含まれていても、1994年商標法第3条第3項の規定に違反するとは必ずしもいえない。むしろ、判断は著作権に基づいて行われ、通常は異議申立てにより判断を委ねられる 。
「モナ・リザ」は、パブリックドメインであり、理論的に絵を商標登録できない理由はない。しかし、ドイツでは、「Mona Lisa」の商標登録が拒絶された 。この決定は英国において拘束力はないが、出願商標に対して異議を申し立てた場合、説得力のある根拠となる可能性はある。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標

パロディ商標の登録に関する法律は成文化されていない。本件で、実演家（引用とパロディ）の権利を定める著作権が適用されることはまずない。例えば、1988年著作権・意匠・特許法第30条Aには、「似顔絵、パロディ、モノマネ目的での著作物の公正な利用は著作権を侵害しない」と定めている。

同一または類似する商品やサービスに同一または類似する商標が登録されていなければ登録可能。1994年商標法第3条第1項(b)に規定される識別力が欠いていると判断される可能性は低い。レオナルド・ダ・ヴィンチは生存していないので、商品の出所が混同されることはまずない。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company （企業名）という文字からなる商標

上記と同じ規定が適用される。企業名に識別力があるかどうかについては、1994年商標法の一般的登録規定が適用される。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標

「エリーゼのために」の一部を商標登録したとしても、誰もその楽曲を再生したり公開したりすることを妨げられることはないが、商標としてパブリックドメインの作品を使用することに実質的な異論はない。EUでは、Shield Mark BV 対 Joost Kist（ケースC-283/01）で、オランダの会社が「エリーゼのために」の最初の数小節で構成される商標を登録できるかどうか、音商標の登録要件について裁判所で審理された。2017年10月1日からEU商標には視覚的表現の要件がなくなったが、英国の商標出願要件にはまだ反映されていない。したがって、登録可能性は音商標の登録要件を克服できるかどうかによる。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標

「(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標」の回答と同様に、パブリックドメインの作品を商標として使用することには実質的な異論はない。「エリーゼのために」の作曲家は80年以上前に死亡している。そのため、他の商標所有者が飲料に類似する商品/サービスで同一または類似する商標の権利をすでに有していない限り、英国では登録可能と考える。

(3)建造物-立体的形状からなる商標

立体的形状の商標登録の難しさを強調している英国とEUの裁判例は数多くある。英国で建造物の形状を商標登録することは可能だが、形状の識別性を証明することは難しく、「エッフェル塔」の立体表現が商標として登録できない理由はないものの、出願人は著作権で対抗される可能性はある。エッフェル塔の照明は1985年に設置され、著作権で保護された芸術作品とみなされる。

対象国・地域：イギリス

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	紋章を保護するために、コート・オブ・ロード・ライアン（スコットランド紋章局）と紋章院（ガーターキングに監督される）が執行する法律と手続	紋章保有者は、法律によって紋章に関する権利を守られるべきである。	2008年商標規則10と1998年改訂商標法第4条第4項	2008年商標規則10と1998年改訂商標法第4条第4項
2	英国知的財産庁	出願商標をチェックし、商標所有者に文化的価値を持つ知的財産に影響を与えるかもしれない新規商標出願を認識させる。	—	—
3	欧州司法裁判所と一般裁判所	英国とEUの法律が調和することで、EU裁判制度は、公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する虞がある出願商標から加盟国を保護することを目指す。	EU規則第7条第1項(f) 207/2009 (EU規則 2015/2424で改訂)	http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32009R0207

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	—	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	1938年商標法は1994年商標法に置き換えられた	1994.10.31	EUハーモナイゼーション指令（EEC）89/104（現在の指令（EC）2008/95）および欧州委員会規則（EC）40/94（現行の規制EC 207/2009）の規定を発効するよう制定
2	EU規則第7条第1項(f) 2015/2424	2016.03.23	規制（EC）207/2009を改訂した新しい規制。変更の1つは、保護された地理的表示および保護された原産地に関する条項。
3	2009年スコッチウイスキー規則（SI 2009/2890）	2009.11.23	この規則は1990年のスコッチ・ウイスキー政令と1998年スコッチ・ウイスキー法 を改正したもので、新しい規制はスコッチ・ウイスキーの宣伝、パッケージ化、ラベル付けの方法に関する規則を定めた。

対象国・地域:ドイツ

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 (部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン)	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	商標法第13条 (その他の先の権利)	(1) 登録商標の先順位に関係する日前に，第 9 条から第 12 条までに定める権利以外の権利を他の者が取得した場合であって，当該人がドイツ連邦共和国の全領域において当該登録商標の使用を差し止める権原を有するときは，当該商標の登録は取り消すことができる。 (2) (1)にいう他の権利には，特に，次の権利が含まれる。 1. 名称に対する権利 2. 個人の肖像権 3. 著作権 4. 植物の品種名 5. 原産地表示 6. 他の工業所有権	第三者の権利保護	人物名 著作物 原産地表示 筆跡 陶磁器 織物	—	—	—
2	商標法第12条	登録商標の先順位に関係する日前に，第 4 条 2.にいう商標の権利又は第 5 条にいう取引上の表示の権利を他の者が取得しており，当該人が係る権利に基づきドイツ連邦共和国の全領域において当該登録商標の使用を差し止める権原を有するときは，当該商標の登録は取り消すことができる。	第三者の権利保護	著作物または類似する作品のタイトル	—	—	—
3	商標法第8条(絶対的拒絶理由)第2項(次の商標は登録されないものとする)	6. 国の紋章，旗章若しくはその他の記章又は国内の地方，地域団体若しくはその他の共同体的団体の紋章を含む商標 8. 連邦法律官報における連邦法務省の告示により商標として有効に登録することができない国際政府間機関の紋章，旗章若しくはその他の標識，印章又は表示を含む商標	公的な標識を悪用から保護する	紋章、旗など	—	—	—

対象国・地域:ドイツ

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	連邦特許裁判所は、商標（「PAURPOINT」）が、先行するタイトル「Power Poni （パワーポイント）」に類似するとして商標を取り消すことができると判じた。
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(C) 審査での拒絶事例	この事件は審査に関するものではなく、商標「PAURPOINT」に対して権利行使できるかどうかという問題であったが、先行するタイトルに対する取り消しの対象とあったため、権利行使はできなかった。
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	②識別力の観点での拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
6	②識別力の観点での拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	ドイツ商標（出願番号：398 03 516）の「Leonardo Da Vinci」に対する連邦特許裁判所の判決 当該商標には識別できる要素がなく、それゆえに商標は取り消される。商標法第8条第2項（1：商品又はサービスについての識別性を有していない商標は登録されない）該当。人物の名前は一般的に商標として登録するのに適しているが、他のタイプの商標と同じ登録要件が適用される。関係する消費者は、偉大な芸術家であり科学者であったレオナルド・ダ・ヴィンチを知っているので、レオナルド・ダ・ヴィンチの名前は公共の文化遺産の一部となる。したがって、公衆は、商品の出所表示とはみなさない。
7	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	審査後商標は登録されたが、第三者の取消し請求後、ドイツ特許商標庁は商標を取り消し、連邦特許裁判所はこの決定を追認した。
8	②識別力の観点での拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	③公序良俗違反	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
10	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	ほとんどのカテゴリーにおいて、ドイツ特許商標庁と連邦特許裁判所は、文化財で構成された商標が登録されている場合、公共政策または道徳の原則に違反しているとは見なされていない。そのため、登録可能性は識別性の欠如の判断に依ることになる。しかし、宗教に関係する標識については、拒絶されるかどうかは問題となる。 連邦特許裁判所は、商標登録により多くの公衆の感情を害するとして、ドイツの商標「Messias」を取り消した。
11	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	審査後商標は登録されたが、第三者の取消し請求後、ドイツ特許商標庁は商標を取り消し、連邦特許裁判所はこの決定を追認した。
12	③公序良俗違反	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	④出所の混同の防止等	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
14	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	殆どが商標の使用中止で処理されるため、登録手続きに至っていないが、ドイツ連邦司法裁判所は、第三者が有名な映画「Der Blaue Engel with Marlene Dietrich（マレーネ・ディートリヒの嘆きの天使）」を商標として使用できないと判じた例がある。
15	④出所の混同の防止等	(C) 審査での拒絶事例	使用中止を要求
16	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	第三者の権利（著作権、名称に対する権利、意匠権）が存在する場合、ドイツ国内で使用中止を要求できる所有者に従い、混同するほど類似した商標は当該第三者の請求により取り消される。
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	—
18	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
19	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
20	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	—
21	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域:ドイツ

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	(A)	絵画、彫刻、書跡	302012020060		ビール	Arcobräu Gräfliches Brauhaus GmbH & Co. KG
2	(B)	陶磁器、織物	30029950		ガラス製品、磁器、陶器(クラス21に含まれる); コーヒー、紅茶、ココア; 菓子類、チョコレート製品、チョコレート、スピリッツまたはワイン、アイスクリーム菓子類、アイス、ミューズリーバー、シリアル類で満たされたプラリネ。ビール; ノンアルコールドリンク、フルーツジュース、ミネラル、テーブル、スプリングウォーター、ノンアルコール飲料を作るための準備; アルコール飲料(ビールを除く)	Asbach GmbH, 65385 Rüdesheim am Rhein, DE
3	(C)	筆跡、署名	962889		印刷物、新聞、定期刊行物、書籍、写真、教材、教科書、オーディオテープ、教育映画	Religious Technology Center, Los Angeles Calif., US
4	(D)	紋章、記章、旗章	—	—	—	—
5	(E)	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	302012000431	Schwanensee *白鳥の湖	Class(es) Nice 03: 石鹸;香水; 精油、化粧品、ヘアローション、歯磨剤 Class(es) Nice 18: レザーとレザーの模造品、これらの材料で作られ、クラス18に含まれる商品; レザーハンドバッグ Class(es) Nice 25: 衣料品、靴、ヘッドギア;スカーフ	KTN Dr. Neuberger GmbH, 65623 Hahnstätten, DE

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
6	（F）	楽曲	1242748	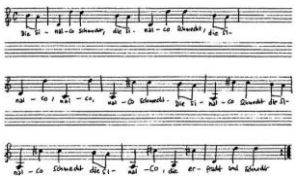 *ソフトドリンクのCMソング	ミネラルウォーター、アルコール飲料等	Sinalco International GmbH & Co. KG, Römerstrasse 109 47179 Duisburg, DE
7	（G）	小説、詩	39619425	Winnetou *小説に出てくる架空のキャラクター	香水、エッセンシャルオイル、化粧品　等	Karl-May-Verlag GmbH, 96047 Bamberg, DE
8	（H）	経典、碑文	—	—	—	—
9	（I）	文化的行事	39929959	documenta *現代芸術展覧会	教育;トレーニング;エンターテインメント。スポーツと文化活動	documenta und Museum Fridericianum Veranstaltungs GmbH, 34117 Kassel, DE
10	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	30544198	Neuschwanstein *ドイツにある城「ノイシュバンシュタイン」	Class(es) Nice 05: 医薬品および獣医製剤; 医療目的の衛生陶器 Class(es) Nice 36: 保険;財務;金融業務;不動産 Class(es) Nice 38: 情報通信 Class(es) Nice 39: 商品の包装および保管 Class(es) Nice 44: 農業、園芸、林業分野のサービス	Freistaat Bayern, vertreten durch die Bayer. Verwaltung der staatlichen Schlösser, Gärten und Seen, 80638 München, DE（関係者）
11	（K）	歴史上の人物名	302010011322	MONA LISA *モナ・リザ	婦人服、特にスカート、ズボン、ベスト、ブラウス、シャツ、ジャケット、チュニック、ドレス、ブレザー、プルオーバー、コート	Interchic Damenoberbekleidungs GmbH, 33334 Gütersloh, DE
12	（L）	その他 具体例（　　）	—	—	—	—

対象国・地域:ドイツ

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標
絵画は、特別な形態の標章としては扱われることはない。商標登録により第三者の権利が侵害される場合は、商標登録はできない。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標
パロディは一般的に許容される。第三者の利益は慎重に配慮される。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company（企業名）という文字からなる商標
「(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標」の回答を参照

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標
著作権の切れた著名な楽曲は商標登録可能。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標
「(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標」の回答を参照

(3)建造物-立体的形状からなる商標
建物の所有者または著作権者が異議を唱えない限り、その標章は登録可能。

対象国・地域:ドイツ

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	—	—	—	—

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	—	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	—	—	—

対象国・地域：フランス

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	産業財産を保護するためのパリ条約第6条を包括するフランス知的財産法第L711条3	知的財産法第L711条3： 次のものは，標章又は標章の要素とは認められない。 a) 工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約(改正)第 6 条の 3 又は世界貿易機関を設立する協定の付属書 1C 第 23 条(2)によって除外されている標識 パリ条約第6条： (a) 同盟国は,同盟国の国の紋章,旗章その他の記章,同盟国が採用する監督用及び証明用の公の記号及び印章並びに紋章学上それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし,また,権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によつて禁止する。 (b) (a)の規定は,1又は2以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章,旗章その他の記章,略称及び名称についても,同様に適用する。ただし,既に保護を保障するための現行の国際協定の対象となつている紋章,旗章その他の記章,略称及び名称については,この限りでない。	政府の主権と国の国家的アイデンティティの保護；商標によって保護される商品またはサービスの出所に関する混同を防止することによる公益の保護。当局によって承認、認定されている特定の標識や略称を付した商品や特定の標識や略称を使用するサービスに対する消費者保護（例えば、特定の略語が国民健康や安全のための機関であるような場合）	d. 紋章、記章、旗章 l. その他（国際機関の名称や略称に関する保護）	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象	(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録商標（登録番号：96 607 171） 登録商標（登録番号：10 3712917）
2	フランス知的財産法第L711条3	知的財産法第L711条3： 次のものは，標章又は標章の要素とは認められない。 (...) (b) 公序良俗に反する標識，又は法律によって使用を禁じられている標識 (c) 商品又はサービスの特に内容，品質又は出所に関し，公衆に誤認を生じさせる虞がある 標識	政府の主権と国の国家的アイデンティティの保護；商標によって保護される商品またはサービスの出所に関する混同を防止することによる公益の保護。当局によって承認、認定されている特定の標識や略称を付した商品や特定の標識や略称を使用するサービスに対する消費者保護（例えば、特定の略語が国民健康や安全のための機関であるような場合）	d. 紋章、記章、旗章 l. その他（国際機関の名称や略称に関する保護）	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象	(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録商標（登録番号：96 607 171） 登録商標（登録番号：10 3712917）
3	フランス知的財産法第L712条7	知的財産法第L712条7： 登録出願は，次の場合は拒絶される。 (..) (b) 標識が第 L711 条 1 及び第 L711 条 2 による標章に該当せず，又は第 L711 条 3 によって標章として認められないとき (..) 拒絶理由が出願の一部のみに関連している場合は，出願はその一部のみが拒絶される。	政府の主権と国の国家的アイデンティティの保護；商標によって保護される商品またはサービスの出所に関する混同を防止することによる公益の保護。当局によって承認、認定されている特定の標識や略称を付した商品や特定の標識や略称を使用するサービスに対する消費者保護（例えば、特定の略語が国民健康や安全のための機関であるような場合）	d. 紋章、記章、旗章 l. その他（国際機関の名称や略称に関する保護）	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象	(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録商標（登録番号：96 607 171） 登録商標（登録番号：10 3712917）

対象国・地域：フランス

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（A）ガイドライン等の掲載事例	該当なし
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（B）判例・審決例（登録後の無効等も含む）	エクサンプロヴァンスの控訴裁判所（第2審） 2014年7月3日（n° 2014/339）. この出願の商標は、フランス知的財産法第L711条3に該当するとされ登録を拒絶された。その理由は、商標が標識がフランス大統領のシンボルとしての「Palais de l'Elysée（エリゼ宮殿）」と公衆が認識するため、商品やサービスの出所の混同の虞があるというものだ。
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（C）審査での拒絶事例	拒絶される可能性のある欧州の星を含むフランス旗に関する商標出願（4292080、4287228） 拒絶商標：
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	旗、国歌（ラ・マルセイエーズ）、国家の標語の商標出願
5	②識別力の観点での拒絶	（A）ガイドライン等の掲載事例	該当なし
6	②識別力の観点での拒絶	（B）判例・審決例（登録後の無効等も含む）	ストラスブール大審裁判所 2016年2月3日（N° 13/03895） 救急車のロゴの出願商標（06 34 39 172） 裁判所は、当該標識には特に独創性はなく、実際に救急医療サービスで使用されている救急標識と区別できないものであると判じた。裁判所はまた、救急標識の使用は国内法によって規制されているため、商標登録を許可することは国家のシンボルを独占させることになると強調した。標識の独創性の欠如により、国が使う救急ロゴと区別することが難しく、出願されたロゴは識別力がないと考えられた。
7	②識別力の観点での拒絶	（C）審査での拒絶事例	該当なし
8	②識別力の観点での拒絶	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	チャリティ、会議、イベントの企画・運営や教育における「UNICEF」 会議、イベントの企画・運営や教育における「UNESCO」 医薬品や医療サービスにおける「WHO」
9	③公序良俗違反	（A）ガイドライン等の掲載事例	該当なし
10	③公序良俗違反	（B）判例・審決例（登録後の無効も含む）	該当なし
11	③公序良俗違反	（C）審査での拒絶事例	—
12	③公序良俗違反	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	非差別、寛容、民主主義などの国家的価値や国際的価値と矛盾する侮辱的な文章に関連して使用される国旗や徽章からなるロゴ。
13	④出所の混同の防止等	（A）ガイドライン等の掲載事例	該当なし
14	④出所の混同の防止等	（B）判例・審決例（登録後の無効等も含む）	レンヌ控訴裁判所 2015年4月28日（14/07716） 広告、広報、教育、訓練、ソフトウェア開発などのサービスを指定した商標： 国際刑事警察庁（International Criminal Police Organization）は、出願商標が組織に関連するように消費者に混同を生じさせる虞があることを理由に、フランス知的財産法第L711条3でこの商標の登録を拒絶するように、フランス知的財産庁に要請した。知財庁は原告に有利な判断を示し、この決定は上訴された。 控訴裁判所は、出願商標が国際組織の略語である「INTERPOL」と同一または非常に類似している文字要素「INTER POLE」で構成されていると判断した。商標の下部に認識困難な記述的な文字「L'Agence Metiers（貿易代理店）」が記載されているが、これは混同の虞を回避するのには十分ではない。 したがって、標章はパリ条約第6条と知財法第L711条3によって保護される国際機関の標章「 」と混同するほど類似していると結論付けた。
15	④出所の混同の防止等	（C）審査での拒絶事例	—

no.	拒絶の観点	事例	内容
16	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	該当なし
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	該当なし
18	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	該当なし
19	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	該当なし
20	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	該当なし
21	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	該当なし

対象国・地域：フランス

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	n° 3981897	 *「モナ・リザ」の絵画と文字	32類：ビール; ミネラル水、炭酸水; 果物飲料およびフルーツジュース; 飲料製造のためのシロップおよび他の調製物; レモネード; フルーツネクター。ソーダ; アルコールなしの食前酒。	M. Jean-François DROUIN （アグリビジネスに特化したリーディング企業） （第三者）
2	（A）	絵画、彫刻、書跡	n° 16238909	 *「モナ・リザ」の絵画と文字	29類：チーズ; オリーブオイル; 保存されたオリーブ; シトラスマーマレード; 肉; ブルスケッタの付け合わせ 30類：ココアベースの飲料; ピザ; ハニー; チョコレート; コーヒー; コーヒー飲料; ビスケット; ティーベースの飲み物 32類：ノンアルコールカクテル; アルコールなしの食前酒 33類：ワイン; アルコール入りフルーツ・カクテル 43類：紅茶、コーヒー、チョコレート飲料、ソフトドリンクまたはフルーツジュースを提供する。施設内外の食べ物と飲料の準備と供給; アイスクリームの試飲サロン。即時消費のための食品および飲料の調製; バーサービス; アルコール飲料サービス; 速くて恒久的なサービスレストラン[スナックバー]。ケータリングサービス（食べ物）	Motivo D'Agrado – Unipessoal, Lda （ケータリング企業） （第三者）
3	（B）	陶磁器、織物	—	—	—	—
4	（C）	筆跡、署名	—	—	—	—
5	（D）	紋章、記章、旗章	n° 3628929	 *スタイライズしたフランス国旗を含む標章	25類：衣料品、靴、ヘッドギア; シャツ; 皮革または模造革の衣類; ベルト（衣類）; スカーフ; タイ; 靴下; 靴下; ビーチ、スキー、スポーツシューズ; 下着 41類：教育; トレーニング; エンターテイメント スポーツと文化活動; 娯楽または教育に関する情報。レジャーサービス; 本の出版; ビデオテープの製造; 競技会の編成（教育または娯楽）; 会議や会議を組織し、実施する。文化的または教育的目的の展示会の組織; ショーチケットの予約; コンピュータネットワークからオンラインで提供されるゲームサービス。マイクロ編集; 発券（エンターテインメントサービス） 42類：コンピュータとソフトウェアの設計と開発; 他の人のための新製品の研究開発。技術プロジェクト研究; インテリアデコレーション	Firmin Félix Ange GRAVELOT （第三者）
6	（D）	紋章、記章、旗章	n° 3628290	 *スタイライズしたフランス国旗を含む標章	16類：印刷物; 写真; 文房具; 教授教材（装置を除く）。印刷された文字。クリシェ; 紙; ポスター; アルバム。カード; 本; 新聞; 目論見書。パンフレット; カレンダー; 図面; 包装用の紙またはプラスチックの袋および袋（封筒、袋） ステーショナリーや家庭用接着剤（粘着剤）。 25類：衣料品、靴、ヘッドギア; シャツ; 皮革または模造革の衣類; ベルト（衣類）; スカーフ; タイ; 靴下; ビーチ、スキー、スポーツシューズ; 下着; 41類：教育; トレーニング; エンターテイメント スポーツと文化活動; 娯楽または教育に関する情報。レジャーサービス; 本の出版; ビデオテープの製造; 録音のレンタル。ステージセットのレンタル。ビデオテープ編集; 写真サービス; 競技会の編成（教育または娯楽）; 会議や会議を組織し、実施する。文化的または教育的目的の展示会の組織; ショーチケットの予約; コンピュータネットワークからオンラインで提供されるゲームサービス。電子書籍および定期刊行物のオンライン出版; マイクロ編集; 発券（エンターテインメントサービス）。	Firmin Félix Ange GRAVELOT （第三者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
7	(E)	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	n° 3943193	AUTANT EN EMPORTE LE VENT *小説:「風と共に去りぬ」の題目	29類:ゼリー、ジャム、コンポート; 牛乳が優勢である牛乳飲料; 30類: コーヒー、紅茶、カカオ、シュガー、リーズ、タピオカ、サゴウ、サクセダヌス・デ・カフェ、ファイン、パティシエリとコンフィズリー、砂糖漬け食用; 蜂蜜、シロップ; 酵母、パウダー、人工レバー; 塩、マスタード; ヴィネーグル、柳(調味料); スパイス; グレース・ラフラシール; サンドイッチ、ピザ; クレプス(栄養); ビスケット; ガトー; ビスケット; スクロール; ショコラ; ココア、コーヒー、ショコラ・オ・ドゥ・テのベース	Mme. Christine Dattner Pascucci M. Dominique Pascucci (第三者)
8	(E)	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	n° 3929995	LE LAC DES CYGNES *バレイの題目:「白鳥の湖」	14類: ジュエリー、貴石; 時計、計時器 貴金属およびそれらの合金; 貴金属製の芸術品; ジュエリーボックス; 貴金属の箱; ケース、ブレスレット、チェーン、スプリング、時計用ガラス; 空想のキーホルダー。貴金属の像や置物(小像) 時計製造のケース。メダル	MATY, SAS (第三者)
9	(F)	楽曲	n° 4174615	Lettre à Elise *ベートーベンの楽曲「エリーゼのために」	41類: 会議、会議の企画・運営	M. franck Deveaux
10	(G)	小説、詩	n° 15108475 "Cuvée Saint-Probace (プロヴァンスのワイン) Mignonne allons voir si la rose「いとしい人よ、バラを見に行こう」...BASTIDE DE BLACAILLOUX (トゥルヴ)2015 Bruno Chamoin Propriétaire Récoltant"	 *フランスの宮廷詩人ピエール・ドゥ・ロンサールの代表的な文学作品「カサンドル」の一節	33類: 保護された地理的表示のワイン「Pays du Var」	SCEA BASTIDE DE BLACAILLOUX (ワイン生産者、第三者)
11	(H)	経典、碑文	—	—	—	—
12	(I)	文化的行事	—	—	—	—
13	(J)	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	n° 3879689	jm Notre Dame de Paris *「パリのノートルダム」を含む	18類: 革と革の模造品; 動物の皮; トランクとスーツケース; 傘、パラソル、歩行用スティック; ホイップと馬術; ポートフォリオ; 財布; ハンドバッグ、バックパック、車輪; 登山者のキャンプ、キャンプ、旅行、浜、小学校の袋; トイレタリーを入れるための箱; ネックレスや衣類の動物; ネットまたはショッピングバッグ; 包装用革の袋または袋(封筒、袋); 25類: 衣料品、靴、ヘッドギア; シャツ; 皮革または模造革の衣類; ベルト(衣類); 毛皮(衣類); 手袋(衣類); スカーフ; タイ; 靴下; 靴下; スリッパ; ビーチ、スキー、スポーツシューズ; 織物の層; 下着; 34類: 喫煙者のためのライター; たばこの箱またはケース; 喫煙者のための灰皿	M. MICKAEL CHOURAKI and M. AARON MORAIS (個人事業者、第三者)

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
14	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	n° 94543262	 *パリにある凱旋門のイメージと文字を含む	30類： 小麦粉	GRANDS MOULINS DE PARIS, SA (FR) （第三者）
15	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	n° 4315850	 *ユネスコの世界遺産モン＝サン＝ミシェルのイメージを含む	16類： 印刷物; 製本材料; 写真; 文房具; アーティストの素材。印刷された文字。クリシェ; 紙; 段ボール。段ボールまたは紙の箱; ポスター; アルバム。カード; 本; 新聞; 目論見書。パンフレット; カレンダー; 彫刻されたアートオブジェクト; リトグラフされたアートオブジェクト; 額入りかどうかの絵画（絵画）; 水彩画; 縫製のための模様; 図面; 紙のテーブルリネン。包装用の紙またはプラスチックの袋（封筒、袋） 前述の商品はすべてフランス産のものであるか、フランス産のもの	Mme Selsis Vanessa （モン＝サン＝ミシェルの地元の芸術家）
16	（K）	歴史上の人物名	n° 4324579	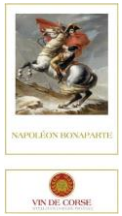 *フランスの画家ルイ・ダヴィッドの絵画（ベルナール峠からアルプスを越えるボナパルト）を含む	33類：保護された原産地表示のあるワイン「VIN DE CORSE」	Cave Cooperative Vinicole d'Aghione （ワインの共同生産会社、第三者）
17	（K）	歴史上の人物名	n° 4319455	NAPOLEON & MARIE-ANTOINETTE *ナポレオンとマリー・アントワネット	25類： 服; 靴; ヘッドギア; シャツ; 革製の衣服; ベルト（衣類）; 毛皮（衣類）; 手袋（衣類）; スカーフ; タイ; 靴下; スリッパ; ビーチシューズ; スキーブーツ; スポーツシューズ; 下着	M. Edmond Guillaud-Rollin （第三者）
18	（L）	その他 具体例（　　）	—	—	—	—

対象国・地域：フランス

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標

レオナルド・ダ・ヴィンチの「モナ・リザ」は、パブリックドメイン（知財法第2節第L123条の1で規定する著作者の死後70年を経過する著作物）となっていることを考慮すると、商標登録される可能性がある。一般的に絵画は、その絵画が商品・サービスと直接的な関連性がなく、十分に識別できるとすれば、商標登録できるものと考える。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標

取り扱いは「(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標」と同じ。また、知的財産法（IPC:Intellectual Property Code）第L122の5条はパロディの例外について、いったん作品が公開されると著作者が禁止できない行為として第4項（もじり、模作及び風刺画。ただし、当該分野のきまりを考慮する）を規定している。これは、指定する商品やサービスに対して十分に識別力があれば、元の絵画のパロディ絵画が商標として登録できる可能性があることを意味している。著作物である作品に悪影響を及ぼさなければ、著作者の同意は必要ない。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company （企業名）という文字からなる商標

取り扱いは「(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標」と同じ。絵画の著作権保護期間が終了していれば、企業名を含む絵画が記述的である場合を除いて登録可能と考える。これは主に、絵画の出所について公衆が混同することを証明することが難しいためである。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標

作品「Fur Elise（エリーゼのために）」は、フランスにおいて著作物として保護されておらず、この曲の一部が音商標として出願される可能性を考慮すれば、登録に肯定的と考える。実際、知財法第L711条1に規定されている音が音楽の一部で構成する音標識は、指定する商品やサービスに対して識別力を持てば商標登録されるべきであろう。したがって、フランスで出所表示として機能すれば、有名な歌も登録可能と考える。
しかし、実際の商標出願では音が出所表示として機能することを示すことが困難な場合もあるので、識別力の欠如を指摘される可能性はある。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標

取り扱いは「(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標」と同じ。出願されたメロディーの中に企業名が入ることで、出所表示が明らかになるという公衆の認識を高めやすくなる。また、楽曲が特に著名な場合は、企業名の有無にかかわらず、公衆はその実際の出所について混同を生じさせることはない。

(3)建造物-立体的形状からなる商標

エッフェル塔については、政府あるいは国家的な象徴（パリ条約第6条で規定する商標として使用することを禁じている国家の象徴）とはみなされておらず、フランス最高裁判所は、記念碑、場所、有名人は商標として登録できると判じている （Com、1992年6月16日、90-18329）。商標法の下では、建造物の平面表現および立体表現の商標は登録されるべきであると考える。この判決は平面表現の商標についてだが、識別力があれば立体表現の商標にも合理的に適用できると考える。

対象国・地域：フランス

Q5 その他

（1）文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	文化遺産法典（2002年1月4日に制定されたフランスの博物館、美術館に関する法律）	文化的、歴史的遺産の保存、保護、維持を推進する。文化的歴史的対象物の利用を確保する。	この法律は、博物館や図書館の保護、運営、資金調達、および私的所有またはパブリックドメインに関わらず、歴史的、考古学的、芸術的、美学的、科学的、または技術的価値と関心に値する公文書、歴史的遺跡、遺産、その他の対象物の取り扱いや取引の保護を規制している。なお、この法律は無形文化遺産にも適応される。	遺産法第L131-1条は、文化的および歴史的遺産の目的および場所の取り扱いは、知的財産法（FIPC）に従わなければならないと規定している。

（2）文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	—	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	2016年7月7日法律第2016-925号による創造、建築、遺産の自由に関する知的財産法改正	2016年7月9日	遺産保護の近代化：2016年7月4日に指定された2つ（シャンパーニュとブルゴーニュ）のユネスコ世界遺産の管理の法人化。異なるタイプの保護地域を1つのラベル「注目すべき遺産」で置き換えることによる簡略化。「国家歴史的記念碑委員会」を改め「遺産と建築の国家委員会」を創設。[https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000032854341&categorieLien=id; http://www.culturecommunication.gouv.fr/Actualites/Loi-creation-une-nouvelle-ambition-pour-la-culture]

対象国・地域:スイス

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 (部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン)	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	商標法第2条	適用除外の絶対的理由 商標の保護は，次のものには及ばない。 d. 公の秩序，道徳又は法律に反する標章	スイスの法律における基本的価値の保護	a. 絵画、彫刻 b. 陶磁器、織物 c. 書跡、署名 d. 紋章、記章、旗章 e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 h. 経典、碑文 i. 文化的行事 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象 b.「外観(形状・立体的形状)」が対象 c.「内容(小説や詩等の場合)」が対象 d.「歌詞(楽曲の場合)」が対象 e.「メロディー(楽曲の場合)」が対象	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある (指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない) (C) 文化財等の著名性により適用の有無が異なる場合がある (E) 文化財等のパロディ商標(著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標)にも適用される (F) 結合商標(文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合)にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	商標 "BUDDHA LOUNGE" (登録番号:658540 in Cl. 43)
2	商標法第2条(d)項および紋章保護法第8条と15条(商標法第2条(d)項にも関連する)	(商標法第2条)適用除外の絶対的理由 商標の保護は，次のものには及ばない。 d. 公の秩序，道徳又は法律に反する標章 (紋章保護法第8条)スイスの紋章、州法で認定された州や、共同体、公共団体の紋章、およびそれらと混同するおそれのある特徴的な要素は、それらが属する公的機関によってのみ使用できる。また、上記は、スイスの紋章、州法の下で認定された州や、共同体、公共団体の文字標識にも適用される。 (紋章保護法第15条)混同されるおそれのある紋章、旗その他の外国の記章や標識、海外の国家を象徴する図形や文字は、その国の政府のみが使用することができる。この場合、第16条(公共機関がその使用を許可することができる)は留保されている。	紋章及び公的記章の保護	d. 紋章、記章、旗章	a.「名称」が対象 b.「外観(形状・立体的形状)」が対象	(G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	 (登録番号:994062 in Cl. 3, 9, 14, 18, 25, 28)
3	商標法第2条(a)項と(c)項および第47条	適用除外の絶対的理由 商標の保護は，次のものには及ばない。 a. 当該標章に係る商品又はサービスについて商標として認識されているものを除き，権利消滅状態になっている標章 c. 誤認を生じる標章 第 2 編 原産地表示 第 47 条 原則 (1) 原産地表示は，商品又はサービスの地理上の出所についての直接的な又は間接的な言及をいい，その出所と関係を有するその性質又は特性についての言及を含む。 (2) 関連の取引界において商標又はサービスの特定の出所についての言及として認識されていない地理上の名称及び標章は，(1)でいう原産地表示とはみなさない。 (3) 次の使用は禁止しなければならない。 (a) 原産地表示の不正確な使用 (b) 不正確な原産地表示と混同することがある名称の使用 (c) 人を欺く異なった原産地の商標若しくはサービスに関する名称，住所又は商標の使用	識別力がないとされるパブリックドメインの地理的表示はそのままにして、出所の誤った表示を避ける	a. 絵画、彫刻 b. 陶磁器、織物 c. 書跡、署名 d. 紋章、記章、旗章 e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 h. 経典、碑文 i. 文化的行事 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 k. 歴史上の人物名 (商標による)	a.「名称」が対象 b.「外観(形状・立体的形状)」が対象 c.「内容(小説や詩等の場合)」が対象 d.「歌詞(楽曲の場合)」が対象 e.「メロディー(楽曲の場合)」が対象	(F) 結合商標(文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合)にも適用される	商標 "UEFA EURO 2012" (登録番号:617899 in Cl. 1, 3-4, 9, 12, 16, 18, 25, 28-29, 32, 35-39, 41, 43-44)

対象国・地域：スイス

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	出願番号：55089/2006 ケース：この出願商標は、第2条（c）項および第47条に該当する。当該商標は、文字「JAVA MONSTER」で構成され、32類の商品を指定して出願された。Java（ジャワ）はインドネシアを構成する島の一つで、1億1千3百万人の住民がおり、首都ジャカルタが存在するインドネシアの中心となる島である。島には、農業や工業・商業センターがあり、開発された道路システムもある。これらの事実は、Javaが関連する分野でよく知られていると結論づけることができる。その大きさ、経済活動および産業を考えると、島は指定商品の生産地とみなすこともできる。「MONSTER（モンスター）」という言葉との結合は、標識の全体的な印象において地理的名称と明確に理解されることを妨げるものではない。よって、「JAVA」商標法第47条1項における出所表示と理解することができるため、当該標識は、指定された商品の地理的出所に関して誤解を招く。（Decision B-102/2008）
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(C) 審査での拒絶事例	—
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	②識別力の観点での拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	「CEYLON（セイロンの英語名）」,「CEYLAN（セイロンのフランス語名）」は、原則的にすべての商品およびサービスでスリランカの地名を表すものと考えられる
6	②識別力の観点での拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
7	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	—
8	②識別力の観点での拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	③公序良俗違反	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
10	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	 出願番号：855013 この出願商標は商標法第2条（d）に該当する。当該商標は「Madonna（マドンナ）」を図形化して、指定区分3,9,14,18,20-21,24-26,28類の商品に関連して出願されたもので、イタリアで、マドンナはイエスの母ナザレのマリアのことを指す。マリア崇拝は、ローマカトリックにとって特に重要で、商業目的でのこの名前を使用することは、カトリック教会のキリスト教徒の宗教的感情を害するおそれがある。よって、「マドンナ」という標識を指定商品（化粧品、家電製品、貴金属、皮革、家具、衣服、縫製設備、おもちゃ）に使用することは道徳に反する。（Decision ATF 137 III 474）
11	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	—
12	③公序良俗違反	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	④出所の混同の防止等	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
14	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
15	④出所の混同の防止等	(C) 審査での拒絶事例	—
16	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	—
18	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	—

no.	拒絶の観点	事例	内容
19	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
20	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	—
21	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：スイス

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	554362	 *「星の王子様」を書いたアントワーヌ・ド・サン＝テグジュペリのイラスト	Cl. 9, 14, 16, 21, 35, 38, 41	SOCIETE POUR L'OEUVRE ET LA MEMOIRE D'ANTOINE DE SAINT EXUPERY - SUCCESSION DE SAINT EXUPERY - D'AGAY （関係者）
2	（B）	陶磁器、織物	—	—	—	—
3	（C）	筆跡、署名	—	—	—	—
4	（D）	紋章、記章、旗章	—	—	—	—
5	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	2P-337473	Fidélio collection *ベートーベン唯一のオペラ「フィデリオ」	Cl. 14	Raymond Weil S.A. (non-management organization nor owner) （第三者）
6	（F）	楽曲	P-529064	Frédéric Chopin *フレデリック・ショパン	Cl. 3, 14	Katarzyna Moszczenska-Baranska （第三者）
7	（G）	小説、詩	637280	RAPUNZEL *「ラプンツェル」は、グリム童話に収録されている作品の題目であり、それを原作とするディズニー映画のキャラクター名でもある。	Cl. 3, 9, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 25, 28, 29, 30, 32, 41	Disney Enterprises, Inc.
8	（H）	経典、碑文	—	—	—	—

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
9	(I)	文化的行事	2P-417353	 *モントレー・ジャズ・フェスティバル	Cl. 3, 5, 14, 16, 18, 24, 25, 35, 41	Fondation du Festival de Jazz de Montreux (関係者)
10	(J)	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1186518	KEUKENHOF *オランダにある世界最大の花の公園「キューケンホフ」	Cl. 31, 35, 39, 41, 44	Stichting Graaf Carel van Lynden (関係者)
11	(K)	歴史上の人物名	1071526	DALI *ダリ	Cl. 18	FUNDACIÓN GALA-SALVADOR DALÍ (関係者)
12	(L)	その他 具体例(　　)	—	—	—	—

対象国・地域：スイス

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標
商標登録可能と考えられる。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標
商標登録可能と考えられる。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company（企業名）という文字からなる商標
企業名の付加は本質的登録可能性に影響を与えないため、商標登録可能と考えられる。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標
音商標として登録可能と考える。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標
音商標として登録可能と考える。

(3)建造物-立体的形状からなる商標
香水がフランス製である限り、当該立体商標は登録可能と考える。

対象国・地域:スイス

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	—	—	—	—

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	—	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	—	—	—

対象国・地域：ベネルクス

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	ベネルクス 知的財産条約第2.11条(絶対的理由に基づく拒絶)第1項(庁が次の判断をしたときは，庁はその商標の登録を拒絶する。)、b	商標が識別性を欠いていると庁が判断をしたときは，庁はその商標の登録を拒絶する。	公益との関係における商標の本質的機能と関係する目的で、何らかの識別力を持たない商標は登録されない。	a. 絵画、彫刻 e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 h. 経典、碑文 k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 c.「内容（小説や詩等の場合）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象	(B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	ベネルクスでは、ヴァン・ゴッホ、マキシマ（オランダ王室の王妃）、マンデラ、ベートーヴェン、夜警（レンブラントの絵画）など、文化遺産の名称を商標として認めてきた長い歴史がある。そのような絵画は、一般的に識別力が欠けているとして拒絶されるであろう。
2	ベネルクス 知的財産条約第2.11条第1項、c	商標が，標章又は表示であって，製品又はサービスに関する種類，品質，数量，用途，価格，原産地又は製造若しくは提供の時期又はそれに関する他の特徴を表示するために業として使用できるもののみによって構成されていると庁が判断をしたときは，庁はその商標の登録を拒絶する。	商品やサービスの特徴を単に示している標識のみからなる商標は登録されない。	e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	フェルメールの絵画、「ミルクメイド（牛乳を注ぐ女）」は、ミルクを説明するものとして見ることができるが、ネスレ（BX 0523837）によってミルク製品を指定して登録された。しかし、当時、ベネルクス知的財産庁は絶対的な理由で商標を拒絶する権限を持っていなかった。
3	ベネルクス 知的財産条約第2.11条第1項、d	商標が，標章又は表示であって，日常の言語又は誠実かつ確立した取引慣行において慣習的となっているもののみによって構成されていると庁が判断をしたときは，庁はその商標の登録を拒絶する。	商品やサービスについて慣用されている商標は登録されない。	b. 陶磁器、織物 i. 文化的行事	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される	商品/サービスを慣用されている商標は、一般的に識別力の欠如を理由に登録を拒絶される。
4	ベネルクス 知的財産条約第2.11条第1項、e	商標の登録であって，その商標が，それについてされている使用にかかわりなく，ベネルクス諸国の 1か国における公序又は良俗に反しているもの，又はその商標に関し，パリ条約第6 条の 3 により拒絶又は無効が規定されているものと庁が判断をしたときは，庁はその商標の登録を拒絶する。	容認された道徳の原則または公共政策に反する商標は登録されない。州や国際機関に属する旗、紋章、その他の公的徽章を組み込んだ商標は登録されない。	d. 紋章、記章、旗章 k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	ベネルクス知的財産庁は、審査段階で「Shiva（シヴァ）」をエロティックな商標として登録することを妨げなかったが、その結果、ヒンドゥー教のコミュニティからの激しい抗議が行われた。 一般的に、ベネルクス知的財産庁は、国に属する旗を含む商標を厳格に拒絶する一方、都市の紋章に関しては、それほど厳格ではない。アムステルダム市の紋章付きで「AMSTERDAM REPUBLIC」（BX 登録番号：957184）の登録例がある。
5	ベネルクス 知的財産条約第2.11条第1項、e	商標の登録であって，その商標が，例えば，商品又はサービスの性質，品質又は原産地に関して公衆を誤認させる虞のあるものと庁が判断をしたときは，庁はその商標の登録を拒絶する。	欺瞞的な商標は登録されない。	j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	例えば、標章が公的または宗教的な機関との関係を示しているにもかかわらず、そのような関係がない場合には、欺瞞的なものとして商標の登録を拒絶できる。

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
6	ベネルクス 知的財産条約第2.11条第1項、e	ぶどう酒についての商標の登録であって，その商標がぶどう酒を特定する地理的表示を含んでいるか，又は当該表示をその一部としており，又は蒸留酒についての商標の登録であって，その商標が蒸留酒を特定する地理的表示を含んでいるか，又は当該表示をその一部としており，それらが，そこを原産地としていないぶどう酒又は蒸留酒に係っているものと庁が判断をしたときは，庁はその商標の登録を拒絶する。ただし，その登録を生じさせた出願が，2000 年 1 月 1 日より前又は原産国若しくは共同体に関する当該地理的表示についての保護の開始より前に善意でされていたときは，この限りでない。	原産地表示を含むワインまたはスピリッツに関する商標は、指定する商品がその場所に由来しないものであれば、登録されない。	l. その他	a.「名称」が対象	(G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	該当例なし
7	ベネルクス 知的財産条約第2.11条第1項、a	それに係る標章が，知的財産条約第 2.1 条(1)及び(2)に定義されている商標を構成することができないと庁が判断をしたときは，庁はその商標の登録を拒絶する。例えば、標識が、物品に実質的な価値を与える、または技術的結果を得るために必要な物品の性質に起因する形状のみからなりものは、商標であるとはみなされない。	特許、意匠、著作権による保護が有効な期間中は、商標による独占は認められない。商標権により、失効したそれら権利を延長するものではない。	a. 絵画、彫刻 b. 陶磁器、織物	b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある	アルコール飲料を指定して、オランダで典型的なAmsterdammertje（赤茶色の鋼ボラード）の形をしたボトルの商標が登録されたが（BX 576928）、当時、ベネルクス知的財産庁は絶対的な理由で標章を拒絶する権限を持っていなかった。

対象国・地域：ベネルクス

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（A） ガイドライン等の掲載事例	実務的には、パリ条約第6条に基づく拒絶で、欧州連合（EU）の旗またはその一部を含む商標出願に多く適用される。
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（B） 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（C） 審査での拒絶事例	—
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（D） 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	②識別力の観点での拒絶	（A） ガイドライン等の掲載事例	「euroサイン （€） 」の表記は、欧州通貨を説明するものとみなされ拒絶される。
6	②識別力の観点での拒絶	（B） 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	「NACHTWACHT（夜警：レンブラントの絵）」の絵画の商標出願（出願番号：1320813）は、あまりにも複雑で商標として認識できず、世界全体の文化遺産であるとして登録を拒絶された。控訴裁判所もこの決定を支持し、さらに、この事案がテストケースとして出願されたことが明らかであるため、出願人は控訴する正当な権利を有していないと判じた。 「HET DAGBOEK VAN ANNE FRANK（アンネの日記）の商標出願（出願番号：1229129）は、商品・サービスを説明するものであるとし、控訴裁判所もその判断を支持した。
7	②識別力の観点での拒絶	（C） 審査での拒絶事例	—
8	②識別力の観点での拒絶	（D） 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	③公序良俗違反	（A） ガイドライン等の掲載事例	実務的に、是認された道徳規や公的政策に反するとされることは稀である。
10	③公序良俗違反	（B） 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	エロティックなDVDのコマーシャルで、純潔なヒンズー教の神「Shiva（シヴァ）」という名前が使用されたことに対する法的措置が開始され、シヴァの場合、シヴァは女の子の普通の名前であり、使用者はその名前の宗教的意味を理解せず、神ではなく単なる名前であると認識して、DVDの上で使用したとして、不適切な使用に対する不法行為の責任が認められないと判じられた。
11	③公序良俗違反	（C） 審査での拒絶事例	袖に「かぎ十字（卍）」の絵を持つグノーム（伝説上の小人）からなる図形商標の登録が拒絶された（出願番号：947182）。その後出願人は商標を変更し、卍を除いたため、商標が登録された（登録番号：691996）。）
12	③公序良俗違反	（D） 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	④出所の混同の防止等	（A） ガイドライン等の掲載事例	混同のおそれは、ベネルクスにおける職権上の拒絶理由にはならない。
14	④出所の混同の防止等	（B） 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	該当例なし
15	④出所の混同の防止等	（C） 審査での拒絶事例	—
16	④出所の混同の防止等	（D） 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	ベネルクス知的財産庁は、商標に示された場所とは異なる原産地を含んでいるワインやスピリッツの商標登録を拒絶しなければならない。
18	⑤その他の観点	（A） ガイドライン等の掲載事例	ブルゴーニュで生産されていないワインでありながら、「Beaujolais（ボジョレー）」と記載されたラベルの商標登録は拒絶される。
19	⑤その他の観点	（B） 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
20	⑤その他の観点	（C） 審査での拒絶事例	—
21	⑤その他の観点	（D） 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：ベネルクス

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	BX 0523837	 *オランダの画家ヨハネス・フェルメールの絵画「牛乳を注ぐ女」	29: ミルク、濃縮乳、甘味を付けたもの、しないもの、滅菌したもの、滅菌したもの、蒸発したもの、脱脂したもの、凝縮したもの、しぼませたもの、部分的に脱脂したもの、粉ミルク、乾燥したもの、麦芽、酸性化したミルク、ビタミン化ミルク、クリーム、バター、チーズ、ヨーグルト、ミルク デザート。	Société des Produits Nestlé S.A. （第三者）
2	（B）	陶磁器、織物	IR 499422	 *バーバリーチェック	18 荷物のアイテム、旅行バッグ、トートバッグ、ブリーフケース、ハンドバッグ、ショルダーバッグ、トイレタリーバッグとポーチ、スーツケース、傘、パラソル。 24 他のクラスには含まれていないトラベル用敷物、布地、繊維製品。 25 服飾品。	Burberry Limited （関係者）
3	（C）	筆跡、署名	BX 805281	 *オランダの海軍提督ミヒール・デ・ロイテルの署名（MICHIEL DE RUYTER）	25 衣類、靴、ヘッドギア 29 肉、魚、家禽、ゲーム; 肉エキス; 保存され、乾燥され調理された果物および野菜; ゼリー、ジャム、コンポート; 卵、牛乳および乳製品; 食用油脂。 41 教育; リラクゼーション; スポーツと文化活動。	Brandconcern BV （第三者）
4	（D）	紋章、記章、旗章	BX 895928	 *オランダなる都市ゴーダの紋章（Het wapen van Gouda）	16 印刷ジョブ。ピクチャー。 34 タバコ; 喫煙者のためのもの。 35 商業行政の管理 経営管理; 行政サービス; 葉巻、チーズ、アルコール飲料およびろうそくの販売および販売. 40 材料の処理。 41 文化活動。 45 個人のニーズを満たすために第三者が提供する個人および社会サービス。	Tabakshop Gildenburg VOF （第三者）
5	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	BX 979667	GISELLE! *バレエ作品の題目	31 園芸用品、すなわちバラ、ローズバスク、ガーベラ、種子、切花、部品およびその他の原材料。 35 購入、販売に関する広告、販売促進、ビジネス調停、クラス31に記載されている商品の輸出入。 44 クラス31に列挙されている品物の基質、組織培養、水耕栽培、葡萄栽培によっても育種、育種、栽培および選択; 栽培の助言を与える。	Piet Schreurs Holding BV （第三者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
6	(F)	楽曲	BX 517166	 *ベートーベンの「エリーゼのために」の最初の9音	35 広告宣伝業務 41 教育、リラクゼーション、広告、マーケティング、知的財産、商業コミュニケーションのセミナーの開催	Shieldmark BV (第三者)
7	(G)	小説、詩	BX 700932	DIK TROM *Johan Kievietの冒険小説「DIK TROM」の題号	9 ビデオテープおよびフィーチャーフィルム、アナログおよびデジタルデータキャリアが含まれる。 16 書籍、ぬりえの本、漫画の本、厚紙の本や他の本。 25 衣類、履物、ヘッドギア。 28 ゲーム、おもちゃ。 35 セールスプロモーション、広報。 38 ラジオおよびテレビ番組の放送; 通信は、コンピュータ端末を介する通信、インターネットを介した対話型通信、ケーブルネットワーク、およびあらゆる形態のデータ転送を含む。 41 教育; 劇場やエンターテイメントショー。ラジオやテレビ番組の制作、制作、指揮を行う。	Uitgeverij Kluitman Alkmaar BV (関係者)
8	(H)	経典、碑文	No examples known	—	—	—
9	(J)	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	BX 0879503	 *オランダの世界遺産「アムステルダムの防塞線」(文字)を含む標章	35 プロモーションとプロモーション活動 外部のビジネスコミュニケーション。 41 文化活動の組織。	Stichting Cultuurcompagnie Noord-Holland (関係者)
10	(J)	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	BX 0937946	 *オランダの中世の城「ムイデン城」	クラス16,35および41の商品およびサービスの大きなリスト	Stichting Rijksmuseum Muiderslot (関係者)
11	(K)	歴史上の人物名	BX 0571445	 *著名な物理学者「アインシュタイン」のイメージと文字を含む標章	43: ケータリングサービス	Witteman Horeca Beheer BV (第三者)
12	(L)	その他 具体例(　　)	—	—	—	—

対象国・地域：ベネルクス

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標
文化的価値の高い標識が商標として登録可能であることは容認されないのではないかと思われるかもしれないが、標識が高い文化的価値を有している場合、絵の文化的価値によって標識を商標として独占を禁止するのに十分かどうかの境界を定めることは困難である。したがって、一般に、そのような文化的価値が必ずしも登録の障害となるとは限らないというのが我々の見解である。指定する商品/サービスに対して十分識別力があれば、一般的に、絵画そのものは適切かつ識別力のある商標とみなされるべきである。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標
商標として登録が可能な絵画は、パロディであっても同様に扱われると考えられる。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company（企業名）という文字からなる商標
商標として登録が可能な絵画は、企業名を含む絵画であっても同様に扱われると考えられる。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標
文化的価値の高い標識が商標として登録可能であることは容認されないのではないかと思われるかもしれないが、標識が高い文化的価値を有している場合、楽曲の文化的価値によって、標識を商標として独占を禁止するのに十分かどうかの境界を定めることは困難である。したがって、一般に、そのような文化的価値が必ずしも登録の障害となるとは限らないという我々の見解である。指定する商品/サービスに対して十分識別力があれば、一般的に、著名な楽曲のメロディーの一部のみからなる音商標は適切かつ識別力のある商標とみなされるべきである。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標
商標として登録が可能な著名なメロディーの一部は、企業名を含むものであっても同様に扱われると考えられる。

(3)建造物-立体的形状からなる商標
著名な建造物の立体商標は商標として登録可能と思われる。

対象国・地域：ベネルクス

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	ベネルクスには文化財を保護する特定の規定はない。	該当なし	該当なし	該当なし

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	EU商標指令第3条第2項(b)	EU商標指令は、「象徴的価値の高い標識」に対する拒絶または無効の選択肢を含んでおり、EU諸国の幾つかで施行されているが、ベネルクスはまだ施行していない。ライデン大学のオランダ人シニア講師であるCaspar van Woenselは、ベネルクスでもこの規定を採択するよう求めているが、知る限り、具体的な提案はされていない。

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	—	—	—

対象国・地域：スペイン

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	スペイン商標法（No.17/2001）第 5 条（絶対的禁止事由）第1項次の標識は，商標として登録することができない。	(i) 正当な許諾が与えられた場合を除き，スペイン，その自治州，自治体，県又はその他の地方団体の紋章，旗，徽章及びその他の記章を複製又は模倣したもの (j) 所轄官庁の許諾を得ておらず，かつパリ条約第 6 条の 3 に基づいて拒絶されなければならないもの (k) 所轄官庁により登録が許諾されている場合を除き，パリ条約第 6 条の 3 において想定するもの以外の徽章，記章又は紋章を含み，かつ公益性を有するもの	公的な標識や公共の利益となる標識を同一または類似する商標から保護している	d. 紋章、記章、旗章 i. 文化的行事 k. 歴史上の人物名	—	(C) 文化財等の著名性により適用の有無が異なる場合がある (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	スペイン商標出願の拒絶例（2.531.466） フリーメーソンの標識（上部に目のある三角形）とスペインのエンブレムを含む商標 EUTMの拒絶商標例（602623） euro
2	スペイン商標法（No.17/2001）第 9条（他の先の権利）第1項正当な許諾がなければ，次のものは商標として登録することができない。	(a) 商標の出願人以外の者を特定する固有の名称又は肖像 (b) 公衆から見ると，出願人以外の者を特定する名，姓，筆名又はその他の標識 (c) 第 6 条及び第 7 条において想定するもの以外の著作権又は別の工業所有権により保護された作品を複製，模倣又は改作した標識	既存の著作権が適応される画像や作品（音楽、舞踊、詩など）を保護するため。	a. 絵画、彫刻 c. 書跡、署名 e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 h. 経典、碑文 i. 文化的行事 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 c.「内容（小説や詩等の場合）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象 f. その他	(C) 文化財等の著名性により適用の有無が異なる場合がある (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	所有者または管理団体が文化財に係る商標を登録した例することができます。 ＊スペイン商標 2484591 所有者：Auditorio de Tenerife（地方の行政機関）. ＊スペイン商標（1668987） “SEMANA SANTA DE SEVILLA” 指定商品：41類（文化的イベント） 所有者：city hall of Sevilla.

対象国・地域：スペイン

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	EU trademark 2305399　EU trademark 7117658 指定区分：6,21,28 EUIPOの審査官はEUの公式旗を表したものと判断し、これらの商標の登録を拒絶した。
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	スペイン商標（2719492） スペイン商標局の初期の査定は登録であったが、審判部は、洗剤の分野で有名な商標であるにもかかわらず、認可されていないSuissの国旗を含むため、当該商標は拒絶されなければならないと判じた。
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(C) 審査での拒絶事例	スペイン商標（3054558） 指定区分：5, 10 所有者：Laboratorios Hartmann SA 当該商標は、指定する商品の性質を記述的に示す標識から構成されているため、商標法第5条第1項(c：商品又はサービスについて，その種類，品質，数量，目的，価格，原産地，商品の製造又はサービスの提供期間又はその他の特徴を示すために取引上使用される可能性がある標識若しくは表示のみからなるもの）が該当すると、審判部が判じた。 また、ジュネーブ条約により、商標法第5条第1項(f：本法又は公序良俗に反するもの）と(g：例えば商品又はサービスの内容，品質又は原産地について公衆を誤認させる可能性があるもの）を根拠にもできる）
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	②識別力の観点での拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
6	②識別力の観点での拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
7	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	—
8	②識別力の観点での拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	③公序良俗違反	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
10	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	—
11	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	—
12	③公序良俗違反	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	④出所の混同の防止等	(A) ガイドライン等の掲載事例	STS de 7/10/2000：スペインの法律によって保護されている有名な漫画「Popeye」の権利を侵害するため、スペインの裁判所はスペインの商標「Popeye」を取り消した。この判決では商標と著作権における混同のおそれが審理された。

no.	拒絶の観点	事例	内容
14	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	ピカロ－ピカソ(PICARO-PICASSO)：2004年6月22日のEU裁判所における第1審の判決は、「ピカソ(PICCASSO)」の標識は、関連する公衆には有名な画家、パブロ・ピカソとしてよく知られており、スペイン語圏の人々は、「ピカロ(PICARO)」がスペイン文学の登場人物であると理解できる…、という概念から(…) 2つの標識は観念的には類似しておらず、この観念的な相違はこれらの言葉の称呼や外観的類似性を中和することができる。 この中和は、消費者の視点から見ると、2つの標識の少なくとも1つが、消費者がすぐにそれを識別できるように、特定の意味を有することを必要とする。
15	④出所の混同の防止等	(C) 審査での拒絶事例	—
16	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	スペイン商標(出願番号：2596423)（チェ・ゲバラのロゴタイプ） 指定区分： 16,18,20,21,25
18	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	この拒絶例は、スペイン商標法(17/2001)第9条に関するガイドラインに掲載されている。
19	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	出願人は、拒絶査定を不服とし、審判部に上訴したが、審判部は「この肖像画の人物がErnesto Che GUevara(エルネスト・チェ・ゲバラ)とは別人であるとして、消費者は、チェ・ゲバラの肖像画として商標を識別する」と判じた。
20	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	—
21	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：スペイン

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	EUTM 8975864	 *スペインの画家フランシスコ・ゴヤの胸像	9,16,41	Academia de las Artes y las Ciencias Cinematográficas de España ナショナル・アカデミー・オブ・アーツ（National Academy of Arts）は、画家、フランシスコ・ゴヤ（Francisco Goya）の彫刻を国立映画の映画賞として使用した（関係者）
2	（B）	陶磁器、織物	—	—	—	—
3	（C）	筆跡、署名	EUTM 1362078	 *ピカソの署名	35,38,41	INDIVISION PICASSO, ピカソの遺産を保護する（関係者）
4	（D）	紋章、記章、旗章	Spanish trademark 2903185	 *スペインの紋章を含む標章	41	CULTURE MINISTERY（関係者）
5	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	—	—	—	—
6	（F）	楽曲	Spanish trademark n° 2484591	 *著名な建築家サンティアゴ・カラトラーバの設計したスタジアム	41, 教育および訓練サービス; レクリエーション; スポーツと文化活動の組織化。文化的または教育的目的のための展示会の組織 オーディオレコーディングの製作; 議会、会議、セミナーまたはシンポジウムの組織と住所。ミュージアムサービス（プレゼンテーション、展示会）; 表現サービスの制作と表示。文化的な格差是正キャンペーン。本質的な目的がエンターテインメント、楽しい、または個人の娯楽であるサービス。オーケストラのサービス	AUDITORIO DE TENERIFE, S.A. アウディトリオ・デ・テネリフェ（公共団体）（関係者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
7	（G）	小説、詩	—	—	—	—
8	（H）	経典、碑文	—	—	—	—
9	（I）	文化的行事	EUTM 10727915	″080 BARCELONA FASHION WEEK″ *バロセロナ・ファッション・ウィーク	9, 16, 18, 25, 35, 41	CONSORCI DE COMERÇ, ARTESANIA I MODA DE CATALUNYA. (カタルーニャ地方の工芸・ファッション企業の共同組合)
10	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	EUTM 14766539	 *スペインの建築家アントニ・ガウディ設計の「カサ・ミラ」	14, 16, 18, 21, 28, 30, 31, 32, 33, 41, 43	Fundació Catalunya – La Pedrera, Fundació Especial, ガウディの遺産を保護するための財団 （関係者）
11	（K）	歴史上の人物名	EUTM 6911275	Fundación RafaNadal *スペインのプロ・テニス・プレーヤー、ラファエル・ナダル基金	16,35,41	FUNDACION RAFA NADAL (ナダル財団：関係者)
12	（L）	その他 具体例（　　）	EUTM 198556	F.C.B. *フットボール・クラブ・バルセロナのエンブレム	41	Futbol Club Barcelona. 私企業だがバロセロナ市を代表している （関係者）

対象国・地域：スペイン

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標

これらの3つの商標には、著作権保護の対象ではない芸術作品（作者の死後70年が経過している）が含まれている。

この条件は、出願人がこの絵を商標として使用することを可能にするが、絵画は公共のものであるため登録することはできない。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標

この公共の芸術作品と共に、市場で商品を販売するための新しい識別力のある要素を含めることで、商標を形成することができるが、他の企業も同じ絵画や他の修正を加えることで同じ分野において商品を販売することができることを認識しておく必要がある。なお、著作権法は公共の芸術作品をパロディにすることを可能にしている。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company（企業名）という文字からなる商標

公共の芸術作品に企業名を含めることで、当該商標の登録は可能と思われる。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標

「For Elise（エリーゼのために）」は著作権保護の対象ではなく（作者死亡後70年が経過している）、市場で使用することができるが、一般の利益に反するため、独占的な使用はできない。

この曲を第三者が自社の製品を販売するために使用することができる。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標

出願人が歌詞を付けることで新しい曲として登録することができる。しかし、第三者がこの曲に対して別の歌詞を付けた場合、市場でメロディーが共存することになる。

(3)建造物-立体的形状からなる商標

1996年スペイン著作権法第35.2条によれば、公園、通り、広場、またはその他の公共施設に永続的に置かれた作品は、絵や写真などで自由に複製、配布することができる。所有者が建物のイメージを商標登録していなければ、第三者は市場で使用することができる。

対象国・地域:スペイン

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	公益性を有する徽章、歌、名前や標識に関する保護	保護は、公的な標識と同一または類似する商標を対象にしており、また公益性を有する標識も対象にしている。	スペイン商標法第5条第1項(i),(j),(k)および第9条第1項(c)	商標法第5条第1項(i),(j),(k)に含まれる一般規定は、正当な許諾が与えられていない場合、スペインの州や県の旗、徽章、象徴に関連している。また、商標法第9条第1項(c)は、著作権その他の権利によって保護されている芸術作品や標識に関連する禁止事項も定めている。
2	スペインには文化財に関する規制はない。通常、担当局が必要に応じて商標や著作権の適用を申請する。 たとえばテネリフェ島では、劇場の建物が図形商標として登録されており、この登録により、当局はこの建物を他の商標で使用することを禁じている。 したがって、第三者が建物をその商標に含めることを希望する場合は、当局に許可が必要となる。	この種の文化財は公益性があり、一般的には地域住民のものだといえる。	上記の通り、スペイン商標法は、著作権法と商標法の間の関係を定めており、著作権者は、著作物を含む商標から保護することができる。 商標法第 9 条 他の先の権利 (1) 正当な許諾がなければ，次のものは商標として登録することができない。 (c)商標法 第 6 条及び第 7 条において想定するもの以外の著作権又は別の工業所有権により保護された作品を複製，模倣又は改作した標識	—

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	スペインでは文化財に関する特定の規制はない。通常はニーズに応じて商標または著作権の出願を行う。	スペインも欧州も文化財に関する新たな規制を予定していない。

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	そのような改正は行われたことはない	—	—

対象国・地域：中国

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	現行の中国『商標法』第10条第1項第8号	（二）実際の審査において、『商標法』の下記条文、『商標の権利付与・権利確定にかかわる行政案件審理の若干問題に関する最高人民裁判所の規定』、『商標審査及び審理基準』の規定は商標の登録出願を拒絶する場合の根拠となる。 現行の中国『商標法』第10条第1項第8号に次の規定がある。 「第十条次に掲げる標章は、商標として使用してはならない。 … （八）社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。」	注：このタイプの商標は登録要件を満たさないものと判断されて拒絶された場合、その拒絶理由がほとんど、公共資源として商標法第10条第1項第8号に違反することである。	k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象	(G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	—
2	『商標の権利付与・権利確定にかかわる行政案件審理の若干問題に関する最高人民裁判所の規定』2017年3月1日より施行 第五条	商標標章或いはその構成要素がわが国の社会公共利益に消極的・マイナスの影響を与える恐れがある場合、人民裁判所はそれを商標法第10条第1項第8号に規定する「そのほかの影響」に該当すると認定することができる。 政治、経済、文化、宗教、民族などの分野の公人の氏名などを商標として登録出願する場合、前項にいう「そのほかの影響」に該当する。	社会公共の利益の保護	k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象	(G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	—
3	『商標審査及び審理基準』2016年版	『商標審査及び審理基準（2016.12 最新版）P43』に次のものがあります： （十）商標に政治、宗教、歴史など公衆人物の姓名と同一または類似する文字が含まれてわが国の政治、経済、文化、宗教、民族などの社会公共利益と公共秩序にマイナス的な影響をもたらす場合（備考：商標法第10条第1項第8号違反）、商標として使用してはいけない。 例：孔 孑　（出願人：自然人） 梅兰芳 （故・「梅蘭芳」は中国の有名な京劇俳優であった。） 指定役務：教育、トレーニング （出願人：北京艾丹営販コンサルティング中心） （「宗喀巴」チベット仏教格鲁派の創立者。宗喀巴 （出願人：台州市华程日用品有限公司）	社会公共の利益の保護 『商標審査及び審理基準』は中国の商標審査官が商標案件を審理するときの最も重要な参考である。2016年版に上記商標法第10条第1項第8号に関して詳しい規定がある。例えば、宗教と緊密的に関連する商標（宗教団体自らの出願を除く）は商標として登録も使用もできない（例：観音）。政治、宗教、歴史上の人物の姓名と同一又は類似する商標は商標として登録も使用もできない（例：孔子）。ただ、ほかの種類の文化的・芸術的・歴史的な表示を含む商標について規定がない。	k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象	(G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	—

対象国・地域：中国

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	直接な規定がないため、このような条文による拒絶もないはずである。
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	直接な規定がないため、このような条文による拒絶もないはずである。
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(C) 審査での拒絶事例	直接な規定がないため、このような条文による拒絶もないはずである。
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	直接な規定がないため、このような条文による拒絶もないはずである。
5	②識別力の観点での拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	『商標法』第11条顕著性欠如との理由で拒絶される可能性がある。 『商標審査及び審理基準（2016.12 最新版）P126』 （二）音声商標の顕著性に対する審査 指定商品または役務の内容、消費対象、品質、機能、用途またはほかの特徴を直接に表示する音は、顕著性に欠けるものと判断する。 例：(4)クラシック音楽は「コンサートの手配及び運営」役務に使用する場合。
6	②識別力の観点での拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	北京市第一中級人民裁判所の行政判決書 （2012)一中知行初字第2459号 無効審判案件 出願商標：3204497「佛跳墙」（中国名料理） 区分：第43類 レストラン など 出願人：姚儒英 出願日：2002年06月10日 経歴： 北京市第一中級人民裁判所：「佛跳墙」は福建省の伝統料理として、「レストラン」などの関連役務に使用すると、消費者にレストランの経営範囲、特色に対する記述だと勘違いさせやすいため、商標としてあるべき顕著性に欠ける。2001年版『商標法』第11条第1項第3号違反。商標評審委員会による本件商標がレストラン」などの関連役務における登録を拒絶するとの審決を維持した。
7	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	—
8	②識別力の観点での拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	③公序良俗違反	(A) ガイドライン等の掲載事例	前述の『商標審査及び審理基準（2016.12 最新版）P43』
10	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	北京高級人民裁判所の行政判決書 （2017）京行終1226号 出願商標：No. 16616272「哈尼古歌HNGG図形」（意味：ハニ族の古い歌） 区分：第41類 トレーニング、映画の映写、映画娯楽、演出 など 出願人：元陽県棚田人家文化伝播発展有限公司 出願日：2015年4月1日 経歴： 商標局：「哈尼古歌」が国家レベルの無形遺産として、商標として使用される場合は不良な影響が生じやすいと判断して商標法第10条第1項第8号、第30条違反とし、出願を拒絶した。 商標評審委員会：商標局と同じ結論。 北京知的財産裁判所：商標評審委員会の結論を維持した。 北京高級人民裁判所：「哈尼古歌」が公共資源として、ある個人または機構に商標登録で独占すべきものではない。商標として使用される場合は社会公共の利益に消極的・マイナス的な影響を生じやすいため商標法第10条第1項第8号に違反する。北京知的財産裁判所の判決を維持した。
11	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	北京高級人民裁判所の行政判決書 （2016)京行终567号 出願商標：No. 7886540「骑楼老街」（意味：骑楼という古い街） 区分：第29類 卵；若菜； など 出願人：海口泽惠佳貿易有限公司 出願日：2009年12月04日 経歴： 商標局：登録許可。 海口市文物局は無効審判を請求した。 商標評審委員会：「骑楼老街」商標を取り消すと審決した。 北京知的財産裁判所：商標評審委員会の審決を取り消し、改めて審決を出すべきと判決した。 北京高級人民裁判所：「海口骑楼老街」は海口市の無形遺産として、公共資源に属し、ある個人または機構に商標登録で独占すべきものではない。出願人は海口市にいるので「海口骑楼老街」を知っているはずである。この商標の登録は、歴史文化発展に消極的・マイナス的な影響をもたらしやすい。商標法第10条第1項第8号に違反する。北京知的財産裁判所の判決を維持した。
12	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	—
13	③公序良俗違反	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

no.	拒絶の観点	事例	内容
14	④出所の混同の防止等	(A) ガイドライン等の掲載事例	『商標審査及び審理基準 (2016.12 最新版) P35』 6.商標は他人の姓名からなり、本人の許可を得ず、公衆に商品または役務の出所について誤認させる場合（備考：商標法第10条第1項第7号違反）、商標として使用してはいけない。 姓名は戸籍登録時の姓名、別名、ペンネーム、芸名、雅号、ニックネームなどを含む。 例： 顾景舟（ 注：故・顾景舟は中国の工芸美術巨匠であった。） 指定商品：茶道具（食器）、磁器 （出願人：宜興市一道紫砂陶磁製品デザイン室） 顾景舟 葛优（注：葛优は中国の有名な男優である。） 指定商品：医療用栄養品、殺虫剤など （出願人：盛英） 葛优 備考：もし数人は同じまたはかなり類似する商標を出願した場合、商標法第30条に基づき、先願商標の存在で後願商標は拒絶される。
15	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
16	④出所の混同の防止等	(C) 審査での拒絶事例	—
17	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
18	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	指定商品または役務の内容について誤認
19	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	『商標審査及び審理基準 (2016.12 最新版) P30』 5. 公衆に周知されている書籍、ゲーム、映画、テレビ番組、ラジオ放送番組、歌・曲の名称は関連する商品または役務に使用されるとき、消費者に指定商品または役務の内容について誤認させやすい場合（備考：商標法第10条第1項第7号違反）、商標として使用してはいけない。 例： （三国演義ONWEB） 指定商品：漫画書籍 三国演义onweb
20	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
21	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	—
22	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：中国

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人/出願日
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	9437283	 *モナ・リザ	26類　飾り小物（刺繍品）；など	尤祥水 2011.05.09
2	（A）	絵画、彫刻、書跡	9437284	 *モナ・リザ	24類　シルクアートワーク；など	尤祥水 2011.05.09
3	（A）	絵画、彫刻、書跡	11769196	 *モナ・リザ	26類　飾り小物（刺繍品）；など	尤祥水 2012.11.20
4	（A）	絵画、彫刻、書跡	11187645	 *モナ・リザのイメージ	26類　飾り小物（刺繍品）；など	尤祥水 2012.07.10
5	（A）	絵画、彫刻、書跡	1476867 （2006年中国馳名商標認定）	 *モナ・リザ	19類　タイル；など	蒙娜丽莎集团股份有限公司 1999.07.12
6	（B）	陶磁器、織物	17682023	公鸡碗 *公鶏碗	21類 陶器；など	福建省万旗科技陶瓷有限公司 2015.08.17
7	（B）	陶磁器、織物	9807676	 *沙坪湘繍	24類 シーツ及び枕カバー（刺繍）；など	長沙市湘繍協会 2011.08.05（関係者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人/出願日
8	（C）	筆跡、署名	13860545	 *蘭亭集序、中国古代の有名な書跡のタイトル	18類 動物の皮;財布;かばん;など	王雪平 2014.01.06
9	（C）	筆跡、署名	1615567	 *清の乾隆帝の印影	33類 酒 など	承徳九龍实業股份有限公司 2000.05.17
10	（D）	紋章、記章、旗章	不明	不明	不明	不明
11	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	14540832	胡桃夹子 ＊バレエ音楽「くるみ割り人形」	42類 化粧品の研究;服装のデザイン;など	北京布瑞德传媒科技有限公司 2014.05.19
12	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	10647644	贵妃醉酒 *貴妃酔酒、京劇の有名題目	25類 被服 など	海寧玢璒服飾有限公司 2012.03.20
13	（F）	楽曲	7610135	高山流水 *中国の有名な古曲の題目	34類 タバコ;など	吉林タバコ工業有限责任公司 2009.08.11
14	（F）	楽曲	8269066	春江花月夜 *中国有名な古曲	34類 タバコ;など	遼寧冠宇ブランド開発企画有限公司 2010.05.05
15	（G）	小説、詩	18517368	红楼梦 *中国有名な古代小説	7類 農業機械;発電機;など	重慶巡洋剑科技有限公司 2015.12.04

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人/出願日
16	（G）	小説、詩	19053971	源氏物语 *紫式部の物語の題号	35類 広告；販売促進のための企画及び実行の代行；など	吴海燕 2016.02.02
17	（G）	小説、詩	4355603	将进酒唐李白 *李白の詩「将進酒」	33類 焼酎；カクテル；など	谢显春 2004.11.10
18	（G）	小説、詩	13787321	万叶集选 WANYEJIXUAN *万葉集選	3類 化粧品；せっけん；など	汕頭市善思尔貿易有限公司 2013.12.23
19	（H）	経典、碑文	14882315	心 經 *心経	29類 肉；卵；食用油脂；など	北京富润富瑞投資管理有限公司 2014.06.18
20	（I）	文化的行事	11913045	曲水流觞 *曲水の宴	42類 服装のデザイン；建築学；など	呈辉文化産業投資（天津）有限公司 2012.12.18
21	（I）	文化的行事	14962991	金鸡湖龙舟赛 *金鶏湖龍舟賽：龍舟賽は伝統的な文化行事として、単独の登録商標がない。登録されたい場合、ある地名＋龍舟賽という限定する必要があると考える。	41類 教育または娯楽の試合の運営・企画；など	苏州工業園区金鶏湖景区管理中心 2014.07.28（関係者）
22	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	4086435	八达岭长城 *万里の長城の一部	39類 旅客輸送；など	北京市延慶区八達嶺特区办事処 2004.05.27（関係者）
23	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	6799727	頤和園 Summer Palace *北京有名の庭園	第14類 銅製記念品；など	北京市颐和園管理処 2008.06. 23 （関係者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人/出願日
24	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	18148447	天守阁	27類 マット；滑り止め用マット；など	長春市龍城家居用品有限公司 2015.10.23
25	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	7043837	虎跳峡 *中国雲南省の有名な峡谷	33類 焼酎；など	云南香格里拉市康巴新民酒業有限责任公司 2008.11.07
26	（K）	歴史上の人物名	7309826	 庄子 *中国の思想家「荘子」	30類 コーヒー；飴；など	高洋 2009.04.08
27	（K）	歴史上の人物名	7630340	岳飞 YUEFEI ＊中国南宋の武将「岳飛」	29類 肉；卵；など	岳小平 2009.08.19
28	（L）	その他 具体例（　　）	登録となった判例・審決例: 北京高級人民裁判所の行政判決書 （2017）京行終1596号 出願商標：No.15082189 （地安門：北京市内の有名な地名）　地安门 区分：37類　建築；建築設備のレンタル；など 出願人：北京天恒置業集団有限公司 出願日：2014年5月21日 経歴： 商標評審委員会：商標法第10条第1項第8号違反とし、出願を拒絶した。 北京知的財産裁判所：商標評審委員会の審決を取り消し、改めて審決を出すべきと判決した。 北京高級裁判所：地安门は公共資源であるが、法律条文に公共資源が商標登録できるかどうかについて明確な規定がない。地安门の登録は社会公衆の利益にマイナスな影響をもたらさないはず。かつ数人も地安门を商標として登録した。したがって、商標法第10条第1項第8号に違反しない。よって、商標評審委員会の上訴請求を棄却し、原判決を維持すると判決した。		

対象国・地域：中国

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標
登録可能性が高い。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標
パロディのため、審査官の個人差があるといっても、商標法第10条1項8号で拒絶される可能性が高い。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company（企業名）という文字からなる商標
登録可能性が高い。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標
音商標は新しいタイプの商標として審査は通常の商標より厳しい。この場合は顕著性に欠けるものとし、登録可能性が低いと考える。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標
音商標は新しいタイプの商標として審査は通常の商標より厳しい。この場合は顕著性に欠けるものとし、登録可能性が低いと考える。

(3)建造物-立体的形状からなる商標
立体商標登録の審査は通常の商標より厳しい。この場合は周知のものなので顕著性に欠けるものとし、登録可能性が低いと考える。

対象国・地域：中国

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	『中華人民共和国無形遺産法』2011年	・文化財の物理的な保全 ・文化財の伝承	第四十四条 無形遺産を使用するとき、知的財産権にかかわる場合、関連する法律、行政法規の規定に適用する。	—
2	最高人民法院「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済の自主的協調的発展を促進する上での若干の問題に関する意見」2011年12月16日公布	・文化財の物理的な保全 ・文化財の伝承	9、多様な法的手段を全般的に運用し、無形文化財の保護・伝承・開発利用を積極的に推進し、わが国の豊富な文化資源の強力な文化競争力への転換を促進すること。無形文化財は民族精神の凝集、民族文化の伝承、文化の多様性の維持、社会の調和と持続可能な開発を促進する上での重要な基盤かつ架け橋であり、文化イノベーションの重要な源泉である。伝承とイノベーション、保護と利用の両方を重視するという原則に基づいて、既存の法令と立法精神に従い、民間文学芸術・伝統知識・遺伝資源等の無形文化財を積極的に保護し、その発掘や整理、伝承、保護、開発と利用に当たり、各主体者の利益関係を公平かつ合理的に調整し、均衡を図る。尊重の原則を堅持すること。無形文化財の利用にはその形式と内容を尊重する。無形文化財を歪曲したり、貶めるような方法で使用してはならない。出所開示の原則を堅持する。無形文化財の利用に当たっては、適切な方法で情報の出所を説明する。無形文化財の使用者が可能な限り保管者や提供者、保有者又は関連の保護当局のインフォームド・コンセントをとり、かつ適切な方法で使用の利益を共有するなど、インフォームド・コンセントとベネフィット シェアリングを推奨する。著作権法、商標法、専利法、不正競争防止法など多様な手段を全般的に運用し、無形文化財の伝承と商業的開発利用を積極的に保護する。	11、商標法、専利法等の法的手段を有効に利用して、無形文化財の商業価値を保護し、地方の特色ある自然や人的文化資源の優位性を実際の生産力へと転換するよう促進すること。無形文化財の名称や表示等の商標出願で、歪曲、貶め、ミスリードなどの無形文化財の不正使用行為となり、特定の民族又は地域集落の精神的な権益に損失を与えた場合、その他の好ましくない影響があるものと認定し、商標としての使用を禁止できる。既に使用されており、かつ好ましくない影響を与えた場合、人民法院は事件の具体的ないきさつに基づいて、使用者に使用差し止めや謝罪、影響の排除等の民事責任を負わせるなどの判決を下せる。無形文化財の名称や表示で地理的表示となる場合には、具体的な事情に応じて先行権利として保護を与えることができる。無形文化財の中の伝統知識及び遺伝資源で商業秘密となっている場合、その窃取、不法開示、使用などが禁止される。法令・法規に違反して遺伝資源を取得、又は使用し、当該遺伝資源に依存して発明・創造を行いかつ専利権を付与された専利権者が、他者の専利権侵害を訴えた場合、支持しなくてもよい。

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	—	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	—	—	—

対象国・地域：韓国

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	—	—	—	—	—	—	—

対象国・地域：韓国

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（A）ガイドライン等の掲載事例	—
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（C）審査での拒絶事例	—
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	②識別力の観点での拒絶	（A）ガイドライン等の掲載事例	顕著な地理的名称 〈第33条第1項第4号〉 顕著な地理的名称もしくはその略語または地図のみからなる商標 [商標審査基準] 顕著な地理的名称もしくはその略語または地図のみからなる商標 歴史的文化財の場合には、その文化財が著名な結果その名称が単に文化財の呼称としてだけでなくその文化財が所在する地域を指す地理的な名称としても顕著になったのであれば本号に該当するものとみなす。ただし、このような程度に至ったとみがたい場合には、著名な文化財の名称であっても顕著な地理的名称とはみなさない。 《顕著な地理的名称の事例》 南大門、東大門、仏国寺、景福宮、光化門など 《顕著な地理的名称ではない事例》 陟州東海碑(2004フ1441) その他識別力がない標章 〈第33条第1項第7号〉 第1号から第6号までに該当する商標のほか、需要者が何人かの業務に関連する商品を表示するものであるかを識別することができない商標 [商標審査基準] 人・動植物・自然物または文化財を写真・印刷または複写する等の形態で構成された標章はこれに該当するものとみなす。ただし、指定商品との関係を考慮して識別力が認められる場合には、この限りでない。 〈識別力がない事例〉 書籍複写 東洋画 建物写真
6	②識別力の観点での拒絶	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
7	②識別力の観点での拒絶	（C）審査での拒絶事例	出願番号：40-2004-43862 概　　要：朝鮮時代の貨幣である常平通宝「 」をふとん等を指定して出願した事案で、文化財を写真または複写する形態で構成した商標で需要者が何人かの業務と関連した商品を表示する商標であるか識別することができないとして旧商標法第6条第1項第7号(現第33条第1項第7号に該当)により拒絶した事例 出 願 人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
8	②識別力の観点での拒絶	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	③公序良俗違反	（A）ガイドライン等の掲載事例	公序良俗を害するおそれがある商標 〈第34条第1項第4号〉 商標それ自体または商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味および内容等が一般人の通常の道徳観念である善良な風俗に反する等、公共の秩序を害するおそれがある商標 [商標審査基準] 他人の著名な著作権を侵害し、または著名な故人の氏名等を盗用して出願した商標。ただし、著名な故人の氏名等の場合、故人と関連のある記念事業会、記念財団、後援研究所もしくは団体等の同意があり、または故人の氏名を管理している記念財団、記念事業会等があるかを確認することができず、もしくは存在する可能性がないほど昔の故人である場合には、この限りでない。 《公序良俗を害するおそれがある商標と判断した事例》 商標(指定商品)：「 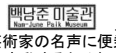 」(美術館経営業等) 判断内容：著名な芸術家の名声に便乗して需要者の購買を不公正に吸引しようとするものとして、商品流通秩序や商道徳など善良な風俗を紊乱するおそれがある 事件番号：2012フ2104(無効)

no.	拒絶の観点	事例	内容
10	③公序良俗違反	（B）判例・審決例 （登録後の無効も含む）	判例番号：大法院2000年4月21日言渡し97フ860,877,884判決 概　　要：ピカソの署名「 Picasso 」を指定商品を便せん、ノートなどとしてピカソ本人や遺族の同意なしに登録を受けた事案において、当該商標(署名)は世界的に著名な画家がその美術著作物に主に使用してきた関係で広く知られた場合であれば、その署名と同一・類似の商標を無断で出願・登録して使用する行為は、著名な画家としての名声を貶め、その画家の著作物に関する評価はもちろんその画家の名誉を毀損するものとして、その遺族の故人に対する追慕敬愛の情を侵害する行為に該当し、社会一般の道徳観念である善良の風俗に反するだけでなく、このような商標は著名な故人の名声に便乗して需要者の購入を不公正に吸引しようとするものとして、公正かつ信用ある商品の流通秩序を侵害するおそれがあるとみて旧商標法第7条第1項第4号に該当すると判断した事例 出 願 人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
11	③公序良俗違反	（C）審査での拒絶事例	出願番号：41-2005-11709 概　　要：世界的に有名なモナリザの絵に文字「モナリザ」を結合した標章「 」を指定役務「カラオケサービス業、ビデオ店サービス業、娯楽設備供給業」等に出願したところ、公共の秩序または善良な風俗を素乱するおそれがあるとして、旧商標法第7条第1項第4号より拒絶 出 願 人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
12	③公序良俗違反	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	④出所の混同の防止等	（A）ガイドライン等の掲載事例	関連商標法条文 <第34条第1項第12号>商品の品質を誤認させ、または需要者を欺瞞するおそれがある商標 <第34条第1項第13号>国内または外国の需要者に特定人の商品を表示するものであると認識されている商標(地理的表示は除く)と同一・類似の商標であって、不当な利益を得ようとし、またはその特定人に損害を負わせようとする等、不正の目的で使用する商標 [商標審査基準_音商標関連] 一般需要者に広く知られた音楽(歌)の一部を正当な権限がない者が音商標として出願し需要者を欺瞞するおそれがある場合には法第34条第1項第12号を適用し、不正の目的を有した出願と認められる場合には法第34条第1項第13号を適用する。
14	④出所の混同の防止等	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	判例番号：特許法院2007年6月7日言渡し2007ホ579判決） 概　　要：標章「 한국헤밍웨이 」（ヘミングウェイのハングル文字）を書籍出版業などを指定して出願した事案で、 小説家ヘミングウェイと関連した文学作品を出版する書籍出版業等と誤認・混同を生じさせるおそれがあるとして、旧商標法第7条第1項第11号(現第34条第1項第12号に該当)により拒絶した事例 出 願 人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
15	④出所の混同の防止等	（C）審査での拒絶事例	出願番号：40-2015-82008 概　　要：韓国の高麗時代に作られた青色の磁器の総称である「高麗青磁」が含まれた標章「 갤러리 고려청자 高麗青瓷 Gallery Korea Blue Porcelain 」を貴金属などを指定して出願した事案で、高麗青磁と関連のない商品に使用する場合、需要者をして商品の品質、提供内容等を高麗青磁と関連のあるものと誤認・混同させるおそれがあるとして、旧商標法第7条第1項第11号(現第34条第1項第12号に該当)により拒絶した事例 出 願 人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
16	④出所の混同の防止等	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	<第34条第1項第2号> 国・人種・民族・公共団体・宗教または著名な故人との関係を虚偽に表示し、またはこれらを誹謗もしくは侮辱し、またはこれらに対する評判を悪くするおそれがある商標
18	⑤その他の観点	（A）ガイドライン等の掲載事例	[著名な故人との関係を虚偽に表示した事例] 商標(指定商品)：「 許浚本家 」(冬虫夏草が含まれた米、茶等) 判断内容：著名な故人である「許浚」の本家を意味するが、実際の登録権利者は「許浚」の本家とは何ら関連がないので、著名な故人との関係を虚偽に表示した商標 事件番号：2011ホ7560
19	⑤その他の観点	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
20	⑤その他の観点	（C）審査での拒絶事例	出願番号：40-2014-56054 概　　要：朝鮮時代に有名な戦闘があった地域名「鳴梁」とその戦闘で活躍した将軍「李舜臣」を結合した標章「鳴梁 李舜臣」を玩具などを指定して出願した事案で、無断で出願し該当人物を侮辱し、または評判を悪くするおそれがあるとして旧商標法第7条第1項第2号(現第34条第1項第2号)により拒絶した事例 出 願 人：個人（管理団体等とは無関係な第三者）
21	⑤その他の観点	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：韓国

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	40-947412	 *朝鮮時代の風俗画の題目「美人図」	【03類】 化粧品等	㈱ザ・フェイスショップ
2	（B）	陶磁器、織物	—	—	—	—
3	（C）	筆跡、署名	40-1065515	훈민정음 *朝鮮時代に創製された漢文解説書の題号「訓民正音」	【09類】 ICカード、RFIDカード、マイクロチップカード、電子式クレジットカード等	株式会社ケイビー国民カード
	（C）	筆跡、署名	40-461554	동의보감 *朝鮮時代の医書の題号「東医宝鑑」	【29類】 発酵乳、牛乳、ヨーグルト、乳酸菌飲料、チーズ、バター、クミス、ホイップクリーム、たまご、牛肉	株式会社韓国ヤクルト
4	（D）	紋章、記章、旗章	40-68173	 *役馬の支給を規定する牌「馬牌」	【16類】 ボールペン、サインペン、シャープペンシル、インク、紙とじ具	個人（第三者）
5	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	40-1137518	강강술래 *民俗遊戯の名称「カンガンスルレ」	【28類】 トランプ（プレイングカード）、花札	個人（第三者）
6	（F）	楽曲	40-188497	아 리 랑 *韓国の代表的民謡「アリラン」	【22類】 鉛筆、ボールペン、サインペン、消ゴム、万年筆、シャープペンシル、クレパス、絵の具、インク、鉛筆削り	株式会社モナミ
7	（G）	小説、詩	41-323097	춘향전 *韓国の代表的古典小説「春香伝」	【43類】 食堂チェーン業、韓食店業、一般飲食店業、簡易食堂業等	個人（第三者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
8	（H）	経典、碑文	40-541425	 *文化財である碑文の題目	【21類】 植木鉢、非金属製貯金箱、鉢、飲料用瓶、陶磁器、白磁器、非金属製水盤、非金属製花瓶、青磁器、磁器製彫刻	個人(第三者)
9	（I）	文化的行事	42-4589	 *業務標章：代表的な伝統文化祝祭「春香祭」	指定業務 市政総合企画・調整業務、監査資料収集提出業務、行政区域調整業務、公報行政計画樹立推進業務	南原市（関係者）
	（I）	文化的行事	45-20826	Danoje 단오제 *郷土祭礼儀式「端午祭」	【14類】 イヤリング、ネックレス、指輪、金粗製品、腕時計、キーホルダー、貴金属製宝石箱、貴金属製皿、貴金属製たばこ入れ 【43類】 セルフサービス食堂業、飲食準備調達業、韓食店経営業、韓国式遊興酒屋経営業、製菓店業、一般遊興酒屋経営業、食堂チェーン業、ビュッフェ食堂業、レストラン業、観光飲食店業	個人(第三者)
10	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	40-734421	 첨성대 *新羅時代に建設された天文台「瞻星台」	【33類】 法酒、焼酎、薬酒、清酒、合成清酒、どぶろく、高麗人参酒、米から作った酒	個人(第三者)
11	（K）	歴史上の人物名	40-466968	세종대왕 *ハングルを創製した朝鮮時代の王「世宗大王」	【29類】 いんげん豆、ピーナッツ、えんどう豆、じゃがいも、にんにく、キムチ、りんご、乾燥卵、豆腐、ピーナッツバター	個人(第三者)
12	（L）	その他 具体例（　　）	—	—	—	—

対象国・地域：韓国

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標

需要者が何人かの業務に関連する商品を表示するものであるかを識別することができない商標に該当するとして商標法第33条第1項第7号により拒絶されるものと判断される。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標

需要者が何人かの業務に関連する商品を表示するものであるかを識別することができない商標に該当するとして商標法第33条第1項第7号により拒絶されるものと判断される。

パロディの度合いと関係なく、絵のみを出願した場合であれば、その他識別力ない標章に該当する可能性がある。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company（企業名）という文字からなる商標

現行法第34条第1項第4号では、「商標それ自体または商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味および内容等が一般人の通常の道徳観念である善良な風俗に反する等、公共の秩序を害するおそれがある商標は登録を受けることができない」と規定しその適用範囲が狭くなった点を考慮すると、現行法のもとでは登録が可能と判断される。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標

特定人に独占させることが妥当でないとして、需要者が何人かの業務に関連する商品を表示するものであるかを識別することができない商標に該当することを根拠に商標法第33条第1項第7号により拒絶されるものと判断する。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標

登録可能と判断する。

(3)建造物-立体的形状からなる商標

登録可能と判断する。
ただし、指定商品の形状を表す場合であれば記述的標章に該当して識別力がないという拒絶理由(商標法第33条第1項第3号)が出される可能性があるが、香水と関連してエッフェル塔の形はありふれた形状には該当せず識別力を有するという抗弁が可能と考え登録可能と判断した。文化財に資する建造物の立体的形状からなる商標で拒絶されたケースは把握されているものはない(出願された商標のうち文化財関連標章を検索する方法がないため、実際に拒絶された事例があるかの確認が難しい)。ただし、南大門の形のプラモデルを立体商標として指定商品プラモデルで出願するような場合は、指定商品の形状を表すもので識別力がないと判断され登録は難しいものと判断される。

対象国・地域：韓国

Q5 その他

（1）文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	文化財保護法	文化財の保存および民族文化の継承に活用できるようにすることにより文化的向上を図るとともに、人類文化の発展に寄与	なし	なし
2	無形文化財保全および振興に関する法律	無形文化財の保全と振興を通して伝統文化を継承および活用できるようにすることにより文化的向上を図り、人類文化の発展に貢献	第49条(無形文化財の知識財産保護)①文化財庁長は国内外特許取得を防止するために無形文化財に関する伝承内訳と構成要素等をデジタル資料で構築し、国際特許協約に基づく効力を有したホームページに掲載する等、国内外特許から無形文化財を保護しなければならない	なし

（2）文化財等に関する法改正

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	―	―

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	―	―	―

対象国・地域：台湾

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	—	—	—	—	—	—	—

対象国・地域：台湾

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(C) 審査での拒絶事例	—
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	②識別力の観点での拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	《商標識別性に関する審査基準》4.6.2において、「唐大宗」又は「荘子」を第9類のディスク型の映像・音声記録媒体、或いは第16類の書籍について使用した場合、当該光ディスク或いは書籍の内容が唐大宗、荘子の物語、或いはその紹介であると誤認させることが容易なので、29条1項1号を適用し、拒絶すべきであると記載されている。 《商標識別性に関する審査基準》4.6.4において、ポスター、写真、彫刻像、映画、ビデオ、光ディスク、書籍、番組、舞台演劇等商品について使用される「紅楼夢」の林黛玉と賈宝玉、「水滸伝」の宋江、「西遊記」の唐三蔵と孫悟空、「風と共に去りぬ」のスカーレット・オハラ等架空の人物の名称は、関係消費者にそれが商品又は役務内容の説明であると見なされやすいので、通常識別性を有しないものとすると記載されている。 《商標識別性に関する審査基準》4.7において、舞台演劇、映画、テレビ番組、ラジオ番組、ビデオテープ、ビデオディスク商品における「白蛇伝」、「包青天」、「西遊記」、「ジェーン・エア」、「ラ・トラヴィアータ」等といった周知の大衆的な物語、小説とドラマの名称の使用；レコード、録音テープ商品における「きよしこの夜」、「ベートーヴェン交響曲第5番」といった周知の歌曲、音楽作品の使用は、関連する商品又は役務内容の説明と見なされるので、識別性を有しないものとすると記載されている。
6	②識別力の観点での拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
7	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：105055472 概要：「神農架」は中国湖北省に所在する林区であり、2016年7月に世界遺産リストに登録されたので、それを『漢方薬、薬草』等商品について出願したところ、商品産地を説明する嫌いがあり、関連消費者がその表彰する商品の標識として認識するに足りず、他人の商品とを区別することができないため、29条1項1号により拒絶された。 出願人：台湾系・荘春仁生物科技製薬有限公司（管理団体等とは無関係な第三者）
8	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：102056128 概要：「剣獅」は魔除けと福招きができる縁起物で台南市安平区での公有文化財に属し、「剣獅」の外観を表す商標を、『指輪、お守りの飾り物』等商品について出願したところ、商品の関連消費者がその表彰する商品の標識として認識するに足りず、他人の商品とを区別することができないため、29条1項1号により拒絶された。 出願人：台湾系・陳韶涵(個人名義)（管理団体等とは無関係な第三者）
9	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：102005484 概要：「清明上河図」は普遍的に熟知されている芸術品であり、その要部を「芸術中心」という説明文字と結合した商標を、『美術館』等役務について出願したところ、商品又は役務の説明で出所を識別される標識に該当しないとして、29条1項1号により拒絶された。 出願人：台湾系・王文宏(個人名義)（管理団体等とは無関係な第三者）
10	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：102035036（立体商標） 概要：国宝である翠玉白菜の外観を表す立体商標を、『チョコレート』等商品について出願したところ、商品自体の装飾と看做し、先天的識別性を有しないとして、29条1項3号により拒絶された。 出願人：台湾系・華膳空廚股份有限公司（管理団体等とは無関係な第三者）
11	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：101025587 概要：「塩水烽炮」は台湾著名の元宵節の地方民俗祭りであり、2008年6月27日に台湾文化財に指定されたので、識別性を具えず、商品説明文字に該当する「香火袋」文字と結合した商標を、『香火袋（お守り袋に相当）』商品について出願したところ、商品の関連消費者がその表彰する商品の標識として認識するに足りず、他人の商品とを区別することができないため、29条1項3号により拒絶された。 出願人：台湾系・蕭振明(個人名義)（管理団体等とは無関係な第三者）
12	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：105005405 概要：「モナ・リザ」の絵画と「EARLIER MONA LISA早期蒙娜麗莎」文字からなる商標を、『紙、美術用品』等商品について出願したところ、識別性を具えず、他人の商品とを区別することができないとして、29条1項3号により登録拒絶通知を発行したが、出願人より自発的取下げされた。 出願人：香港系・MONA LISA (HONG KONG) LTD.（管理団体等とは無関係な第三者）
13	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：095010440 概要：仏家の「心経」という書籍名を商標として、『筆』等商品について出願したところ、商品の関連消費者がその表彰する商品出所・品質・信用の標識として認識するに足りず、他人の商品とを区別することができないため、出願時の23条1項1号（現行29条1項3号に相当）により拒絶された。 出願人：台湾系・郭家筆墨荘　郭穂霖（管理団体等とは無関係な第三者）
14	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：096058507 概要：「中正紀念堂」は台湾の元総統である蒋介石を記念する目的で建てられた紀念堂であり、それを『建造物組立てセット(金属製ものを除く)』について出願したところ、公有建造物の名前である為、1人によって独占できないとして、出願時の23条1項1号（現行29条1項3号に相当）により拒絶された。 出願人：台湾系・陳柏仁(個人名義)（管理団体等とは無関係な第三者）

no.	拒絶の観点	事例	内容
15	②識別力の観点での拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
16	③公序良俗違反	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
17	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	—
18	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：102023693 概要：パイワン族が手に刺青を入れる伝統的トーテムの模様を商標として、『石鹸、コーヒー』等商品について出願したところ、「原住民族基本法」、「原住民族伝統智慧創作保護条例」により当該種族を代表しない特定の人又は企業により専用されてはいけないとして、30条1項7号により拒絶された。 出願人：台湾系・曾月蓮(個人名義)（管理団体等とは無関係な第三者）
19	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：101037025 概要：タイヤル族の伝統服装・面部のトーテム、タイヤル語の核心となる「GaGa」を商標の一部として、『茶製品の小売卸売り』役務について出願したところ、「原住民族基本法」、「原住民族伝統智慧創作保護条例」により当該種族を代表しない特定の人又は企業により専用されてはいけないとして、30条1項7号により拒絶された。 出願人：台湾系・拓邦国際有限公司（管理団体等とは無関係な第三者）
20	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：105018098 概要：八田與一は台湾南部の嘉南大圳という水利設備の設計者で著名な歴史人物であり、その姓名を商標として『酒』等商品について出願したところ、市場公正競争、公衆利益、公共秩序又は善良な風俗を害するとして、30条1項7号により拒絶された。 出願人：台湾系・一同発財有限公司（管理団体等とは無関係な第三者）
21	③公序良俗違反	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
22	④出所の混同の防止等	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
23	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	登録番号：1452578 概要：「宮保第」は霧峰林家宅園の建築群の一つであり、霧峰林家宅園は1985年に国定古蹟に指定されたものであり、第三者がその建築群の一つである「宮保第」を商標として『靴、不動産の売買、博物館』等商品役務について登録を受けたが、管理団体である「財団法人台中県阿罩霧文化基金会」が「宮保第」商標を根拠にして異議申立を提起したところ、根拠である「宮保第」商標が認められ、系争商標の登録は、関連公衆に同一出所の混同誤認、又は異議申立人との間に提携関係又は使用許諾関係等を有すると誤認する恐れがあるとして、登録時の23条1項12号及び現行商標法30条1項11号規定により異議成立という処分を下した。 商標権者：台湾系・陳碧真(個人名義)（管理団体等とは無関係な第三者）
24	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	登録番号：123625 概要：彰化県政府文化局に登録されている歴史的建築物「玉珍斎」を商標として『食品・飲料の小売』役務について登録を受けたが、管理者である「黄一彬」が「玉珍斎」商標の著名性に基づいて異議申立を提起したところ、係争商標の登録は関連公衆に同一出所の混同誤認、又は異議申立人との間に提携関係又は使用許諾関係等を有すると誤認する恐れがあるとして、登録時の23条1項12号及び現行商標法30条1項11号規定により異議成立という処分を下した。 商標権者：台湾系・鹿港玉珍齋有限公司（管理団体等とは無関係な第三者）
25	④出所の混同の防止等	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：090016039 概要：彰化県政府文化局に登録されている歴史的建築物「玉珍斎」を商標として『アイス』等商品について出願したところ、主務官庁より他人の著名商標と同一類似し、出所の混同誤認があるとして、30条1項11号により拒絶拒絶された。 出願人：台湾系・鹿港玉珍斎有限公司（管理団体等とは無関係な第三者）
26	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
27	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	商品又は役務の性質、品質又は産地について公衆に誤認、誤信させるおそれがある為、登録拒否された。
28	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
29	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	登録番号：785872、762539 概要：「宇治上神社」は日本最古の神社建造物であり、宇治は日本茶の発祥地である。「宇治」を商標として『紅茶、ジュース』等商品について登録を受けたが、第三者である「味全食品工業股份有限公司」が無効審判請求を提起したところ、系争商標の登録には、関連公衆に商品出所や産地の誤認誤信を引起す虞があるとして、登録時の37条1項6号(現行30条1項8号に相当)により無効審判請求成立という決定を下した。 商標権者：台湾系・ 黒松股份有限公司（管理団体等とは無関係な第三者）
30	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	出願番号：097036914 概要：世界遺産である「龍坡邦(Luang Prabang)」を商標の一部として、『調味ミルク』等商品について出願したところ、一般消費者にそれが表彰する商品産地を誤信誤認させる虞があるとして、出願時の23条1項11号(現行30条1項8号に相当)により拒絶された。 出願人：台湾系・端子国有限公司（管理団体等とは無関係な第三者）

no.	拒絶の観点	事例	内容
31	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	出願番号:101050253 概要:世界遺産である「特里爾(TRIER)」を商標の一部として、『ネットショッピング』等役務について出願したところ、一般消費者にその役務により提供した商品の産地出所を誤信誤認させる虞があるとして、30条1項8号により拒絶された。 出願人:台湾系・鉅馥事業有限公司(管理団体等とは無関係な第三者)
32	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	出願番号:104010047 概要:世界遺産である「聖家堂(サグラダ・ファミリア)」を商標として、『建物、建造、建造代行』等役務について出願したところ、一般消費者に役務提供の主体又は役務の性質、品質を誤信誤認させる虞があるとして、30条1項8号により拒絶された。 出願人:台湾系・高第家居有限公司(管理団体等とは無関係な第三者)
33	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	出願番号:103051669 概要:台北市政府文化局に登録されている歴史的建築物「一号糧倉」を商標として『スーパーマーケット』等役務について出願したところ、消費者に役務提供の主体の規模、性質を誤信誤認させる虞があるとして、30条1項8号により拒絶された。 出願人:台湾系・立偕生活文化有限公司(管理団体等とは無関係な第三者)
34	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	出願番号:104056082 概要:「慶修院」は花蓮県政府が指定している古跡であり、それを商標の一部として『ラーメン屋』等役務について出願したところ、消費者に役務提供の主体の規模、性質を誤信誤認させる虞があるとして、30条1項8号により拒絶された。 出願人:台湾系・謝金隆(個人名義)(管理団体等とは無関係な第三者)
35	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	出願番号:104051286 概要:世界遺産(自然遺産)に登録されている「九寨溝」を商標の一部として、『レストラン、ホテル』等役務について出願したところ、一般消費者にそれが表彰する役務の性質、品質又は産地を誤信誤認させる虞があるとして、30条1項8号により拒絶された。 出願人:台湾系・余明江(個人名義)(管理団体等とは無関係な第三者)
36	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	出願番号:102011480 概要:ツォウ族の伝統服装・面部のトーテムを表す商標を、『茶葉』等商品について出願したところ、斯様な伝統服装・面部のトーテムは「原住民族伝統智慧創作保護条例」がいうところの「知的創作」であり、当該種族でない出願人が使用した場合、一般消費者にその表彰する商品の性質、品質、産地の誤認誤信を引起す虞があるとして、30条1項8号により拒絶された。 出願人:台湾系・黄泰元(個人名義)(管理団体等とは無関係な第三者)
37	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：台湾

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	1136422	*唐卡Thang Kaart及び図形 チベット仏教の宗教画を描いた掛け軸	パソコン等	個人（第三者）
2	（A）	絵画、彫刻、書跡	146216	*蒙娜麗莎MONALISA及び図形 「モナ・リザ」のイメージと英・中国文字	レストラン、ホテル	台湾系・蒙娜麗莎商務旅館　余日千（第三者）
3	（B）	陶磁器、織物	1764686	唐三彩3-COLOR-TOWN	ドレス等	台湾系・花細服飾有限公司(第三者)
4	（B）	陶磁器、織物	1335208	*板陶窯交趾剪粘園区及び図形(「交趾剪粘園区」につき権利不要求) 伝統工芸となっている焼き物展示する博物館	磁器製装飾品等	個人(第三者)
5	（B）	陶磁器、織物	1511035	*老天利・景泰藍(「景泰藍」につき権利不要求) 「景泰藍」は中国の代表的工芸 老天利・景泰藍	ジュエリー等	個人(第三者)
6	（C）	筆跡、署名	—	—	—	—
7	（D）	紋章、記章、旗章	1305191	*花弁設計図	肉汁、レストラン等	日系・株式会社神仙閣(第三者)
8	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	1377473	長生殿CHOSENDE *唐代の建物	漢方薬、西洋薬等	台湾系・亜比楽国際貿易有限公司(第三者)
9	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	1468999	胡桃鉗 *くるみ割り	デパート等	個人(第三者)
10	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	1845285 ※商標法第29条第2項による登録	濕婆神之舞 *シヴァ神の踊り	ヨガの指導等	個人(第三者)
11	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	1309111	歌劇魅影Animanote *オペラ座の怪人	レストラン等	個人(第三者)
12	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	1210177	佛朗明哥 *フラメンコ	アルコールを含む飲料（ビールを除く）等	台湾系・陸海洋行股份有限公司(第三者)
13	（F）	楽曲	1718793	*大海呼麦Ocean HooMi 大海呼麦	レストラン	個人(第三者)
14	（G）	小説、詩	1078085 ※存続期限切れにより失効	紅樓夢 *清朝中期に書かれた中国長篇小説	アルコールを含む飲料（ビールを除く）等	台湾系・十品鄉国際食品有限公司(第三者)
15	（G）	小説、詩	1488734	莎士比亞 *シェークスピアの中国文字	パン等	台湾系・幸福新生活有限公司(第三者)
16	（G）	小説、詩	1338485	*万葉・集及び図形	レストラン等	台湾系・晶旺餐飲股份有限公司(第三者)
17	（H）	経典、碑文	957342 ※存続期限切れにより失効	黃帝內經 *現存する中国最古の医学書といわれている	線香等	個人(第三者)
18	（I）	文化的行事	1151919 ※存続期限切れにより失効	八家將 * 一般の人々の間で信仰を集めた神様	おもちゃ等	台湾系・新大股份有限公司(第三者)
19	（I）	文化的行事	872921	大甲媽祖 *台湾の民俗文化で重要な行事	線香等	台湾系・龍鳳環香業股份有限公司(第三者)
20	（I）	文化的行事	1337792	*繞量三日米觀音繞境糧米豐收桃園三號日日飄及び図形(「觀音繞境糧米豐收桃園三號日日飄香、桃園三號米」につき権利不要求)	米	桃園県観音鄉農会(関係者)
21	（I）	文化的行事	380153	王船 *台北のお祭り	トランプ等	個人(第三者)

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
22	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	491927	*故宮 中国の世界遺産「故宮」	ガラス等	台湾系・国立故宮博物院（関係者）
23	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1840539	*阿房宮及図 秦の始皇帝が建てた宮殿	暖房機等	台湾系・百汕企業有限公司（第三者）
24	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1586441	*台北孔廟TAIPEI CONFUCIUS TEMPLE 台北のお寺	かばん等	台北市政府觀光傳播局（関係者）
25	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1776107	*日本料理祇園JAPANESE RESTAURANT GION及び図	ホテル、レストラン等	台湾系・六福開発股份有限公司（第三者）
26	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1390844	*優勝美地YOSEMITE MOTEL及び図形（「優勝美地YOSEMITE MOTEL」につき権利不要求） ヨセミテ国立公園	レストラン等	台湾系・優勝美地汽車旅館有限公司（第三者）
27	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1099236	*玉珍斎建造物図（「黄、餅舗、登録商號」につき権利不要求） タ湾の伝統菓子の老舗	菓子等	個人（関係者）
28	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1795809	頤和園 *中国の有名な庭園	タバコ等	台湾系・台湾菸酒股份有限公司（第三者）
29	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1852089	*新北市萬金石馬拉松図標NEW TAIPEI CITY WAN JIN SHI MARATHON	教育又は娯楽に関する競技会の運営	新北市政府体育処（関係者）
30	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	942158	天壇 *中国の世界遺産	酢	台湾系・金穂昌企業有限公司（第三者）
31	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1679661	*紫南宮JHUSHAN ZI NAN TEMPLE及び図形 台湾の観光名所	食品の小売、卸売り等	台湾系・紫南宮（関係者）
32	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1691439	*萬宇宙天壇図騰及図（「風景図」につき権利不要求）	印刷品、カップ、衣服等	個人（第三者）
33	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1422673	宮保第 *霧峰林家宅園の建築群の一つ	商品の包装、ショッピングセンター等	台湾系・林本堂股份有限公司（関係者）
34	（K）	歴史上の人物名	1566653	*孔子饅頭CONFUCIUS STEAMED BUN及び図（「孔子、饅頭、CONFUCIUS STEAMED BUN 」につき権利不要求）	マントウ（中華風の蒸しパン）等	台湾系・饅頭達人有限公司（第三者）
35	（K）	歴史上の人物名	147358	*陶淵明 中国の文学者「陶淵明」	不動産の売買等	台湾系・陶淵明建設股份有限公司（第三者）
36	（K）	歴史上の人物名	1607992	達文西 レオナルド・ダ・ヴィンチ	医療器具、医療器具の使用に関する技術顧問等	台湾系・信文達股份有限公司（第三者）
37	（K）	歴史上の人物名	1303318	*兩蔣文化園区及び図形（「文化園区」につき権利不要求） 台湾の観光名所	旅行情報の提供等	桃園県政府（関係者）
38	（K）	歴史上の人物名	1700592	米開朗基羅 *ミケランジェロ	レストラン等	個人（第三者）
39	（K）	歴史上の人物名	1696900	*雷諾瓦 ルノワール	コーヒー器具、コーヒー飲料、喫茶店等	個人（第三者）
40	（L）	その他 具体例（民間伝説）	1372763	梁祝LIANG ZHU *中国の民間説話「梁山伯と祝英台」	アルコールを含む飲料（ビールを除く）等	中国系・上海虞舜節能建材有限公司（第三者）

対象国・地域：台湾

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標

「商標識別性とは、商品又は役務の関連消費者に、指示する商品又は役務の供給元を認識させ、他人の商品又は役務と区別できるものをいう」、又「その他の識別性を具えていない標識のみで構成されたものは登録を受けることができない」はそれぞれ商標法第18条第2項、商標法第29条第1項第3号に規定されている通りである。絵画そのものからなる商標は消費者にしてそれが商品の装飾的な模様又は商品パッケージの背景又は装飾図案(《商標識別性に関する審査基準》4.4.1)と看做され、商品の出所を表彰する機能を具えず、他人の商品と区別ができないため、上記の不登録事由により拒絶される可能性が高い。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標

絵画に変更を加えてパロディとし又はデザインを施した商標は登録を取得する可能性が皆無であると言えないが(例えば登録第146216号商標-第43類『レストラン』)、ドーナツを食べている「モナ・リザ」を商標として『菓子』商品について出願した場合、指定商品の関連説明(《商標識別性に関する審査基準》4.4.4)又は商品包装の背景や装飾図案と看做され、出所を表示したり区別する機能を有さない為、商標法第29条第1項第1号又は第3号により拒絶される可能性がある。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company (企業名)という文字からなる商標

《商標識別性に関する審査基準》4.9.1規定により、会社の名称は営業主体を代表するものであり、商標とは性質が異なるから商標としての権利を取得することができず、また「モナ・リザ」絵画は装飾図案で識別性を具えないため、商標法第29条第1項第3号により拒絶される可能性がある。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標

《非伝統的商標に関する審査基準》5.2.3によれば、音楽演奏役務について使用される有名なクラシック音楽の一節は説明的な音声で商標法第29条第1項第1号を適用する;台湾で「乙女の祈り」と「エリーゼのために」という曲はゴミ収集車が放送する清掃役務の通用的な音声で商標法第29条第1項第2号を適用する;また一般の歌又は長すぎる曲は、原則として商品役務の出所を示す機能を有さず、商標法第29条第1項第3号を適用することが規定されているので、著名な音楽の一部のみからなる音商標は『飲料』について出願した場合、商標法第29条第1項第1～3号のいずれかにより拒絶される可能性が高い。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標

原則として商標法第29条第1項第3号を適用することになり、後天的識別性の取得を証明しないと、登録することができない。

(3)建造物-立体的形状からなる商標

《非伝統的商標に関する審査基準》3によれば、建造物の立体的形状からなる商標は商品又は役務の出所を示し、他人の商品又は役務と区別させる識別性を具えるものであれば、登録を受ける可能性があるが(例えば、登録第1256814、1409747、1403251号商標)、エッフェル塔の立体的形状を『香水』商品について出願した場合、消費者にしてそれが商品の包装容器の形状で装飾性の設計とみなされ、商品の出所を示す機能を具えないとして、商標法第29条第1項第1～3号により拒絶される可能性がある。
その他、フランス・パリの象徴的な名所である「エッフェル塔」を立体商標として『香水』商品について出願した場合、消費者にして商品出所や産地の誤認誤信を引き起こす虞もあるので、商標法第30条第1項第8号により拒絶される可能性もある。

対象国・地域：台湾

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	文化資産保存法	・文化財の保存及び活用 ・権利移転に関する規制	—	—
2	水下文化資産保存法	・水底文化財の保存、保護及び管理	—	—
3	原住民族基本法	・原住民族の基本権利の保護	第13条に原住民族の知財創作を保護すべきであるため別途法律を制定すると規定されている	—
4	原住民族伝統智慧創作保護条例	・原住民族の伝統知的創作の保護 ・知的創作専用権に関する規制	全条文	—

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	—	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	—	—	—

対象国・地域：オーストラリア

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②		
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例	指定商品・サービス	商標
1	1995年商標法第41条 出願人の商品又はサービスを識別しない商標	商標登録の申請は、当該商標の登録を求める出願人の商品またはサービス（指定商品・サービス）が他人の商品またはサービスと区別することができない場合には拒絶されなければならない。参考URL: http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s41.html	他の取引者が通常の業務の過程で不適切な動機ではなく、自分の商品やサービスに同一のまたは類似する標章の使用のための商標の登録を防止する (Registrar of Trade Marks v W. and G. Du Cros Ltd. (1913) AC 624 at 634, 635, Lord Parker of Waddington	a. 絵画、彫刻 b. 陶磁器、織物 c. 書跡、著名 d. 紋章、記章、旗章 e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 h. 経典、碑文 i. 文化的行事 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 c.「内容（小説や詩等の場合）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない） (B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある (D) 自国の文化財かどうかで判断が異なる場合がある (E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録番号：17400996 "Citizens of the Great Barrier Reef" 指定区分：39, 42, 43 出願人：FAR NORTH QUEENSLAND PROMOTION BUREAU LIMITED （指定商品・サービスは「指定商品・サービス」の欄を参照）	Class 39: 旅行の手配 Class 42: 科学研究; 技術研究; 気象学的研究; 海洋研究サービス 環境保護の分野における研究 Class 43: 一時的な宿泊施設	「規定の例外となる登録事例」の欄を参照
2	1995年商標法第43条 欺瞞又は混同を生じる虞がある商標	特定の商品または役務に関する商標の登録申請は、その商標に含まれる商標または標識に何らかの意味合いがあるため、それらの商品やサービスに関連する商標の使用により欺瞞や混同が生じるおそれがある。 参考URL: http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s43.html	商標自体が詐欺や混同を招くことが合理的に予想される場合、明らかで直接的な意味合いからなる商標の登録を防止する。例えば、詐欺や混同が次のように起こるおそれがある： - 構成、性質、その他の特性を含む商品、サービスの特徴 - 商品、サービスの品質や量 - 商品、サービスの地理的出所 - 商品、サービスの計画された使用や目的 - 消費者マインドにおける人や組織と関連性	a. 絵画、彫刻 c. 書跡、著名 d. 紋章、記章、旗章 e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 k. 歴史上の人物名 l. その他	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 c.「内容（小説や詩等の場合）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない） (D) 自国の文化財かどうかで判断が異なる場合がある (E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録番号：1008653 (IRDA Int Reg No. 826194) "CAPTAIN COOK" 指定区分：9 出願人：Gunther Behrle （指定商品・サービスは「指定商品・サービス」の欄を参照）	Class 9: サウンドレコーディングキャリア（録音済み）	「規定の例外となる登録事例」の欄を参照
3	1995年商標法第39条2項(a) 一定の標識を含んでいる等の事情にある商標	商標法第18条（一定の標識は商標等として使用してはならない）で規制されている商標として使用されない標識が含まれている場合には商標登録を拒絶されなければならない。 参考URL: http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s39.html	特定の標識や記号または類似により間違えるおそれのある標識を商標として登録しないようにする	d. 紋章、記章、旗章	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録番号：1174863 指定区分：43, 43, 45 出願人：The Crown in Right of the Commonwealth of Australia （指定商品・サービスは「指定商品・サービス」の欄を参照）	Class 42: 法医学サービス Class 43: 警察のための宿泊施設、ソーシャルファンクションおよびケータリングサービスのための部屋の賃貸 Class 45: 警察および保護サービス	
4	1995年商標法第18条 一定の標識は商標等として使用してはならない	この規定によって、商標として、または商標の一部として使用できない標識を明記されるものもある。 参考URL: http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s18.html	特定の標識や記号または類似により間違えるおそれのある標識を商標として登録しないようにする	d. 紋章、記章、旗章	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録番号：1058912 指定区分：6 出願人：Michael Connolly and Jolaine Connolly （指定商品・サービスは「指定商品・サービス」の欄を参照）	Class 6: メタルライセンス、番号と登録プレート、金属製のハードウェアの小さなアイテム、金属製の看板、キーリング	
5	1995年商標規則4.15 一定の標識を含んでいる等の事情にある商標	以下の標識は商標として登録することが禁止されている。 (a)文字「Patent（特許）」、「(Patented)特許された」、「By Royal Letters Patent（国王に裁可された特許状）」、「Protected International Trade Mark（保護された国際商標）」、「Registered（登録された）」、「Registered Design（登録意匠）」、「Copyright（著作権）」「Plant Breeder's Rights（種苗の育成者権）」、「EL rights」および「©」や「®」のような記号または文字 (b)「To counterfeit this is a forgery（これを模倣することは偽造だ）」、または同様の言葉 (c)オーストラリア連邦または州の武器又は旗印 (d)オーストラリアの公的機関や公共企業、またはオーストラリアの市や町の武器または紋章 (da)産業財産権保護のための国際連合の加盟国の国旗 (e)国際協調上の保護のために国際機関から通知された標章 (f)リスト上で指定された標識（すなわち、Austrade（オーストラリア貿易促進庁）、C.E.S.、オリンピックチャンピオン、Repatriation（本国送還）、Returned Airman（帰還空軍兵士）、Returned Sailor（帰還船員）、Returned Soldier（帰還兵士）など） 参考URL：http://www6.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_reg/tmr1995230/s4.15.html	特定の標識や記号または類似により間違えるおそれのある標識を商標として登録しないようにする	d. 紋章、記章、旗章	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録番号 716684 指定区分：24 出願人：Rugby Union Limited 登録番号：558481 指定区分：16 出願人：The Returned & Services League of Australia Limited 「ROYAL CROWN」の図形に関する権利を興起することで承認されて登録	Class 24: このクラスに含まれるタオル。フラグ（紙ではない）。バナー; このクラスのコースター。テキスタイルおよび繊維製品; 毛布; 布ラベル; 壁掛け; ティータオル; ネイバー Class 16: 書籍、雑誌、新聞など、このクラスの出版物。写真; グリーティングカードとはがき; 装置以外の教材	

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②		
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例	指定商品・サービス	商標
6	1995年商標法 第169条 証明商標	証明商標は、商品、サービスを区別するために使用される標識である。 (a)商取引の過程で取り扱われる、または提供される (b)商品の原産地、材料若しくは製造方法、又はサービスの提供、品質、正確さその他の特徴との関係を証明されたもの See: http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s169.html	証明商標は商取引における商品又はサービスについて、商品の原産地、材料若しくは製造方法、又はサービスの提供、品質、正確さその他の特徴との関係を証明されたものを、そのような証明がされていない他の商品又はサービスと区別するために使用される	b. 陶磁器、織物	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない） (B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録番号：185835 指定区分：25 for "All goods in this class" 出願人：The Woolmark Company Pty Ltd;	「規定の例外となる登録事例」の欄を参照	
7	商標法第42条(a) 中傷的な商標	商標が中傷的事項を含んでいるか又はそれで構成されている場合、その商標登録を拒絶しなければならない。 参考URL http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s42.html	明らかに中傷的であるとみなされる人物のイメージを含む商標登録を禁止するため。イメージには写真、肖像画、風刺漫画、スタイライズした表現などが含まれる。拒絶理由は基本的に審査時に判断される。 (a)主要な政治指導者のひどく歪んだ似顔絵のように商標自体が中傷的とみなされる可能性がある商標 (b)著名な人物を冒涜する表現を含む商標 (c)避妊薬と法王のような商品・サービスと人物イメージの関係が明らかに中傷的といえる商標	a. 絵画、彫刻 k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない） (C) 文化財等の著名性により適用の有無が異なる場合がある (E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される	(a) 登録番号：115348 "GOLLIWOG" 出願人：Arnott's Biscuits Limited 指定商品：30類（ビスケット） (b) 登録番号：723110 "WOGS" 出願人：Thirdcosta Pty Ltd 指定役務：41類（娯楽） (c) 登録番号：1267253 "POMMIEBASHER" 指定商品：25類（衣服; 履物; ヘッドギア）、32類（ビール; ミネラルウォーターおよびその他のノンアルコール飲料; フルーツジュース、フルーツドリンク）	「規定の例外となる登録事例」の欄を参照	「規定の例外となる登録事例」の欄を参照
8	商標法第42条(b) 法律違反になる商標	商標が法律に反する場合、その商標登録は拒絶されなければならない。 参考URL http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s42.html	商標登録官は、司法省の情報＆セキュリティ法務部門から著作権について連邦裁判所の判断に関するアドバイスを受けている。アボリジニの旗として知られている芸術作品の著作権の所有を争った事件（Thomas v。Brown and Another（1997）37 IPR 207）では、出願人（Mr Harold Joseph Thomas）が当該旗に関する著作権の所有者であると証明されることを望んだが、登録官は、アボリジニの旗を含む商標の登録に関して以下の慣行を採用した。つまり、商標出願は、商標としてアボリジニの旗を使用する権利を著作者から与えられている証拠の提出がない限り、法律に反する使用であり、商標法第42条(b)に該当するとして拒絶される。	a. 絵画、彫刻 l. その他（アボリジニの旗）	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(D) 自国の文化財かどうかで判断が異なる場合がある (E) 文化財等のパロディ商標（著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標）にも適用される (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録番号：1058912 指定区分：6 出願人：Michael Connolly and Jolaine Connolly （指定商品・サービスは「指定商品・サービス」の欄を参照）	Class 6: メタルライセンス、番号と登録プレート、金属製のハードウェアの小さなアイテム、金属製の看板、キーリング	
9	商標法第42条(b) 法律違反になる商標	商標が法律に反する場合、その商標登録は拒絶されなければならない。 参考URL http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdoc/au/legis/cth/consol_act/tma1995121/s42.html	オーストラリア国防軍（ADF）と明らかな関係を示す国防法によって禁止する用語から構成される商標の登録を禁止するため。出願人がこの用語を使用するための大臣の同意を得た証拠がある場合は、商標登録が承認される前に必要なる。 1957年のジュネーブ条約第15条で保護される縦横が同じ長さのアームを持つ十字から成る商標登録を禁止するため。以下の登録条件を満たすため異議は認められない。使用中の商標内に含まれる十字図形が、白や銀色を背景にした赤や赤を背景にした白や銀色とは異なる色で表される商標の中の十字図形を使用する場合は登録の要件を満たす。	d. 紋章、記章、旗章	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(D) 自国の文化財かどうかで判断が異なる場合がある (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	登録番号：987590 指定商品：25類（履物; ヘッドギアを含む衣服） 出願人：多数 商標登録は*General Motors LLC*[2015]の決定の対象 ATMO 114 – 登録官は、商標の十字架が赤十字と関連していると見なされる可能性が低いため、登録簿に裏書を記入する必要はないと決定した。	「規定の例外となる登録事例」の欄を参照	

対象国・地域：オーストラリア

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容	商標	指定商品・指定役務
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（A）ガイドライン等の掲載事例	商標法第42条(a): 審査マニュアルには、商標法第42条が明らかに中傷的であるとみなされる人物の画像を含む商標に適用されると規定されている。それには、主要な政治指導者のひどく歪んだ似顔絵のように商標自体が中傷的とみなされる可能性がある標章も含まれる。また、「避妊薬」と法王のような商品・サービスと商標の人物イメージの関係とが明らかに中傷的といえる。.	該当なし	該当なし
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（A）ガイドライン等の掲載事例	商標法第42条(b): 審査マニュアルには、商標法第42条（b）を理由として、出願人が当該標章を使用する権利がある場合を除き、防衛徽章または旗を特徴とする商標や商標として表示する目的でバッジ、軍隊やその他類似する識別力のある標章、腕輪、装備品を特徴とする商標の登録は拒絶されると記載されている。オーストラリア陸軍、オーストラリア空軍およびオーストラリア海軍にはそれぞれの標識が規定されている。そのような商標登録は、徽章や旗の無許可の使用、所持、供給を定める1903年国防法第83条に違反する。	該当なし	該当なし
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	商標法第42条(b): 12類の「自動車用部品」を指定した商標（出願番号1565109）は、1957年ジュネーブ条約第15条（パリ条約を遵守する義務）で保護されている長さが同じ縦横のアームが付いた十字の紋章が含まれていた。		「内容」の欄を参照
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（C）審査での拒絶事例	商標法第43条（欺瞞又は混同を生じる虞がある商標）: 商品・サービスの"地理的表示" - 16,25,29,30,35,39,41,42類（商品／サービスについてはF欄参照）に出願された商標（出願番号：881392）（失効／非保護） 拒絶理由報告書（2001年8月7日発行第7版：先登録商標に類似するとして拒絶）		Class 16: 紙製品および印刷物; メニュー、広告チラシ、ポスター; 調理法などの書籍; ラッピングおよび包装材料; 段ボールおよび厚紙の物品; オフィス文具 Class 25: 衣料品、靴、ヘッドギア; 男性用、女性用、子供用のスポーツウェアを含む衣料品 Class 29: 肉、魚、家禽、獲物の肉; 保存／乾燥／調理した果物と野菜; チーズ、サラダ; 食用油; 肉トッピング、チキントッピング、チーズトッピング、フルーツトッピング、ピザ用野菜トッピング Class 30: 穀物、パンペーストリー、菓子、蜂蜜、酵母、ベーキングパウダー、塩、マスタードから作られた小麦粉および調製物; 酢、調味料、ソース、香辛料および調味料; ロール、ビスケット、パン、ケーキ、米; ピザ; ピザソース; ピザパイの地殻; ピザ生地; パスタと準備されたパスタのエントリ; サラダドレッシング Class 35: 広告; ビジネス管理; ビジネス管理、オフィス機能; 敷地内外での消費を注文するために作られた温かい食事のベーキングと配送に専ら関わる店舗の設立と運営に関する技術的支援 Class 39: ピザの輸送と配達; 包装および貯蔵; 旅行の手配 Class 41: 教育、訓練の提供：エンターテイメント、スポーツ、文化活動 Class 42: ケータリングとレストランサービス; 飲食店、食堂、スナックバー、カフェ、食堂、ファーストフード店の配達など、食事の準備と供給を含む。ケータリングサービス; オンラインコンピュータネットワークによる食品注文サービスの規定
5	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（C）審査での拒絶事例	商標規則4.15 "オーストラリア連邦、州又は領域の紋章、旗章又は印章の表示" - コアラ・ワインエステーツを出願人として 18類に出願された商標「Leathergoods Australian souvenirs （出願番号：629950）」（失効／非保護）。 拒絶理由報告書（1994年7月発行第2版）		「内容」の欄を参照
6	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（C）審査での拒絶事例	商標法第39条(2)(a): "オーストラリア連邦、州又は領域の紋章、旗章又は印章の表示" - The Returned & Services League of Australia Limited を出願人として、8,14,16,21,24,25,28,30,32,33,41,43類に出願された商標（出願番号1727549）（商品・サービスについては「指定商品・指定役務」の欄を参照）（失効／非保護） 拒絶理由報告書（2016年5月16日発行）		Class 8: カトラリー; ステンレス製のカトラリー（手術用以外）; テーブルカトラリー（ナイフ、フォーク、スプーン）; 貴金属のテーブルカトラリー（ナイフ、フォーク、スプーン） Class 14: 記念コイン;記念メダル;メダル;チャリティーリストバンド;リストバンド（慈善団体、ジュエリー）;貴金属でコーティングされたバッジ。貴金属のバッジ。貴金属のラベルバッジ;摩耗のための金属バッジ（貴金属）;貴金属製のお土産用バッジ（ノベルティー）。貴金属の置物（小像）;貴金属で覆われた置物。貴金属の置物。貴金属製の装飾的な置物。貴金属でコーティングされたキーチェーン。貴金属のキーチェーン。貴金属でコーティングされたキーフォブ（リング）。貴金属製のキーフォブ。キーリング（小物入れまたはフォブ）;貴金属でコーティングされたキーリング。貴金属のキーリング。金属製のフォブ付きキーリング。プラスチック製のフォブ付きキーリング。貴金属で飾られた装飾品（装飾品）;貴金属でコーティングされた卓上装飾品;貴金属の卓上装飾品;貴金属製の装飾品（像）;貴金属製の装飾品;貴金属のラベルボタン。貴金属のラベルボタン Class 16: ペン（筆記具）; セラミックを組み込んだペン。貴金属のペンまたは鉛筆; スチールペン; カード形式のコースター。ニュースレター; 文房具; 雑誌（定期刊行物）; 写真のフォルダ。写真のためのホルダー（フレームを除く）。写真（印刷） Class 21: 家庭用の食器類; 家庭用コンテナ 家庭用ガラス製品; 装飾目的のための磁器の物品; 磁器の装飾; 家庭用の磁器; 磁器製品; 土器; 花瓶; 食器（ナイフ、フォーク、スプーンを除く）。セラミックス製の装飾品; 中国製の装飾品; クリスタルで作られた装飾品; 陶器製の装飾品; ガラス製の装飾品; 磁器製の装飾品 Class 24: 織物のハンドタオル; 家庭用テキスタイル; キッチンタオル（織物）; 織物のマット（コースター）; シート（織物）; スポンジ布（布製品）; 織物のテーブルナプキン; テキスタイルのテーブルの場所設定マット; 家庭用繊維製品; 繊維コースター; 羽毛布団カバー 繊維シート; テキスタイル; タオル（織物）; ベッドブランケット; ベッドカバー; ベッドリネン; バナー; 布地の素材で作られたバッジ。バークロス Class 25: アパレル（衣服、履物、ヘッドギア）; エプロン（衣類）; 靴下 Class 28: ゲーム; トレーディングカード（カードゲーム） Class 30: ビスケット; 菓子; 朝食用シリアル Class 32: ジンアルコールビール; アルコール飲料; ビール; アルコール減ビール; ジンジャービール; モルト含有飲料（ビール）; 麦芽含有飲料（ビール以外の非アルコール飲料）; ノンアルコールビール; ノンアルコール飲料（ノンアルコールビールを除く）。ルートビール; 曝気された飲料（非アルコール性）; アルコールフリー飲料; 果物と野菜のジュースのブレンドからなる飲料; フルーツドリンク; フルーツジュース飲料; 野菜ジュース（飲料）; ウォーター（飲料） Class 33: アルコール飲料（ビールを除く）; 果物を含むアルコール飲料; 炭酸飲料（アルコール、ビールを除く）; 蒸留されたアルコール飲料; フルーツベースのアルコール飲料; 酒類（アルコール飲料）; ビールベース以外の予め混合されたアルコール飲料 Class 41:キャリアカウンセリング（教育またはトレーニングアドバイス）。クラブサービス（娯楽または教育）; カントリークラブ（娯楽施設とスポーツ施設を提供する）; クラブレクリエーション施設の提供。ソーシャルクラブサービスの提供。スポーツクラブ施設の提供 ソーシャルクラブサービス（娯楽、スポーツ、文化サービス）; 教育サービス; 文化的または教育的目的のための展覧会の組織; 職業指導（教育または訓練のアドバイス）。エンターテイメントと社会的イベントの開催 宝くじを行う。宝くじを運営する。賞品（宝くじ）ゲームサービス; ライフスタイルカウンセリングとコンサルティング（トレーニング）; 青少年訓練計画の組織; 雑誌の出版; ニュースレターの発行; レクリエーション活動の組織; レクリエーション施設の提供 Class 43: 食糧の供給のための整理;食べ物と飲み物の提供のためのクラブサービス;カントリークラブサービス（食糧、飲み物、一時的な宿泊施設の提供）。カントリークラブ（食べ物、飲み物、宿泊施設を提供する）;食べ物と飲み物のケータリング;老人ホームサービス（宿泊施設と食べ物と飲み物の提供）;退職の家庭サービス（宿泊施設と食糧の提供）。ソーシャルクラブ（食糧の提供）;食事の準備をする。高齢ケアサービス（宿泊施設）;一時的な宿泊施設の整理;慈善事業、すなわち一時的な宿泊施設の提供。一時的宿泊施設の提供に関するコンサルティングおよび助言サービス。休暇キャンプサービス（一時的な宿泊施設）;ホリデーホームサービス（宿泊施設）;一時的な宿泊施設を提供する。休憩介護（一時的な宿泊施設の提供）。退職の家の宿泊サービス;ソーシャルクラブ（宿泊施設の提供）;一時的な宿泊施設;ユースホステルサービス;退職の家;ワインクラブサービス（飲み物の提供）
7	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（C）審査での拒絶事例	商標法第42条(b): 法律違反になる商標は登録されない - 国防法 - Capital Webworks Pty Ltd は、42類の「政党サービス、つまり政策研究サービス、世論調査・人口統計調査サービス、政治調査サービス、意見調査サービス、政治情報サービス、健康と老化のためのサービスを含む医学的および科学的研究サービス」を指定して「Australian ANZACS Party（オーストラリアとニュージーランド連合軍）」商標を出願した（出願番号：1336744）。文字「ANZAC」の商標登録には、その言葉の使用に関する大臣の同意を示すことができない限り、いかなる種類の商標での使用が禁止されている。1920年の戦争予防法には、文字「ANZAC」の保護が組み込まれているため、当該商標は、法律に反しており、商標法第42条（b）に該当するとして拒絶されなければならない。 当該規制は、補助規制2（1）において、以下のように文字「ANZAC」の使用禁止を定義している。 （2）文字「Anzac」の使用の禁止 （1）大臣の許可なく、取引、事業、召喚、職業、娯楽、宝くじや個人の家、ボート、乗り物や慈善等の団体や建物またはその一部に関連して、文字「Anzac」及び「Anzac」に類似する文字を使用または使用を類推される被告人が負わされるものを立証することはできない。 2010年3月18日に発行された拒絶理由報告書	「内容」の欄を参照	「内容」の欄を参照
8	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	該当なし	該当なし	該当なし

no.	拒絶の観点	事例	内容	商標	指定商品・指定役務
9	②識別力の観点での拒絶	（A）ガイドライン等の掲載事例	審査マニュアルには、「第三帝国の興亡（ THE RISE AND FALL OF THIRD REICH）」を特徴として、9類、16類、41類を指定した文字商標は、ドイツのナチの歴史を扱っている出版物の主題であるとして、商標法第41条を根拠に拒絶される。	該当なし	該当なし
10	②識別力の観点での拒絶	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	該当なし	該当なし	該当なし
11	②識別力の観点での拒絶	（C）審査での拒絶事例	Australian Dairy Corp.が29類の乳製品および乳製品を指定して商標出願した（出願番号：471751）（「失効/非保護」）。 拒絶理由報告書（1988年12月5日発行）		「内容」の欄を参照
12	②識別力の観点での拒絶	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	該当なし	該当なし	該当なし
13	③公序良俗違反	（A）ガイドライン等の掲載事例	審査マニュアルには、商標法第42条(a)の解釈で、宗教上の標章と文化的感度の低い標章に関する2つの重要な決定をしている。「Mecca」（出願番号：106321、出願人：Eric Granville Mercy（1955年）25 AOJP 938）と「Quaker」（出願似人：Ellis&Co.(1904)21 ROC 617）である。 「Mecca」商標： (a)普通の人の感覚で、人を不快にさせるおそれがあると判断させる。オーストラリアの一部の人のみ、この法律の下で拒絶の根拠となる中傷的とされるべきと考える。 「Quaker」商標： (a)この法律に該当する拒絶理由には、「感傷的な反対」では不十分である。(b)拒絶理由を評価する際に採用される基準は、イスラム教徒、キリスト教徒、クエーカーやその他の宗教、人種、宗派のいずれであっても、一般人が商標としてどう思うかだ。	該当なし	該当なし
14	③公序良俗違反	（B）判例・審決例 （登録後の無効も含む）	Honest the Snack Shack Pty Ltdは、29類、32類、43類に商標出願した（出願番号：1566925）。出願された商標は、1968年著作権法に違反するとして、商標法第42条(b)に基づいて拒絶された。Shri Satishchandra Manoharlal Chona（「Chona氏」）は、「HAVMOR」という表現を組み込んだ芸術作品を制作しており、異議申立てが認められた。		Class 29: 焼いた肉;ハンバーガー（肉のパテ）;缶詰の肉;細かい肉のパテ;チーズと肉の組み合わせ。主に魚からなる調理済みの食事。主に肉からなる調理済みの食事。料理された肉;料理された肉料理;肉付け肉;深い凍った魚;脱水した肉球;チップと魚;主に肉からなる食品調製物。主に肉製品からなる食品調剤;肉から作られた食品調製物;主に魚からなる食品;魚由来の食品;肉由来の食品;魚から作られた食品;肉から作られた食品;魚から作られた食品;魚から調製した食品;新鮮な魚（生きていない）;新鮮な肉;冷凍調理された魚;冷凍魚製品;冷凍肉;冷凍肉製品;主に魚からなる凍結準備食。主に肉からなる凍結準備食。グリルされた肉;ラム（肉の準備）;お肉;肉のバーガー（肉のパテ）;肉は節約する;ミートゼラチン;肉製品;肉から作られた調製物;肉を準備した;肉料理を準備。肉製品の調理 Class 32: 炭化したフルーツジュース; 果物の芳香抽出物; 果物と野菜のジュースのブレンドからなる飲料; 果物濃縮物から作られた飲料; ボトル入りフルーツドリンク ボトル入りフルーツジュース; フルーツジュース飲料の調製に使用するための濃縮物; 新鮮なフルーツジュース; 冷凍濃縮果実飲料; 冷凍フルーツジュース; フルーツベースの飲料; フルーツドリンク; フルーツ風味のノンアルコール飲料; フルーツジュース; 果物シロップ（飲料または飲料製造用）; 低カロリーフルーツジュース; フルーツ風味の飲料の混合物; 非アルコール性果実エキス Class 43: オンラインを含む、食べ物や飲み物を提供するサービス、一時的な宿泊施設に関する情報の提供
15	③公序良俗違反	（C）審査での拒絶事例	Jonathan Hall ReynoldsとRenos Michael Rossは、文字商標「Redskin」を33類のアルコール飲料（ビールを除く）を指定して出願した（出願番号：1025564）	「内容」の欄を参照	「内容」の欄を参照
16	③公序良俗違反	（C）審査での拒絶事例	Flash Screen Printersが、25類に含まれるすべての商品:衣料品と商品の売買に伴う靴製品とヘッドギアのサービスおよびすべてのタイプの印刷サービスを含む商品を指定して商標出願した（出願番号：471160）（失効/非保護） 拒絶理由報告書（1988年12月7日発行）		「内容」の欄を参照
17	③公序良俗違反	（C）審査での拒絶事例	Vicki Huang が、41類の娯楽、実演による娯楽、音楽イベントを指定して文字商標「THE SLANTS」を出願した（出願番号：471160）（放棄） 拒絶理由報告書（2015年12月7日発行）	「内容」の欄を参照	「内容」の欄を参照
18	③公序良俗違反	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	33類のワインを指定した文字商標「Kata Tjuta」が審査官に提示された（公式の出願なし） 商標庁は、この商標が普通の人々を不快させるとして商標法第42条(a)に該当するであろうことを示した。「Kata Tjuta」は、国立公園の中にあるウルル（エアーズロック）近郊の名前であり、先住民の神聖な場所だとして、出願には進めなかった。	該当なし	該当なし
19	④出所の混同の防止等	（A）ガイドライン等の掲載事例	該当なし	該当なし	該当なし
20	④出所の混同の防止等	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	該当なし	該当なし	該当なし
21	④出所の混同の防止等	（C）審査での拒絶事例	Mark Doran と Gary Franklin は、文字商標「CROCODILE DUNDEE（クロコダイル・ダンディー）を18類の皮革、人工皮革とその他この類に含まれるすべての商品を指定して出願したが、拒絶され放棄した（出願番号：456961）。 拒絶理由報告書（1987年7月30日） Rimfire Films Pty Ltdは、文字商標「CROCODILE DUNDEE（クロコダイル・ダンディー）を3,14,16,18,21,24,25,28類の全ての商品を指定して商標登録（登録番号：457786）を行っており、出願商標は商標法第44条に該当するとして異議申立てた。クロコダイル・ダンディーは、オーストラリアの代表的な映画のキャラクターで、革製の衣服を着用しているため、消費者が誤ってRimfire Films Pty Ltdが権利を持つ映画に関連していると認識し、皮革製品の出所を混同するおそれがあるとした。	「内容」の欄を参照	「内容」の欄を参照
22	④出所の混同の防止等	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	41類の文化教育および関連サービス（「指定商品・指定役務」の欄を参照）を指定したWayapa Wuurrk Pty Ltdの係属中の文字商標「WAYAPA WUURRK」（出願番号：1795470 ） 「WAYAPA WUURRK」商標は、GunditjmaraとGunnai の人々の言語から成るオーストラリア先住民の言葉で構成されており、「WAYAPA WUURRK」は動詞「Connect」と名詞「Country」の意味を持つ。人々の団結とコミュニティの理念を伝える「WAYAPA WUURRK」商標が出願人によって採用された。 拒絶理由報告書（2017年10月24日発行第4版） 類似する6つの引用商標「WUURK」はいづれも出願人本人が管理、所有するもの出あった。標章の相違点を主張する提出書類は不十分であった。商標法第44条に基づく異議申立て：先行商標に欺瞞的に類似し、混同を生じるおそれがあると判明した場合、係属中の商標出願は、引用商標の所有者からのライセンスまたはコンセントの提出を必要とする。	「内容」の欄を参照	ワークショップの整理と実施（訓練）; 教育サービス; 文化活動; 文化情報; 文化的または教育的目的のための展覧会の組織; 教育、訓練、娯楽、スポーツ、文化活動に関するオンライン情報を提供する。メンタリング（教育と訓練）; 文化イベントの管理; ダンスインストラクション; 会議の整理と実施 ライブパフォーマンスのプレゼンテーション。スポーツ活動; 教育活動の組織; 教育; 文化目的のための展覧会の整理; 文化目的のイベントの企画。青少年訓練計画の組織; 上記のアドバイザリー、コンサルティング、情報サービス
23	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	該当なし	該当なし	該当なし
24	⑤その他の観点	（A）ガイドライン等の掲載事例	該当なし	該当なし	該当なし
25	⑤その他の観点	（B）判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	該当なし	該当なし	該当なし
26	⑤その他の観点	（C）審査での拒絶事例	該当なし	該当なし	該当なし
27	⑤その他の観点	（D）拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	該当なし	該当なし	該当なし

対象国・地域：オーストラリア

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定区分	出願人	指定商品・指定役務
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	1163139	 *イギリスの画家ジョゼフ・リセットの版画	Class 33: ワイン	Pipers Brook Vineyard Ltd （第三者）	「指定区分」の欄を参照
2	（B）	陶磁器、織物	1358963	 *繊維でよくみられる有名な標識（中国語の書体と2匹の龍）	Class 30:米麺, マカロニ、麺	Shin Hua Rice-Noodle Co., Ltd（所有者）	「指定区分」の欄を参照
3	（C）	筆跡、署名	328564	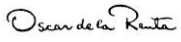 *米国のファッションデザイナー、オスカー・デ・ラ・レンタの署名	Class 3: 香水、化粧品およびトイレタリー; 3類に含まれるすべての商品	Oscar De La Renta Ltd（所有者; endorsement on the Register states "The signature consituting this mark is that of OSCAR DE LA RENTA, a predecessor in the applicant's business"	「指定区分」の欄を参照
4	（D）	紋章、記章、旗章	1718378	 *オーストラリア、ロッキングハム市の紋章	Classes 35 and 41（「指定商品・役務」の欄を参照）	City of Rockingham（管理団体）	Class 35: 広告;ビジネス管理;経営管理;オフィス機能;地方自治体評議会の管理と運営;道路管理、廃棄物管理、家庭廃棄物管理、給水、雨水と洪水の緩和、道路網、売店、空港、都市開発、不動産開発、キャラバンパーク、人間環境などのビジネス管理と管理サービス。環境管理、環境ビジネス支援、建築・開発、戦略的土地利用計画、都市美化、観光と社会福祉、土地利用などの地方自治体の問題。評議会およびコミュニティサービスの活動、イベントおよびその他の情報の宣伝および宣伝;新聞やその他の広告。ボランティアプログラムを組織し、実施する。コミュニティサービスのプロジェクトやイベントの調整と管理、ビジネス調査。市場調査調査（意見集）;ボランティアプロジェクトとコミュニティサービスプロジェクトの組織化、社会的、経済的、政治的および環境的計画および行動の領域をカバーする、地方自治体へのサービスおよび施設の計画および提供に関する地方政府評議会の管理および運営。雇用情報の提供。前述のサービスについてのオンラインを含む情報の提供 Class 41: 教育;トレーニングエンターテイメント、スポーツおよび文化活動の提供;質の高いプログラムの指導や実施を含む、財とサービスの質に関する教育訓練サービス。セミナーやワークショップを手配し、実施する。祝賀行事および公的行事情報の提供。イベント管理サービス。イベント企画サービス文化イベント情報の提供;レクリエーション情報の提供;学校やスポーツ情報の提供;スポーツ、レクリエーションおよびレジャー施設の提供;移民のための教育サービスの提供。クラブサービス（高齢者クラブを含む）;公園、庭園、スポーツ施設、レクリエーション施設、スポーツ施設の提供図書館貸出サービスと博物館施設の提供。コミュニティのイベントやサービスに関する情報の提供。参照ライブラリサービス。コミュニティへの教育;娯楽、文化、教育目的の展示会やイベント、コミュニティ参加の機会アートギャラリーや展示会の企画、前述のサービスについてのオンラインを含む情報の提供
5	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	1429956	THE MERCHANT OF VENICE *シェークスピアの小説「ヴェニスの商人」	Classes 3, 9, 14, 18, 25（「指定商品・役務」の欄を参照）	The Merchant of Venice S.R.L（第三者）	Class 3: 洗濯用の調製物およびその他の物質の漂白; 洗浄、研磨、精練および研磨剤; 石鹸; 香水、精油、化粧品、ヘアローション; 歯磨き粉 Class 9: 眼鏡とサングラス; 眼鏡フレームおよびサングラスフレーム; 眼鏡およびサングラス用レンズ; サングラス、スポーツ眼鏡; 眼鏡ケース、コード、チェーン Class 14: 貴金属及びそれらの合金及び貴金属又はそれを被覆した製品（他の区分には含まれない）ジュエリー、貴石; 時計、クロノメーター器 Class 18: レザーとレザーの模造品、これらの素材で作られ、他のクラスには含まれていない商品; 動物の皮、皮; トランクおよび旅行バッグ; 傘、パラソル、歩行用スティック; ホイップ、ハーネス、馬具 Class 25: 衣類、履物、ヘッドギア

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定区分	出願人	指定商品・指定役務
6	（F）	楽曲	768214	WALTZING MATILDA *世界的に広く知られた歌「ウォルツィング・マチルダ」	Classes 9 and 41（「指定商品・役務」の回答部分を参照）	WM Productions Pty Ltd（第三者）	Class 9: 映画、映画、スライドなど、このクラスの映画製作品。コンピュータプログラム; 但し、ビデオ、ビデオテープ、カセット、レコーディングディスク、CD、オーディオ/ビジュアルテープ、カセット、ディスクを除く Class 41: 映画制作、映画、ビデオテープ、CD、カセット、レコード、ラジオとテレビ番組の制作、ショーの制作。本の出版、テキスト; 映画スタジオ; 映画、ビデオ、映画フィルムのレンタル; エンターテインメントサービス
7	（G）	小説、詩	1344397	THE SCARLET LETTER *米国の小説家ナサニエル・ホーソーンの小説「緋文字」	Class 33: ワインe	Henry's Drive Vignerons Pty Ltd（第三者）	「指定区分」の欄を参照
8	（H）	経典、碑文	1730390	JERUSALEM KERATIN *ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の巡礼や礼拝の場所エルサレムを含む標章	Class 3: ヘアケア製品	Tony Kozma Sleiman（第三者）	「指定区分」の欄を参照
8	（H）	経典、碑文	1521336	THE MESSIAH *救世主を意味する「メサイア」	Class33: ワイン; スピリッツ（飲料）; リキュール	Danniel Amadio（第三者）	「指定区分」の欄を参照
9	（I）	文化的行事	1490494	DAY OF THE DEAD *ラテンアメリカ諸国における祝日の一つ「死者の日」	Class 9, 28（「指定商品・役務」の欄を参照）	IGT（第三者）	Class 9: 電子ゲーム機用部品および付属品; ゲーミングマシン、スロットおよびビデオマシン用のゲームの機能を指示および操作するためのオペレーティングソフトウェアを含むゲーム用のソフトウェア、ジャックポットを獲得するためのマシンユニットの選択を制御するためのゲームシステム; 決定論的および非決定的なジャックポットのためのゲーム制御システム; 電子ゲーム機、ポーカー機を含むゲーム機用ゲーム; ゲーム機を直接的または間接的にリンクする電子システム; ソフトウェアモジュールおよびコンポーネント; メモリチップ; ダウンロード可能なゲーム; Class 28: ゲーム機、電子ゲーム機およびポーカー機、ゲーム用スロットマシン、トークン式スロットマシンおよびビデオゲーム機; ゲーミングマシン、スロットマシン、ポーカーマシンのチャンスゲーム
10	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	1511826	MOUNT EVEREST *世界最高峰の山「エベレスト」	Class 32（「指定商品・役務」の欄を参照）	Mount Everest Limited （第三者）	Class 32: ノンアルコール飲料; 飲料を作るための調合液; 水（飲料）; ミネラルウォーター; スパークリングウォーター; ソーダ水; ソフトドリンク; フルーツジュース; 野菜ジュース（飲料）; 飲料用シロップ; 飲料を発泡させるための香錠; 飲料を発泡させるための粉末; 未発酵のブドウ果醪; ビールを作るためのホップの抽出物; 果醪; ビール
11	（K）	歴史上の人物名	860876	THE GLENWOOD SHAKESPEARE COMPANY *ウィリアム・シェークスピアの署名	Class 41: 娯楽用の演劇や映画製作	Thomas Roy Gough （第三者）	「指定区分」の欄を参照
12	（L）	その他 具体例（ ）	1445607	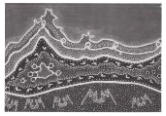 *オーストラリアの先住民アボリジニのアート	Classes 35, 39 and 41（「指定商品・役務」の欄を参照）	Port Lincoln Aboriginal Community Council（文化財との関係は不明）	Class 35: オーストラリア南部の自転車観光/景観ドライブに関する広告 Class 39: オーストラリア南部の自家用車/風光明媚なドライブに関する旅行情報の提供 Class 41:アートギャラリーのツアーや訪問の提供を含む、先住民の芸術文化に関するエンターテインメントと文化サービス

対象国・地域：オーストラリア

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標
登録可能：当該商標が、登録簿に類似または欺瞞的に類似する商標が存在していないことを条件に登録される可能性が高いと考える。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標
登録可能：当該商標が、登録簿に類似または欺瞞的に類似する商標が存在していないことを条件に登録される可能性が高いと考える。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company（企業名）という文字からなる商標
登録可能：当該商標が、登録簿に類似または欺瞞的に類似する商標が存在していないことを条件に登録される可能性が高いと考える。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標
拒絶の可能性あり：よく知られている音楽は識別力がないという理由で登録を拒絶される可能性が高い。つまり、商品の出所表示や商標として見なされる可能性は低い。（商標法第41条：出願人の商品又はサービスを識別しない商標）。識別力を示す証拠が必要。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標
登録可能：当該標章は登録可能と思われる。ただし、企業名が商品との関係で、単に商品を説明するものであったり、一般的な普通に用いられる言い回しや言葉でないことを条件とする。例えば、「PURE WATER LIMITED」という言葉を歌にした音商標の場合、出願商標が32類の水製品を指定する場合には識別力がないと考えられる可能性が高い。しかし、歌詞が「SUMMER BREEZE BEVERAGES LIMITED」であれば、音商標として登録可能と考える。

(3)建造物-立体的形状からなる商標
登録可能：識別力の欠如や商品の地理的な出所に関する商標法第41条（出願人の商品又はサービスを識別しない商標）の該当の可能性は低いと考えられる。 （商標法第41条：出願人の商品又はサービスを識別しない商標）

対象国・地域:オーストラリア

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	1968年著作権法	オーストラリア法に基づく創造的かつ芸術的な作品の創作者の法的に行使可能な権利を規定する	該当なし	これらの条項は、法律に反した場合に商標が登録されないことを規定する商標法第42条(b)項(その商標を使用したならば法律違反になること)に基づいて商標を拒絶または排除するために使用することができる。
2	人種差別禁止法	特定の状況で人種差別を不法にする	該当なし	
3	1984年アボリジニ・トレス海峡諸島民文化遺産保護法	アボリジニの人々にとって特に重要な地域や物を保護するもので、ATSIHP法により、環境大臣はアボリジニの申請に際し、傷害または冒涜の脅威から対象の地域や物または階級を保護する宣言をすることができる。	該当なし	

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	—	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	—	—	—

対象国・地域:インド

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 (部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン)	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	インド商標法1999年法第 9 条(登録拒絶の絶対的理由)第2項	(2) 標章は，次のときは，商標として登録されない。 (a) 公衆を誤認させるか又は混同を生じさせる内容のものであるとき (b) インド国民の階級若しくは宗派の宗教的感情を害する虞がある事項からなり又はそれを含んでいるとき (c) 中傷的若しくは卑猥な事項からなり又はそれを含んでいるとき (d) その使用が 1950 年紋章及び名称(不正使用防止)法により禁止されているとき ※名称法(不正使用防止) (12 of 1950).	a)公益の保護 b)重要な名称、紋章及び名称法の下での紋章の保護 c)消費者の混同防止 d)インド市民の宗教的感情の保護 e)卑猥/中傷的なことを含む商標登録からの保護	カテゴリー(d:紋章、記章、旗章)1999年商標法第9条(2)の適用範囲に該当する他のカテゴリー(a-k)も登録から除外される。	記載されている対象はいずれも1999年商標法で拒絶されることはない。ただし、上記の対象のいずれかが第9条に該当する場合は登録されない。	—	1) 商標法第9条2項該当にもかかわらず、42類の寺院サービス、社会福祉、福祉サービスおよび文化活動に関しては、神に関する図形商標が(出願番号1420800)が登録されている。 2)商標法第9条2項に基づくIPAB(The Inter-Pacific Bar Association)直前の修正手続にもかかわらず、文字商標「JAGDISH」が30類で登録された。参照:Messrs Shree Jagdish Sweets & Farsan Nasta House vs. Jagdish Food Pvt. Ltd. & Ors. IPAB order no. 269 of 2012 dated 26th Nov, 2012. 3) 電気自動車、ポンプセット、モノブロックポンプセット、水中ポンプおよびジェットポンプ、ディーゼルエンジンポンプセット、オープンウェルモノブロックセット、ハンドポンプに 、ウォータースプリンクラー、バルブ、ジェネレーター、農業用具、予備品およびその部品と器具を指定した文字商標「MAHARAJA(マハーラージャ:出願番号第1238654号)」(ヒンディーの王を意味する)が登録された。当初出願は商標法第9条2項に該当するとして拒絶されたが、後に登録官は登録として認めた。

対象国・地域：インド

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	文字「ラーマーヤナ（Ramayan）」は、ヒンドゥー教の聖典を意味するため、商標法第9条（2）に基づき、商標登録を拒絶された。 2015年3月10日に発行された商標実務および手続ガイド案（これはまだ最終ではなく、ドラフト段階にある）に掲載されているAmritpal Singh対Lal Babu Priyadarshi 2005（30）PTC 94（IPAB）を参照のこと。 http://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPOGuidelinesManuals/1_33_1_public-notice-11march2015.pdf http://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPOGuidelinesManuals/1_43_1_tmr-manual-2008.pdf
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	最高裁判所： M/S Sable Waghire & Co. & Others vs UOI & Others: 21 March 1975; 1975 AIR 1172 Case: 問題の商標はbidis（タバコの一種）に使用する「チャトラパティ・シヴァージー（chattrapati shivaji）」であった。「チャトラパティ・シヴァージー」の商標としての使用は、紋章及び名称法（不正使用防止）第8条により禁止されていたため、裁判所によって拒絶された。チャトラパティ・シヴァージーは16世紀のインドの有名な支配者であり、したがって象徴的な人物の名前を商標として商業目的に使用することは 紋章法の下で禁じられている不適切な使用に該当する。
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(C) 審査での拒絶事例	特許庁審査： Opposition No. DEL-T 813/52502; President Enterprise Corporation vs Besnier S.A: Septmeber 09, 2017 Application number: 528546 Case: このケースの出願人は、「大統領（President）」の商標登録を、第32類のフルーツジュース、豆乳に関して図形と結合して出願した。その後、この出願は公告され、その後、文字「大統領」は、特定の紋章と名称を商標として禁止する1950年紋章及び名称法（不正使用防止）よって、いかなる商品に関してもインドにおいて商標として登録することはできないと明示的に禁止されていることから異議申立てが成立し商標は登録されることはなかった。
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	②識別力の観点での拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
6	②識別力の観点での拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	最高裁判所： CIVIL APPEAL NO. 2138 OF 2006 Lal Babu Priyadarshi Versus Amritpal Singh: 27 October, 2015 Case: 最高裁判所は、香の棒や香水などに "RAMAYAN（ラーマーヤナ）"という文字を含む図形商標は、出願人の使用により顕著性を得るに至っていないと判断した。裁判所はまた、出願人周辺には幾つかの地域で、同様の製品に商標「RAMAYAN」を使用していた20人以上の販売人がいたことを確認した。したがって、前記商標が拒絶された根拠の1つは、識別力がないというものであった。 （また別の根拠が③(B)で示されている）
7	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	—
8	②識別力の観点での拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	③公序良俗違反	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
10	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	最高裁判所： CIVIL APPEAL NO. 2138 OF 2006 Lal Babu Priyadarshi vs. Amritpal Singh: 27 October, 2015; 2015 (12) SCALE 76 Case: 出願人（個人）は、「RAMAYAN（ラーマーヤナ）」という文字で構成される図形商標の登録を申請した。「RAMAYAN」は、インドのヒンドゥー教の聖典の一つで神聖なものとされる。裁判所は、「RAMAYAN」には識別力がなく、商品やサービスに神聖な宗教書の名前を商標として登録することはできないと判じた。また、裁判所は、クルアーン（イスラム教の聖典）、聖書、グル・グラント・サーヒブ（シク教の聖典）、ラーマーヤナなどの宗教書（インド国内の異なる宗教の聖典）は、商標として使用することはできないとも判じた。
11	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	—
12	③公序良俗違反	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	④出所の混同の防止等	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
14	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
15	④出所の混同の防止等	(C) 審査での拒絶事例	—
16	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	—

no.	拒絶の観点	事例	内容
18	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
19	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
20	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	—
21	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：インド

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	—	—	—	—
2	（B）	陶磁器、織物	—	—	—	—
2	（B）	筆跡、署名	811442-署名	 *「SACHIN TENDULKAR」(図形) 有名なインディアンクリケット選手の名前だが、署名には文化的価値はない	[CLASS : 28] ゲーム、おもちゃ、パーラーゲーム、スポーツ用品（例外的な衣服を除く）に含まれるすべてのものであるゲーム、スキー、シャツ、スケート、スキー等、アタッチメント用のテニスラケット スキー、スキースティック、スポーツバッグ、スポーツ＆体操、スポーツ（スキンケア用品）、スイミング＆ダイビング用のカバレッジ（スキンケア用品、スキー用品、スキー用品） アクセサリーは28類に含まれている。ランニングアイススケート、ホッキースティック、ゴークラブ、弓飾りのためのボールおよびそれらのパーツに使用される28類に含まれている。	SACHIN TENDULKAR（関係者）
4	（D）	紋章、記章、旗章	—	—	—	—
5	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	—	—	—	—

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
6	（F）	楽曲	2152240	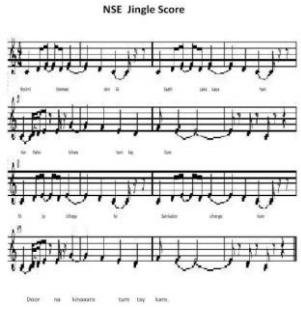 *当該音商標はインド国立証券取引所に属し、音は文化的価値を持たないとされている。（文化財とは関係のない楽曲）	[CLASS : 16] 印刷された株券。紙＆ペーパー記事; コンピュータプログラム（印刷物）、コンピュータプリントアウト、印刷された操作説明書、マニュアル、パンフレット、指導教材（装置を除く）。すべての種類の書籍および出版物; 16類に含まれるすべての種類と説明のカード; 図表、書式、回覧、請求書、ラベル、パンフレット。日記、ファイル、封筒、筆記用具、ホルダー＆フォルダ; 絵画、彫刻; グラフィック再現; インデックスカード＆インデックス記事。	NATIONAL STOCK EXCHANGE OF INDIA LIMITED（関係者）
7	（G）	小説、詩	—	—	—	—
8	（H）	経典、碑文	—	—	—	—
9	（I）	文化的行事	3386350	 *インドの遺産になっているタージ・パレス・ホテルの外観	[CLASS : 43] 食べ物と飲み物を提供するサービス。一時的な宿泊施設。	THE INDIAN HOTELS COMPANY LIMITED, Taj Palace Hotel.（関係者）
10	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	3386351	 *インドの遺産になっているタージ・パレス・ホテルの外観	[CLASS : 43] 食べ物と飲み物を提供するサービス。一時的な宿泊施設。	THE INDIAN HOTELS COMPANY LIMITED, Taj Palace Hotel.（関係者）
11	（K）	歴史上の人物名	—	—	—	—
12	（L）	その他 具体例（　　）	—	—	—	—

対象国・地域：インド

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標
1999年商標法の下、商標登録は可能と考える。当該商標は商標法第9条、第11条には該当しない。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標
1999年商標法の下、商標登録は可能と考える。当該商標は商標法第9条、第11条には該当しない。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company（企業名）という文字からなる商標
1999年商標法の下、商標登録は可能と考える。当該商標は商標法第9条、第11条には該当しない。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標
文字や他のタイプの商標同様、音商標が登録されるかどうかは識別力があるかどうかによる。すなわち、平均的な消費者がその音を商品やサービスと結び付けて他の企業の商品やサービスと区別することができるかどうかである。この飲料メーカーの場合、ルードヴィッヒ・ヴァン・ベートーヴェンの有名な楽曲「エリーゼのために」（For Elise）の一部のみで構成される音商標としての識別性を証明できると考える。よって当該音商標は登録可能と考えられる。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標
「(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標」の回答と同じ。

(3)建造物-立体的形状からなる商標
エッフェル塔のイメージはパブリックドメインとして保護されているが、夜間のエッフェル塔のイメージの使用は、SETE（エッフェル塔運営会社）による事前許可の対象であり、使用目的、使用量、メディアプランなどによって支払う金額も異なる。エッフェル塔の立体画像が、グラフィックスとして表現され、他社の香水と区別されるのであれば、香水を指定商品として商標登録できるものと考える。立体商標の識別力は文字商標や図形商標と同じように審査される。

対象国・地域：インド

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	1950年紋章及び名称(不正使用防止)法(1950 年法律 No.12)	紋章法第4条(b)は、紋章法第3条に違反する紋章および名称を使用する商標又は意匠の登録を禁止している。禁止されている名称または紋章は同法の一覧表に明記されている。第8条の下で中央政府は一覧表を追加、変更ができるようになった。名称または紋章が禁止の範囲内にあることを確認するには、一覧表のすべてを参照する必要がある。一覧表には、UNO、WHO、インド政府に属する名称や紋章、公印などが含まれている。	紋章法の第3条と第4条	1999年商標法の第4条と第9条第2項

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	—	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	1999年商標法	1999	1999年商標法以前、1958年商取引・商品市場法（The Trade and Merchandise Act 1958）法で商標を管理していた。1958年法には1999年法にある紋章を商標として登録できないという規定は含まれていなかった。

対象国・地域：ロシア

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 （部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン）	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	ロシア連邦民法第1483条（商標の公式登録の拒絶理由）第2項	次に掲げる要素のみから構成される標識は，商標としての国家登録を受けられない。：1)国の表象及び標識（旗，国の紋章，国の勲章，紙幣等）；2)国際組織及び政府間組織の略称又は完全名称，その旗，紋章，標章及びその他の標識；3）公的管理印，保証印又は品質証明印，褒章及びその他の国の栄誉章 <…> 4）上記1－3に係る標識又はこれと混同を生じる程にこれに類似する標識	人を欺いたり、公共の利益に反する登録からの保護	d. 紋章、記章、旗章	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	International registration No.1173383
2	ロシア連邦民法第1483条第3項	次に掲げることに該当する要素を提示するか又は含む表示は，商標としての国家登録を受けられない； 商品又はその製造者に関して虚偽であるか又は消費者に誤認を生じさせる虞があること	人を欺く登録からの保護	a. 絵画、彫刻 b. 陶磁器、織物 c. 書跡、署名 d. 紋章、記章、旗章 e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 h. 経典、碑文 i. 文化的行事 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 c.「内容（小説や詩等の場合）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象	(B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある (D) 自国の文化財かどうかで判断が異なる場合がある (F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	Trademark ＢＥＲＣＡЛЬ is registered (Registration number 472998)
3	ロシア連邦民法第1483条第3項	次に掲げることに該当する要素を提示するか又は含む表示は，商標としての国家登録を受けられない； 公益並びに人間性及び道徳の原則に反すること	道徳などの原則に反する登録からの保護	a. 絵画、彫刻 b. 陶磁器、織物 c. 書跡、署名 d. 紋章、記章、旗章 e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 h. 経典、碑文 i. 文化的行事 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳 k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 c.「内容（小説や詩等の場合）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある （指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない）	MOTHER TERESA International registration No. 1241155
4	ロシア連邦民法第1483条第4項	ロシア連邦国民の文化遺産又世界の文化及び自然遺産の特に貴重な客体の公式名称又は絵並びにコレクション及び基金に所在する文化的価値の有る像と同一であるか又は混同を生じる程に類似する商標は，国家登録を受けられない。ただしこのことは，前記の客体の所有者でない者であって，所有者又は所有者により明示的に授権された者の同意を得てないものの名義で登録が求められている場合に限る。	公共の利益やよく知られている文化遺産などの保護	a. 絵画、彫刻 b. 陶磁器、織物， g. 小説、詩 h. 経典、碑文 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 c.「内容（小説や詩等の場合）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象 e.「メロディー（楽曲の場合）」が対象	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	Trademark is registered (Registration number 511433)
5	ロシア連邦民法第1483条第9項	表示が次に掲げるものと同一である場合は，登録できない。 (1)権利所有者の同意がない，商標の国家登録出願の提出日にロシア連邦において知られている科学，文学又は芸術の著作物，かかる著作物からの文学上の人物又は引用，芸術の著作物又はその断片の標題／名称であって，各著作物に係る権利が，出願されている商標の優先日より先に生じたもの (2)名称，雅号若しくはその派生名称又はロシア連邦の有名な肖像の模写であって，出願の提出日において当該者又はその相続人の同意がないもの	文学や著名な人の名前、イメージ、作品に関する無許可の登録からの保護	a. 絵画、彫刻 c. 書跡、署名 e. 演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ f. 楽曲 g. 小説、詩 h. 経典、碑文 i. 文化的行事 k. 歴史上の人物名	a.「名称」が対象 b.「外観（形状・立体的形状）」が対象 c.「内容（小説や詩等の場合）」が対象 d.「歌詞（楽曲の場合）」が対象	(F) 結合商標（文化財等を表す標章を一部に含む場合、文化財等を表す商標に文字や図形を付加した場合）にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	ВАСИЛИСА ПРЕМУДРАЯ Trademark is registered (Registration number 504591)

対象国・地域：ロシア

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
2	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
3	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(C) 審査での拒絶事例	Application number: 2013705310 Case: この出願商標は、ラモーナ宮殿の一部とその名称を表しているため、第1483条第4項に該当する。ラモーナ宮殿は国の登録文化財。
4	①文化財保護の直接の規定（Q1．）による拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
5	②識別力の観点での拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
6	②識別力の観点での拒絶	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
7	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	—
8	②識別力の観点での拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	文化には識別力がないと認識されるとは思わない。
9	③公序良俗違反	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
10	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例 （登録後の無効も含む）	—
11	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	Application number: 2012706584. Case: この出願商標は、古代のキリスト教の祝日「Epiphany：エピファニー（公現祭）」（「Theophany」または「Three Kings 'Day」ともいう）の名前を表すものとして判断された。
12	③公序良俗違反	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	④出所の混同の防止等	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
14	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
15	④出所の混同の防止等	(C) 審査での拒絶事例	—
16	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	理論的な例は回答シートQ1参照
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	—
18	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
19	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例 （登録後の無効等も含む）	—
20	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	—
21	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：ロシア

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	411502	 *スターリングラード攻防戦を記念して建てられた巨像「母なる祖国像」	09, 35, 36, 39, 40, 41, 42, 43	Federal state cultural institution（関係者）
2	（B）	陶磁器、織物	286924	 *ロシア帝国陶磁器	21, 35, 39	Lomonosovsky porcelain factory（関係者：ロシア帝国陶磁器の初期製造業者の歴史的権利継承者）
3	（C）	筆跡、署名	821172 (IR)	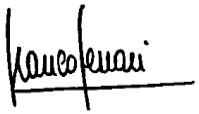 *イタリア人デザイナー	24, 25	FRANCO FERRARI S.R.L.（関係者：署名のイタリア人デザイナーの法人
4	（D）	紋章、記章、旗章	435594	 *ロシアの地図と弦楽器ライアーが描かれており、ロシアの軍隊についての記載がある	41	Federal state cultural and art institution（第三者：のちに商標は無効）
5	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	593978	 *バレエ音楽「白鳥の湖」(文字)を含む標章	35, 41, 43	LLC PAREBRIK（第三者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
6	（F）	楽曲	258565	WALTZ-BOSTON *ボストン・ワルツに類似	33	権利者でも管理団体でもない （不使用で取り消された）
7	（G）	小説、詩	397154	Baron du Vallon *アレクサンドル・デュマの小説に出てくるキャラクター	33	LLC Trade company Zolotaya Grozd（第三者）
8	（H）	経典、碑文	234628	НОЕВ КОВЧЕГ *旧約聖書からの引用	1-3, 5-42	LLC Erikon M（第三者：不使用で一部取り消された）
9	（I）	文化的行事	544187	САБАНТУЙ タタール民族の公用語で「古代トルコの祝日」を意味する	30	LLC DYSLYK（第三者）
10	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	472998	ВЕРСАЛЬ *フランスの宮殿「ベルサイユ」	30	Irkustky maslozhirokombinat（第三者）
11	（K）	歴史上の人物名	284266	Салават Юлаев *18世紀、バシキール人の英雄	33	LLC Holding company Business-Invest Group（第三者）
12	（L）	その他 具体例（　　）	—	—	—	—

対象国・地域：ロシア

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標

レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」は世界文化遺産であり、連邦民法第1483条（商標の公式登録の拒絶理由）第4項（ロシア連邦国民の文化遺産又は世界の文化及び自然遺産の特に貴重な客体の公式名称又は絵並びにコレクション及び基金に所在する文化的価値の有る像と同一であるか又は混同を生じる程に類似する商標は、国家登録を受けられない。ただしこのことは、前記の客体の所有者でない者であって、所有者又は所有者により明示的に授権された者の同意を得てないものの名義で登録が求められている場合に限る）に基づき拒絶されると考える。権利者や権利を持つ団体から許可を受ければ商標として登録することができる。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標

レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」のパロディは、世界文化遺産に類似するものとして、連邦民法第1483条第4項に基づき拒絶されると考える。審判等でも認められる可能性は低く、権利者や権利を持つ団体から許可を受けられる可能性も低い。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company （企業名）という文字からなる商標

企業名を付加しても、レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画「モナ・リザ」は世界文化遺産であり、連邦民法第1483条第4項に基づき拒絶されると考える。審判等でも認められる可能性は低いと考えるが、権利者や権利を持つ団体から許可を受ければ商標として登録することができる。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標

連邦民法第1281条（著作物に係る排他的権利の効力）第1項（著作物における排他的権利は、著作者の存命中に加え、著作者が死亡した年の翌年の1月1日から起算して70年間、存続するものとする）および第1316条（実演家の死後における実演の創作者人格権、実演家の氏名表示権及び同一性保持権の保護）第1項（ 実演家の創作者人格権及び実演家の氏名表示権並びに同一性保持権は、無期限に保護されるものとする）により、ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェンの「エリーゼのために」の一部で構成する音商標が出願された場合、「エリーゼのために」が出願人自身によって演奏されたものであれば、飲料を指定した音商標として登録されるであろうと考える。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標

連邦民法第1281条および第1316条により、ルートヴィヒ・ヴァン・ベートーヴェンの「エリーゼのために」の一部で構成する音商標が出願された場合、「エリーゼのために」が出願人自身によって演奏されたものであれば、飲料を指定した音商標として登録されるであろうと考える。

(3)建造物-立体的形状からなる商標

エッフェル塔を表す立体商標は、商品の製造業者および製造場所に関する誤認混同を避けるため、フランスの企業名義で商標として登録することができると考える。

対象国・地域:ロシア

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	"文化に関する枠組み法"（ロシア連邦最高会議　1992年10月9日 No.3612-1による）	ロシアの文化遺産の枠組みを設定する	第25条	第25条は連邦民法第1483条第4条を参照している
2	ロシア連邦の国民にとっての文化遺産（歴史的、文化的重要な遺産）に関する 2006年6月25日連邦法（No.73-FZ）	ロシアの文化遺産と適用条件を規定している	第3条	第3条は連邦民法第1483条第4条を参照している

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	—	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	—	—	—

対象国・地域:アンデス共同体

Q1 文化財等を表す標章に関する規定

規定がない場合はQ2へ

no.	(1)		(2)	(3)		(4)-①	(4)-②
	条文番号	抜粋 (部分的に該当する場合は、該当部分にアンダーライン)	規定の趣旨	①対象とする文化財	②何を対象としているか	規定の運用について	規定の例外となる登録事例
1	アンデス共同体決議第486号第135条(l)項	(l) 標章が付される対象の商品や役務に関して、混同を生じるおそれのある国内又は外国の地理的表示を含む標章	商品またはサービスの出所の混同のおそれのある商標は登録されない	i. 文化的行事 j. 建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	a.「名称」が対象 b.「外観(形状・立体的形状)」が対象	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある(指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない) (B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある (C) 文化財等の著名性により適用の有無が異なる場合がある (D) 自国の文化財かどうかで判断が異なる場合がある (E) 文化財等のパロディ商標(著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標)にも適用される	商標 "Morropon" (登録番号: 2108595)ペルー 商標 "La Cacica" (登録番号: 325991) コロンビア
2	アンデス共同体決議第486号第135条(m)項	(m)法的資格を有する当局の許可なしに、商標又は商標の要素として、紋章、旗、記章、又は国家に採択された支配や権限を示す公式な記号やマーク、及び紋章としてのそれらの模倣、及び、国際機関の紋章、旗、他の記章、国際機関の名称、又はその短縮された名称を複製、又は模倣した標章	—	—	d. 紋章、記章、旗章	(E) 文化財等のパロディ商標(著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標)にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	—
3	アンデス共同体決議第486号第136条(g)項	(g) 先住民のアフロアメリカ又は地域のコミュニティの名前、或いは、商品、役務、又はその手続き上の形態を識別するために用いられる、若しくは、それらの文化又は慣習の表現を構成する名前、単語、文字、書体、又は記号からなる場合。ただし、出願がコミュニティ自体によって、又は明示の同意を得てなされた場合を除く	先住民の文化または慣習を表する商標は登録されない	—	—	(A) 指定商品、指定役務との関係性で、判断が異なる場合がある (指定商品・指定役務にかかわらず拒絶となる場合は、当てはまらない) (B) 使用による識別性の獲得により、登録の可能性がある (C) 文化財等の著名性により適用の有無が異なる場合がある (D) 自国の文化財かどうかで判断が異なる場合がある (E) 文化財等のパロディ商標(著名な文化財等の特色を一見してわかるように残したまま、全く違った内容を表現し、滑稽を感じさせるようにした商標や、文化財をデフォルメ化した商標)にも適用される (G) 文化財等の管理者など、特定の出願人による出願は登録となる場合がある	—

対象国・地域:アンデス共同体

Q2 文化財等に関する拒絶事例

no.	拒絶の観点	事例	内容
1	①文化財保護の直接の規定(Q1.)による拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
2	①文化財保護の直接の規定(Q1.)による拒絶	(B) 判例・審決例（登録後の無効等も含む）	—
3	①文化財保護の直接の規定(Q1.)による拒絶	(C) 審査での拒絶事例	—
4	①文化財保護の直接の規定(Q1.)による拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	第三者がペルーとコロンビアのジャングル地域の先住民コミュニティの名前を商標として登録しようとしたとき、商標局は出願人に対し、当該コミュニティの許可を提示するよう要求した。許諾文書が提示されない場合商標局は出願を拒絶する。
5	②識別力の観点での拒絶	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
6	②識別力の観点での拒絶	(B) 判例・審決例（登録後の無効等も含む）	—
7	②識別力の観点での拒絶	(C) 審査での拒絶事例	—
8	②識別力の観点での拒絶	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
9	③公序良俗違反	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
10	③公序良俗違反	(B) 判例・審決例（登録後の無効も含む）	—
11	③公序良俗違反	(C) 審査での拒絶事例	同一の商品を区別する標識の検証では、市場における混同のおそれと標識そのものの類似性が判断される。 六角形の図形と文字で構成される標識で、「TAQUILE（チチカカ湖の島）」と「TAKILE」で類似性を見ることができる。「TAQUILE」の第二音節の「QUI」は「TAKILE」の「KI」と同じ発音であり、公衆は両標識が関連するものと考えるであろうことから、商標権者がビジネス上関係があるものとして出所の混同を生ずるおそれがある。
12	③公序良俗違反	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
13	④出所の混同の防止等	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
14	④出所の混同の防止等	(B) 判例・審決例（登録後の無効等も含む）	—
15	④出所の混同の防止等	(C) 審査での拒絶事例	—
16	④出所の混同の防止等	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—
17	⑤その他の観点	その他の観点について 具体的に記載をしてください	—
18	⑤その他の観点	(A) ガイドライン等の掲載事例	—
19	⑤その他の観点	(B) 判例・審決例（登録後の無効等も含む）	—
20	⑤その他の観点	(C) 審査での拒絶事例	—
21	⑤その他の観点	(D) 拒絶となる可能性が高いと考えられる仮想事例（判例・審決・実際の拒絶例がない場合）	—

対象国・地域：アンデス共同体

Q3 文化財等に関する登録事例

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
1	（A）	絵画、彫刻、書跡	198630 (Colombia)	*ミロのヴィーナスのイメージと文字「VENUS」	工業用糸	Hilos y Sumninistros LTDA（第三者）
2	（B）	陶磁器、織物	149091 (Perú)	*ペルーのチチカカ湖に浮かぶタキーレ島「Takile」。タキーレ島の織物はユネスコの無形文化遺産	衣服	Takile Fashion Trends S.A.（第三者）
3	（C）	筆跡、署名	—	—	—	—
4	（D）	紋章、記章、旗章	—	—	—	—
5	（E）	演劇等の演目、題目、民族舞踊、バレエ	180122 (Perú)	*ペルーの伝統的な踊りであるトンデロ「Tondero」の文字と踊りのイメージ	ココア及び代用コーヒー、チョコレート製品	Cooperativa De Servicios Multiples Norandino LTDA（第三者）

no.	分類	文化財	登録番号	商標	指定商品・指定役務	出願人
6	（F）	楽曲	271955 (Colombia)	CEMENTO VALLENATO *コロンビアの民族音楽バジェナート「Vallenato」	金属製でない建築用の専用材料、灰色のセメント、ポルトランド1、ポルトランド11、白色のセメント、アスファルト、ピッチなど	Cementos y Calizas de la Paz S.A..（第三者）
7	（G）	小説、詩	—	—	—	—
8	（H）	経典、碑文	—	—	—	—
9	（I）	文化的行事	—	—	—	—
10	（J）	建造物、史跡、城跡、庭園、峡谷、山岳	—	—	—	—
11	（K）	歴史上の人物名	61654 (Perú)	MIGUEL GRAU *ペルーの提督で、アンガモスの海戦（1879年）の英雄	大人用の教育、訓練、車の運転のための教習	Zusi Vidal Tarazona（第三者）
12	（L）	その他 具体例（　　）	—	—	—	—

対象国・地域:アンデス共同体

Q4 モデル事例についての判断

(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標
「モナ・リザ」の絵は人類の芸術的遺産とみなされ、超国家的な法律によって保護されるため、商標登録はアンデス共同体のどの国でも拒絶されると思われる。

(1)絵画 – ② 絵画に変更を加えてパロディとした商標
「(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標」の回答と同じ(拒絶)。

(1)絵画 – ③ 絵画と XYZ Company (企業名)という文字からなる商標
「(1)絵画 – ① 絵画そのものからなる商標」の回答と同じ(拒絶)。

(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標
「エリーゼのために」はよく知られている楽曲であり、超国家的な法律で保護されるため、商標登録は拒絶されると思われる。

(2)音楽 – ② ①の音楽のメロディーに自社名を歌詞として歌にした音商標
「(2)音楽 – ① 著名な音楽の一部のみからなる音商標」の回答と同じ(拒絶)。

(3)建造物-立体的形状からなる商標
十分な識別力があり商標登録可能。ただし形状についての独占権は与えられない。

対象国・地域:アンデス共同体

Q5 その他

(1)文化財保護政策について

no.	制度・法律名	制度・法律の目的	知的財産制度と関係する規定	文化財の商標的な使用について制限する規定
1	アンデス共同体決議第588号:	加盟国の文化遺産を構成する資産の特定、登録、保護、保全、監視、賠償および帰還のための共通の政策、仕組み、法的規定を促進し、加盟国と第三国との間でも同様に違法な移転を妨げる共同活動を計画し実行する。文化遺産とは、人類の歴史に貢献する精神的、審美的、技術的、象徴的、あらゆる形態の創造性を含む過去から継承された有形、無形なものであると理解されている。	—	—

(2)文化財等に関する法改正等について

①商標法改正や基準・運用改訂の動き

no.	法律・基準等	改正等の動き
1	—	—

②過去の商標法改正や基準・運用改訂

no.	法律・基準等	改正等の年	改正等の内容
1	DECISION 460	1999	1999年に制定されたアンデス共同体決議第460号は、アンデス共同体に加盟する国の文化遺産を構成する商品の特定、登録、保護、保全、監視、賠償のための共通の政策と基準を推進することを目的とする最初のアンデス共同体決議である。これは加盟国と第三国との間の違法な移転を妨げる上でも同様である。

禁 無 断 転 載

平成 29 年度　特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歴史・文化に係る商標の保護に関する調査研究報告書

平成 30 年 2 月

請負先　　株式会社　サンビジネス

〒105-0014　東京都港区芝一丁目 10 番 11 号
コスモ金杉橋ビル
電 話　　03-3455-5294
FAX　　03-3455-8909
URL　http:// www.sunbi.co.jp
E-mail　info@sunbi.co.jp